M4-148

昭和四十四年十一月二十日

受贈

昭和二十六年九月九日附日記抄

朴重陽先生文書

藤本修三氏蔵

28?.2
72

東京都千代田区大手町２の８　日本ビル533号室

財団法人　友邦協会

電話東京270局３０４８番

振替東京　１４７４７７番

日記

（昭和二十六年（一九五一））

九月九日（日）曇　桑港會議ニ於テ四十九ヶ國ノ調印式有之

日美協約（美日防衛同盟）ノ計劃アルトノ新聞報道アリテ蘇連ハ參加セズ云々

明治維新時代ニ人材輩出シ日本ノ隆盛ハ實ニ火ノ起ルガ如キテアッタ遂ニ五大強國三大強國ノ一員トシテ世界列強ノ仲間テアッタ日清韓三國カ白人ノ植民地トナルヲ免レタルハ唯一日本帝國ノ嚴存シタル所以ナリト云フモ過言ニアラザルヘシ若シモ夫レ日本ガ支那ヤ朝鮮ノ如ク無力テアッタナラバ極東亞ノ形勢偖如何哉日本ノ勃興ハ急速度テアリ最高峰絶頂的テアッタ蓋シ國家興亡盛衰ハ循環ノ理也大東亞戰爭時軍人跋扈シ政治家ハ

畏縮シタリ若シモ明治天皇ノ如キ英明ノ主アリ伊藤博文ノ如キ政治家ガアツタナラバ大東亜戦争ハ起ラナカツタカモ知ラナイ神経質的東條英機ハ政治ト軍務ヲ混同運行シタルノハ是レ即チ国運ナルヘシ今更東條ヲ叱責シタリ軍人ヲ批難スルノモ詰ラナキ話デアル嗚呼講和條約成立シ新生日本ノ出現ヲ歓喜スルノデアル

韓日両国ハ唇歯ノ関係アリ唇亡則歯寒ハ人皆知之タ日本ヲ敵視セズ互相提携シ以テ幸福ナル前途ヲ開拓スヘキデアル抑モ小児ハ大人ト同一ナル待遇ヲ受クル能ハズ弱者ハ強者ト同等ナル境遇ヲ得ル能ハサルハ理ノ當然ナリ我レノ智識比於日本人遜色無之

我レノ勤勉努力ガ日本人ト同一無異デアレバ日本人敢テ我レヲ侮蔑スル能ハザルベク我レ技能ガ日本人ヨリモ優秀デアレバ日本人ガ必ラズヤ禮ヲ以テ我レヲ招聘スベシ我レノ足ラナイ處ヲ反省シ彼レノ長處ヲ習得スベキデアル而シテ韓日兩國人ハ相親相愛シ以テ團結ヲ堅クス、ベキデアル是即チ地理的自然シ勢ニシテ天然ノ命ズル處ナリ

辛卯九月九日

朴重陽記

敬啓　華函拝見　小生ノ日記ヲ
同和紙上ニ御記載云々候處御
自由ニ御任セ申上候但シ本人ノ意
誤解ナキ様[illegible]居候ハヾ
同和一枚乞ニノ手ニ　拝具
舊友ノ安否ヲ知ル多謝々々

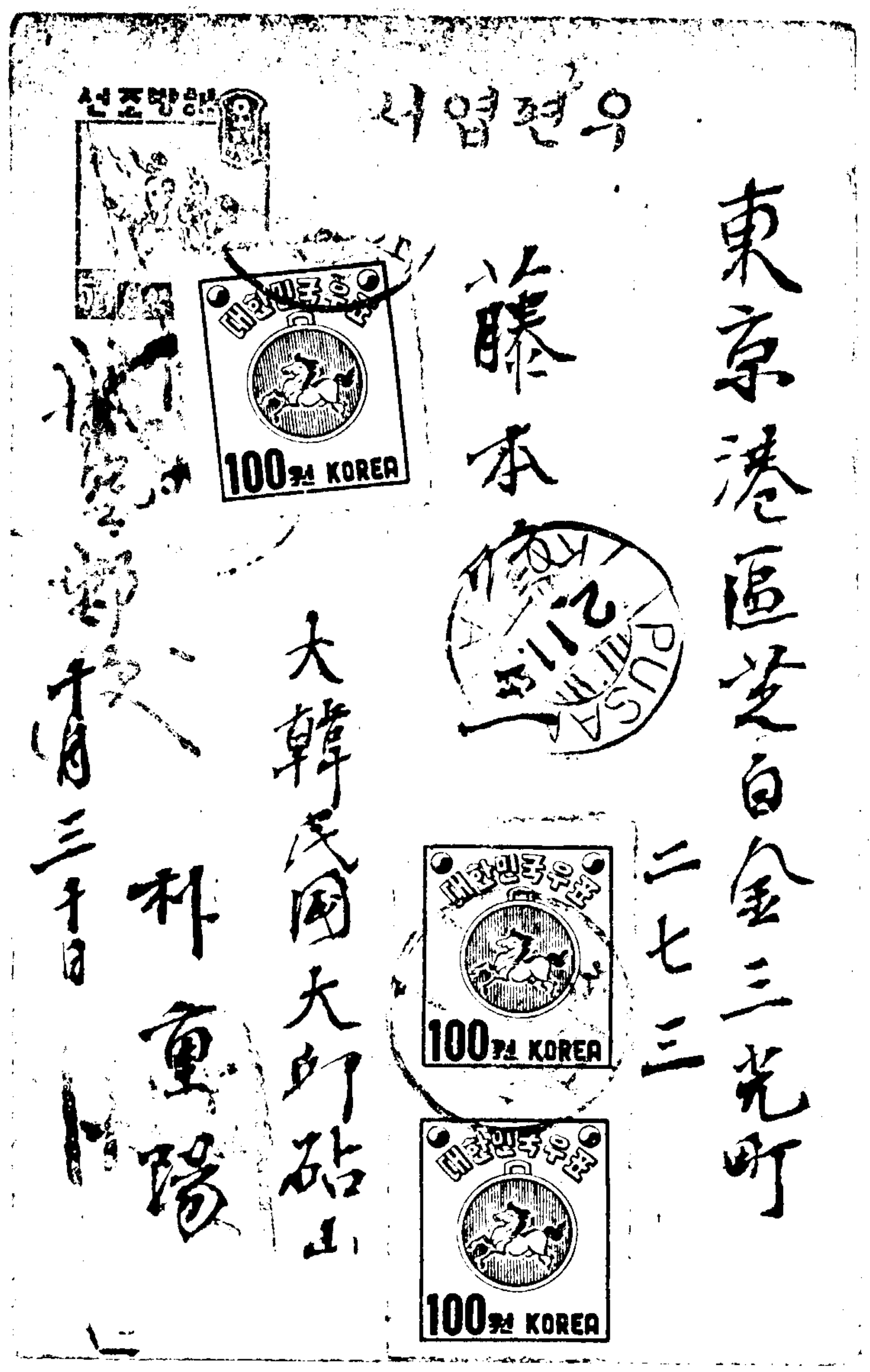

우편엽서

東京港區芝白金三光町
二七三
藤本[illegible]

大韓民國大邱砧山
朴重陽
[illegible]十一月三十日

대한민국우표 100원 KOREA

PUSAN

敬啓　講和條約成立御歡
申上候　同將波氏へ御風聲
被下度所ニ候　小生ノ日記
抄録封呈致置候間御一讀
被下度願上候時局多事之
際偏ニ御健康ヲ祈上候

尾崎行雄氏著
「我が遺言」一冊

我が遺言　一冊
御求メ御送付被下度御依
頼申上候

尾崎行雄著
我が遺言
文京區白山御殿町一〇
國民図書
定価二百七十円

辛卯年十月三日
朴重陽

藤本仁光　貴下

細見正義氏稿

(一) 事務引継ぎ

企画院[illegible]直轄前任者美根さんに事務引継を求めた所「誰がやっても何ともならんよ、君もえらい仕事を背負ったもんだ、詳しいことは皆に聞いてくれ」たったこれ丈でノイローゼだとは聞いて居たが、いささか私も驚いた。美根さんは知事に栄転したが間もなくノイローゼを理由に辞任帰郷された。

(二) 物動情勢

(1) 局長より毎月の半分以上は内地に出張して現物の確保に努めよとの指示があった。私の就任の少し前に粕谷事務官が内地の各地を歴訪して現物確保に大きな効果を挙げたので詳しく事情を聞いたが「あれは最初の奇襲だから成功したので二度とは効かない」と我が退腰、何分軍部は人海戦術で例へば八幡製鉄所には共に数十人の軍部員を常駐させ、軍の威力を背景に資材の確保に狂ほんして居り、総督府からの僅か数名の派遣員では手も足も出ず物動で決定した切符の現物化が難しいのも無理はなかった。

(2) この情勢を少しでも打開するため総督府の最も優秀な人材7.8名を東京に常駐させ、内地各方面を廻って資材確保に努めた。この人達は困苦に堪えてよく頑張ってくれたが大した効果は挙げることは出来なかったし、私の内地出張も多忙を極めて居た為つい怠り勝になった。

(3) サイパン陥落以降は物動状勢は急激に極端に悪化し、全く手のつけ様がなかった。毎月企画院事務官の持参する機密書類（総督総監室のみ回覧後焼却）によっても航空機、船舶の新造修繕は毎月その損失を大巾に下廻り、これで近代戦が遂行出来るかと考えると睡れぬ夜が続き前任者の美根さんのノイローゼも無理はないと思った。毎晩酒の勢でやっと睡る状態であった。それでも企画院事件では其の弱腰を怒ったり頑張り抜けば五分五分まではいかずとも4分6位には持っていけると考へて居たのだから今から考えると馬鹿馬鹿しい[illegible]であった。

(4) 以上の様な状態で只忙しいばかりで仕事は全く空廻り、執務時間中は陳情の応接と会議とで暮れ書類は執務時間後にやっと目を通す状態であった。陳情者に応接しても会議に出席しても前述の様な情況で確な答えは出来ず、約束しても現物の入手は仲々出来ない始末、全く無能な企画課長振で今考えても冷汗ものである。

(5) 資材獲得に最も大きな効果を収めたのは鮮満物動連絡会議であった。朝鮮の生産は好調ではないが動員供給を超過して居たので、この超過分と満洲の物資とを有無相

通じようと云ふ訳である。平安北道の朔州温泉で開催した会議は和気あいあいとして互に和やかな雰囲気の裡に大きな成果を収めることが出来た。皆んな裸で温泉につかりながら談笑し合つたことが相互の理解と協力に大きな効果があり会議を円滑に運ばしめたものと思はれる。(この会議は軍部を除外し総督府側と満洲国側のみで行はれた)

そこでその次も朔州でやらうと云ふことになつたがこれが失敗だつた。現地へ行つて見るとどうもホテルの空気が陰に沈んでおかしい。先遣の粕谷事務官に聞いて見ると前日ホテルの支配人が会議用の物資購入にトラックで新義州へ行つた帰途転落して死亡して仕舞つた由。これで会議は丸でお通夜みたいなものになるし、有無相通ずる物資は前回に比べて貧弱だし、おまけに満洲側では「この非常時にノンビリ温泉で会議とは何事か」と新聞には叩かれて大あわてをするし全く散々であつた。

(二) 決戦遂行のあがき

(1) 軍からの要望もあり鮮満協力して紡績機械類のものを大陸で組合する計画を樹て、内地から数十工場を移駐せしめる事としたが米軍の機雷投下により内地の港湾は順次封鎖され内地駐在職員の献身的な努力にも拘らず何とも輸送の方法がなくこの計画は実現しなかつた。

(2) 内地港湾の封鎖には全く参つた。内地大陸間の輸送は殆んど途絶え大陸産物資は南鮮各港に山積して身動きも出来ぬ有様、内地からの資材も全く来ない。窮余の方策として案出したのが海流を利用するドラム罐放流輸送である。ドラム罐に物資をつめて海面に極僅かに頭を出す程度の比重にして慶尚南北道の海へ投擲すると海流に乗つて80%以上が内地の日本海岸に打上げられることが実験で明になつた。しかし情ないことに云ふに足る量を送る程にはドラム罐が入手出来ない。木の樽を考へたがとても製造出来ない。とうとうこの情ない珍案も陽の目を見ないで終つた。(1屯の物資に少くも6個が必要)

(3) 鴨緑江水力発電所の防護を協議したこともあつた。初めは発電所の防護が協議され厚板2000tもの調達について議論して居たが、途中で空襲で破壊されたら早い自体が危いとの論が海軍側から出てとうとう総督府側は手をつき軍の措置に任せることとなつたが寧ろ放置された位であつたと思ふ。

(4) 土木課と建築課を解体して企画課の指揮下に入れ、土木建築、工業予備技術者をもつて工場建設推進班を組織して工場建設の推進に当つたが資材入手難の壁は厚く充分の効果を発揮出来なかつた。

(4) 終戦直前には石炭の不足が甚だしく殆んど毎日鉄道局幹部と会議を開いた。鉄道局でもあらゆる手を打ったが如何ともし難く、手持石炭２～３日分と云う日が続き、遂には清津製鉄所のコークス炉を封鎖せざるを得ぬ始末で総督からも製鉄所からも大分責められたが手の打ち様もなかった。

(5) 終戦直前数ヶ月間は鮮満協同でラボール式立こもり策が大真面目で採上げられた。初は鮮満協同で長白山中に、日本人と朝鮮満人を収容して立こもろうと云う計画で戦争も愈最終段階と覚悟せざるを得なかった。この計画は準備中に朝鮮側は江原道と忠清北道の山中にこもることに変更せられた。何しろ大変な人数を収容する訳で何回も軍部と協議を重ねたが生活必需物資だけでも莫大な数量に上り総督府側ではその物資の確保と輸送に責任の持てる案がどうしても出来なかったが参謀はあっさり軍部の責任で引受けようとの申出でがあった。私達はいくら軍の威力でもそんなに大きな人数を収容出来る筈がないと軍部の真意を疑ったがとにかく手榴弾自給計画の実施に努めた。爆発物の原料として興南の硫安及び弾体鉄材の備蓄、製造工場の移駐（二十数工場に上る）等何れも地下に構築しようと云うのである。ソ連は何時参戦するか判らぬ情勢であり参戦すれば１ヶ月で京城に達する見込の由であるので昼夜兼行の作業を続け二十数工場に移駐命令を出したが実現を見ないで終戦となった。唯面白いことに引こもりの輸送用にと作らせた大八車が終戦後鉱工局の若い連中の引越荷物運搬のアルバイトに非常に役立ったことは皮肉である。

(6) 終戦直前企画課の無能と負担過重の非難が強く企画課を解体四課に編成替したが実効もなく終戦となった。

(三) 陸海軍の抗争と陸軍の横暴

(1) 陸海軍の抗争には全く手を焼いた。そして軍の威力をかさに物動外物資や遂には民需物資迄喰込まうとしそれが陸海軍同志で激しく争いながら迫って来る。毎週一回陸海軍参謀を一緒に集めて協議することとしたが殆んど毎回激しい陸海軍の喧嘩である。仕舞には陸海軍共に参謀本部から参謀達が押かけて来る始末であった。特に腹が立ったのは陸軍で私に対して懲罰的召集をにほはせ海軍がこれに反対すると云うことであった。私共は公平に見て海軍に同情的であり海軍参謀と唯二人の極秘の席で涙を浮べて「海軍の我々に死所を与えてくれ。死花を咲かせる丈の資材を与えよ」と云はれた時は私も共にホロリとせずには居られなかった。

(2) 鮮満鉄道輸送会議

関東軍野戦司令部の会場で鮮満鉄道輸送会議が開かれた。野鉄司

全部幹部と朝鮮鉄道局、鮮満物動関係者が出席した。席上の野鉄司令部側の態度は甚だしく高圧的で要は物動を無視して鉄道へ資材を優先的に配給せよと云うのである。満洲国側では誰も発言する者がないので私が起って物動の立場から反対意見を述べたがその途中一野鉄参謀が剣を按じて突立ち私を指して「お前の発言は全く政党政治家と同様じゃないか」と怒鳴りつけて来た。私も一瞬余りの暴言に唖然としたがムラムラと腹が立って来たので気を沈めるため暫らく間黙ってじっとその参謀をにらみつけて居た。満場シンと静って緊張した空気がみなぎって来た所で「国を思うからこそ発言して居るんだ」と前置して話を続けた。これは野鉄側の完全な失敗で会議はそれからシュンとして仕舞って何一つまとまらず野鉄側の要求は何一つ通らなかった。後で満洲国側の或人がこっそり「関東軍は何時もあんな態度なので全く困ります」とささやいた。（この会議では鶴留君米沢君が出席して居た筈）

(3) 鮮満三情連絡会議

藤原銀次郎氏を迎えて各地の視察調査して廻った際総督府で鮮満三情連絡会議が開かれたことがある。（局長は病気静養中） 会議の主体は総督府と満洲国であるので、この両方の責任者を会議のテーブルにつけ関東軍及び朝鮮軍参謀はオブザーバーとしてその後方に椅子を配置したがさあ関東軍が収まらない。満洲国側も「満洲ではどんなときでも会議の主体となるのが軍部という習慣だから正式に会議のテーブルに座らせてくれ」と泣きついて来る。こっちは純理論で突張ったがとうとう参謀次長丈をテーブルにつかせることで妥協した。この時も関東軍の横暴さをつくづく感じさせられた。

(四) 終戦直後の善政？

終戦10日位後に吐血して倒れたのであるがその僅かな期間にも今想出して小気味のよいことが二つあった。

(1) 物動赤本の処理

物動赤本とは物動計画の基本的資料であって資源の分布、生産設備及び能力の状態が一目瞭然たる機密書類である。終戦直後重要書類は全部焼却せよとの命令が出て赤本も当然その運命を免れない訳である。しかし考えて見ると朝鮮物動の赤本を焼いても何の益もないし これは今後の朝鮮建設の為には何よりも貴重な基礎的な資料である。こんな朝鮮人にとって大切なも

のは焼却するよりむしろ朝鮮に残してやった方がよいと考えたので局長に意見を具申して承認を得た。そこで朝鮮物動の赤本をうず高く机に積上げ、総督府勤務の朝鮮人事務官書記官全員を集め（17人位集ったと記憶する）「これは鉱工局長以下我々鉱工局員が諸君に対する最後のはなむけである。これを資料にしてどうか朝鮮建設に努めて欲しい。どれを誰にと云う訳にもいけないので君達全員に対して贈るから適当に処置して呉れ」と云って与えた。朝鮮人事務官全員は涙を浮べて何よりの贈物と喜んでくれた。喉から手が出る程欲しい資料だが到底焼却は免れぬとあきらめて居たと云うのであった。

(2) 五万分の一の地図原板の保存

前述の赤本事件の数日後中枢院参議外数名の朝鮮人長老がやって来て五万分の一の地図の原板破棄の命令が出たが何とか取止める訳にいかぬかと陳情を受けた。折角長い年月と莫大な費用をかけた大切な原板を破棄とは無益な暴挙と思ったので直ちに局長室へ連れて行った。局長も全く同感で種々尽力されて保存することが出来、これ亦大いに朝鮮人に感謝せられた。

この二つは私の企画課長拝命以来たった二つの気持のよい仕事であった。これ等の処置のお蔭か、朝鮮人側の鉱工局員に対する感情は非常に良く、数人の朝鮮人書記官事務官は度々内密かに私の病床を訪れて朝鮮政界の動きを伝えてくれるし何よりも嬉しかったのは鉱工局幹部で投獄された者は林鉱課長を除いて1人もなかったことである。鉱工局長以外の全局長と大部分の課長は次々に部下朝鮮人の密告等によって~~次々に~~投獄せられたが鉱工局のみは安全であった。しかし遂に20年11月の末に密に訪れた朝鮮人書記官から「今迄我々はよい日本人と悪い日本人を区別して処理して来たが情勢が急変した、今後は玉石共に焼かれる虞があるから早く帰国してくれ我々も退任する積である」と告げられたので大急ぎで局長帰国許可を得る様に運動（米沢兄が大いに尽力）し、漸く許可を得て帰国したのであった。

松木さんがタイトルを
つけて下さった。

~~朝鮮総督府~~官房キカク課

書記官纈正義 終戦

前後の想い出、10/12
↳カード記入

昭和43年 職員録に企画部なし
営業、経済調査部長 井下郁太郎

昭42.11.

333.3
73

静岡銀行

初代企画課長

丹下、美根正一

塩田正俊

中野

後任 山名

後任 平田大六

総務

企画課長

生産課

[illegible]

昭和17年

7月1日

企画部長

~~[illegible]~~

計画課長 — 山名治郎

[illegible]

静岡銀行

[illegible]

M4-150

昭和四十年九月十六日（テープNo.二一三号）
於 友邦協会 会議室

朝鮮茂山鐵鉱の開発と
清津製鉄所建設 回顧談

財団法人友邦協会 理事長 穂積眞六郎

東京都千代田區大手町二ノ八日本ビル五三三号室
財團法人 友邦協会
電話東京（二七〇）三〇四八番

昭和四十年九月十六日（テープNo.二一三号）　於 友邦協会会議室

朝鮮茂山鐵鉱の開発と
清津製鉄所建設回顧談

財団法人友邦協会理事長　穂積眞六郎

出席者名

理事　上瀧基（元朝鮮総督府殖産局長）
仝　萩原彦三（元拓務次官）
仝　渡辺豊彦（元朝鮮総督府農林局長）
仝　神田路三郎（元三菱商事京城支店長）
仝　近藤釼一（元京城日報社論説委員）
仝　工藤三次郎（元朝鮮貿易協会専務理事）

田中武雄（中央日韓協会長、元政務総監及内閣書記官長）
藤本修三（元朝鮮総督府会計課長及殖産局長）
建部喜代子（国会図書館アジアアフリカ資料室）
岸謙（友邦協会）

569.2
561
564
73

上瀧　今日は茂山の鉄山や、清津の製鉄所建設~~まで~~などのことで色々とご苦心談を承はりたいと思います。

穂積　そのことは、いつか原稿に書いたことがありましたが、その中に自慢話みたいなものが出てくるので、その原稿を破って捨ててしまったのです。

上瀧　私のような、その当時にそれらの仕事に携わっていた者がお聞きしましても、耳新らしい、珍らしいお話なのですから、恐らく皆さんにも珍らしいお話だと思うのです。

穂積　だから、きっと、どうぞ吹き立てるようで、相済みませんが

……

それでは、茂山の鉄山と、清津の製鉄所のお話をいたします。

コクヨ　ケイ－30

埋蔵量十億トンの鉄山

ご承知のように茂山というのは、山の附け根から上で約五億トン、それから地下にも約五億トン、合計十億トンもあるといわれた大きな山なので、昔から非常に眼をつけられていたものです。

はじめ警察官をしていた人が、五十何鉱区かの許可を受けたものだそうです。これを三菱が譲受けて、いいところだけをとって、あとは手放してしまい、いつかは、これを開発しようと思って、考えていたらしいのです。

それで、軽便鉄道も古茂山から茂山まで引くことも考えていたのですが、惜しいことには、品位が非常に悪いのです。その時分では五十五パーセント以上ないものは掘っても仕方がないという時代のことですが、この山の鉱石は、四十二パーセントと申していましたが、実際

異常な関心を
持った宇垣
総督

腰の重い三菱
を説得

は四十パーセントを割るのではないかという位の悪い鉱山だものですから、三菱でも手がつけられない。そのまま ずっと過ごして宇垣総督の時代になりました。

ところが、御承知のように、宇垣さんは、農村振興と一しょに鉱山の方も非常に御熱心で、何とかして、茂山を開発させて、清津には製鉄所を建てたいと考えられまして、これが一つの宇垣政策の問題だったのです。私は宇垣さんに、「先づはじめに、三菱に対し、三菱がこれをやるのだという決心をさせて下さい」、と話し、それからが、事が始まるのですから というわけで、宇垣さんも大分、熱をかけられたよう

風力選鉱
の研究

です。私も始終、三菱に行っては色々と聞いて来るのですが、なかなか難かしい。四十パーセント位の品位の鉱石を、品位を上げて役に立つ鉄にするまでには、選鉱を非常にうまくやらなければならない。そこで松田さんという、私共の大先輩が、始終説明してくれましたが、何しろ咸鏡北道の一番山奥ですから 冬になると、匪賊なども出て来る。それに寒さも厳しいので鉱石を水でもって洗うというのではどうもやり難いから、風で吹き飛ばす風力選鉱という方式にしようかということで、三菱でも色々と研究しておられました。このように研究が進むと、三菱の方でも段々とやる気になって来ていたのです。

冷淡な商工省や八幡製鉄

三菱、遂に開発を決意

ところが、日本内地の方は非常に冷淡です。八幡の製鉄所などへ行って話して見ますと、あのような品位の悪い鉱山は、お蔵にしておいた方がよいでしょうという。商工省も同じようなことで、茂山の開発については一向に興味をもってくれません。大体このような状況でございました。

そこで、何とかしなくてはいけないと思っているうちに、宇垣さんは総督をやめてしまわれて、南さんの時代になりました。

それからまた、三菱にお百度をふんでいましたが、三菱の方でも、時世が段々と好景気になるので、是非やりたいということです。

それではというので、茂山にも何度も調べに行きましたが、結局、いよいよやることになりました。

五十五パーセント鉄鉱石年産二百万トンを目標

私も大ざっぱに考えまして、一年間に是非二百万トン（五十五パーセントのもの）の鉄鉱石を出してほしいと申したわけです。三菱の技師連中もはじめは非常に反対したのですが、結局一年に二百万トン出そうということになりました。

そして茂山の邑内に事務所を設けて準備の仕事を始めたのです。

やっと開発することになったので、私も喜んで、自分の部屋に居りますと、三菱から佐々木さんという鉱山長になられる方が乗り込んで来ました。

コクヨ ケイ－30

佐々木鉱山長の苦情

いきなり、私の顔を見ると一しました、『穂積さん、あなたはひどいことを言うたぢやないですか。二百万トンの選鉱を造るのには一体何百万トンの鉱石を掘らなければならないものか、あなた知っているのか』というのです。私は、

『知りませんよ』と答えたら、変な顔をしている。

『そんなことは技術家の仕事ではありませんか。それは私は無理を言ったかは知らないけれども、三菱の技術陣でよく調査して、二百万トンを出すということを請合われたわけでしょう。それに、今頃あなたが、

大規模な機械一式をアリカへ注文

京城までやって来てそんなことを言われるのは、少しおかしいではないかと思う。七百万トンも掘らなければいけないのか知らないけれども、そんなことは、我々事務家には分りやしませんよ』といったものです。そうしたら佐々木さんは私をにらみつけていました。ぷっと、東京へ帰ってしまった。

こっちは少し言い過ぎたかなと思っていましたら、二ヶ月位経って、また佐々木さんが京城へ来ました。そして、

『あなたに、あのように言われたので、どうしてもやらなくてはいけないが、考えて見るとそうアメリカと段々仲が悪くなって来る、

熱心な佐々木鉱山長

それで輸入の止まるのも、そう長いことではない、とても、あれだけの仕事をするのに、日本の機械では間に合わないと思ったので、大急ぎで、東京に帰って、すべての機械をアメリカに注文して、やっと日本に到着しました。

それで、これから私は茂山の奥に入って仕事をするのですが、なか〳〵京城になぞ出て来る暇はありませんから、しばらく御無沙汰をします。』

と云って茂山へ行ってしまったのです

それから、時々、私も茂山に行って見ましたが、それは えらい勢です。 えらい勢で仕事が進んでいます。 茂山の邑から鉄山までは少し離れ

コクヨ ケイ-30

前世紀の怪獣を思わせるパワーショベル

ていまして、その間を毎朝夕 バスで連絡しております。 社員達の話を聞くと、

『どうも、うちの鉱山長には驚きましたよ、いつでも一番バスで鉱山へ行ってしまわれるので、われわれは どうも忙しくてしようがありません。』

と、ぶつ〳〵 云っておりました。

それから 山に行って見ますと、どうも、私共が今まで見たこともないような大きな機械です。

三十五トンのトラック、今日では大した事もないでしょうが、その時分は まだ見たこともなかったので びっくりしました。 茂山は馬蹄形に入り込んだ山でして、パワーショベルという前世紀

暖房の季
巨大な選鉱場の建物

の怪獣を思わせるような大きなショベルが、爆薬で破壊された鉱石をすくい上げてトラックに積んで、クラッシャーまで運ぶ。とても大きな摺鉢型のクラッシャーですが、これを運転すると、鉱石を砂のようにして下の方へおろしてしまう。そこまででも相当びっくりしたのですが、それから、さき程話した、湿式選鉱にするか、風力選鉱にするか、どちらを採るかというわけだったのですが、とても風力選鉱ではいけないということで、茂山の山の傾斜面に途方もなく大きな傾斜式の硝子張りの水力選鉱場を建築しています。これには冬期は暖房を設備しております。ここで鉱石が上の方から段々に下に来るまでに選鉱されてしまいには、五十、五十五、六十など思い通りのパーセンテージの鉱石になるようにできている。

その間に、昔の軽便鉄道も広軌鉄道に建設し直して、これを総督府の鉄道局管轄に移して、これによって、清津まで鉱石を運ぶことにしています。

これまでが茂山のお話です。これから清津の製鉄所の話になります。

製鉄国策は八幡集中方式

清津製鉄所建設までの苦心談

岸垣さんは清津製鉄所の建設には非常にご熱心で、是非共やるのだと申しておられます

商工省も
八幡も陸
軍海軍
もすべて
清津反
対

からこれに脅威を感じたのは八幡製鉄所なのです。その当時、八幡は、日本の製鉄を皆八幡に集中して、そこでやるという大原則をもっていました。従って清津や何かに、ちょこく造られては困るという気持をもっていたのであろう、大反対なのです。商工省など、まるで、八幡のお手下（てした）みたいに、八幡が言えばその通りに午かす反対しているのです（笑声）

私は初めは、そんなものを、大した事にも思わなかったのですが、一番困ったのは、陸軍と海軍です。これが同盟して反対するのです。その理由は清津なんて、ロシアに近いところで火だるまみたいな熔鉱炉を建てられたら、

ウラジオか
ら爆撃さ
れるという

小磯軍司
令官を動
かす

すぐウラジオから飛行機が飛んで来て爆撃されてこわされてしまうではないか。これが第一の反対理由だ。それで非常に強いスクラムを組んで反対するのです。これには困ってしまったんですね。こう云っては悪いけれども、南総督や大野政務総監は、そんなことには、あまり熱心にはなって下さらないのです。どうしたらよいかと思った。それじゃ一つ小磯さんのところへ行ってやろう。丁度、小磯さんが朝鮮軍司令官の時でした。ある時東京に来ておられる時でしたが、東京の自宅に参上しまして、色々とお話ししたわけです、そうしたら、小磯さんは、よく聞いておられて、

朝鮮軍参
謀を施差
局長時とも
借りる

よろしい、よく分りました。私も努めて見ます。私の方の参謀の井原潤次郎を貴方に御貸しします。貴方の御仕事の済みますまで返さなりでもよろしいという話です。それから一応京城に帰りました。

まだその時分は茂山にも着手していない時分でしたが、茂山の頂上まで登って考えて見ると、これはとにかくやり遂げなくてはいけないと新な決意をしたのです。丁度十月頃でした。冠帽山と白頭山だけが、雪で白くなっていたが、あとの山々はまだ緑色です。

その間、井原さんも御骨折りでしたが、愈々勢こんで東京に乗り込むことにしました。

これから
陸海軍と
喧嘩

如何なる
憲法か
陸軍は
警戒に過
る

さあ、これから陸海軍と喧嘩しなくてはならないのかなあーと思うと、あまりよい気持はしなかったのですが、東京に来て見ますと、陸軍省軍務局の戦備課長というのですか、長谷川基さんといって、え、朝鮮総督の御挨拶をしていた方ですが、この方から電話で、「一寸お会いしたい、これから総督府の東京出張所へ行くがよろしいか」ということで、どうぞ御出で下さいと云って御待しました。また喧嘩かと思っていますと、長谷川さん、やって来て、馬鹿に切口上で、

「清津製鉄所の建設に関しては、陸軍省

これから海軍省と対決

は今日限り、反対いたしません」
という。これはまた「一体、どうしたことだろう。
小磯さん、井本さんがどのような骨折
をなすったか知らないが、実に魔術に
かけたように、ぱっと転向したのです。私は
大いに喜んで、これで片一方は済んだ。
これから海軍省だというわけです。翌日、
海軍省に出かけて行きまして、軍務局長に面会
を申込みました。豊田副武さんと、終戦当時
の軍令部長ですね。この方が軍務局長でした。
しばらく待たされて、局長室に入りますと、
局長の両側に六人づつ大佐と中佐がずらり
と並んでいるのです。豊田さん、済ました顔で、

怪しからぬ陸軍省海軍を出し抜いて賛成とは

こちらが軍令部の何課長、こちらの海軍省の何々
課長などと一一紹介される。大変なところへ
連れ出されたものだと思いました。
この豊田という人は、元からとても陸軍とは
仲が悪かったのです。さあ、それから豊田さん
の御小言です。
「一体、陸軍省は怪しからぬ。あれほど海軍省
と約束して、清津製鉄所の建設には反対すると、
あれほど固く誓っていたのに、単独で承諾する
ばかりでなく、戦備課長がわざわざ総督府の出
張所まで行って、承諾の旨を発表したそうで
はないか。どうも怪しからん人ではないか。
大体陸軍省というところは、いつもこの調子だ

どうも誠に怪しからぬ……」。
と、しきりに云っている。以前に朝鮮の東海岸に鉄道を敷くという案があったのですが、その時、総督府で、それを、あとにして、中央線というものを先に敷きたくなったらしいのです。それで、その口実に、海岸線は潜水艦が出て来て攻撃すると破壊されるから、これはあとにして、中央線を先にするという説明をしたらしい。総督も陸軍省側も、そんな説明をしたのでしょう。丁度その政府委員会に、同じ政府委員だった豊田さんが入って来られた。これは丁度よろしい。豊田さん、海岸に鉄道を敷くことは、国防上危険があるのですかと聞いた。そんな馬鹿なことはありゃしない。そんなことを云っていたら、どこの国だって、海岸線には鉄道など敷けはしないではないか、と云われたから、大騒ぎになって、政府側の言い分は矛盾するではないかということで総督府は大いにとっちめられた。賛成した陸軍も面目を失なった。この一件を例にとられて、

「このようなこともある。何につけても よく連絡してはくれない。実に怪しからぬ陸軍だ」と[illegible]て怒っているのです

こちらは、もう腹を決めていますから、黙って承わっている。さぞかし しゃくに触ったろうと思うのですが、こちらは謹しみ返って、

「軍部内の御意見の違いは、どうも軍部

「海岸線の鉄道は潜水艦にやられる」で大騒ぎ

コクヨ　ケイ−30

「軍部内の意見相違は統督者の知らぬこと」に豊田さん大いに怒る

内だけで御納め下さるよう……」

といったら、怒りましたね、（笑声）

「一体、清津のようなところに火だるまのような製鉄所など建ててどうする。ウラジオから飛んでくれば三十分もかからない。すぐ滅茶苦茶にされてしまうではないか」

と云われる。それで私は、わざと、びっくりしたような顔をして、

「そうでございますか。しかし、海軍省では野口遵さんに御勧めになって、阿吾地に石炭液化の高級燃料製造所を御建設されたと承わっておりますが、阿吾地はソ連の国境ですから、清津よりも遥かにロシア

豊田局長かんかん怒る

からの距離は近いように思います。それならば清津にだって建ててもよさそうに思いますが」

といったら、また、ますます怒ってね、

「あんな小さな工場は、こわされたら、また建てるだけだ」

という。そこでこちらも睨らみ返って、

「清津でも、もし、こわされましたら、また建て直すばかりでございます」

といったら、かんかんに怒っちまった。

そこで今度は、ぱっと戦法をかえて、

「いえ、どうも大変失礼なことを申しました。それは局長のおっしゃる通りでありますが、

北朝鮮では、唯今、野口さんの御蔭で水力電気が沢山できるようになりまして、これから北鮮工業地帯というものは大いに盛になろうというところであります。

そこへもって来て、海軍に、北鮮の工業地帯は国防上危険だという極印を押されますと、もう北鮮には工業の育つ余地がなくなります。

どうぞ北鮮は危険だということだけはおっしゃらないでいただきたい。もし戦争にでもなりまして、海軍省から一つ御通知がありますならば、どのような損害になりましても、清津製鉄所の火はぴたりと落

無言の行
十分間

て御覧に入れます。

どうぞ北鮮が危険だということだけはおっしゃらないでいただきたい。』

といったら、怒って、ふくれ返っていてね、返事をしないのです。

こっちも、もう、しゃべることはしないで、黙って十分ばかり、じっと座っている。

どうも仕様がないから、

『如何でございましょうか』

と、聞くと、

『書面で回答する』

という。それで帰ってしまった。

それから、軍人のやることは早い、帰って一時間

海軍は不本意ながら同意する

もーないうちに、書面が来た。

さあ、これは何と書いてあるか、恐らくは拒絶して来たのだなと思いながら開けて見たら、不思議なことが書いてある。

『清津製鉄所の建設に関しては、海軍省は不本意ながら同意』

と書いてある。同じ同意するのなら「不本意ながら」だけはやめて貰いたいと思って、翌日、のこのこと、海軍省に出かけて行って、豊田さんの部屋に行った。

『まことに、御賛成下されまして大変ありがたく存じます。けれども、あの「不本意ながら」だけは、何とか消していただけませんか』

と云ったら、軍人ですね。

『不本意だから、不本意だと申したのです』

と答えまして、ふくれている。

まあ、不本意だって何だって、同意はしているのだから、かまいはしない。それで、

コクヨ ケイ-30

長谷川
海軍次官
の案内

「それでは、どうも、ありがとうございました」

と云って、引下がり、それから海軍次官の部屋へ御礼に行った。長谷川清という、後の台湾総督ですね、そうしたら

「軍務局長に聞きましたが、あなたは実に図々しい方ですね」

と云う。まあ恐入って、ペコペコして帰って来たのです。

それで、まあ、清津も決まったわけです。

これが決まった途端に、咸鏡北道の児島知事

セイシンニツボ
シャウバイシ
ウタノム
坪当り十二
銭五厘で
百萬坪
買収

に電報を打って、清津の海岸を羅南近くまで百萬坪ほど大急ぎで買収しておいてくれと依頼しました。

百萬坪というと、大したことに思われますが、何しろ、一坪が十二銭五厘という時分ですから、値上りしては困るので、児島さんに頼んだわけです。児島さんは期待の通り百萬坪の用地を確保してくれました。

このような根本は決まったけれども、そのあとが何やかやとごたごたしていまして、なかなか着手までには至らないのです。

児島さんは、いくら十二銭五厘だったといっても、百萬坪に対する支払はどうしたか知らない

製鉄業は日本製鉄に統合の時代

が、気分になりますよね。

児島さんからは、やいのやいのと催促が来る。そのうち、それでもやっと納まって、いよいよ日本製鉄会社が着手することになったのです。御承知のように製鉄業は、もう、戦争気分が出るとなりました、すべて日本政府の手で統一して、朝鮮でも三菱の兼二浦製鉄所も日本製鉄に譲渡してしまわれるようなわけです。そのような時代になってやっと着手できたわけです

はじめ、宇垣総督時代に、宇垣さんが、盛んに清津、清津と云われるものですから、三菱では何とかしてこれを押し伏せたいと思って、ある時、兼二浦の荻野さんという所長が総督府へやって来られて、

図々しい宇垣さん

「兼二浦は、今、五百トンの能力ですが、これを一千トンに致しまして、その上、尚、昔は製鋼所をやっていたのですが、これも再開することに致します」

と云われる。これで一応了解させておいて、清津の建設をやらないように防せごうというつもりなのです。

そうしたら、宇垣さんも、さる者、なかなか図々しい人だから、

いよいよ靖律建設に着手

「それは大変結構である、是非そうして貰いたい。それが出来たら、わしの方でも一所懸命で靖律の方を進めよう。」

と申される。荻野さんは、がっかりしたような顔をして帰られたことがあります。

それで、いよいよ靖律建設に着手することになり、八幡からは三鬼さんが来て仕事を始められたのです。

私はその推進の為めに始終、靖律に行きますから、ある時、三鬼さんが「一寸、穂積さん二階に上りましょう」と云われる。その当時は

広袤（ぼう）百萬坪の広さ

未だ砂原に仮事務所が建っているばかりで、一眸数里の荒蕪地だったのです。

二階に上って見ますと、三鬼さんが、

「あなたは、始終、青写真を御覧になって、何とか彼とか、おっしゃいますが、ほんとうに百萬坪の広さというものは御覧になったことはないでしょう。一寸ここから御覧なさい。」

と云って、二階の窓から色々説明せられた。一寸見通しもきかない位広いものでした。

そうして、これで愈々、仕事も始まる。これでよいと思っていましたら、三鬼さんが云われるに

八幡製鉄の跡開で清津は後回しとなる

は、

日本製鉄から人がやって来たのです。そして、誠に申訳ないが、あなたの方が一番先に決まったのだが、しかし、この頃になって、軍部が、八幡にばかり製鉄所を固めておくのは危険だから、分散しろという命令です。それで広畑などは急いで建設しなければならなくなった。

この話を穂積さんに云うと、今頃になって何だい、そう云う面を見ろと云われるかも知れません。穂積さんが京城から来られてならい時で救わかつたと云ってましたよ。

とにかく、急いで分散して建てなくてはいけないから、本来ならば清津を先に建てなければなら

清津建設は三番目とする

ないのですが、何しろそういう状況なので、広畑などを先にして、清津は三番目にしていただきたいというわけです。こんな事でいくら頑張っても仕方がないから、「まあ仕方がないでしょう」と、承知してしまったのです。

そこで広畑などが、ある程進んだところで、清津にも着手するようになったのですが、その時はもう私は殖産局長をやめていました。そうして、私がやめて、東京に住居していまして、昭和十七年に、清津の千トン爐が出来上りまして、竣功式がありました。そして、そこでもって、今度は、あと一千トン爐を直ぐ建てるという

戦争に
間に合わ
ぬ千トン
熔の増設

清津最後
の日

ことが決まったら　馬鹿野郎、今頃になって、
あわてたところで　戦争に間に合うものかと
僕は思った。

とにかく、そういう次第でもって、清津の熔
は出来上って、ある程度は働いたのですが、
最後は、豊田軍務局長の云われた通り、
ソ連の艦砲射撃で、どんどんやられてしまった。

三菱清津製鉄所のルツペ製鉄開始

もう一つ話がある。　当時、三菱でもって、
ドイツの直接製鋼法、ルツペを造ることを試験

内地業者は
三菱のルツペ
に大反対

ルツペは製
鉄業法の
範囲外と
主張

したいと云い出した。　広瀬さんという人が担任
です。

ところが、商工省でも八幡でも、ルツペなんて
つまらぬものを　こしらえる　ことがあるものかと
云って、どうしても認めてくれない。

それじゃ　君達は、ルツペなんぞは　製鉄じゃ
ないと思っているのか。

それなら製鉄業法に何の関係がないから、
早速始めようじゃないか。　それが、しかし、唯、
試験をして見たいというのを停める　なんて、けち
くさい奴が　あるもんかと喧嘩をしたんだけれど
も、　その時の八幡の社長が　平尾釟三郎、
それから　理事が私の叔父に当る　滝沢七雄、

これはあとで副社長になりました。に皆の社長室で、製鉄業法でどうとか、こうとか云っているうちに、滝沢が部屋の隅に行って六法全書を持ち出して一所懸命に繰っている。

『おい正（まさ）ちゃん！！（私の叔父さんだが、学校は同級だったので、いつも正ちゃんと呼んでいたのです）――よせよ、そんなこと、お前だって僕だって、学校であんまり出来た方ぢゃなかっただろう。それ[illegible]う何十年も経って、六法全書なんぞ引張り出す奴があるものか』

といった。僕の口の悪いのは滝沢はよく知っていますが、平尾社長は、つやれ謹しみ返っていた奴が、急にべらんめえー口調でやったものだから、びっくりして見ていた。だけど、どうしても、うんと云わないのです。そのうちに商工大臣がかわって、誰だったか、そう、伍堂卓雄さん、その方はルツペに大変興味をもっていて、

『やりたいのなら、やらしたらよいではないか』

ということで、遂にやりました。

伍堂商工大臣がルツペに賛成

ところが、このルツペを造るのは、セメント窯のような、大きなキルンでやるのですが、セメントのような粉末とは違って、固くて、ころころしているものだから、がらがらと廻って

ケムリ四ホン
アガッタ
ミニコミシ
タ

ているうちに キルン の内面が こわれるまで なかなか うまく 行かない。 何度も何度も やり返している。 そのうち 美座さんが死んで やっていた、朝鮮スゲネサウト から耐火煉瓦 を催促して せまって、やっと 一基だけ、一基と いうのは 四本のキルンですが、広瀬さんから電報が来た。 四本の煙突から煙が 出るようになったから 見に来てくれ という ことです。

それで私が隋陣に着く頃、汽車の窓から見ますと、成る程、煙が四つ立ち登っている のです。 これは うまく 行ったなと思って いた。

内地業者
ルッペに
頭を下げ
る

それから 工場に行って、事務室に入って 広瀬さんと話をしていた。 そして、さあ、それでは現場を見て載きましょう ということ で、ひょいと窓から工場の方を見ると、煙は三本で、一本は停っている。

実に広瀬さんは苦労したものですよ。

それでも とうとう 試験をやり上げて、この 方式のものを四基までも増設した ところが、ある時、内地から鉄屋さん達 が ぞろぞろと押し掛けて来た。 何しに来たか と思っていると、

私共は、決して あのルッペ に反対した

ことはございません。どうぞ、私共の方にもあのルツペを使わせて下さい」

という。

なあーに、始めは先頭に立ってぐづぐづ云っていた奴共だったのですが、まあ、そんなことはどうでもよろしい、使うというのなら

「それは大いに結構です、どうぞ可愛がってやって下さい」

というわけで、広畑さんのお仕事も漸く軌道に乗りうまく行きました処でとうとう終戦になってしまった。

まあ大体このような経緯だったのです。

上陵　どうもありがとうございました。

萩原　私も茂山の設備を見ましたが、何しろ大したものでしたね。山に深い大きな穴をあけて爆薬を仕込んで、一度に大きな山をくずしてしまう。くずれると、一さじ五トンのショベルで三十五トンのトラックに七杯づつ積込むのです。

当時、日本にはまだなかったのですが、あのトラックが鉱石を運んで来て、後ろ向きになって行って持ち上げると、三十五トンの鉱石がからからと一度に選鉱場に移されてしまう。今ではダンプカーなど珍ら

しくそならが、これは一体何処のメーカーの製品かと聞きますと、アメリカのパーレンという会社の自動車だった。

それから選鉱の方も、御話の通り、あれも素晴らしいものです。とにかく、山をくずしてそのまま持って来るのですから、色々の石が一緒に入っている。それが選鉱機にかかって下へ落ちて来る時は立派な砂状の鉄鉱石だけになっている。

穂積　ところが、その鉄鉱石を貨車で清津まで運ぶのですが、まだ濡れているままを貨車に積むのです。その貨車を閉くと鉱石が落ちるようになっている。ところが、冬になると凍って一固まりになってしまうので扉を開いても落ちないのです。これには困っていました。

それでも終戦までに、年間百十三万トンも出せるようになっていた。

産金事業の場合は年産七十五トンも出す計画ですと大きなことを云っていたが、結局三十一トンしか出せなかったのですが、それに比べれば、まあよい方でしょう。

連結の為め
貨車からお
ろせぬ鉱石

年産百十三
万トンに増
きつける

荻原　鉄鉱石は褐鉄鉱でしたか

穂積　磁鉄鉱でしたよ

田中　茂山の鉄鉱に着眼したのはいつ頃ですか。私は

昭和十一年に咸鏡北道の警察部長をしていましたが、茂山の奥に有名な農事洞という、匪賊襲撃事件のあった村などがあったりして、その管内は随分私も歩いたものですが、その時分には一向に鉄山の話など聞きませんでしたがね。

穂積　とにかくその時分には、まだ五十五％の含有量がなければ役に立たぬという鉄則があったからです。開発の目標が立たなかったものです。

田中　貧鉱だけれども、無限の埋蔵量をもっておるということは、ずっと前から分っていたのですね。

穂積　唯、パーセンテージが悪いから、いつになったら出るようになるものかと皆、思っていたものです。三菱もやって見たい気があるし、それで軽便鉄道なども敷いたりしていたのだが、本式にやるというまでには、よくよくの研究を重ねたものだと思います。

藤本　ルッペンについては色々反対のあったこともこの前、穂積さんから伺ったことですが、日本高周波も直接精錬でやっている、これで間に合うから清津で別にやらぬでもよいというようなお話も伺ったことがあります

高周波の有賀さんがルッペに反対

穂積　有賀さんが、一度、真面目な顔でいわれたことがある。君は清津だなどといっているが無駄だから、おやめなさい。高周波が発展したら、そんなものはいらなくなるのですよ、と云われる。私は、まあ、「左様でございますか」と云った。

広瀬さんでないと出来ないルッペ

そうするかも知れないが、あまり当てにならなかったのだが、

神田　三菱の広瀬君が内地へ転任後、山下という人が一年ばかりやりました。先生が行くと六基とも皆停まってしまって、うまくできない。それでまた、広瀬君を連れ戻して、終戦頃にはそれもよく出来ておりました。

穂積　神経質な人だが、実に熱心な方でしたね。

神田　あの人でなければできない、全く不思議に思いました。

萩原　それは、結局、耐火煉瓦の問題でしょう。

神田　あれが落ちてしまうのですよ。

萩原　重くて困りからね、

怒らせた穂積さんが豊田さんと親類になる

田中　穂積さんとやり合った豊田将軍がですよ、それが親類になってしまったのだからね（笑声）

穂積　豊田さんの娘をうちの息子にということで人が言って来ましたが、しっかりしていい娘ですよ、これはうまい話だ、とにかくその頃は豊田さんは戦争に行って留守だし、面と向って顔を合わせたらとても出来なかったでしょうかね、（笑声）

渡辺　穂積さんも豊田将軍には叱られたものですね、豊田さんは誰にも難かしい無遠慮な人でした

からね。

田中　こてんこてんにやっつける、海軍でも一寸、手ごわい人でしたからね。

萩原　豊田さんは軍事裁判を受けられましたか。

穂積　え、、受けましたけれども、無罪でした。

……

渡辺　古茂山にはセメントの工場が早くからありましたね。

茂山は、軍事上、満洲に対する重要な一基点であるのと、森林や、セメントや鉄鉱があるから、やはり早くから鉄道をつけられたわけですね。比較的立派な鉄道が茂山までつけられて

機敏果断の小磯軍司令官

いました。

田中　清津の製鉄所ができる場合には、今伺って分ったことだが、小磯さんが一枚加わっているわけですね。

穂積　それどころではない。小磯さんが大いに働いて下さったからです。

田中　うまいところへ頼みに行かれたものです

これはよいことだと思ったらさっとやる人でしたからね

穂積　小磯さんが陸軍省に「うん」といわして下さらなければ、とても間に合わなかったでしょう。

田中　それと、其の下の戦備課長にはよい人がいましたよ、長谷川基といってね、これはよく

兵隊から
特進と選抜
長谷川戦備
課長

物の分った人です。
この人は総動員法を作ったときの参謀ですよ。
私は口ヒドンで一しょになったことがある。その時
長谷川君はその資料をまとめに行っていました。

萩原　あの方は資源局にいて松井君や宇佐美
屋さんと一しょに、ああいうことを計画した人ですよ

田中　軍人としてよりも軍政官として大したもの
だよ。特殊な出身でね、

穂積　しかし、けじめ、うちは、陸軍省としての方
針があるものだから、長谷川君は何といっても
きかない。
あの人は、おしまいに中将までなりました。

萩原　もう亡くなられたのですか、

田中　最近なくなりました。私も色々と感謝
していましたがね、
しかし、穂積さんは、よいところをねらわれたもの
ですよ、小磯さんはね、欠点もあるけれども、
ああいうところは天下一品ですよ。よいと思った
ことは、さっとやってまうのは、、、

上法　長谷川という人はたしか兵隊から特進
した人でしょう

渡辺　あの人と十九師団長の牛島中将の二人は
下士官から特進で上った人です。陸軍教導
団の出身です。

田中　軍部では有名な存在でしたよ、

――――

在来の古い朝鮮の鉄鉱開発

開発の根本は地質調査の完備から

上瀧　朝鮮の鉄鉱調査は割合に歴史が古いと思います。寺内総督の時代、そのお話によって三菱が兼二浦製鉄所を造った。これは、黄海道や平安南道の鉄鉱石を使うものでした。兼二浦の火入れをしたのは大正七年で、それより前、大正五年頃から着手していたものです。

渡辺　あれは朝鮮の地質調査というものが非常によく出来ていて、これが基になっている。この地質調査がよく出来たという原因は、ロシアが満洲を占領した際に、シベリアから満洲、関東州あたりまでかけて非常に立派な地質調査をした。それに刺激されて、寺内総督が川崎繁太郎博士

コクヨ　ケイ-30

兼二浦製鉄所は岩崎敏弥氏が推進した

に命じて あのような立派な、ロシアのものに劣らぬ立派なものができたからです。

萩原　兼二浦の製鉄所は、大塚さんの話によると、大塚さんが、補導係というか、勉強相手なんかでいたことのある、三菱の岩崎敏弥さんが、はじめたものだそうです。大体三菱というところは事業着手には非常な慎重を期する習いなので、兼二浦など駄目だと云って、なかなか敏弥さんの云うことを聞かなかったのだそうです。それで敏弥さんは、私一人でやりますと云って、始めようとしたものだそうです。そうしたら、やはり、慎重派も仕方がないから段々詳しく調べた結果、やはり、やろうということになって、本格的に

軍縮で製
鋼部休止

なったものだそうです。

私も一度見せて貰ったことがありますが、その当時は、大正何年か、第一次大戦には間に合わなかった。あまり慎重すぎるからだと云って鮎川さんも怒って居たそうです。

それで、第一次大戦後、水道の鉄管需要が多くなったので一息ついていたそうだが、それも一段落するともう用がないというので、立派な製鋼部門があったが、それは私が見た当時は休止しておりました。

渡辺　あれは、八八艦隊計画の関係で、日本で製鋼をやらなければならぬというので、兼二浦でもこれをやることになってあのような設備をしたので

南満鉄路
のお声がかり
で全面閉鎖
をまぬかれた

すが、大体それができあがった頃には軍縮で不用となった。だから圧延工場というものは不用で中止していたわけだ。しばらくすると段々不況となって、兼二浦そのものも閉鎖しようという話まで出たが、南満鉄路は、兼二浦製鉄所と新義州の製紙工場だけは閉鎖させては困るというので閉鎖を免れた。その外にもう一つ朝鮮における工場らしい工場は釜山の造船所だが、この位でしたね。朝鮮で工場らしい工場といえば、

萩原　私は行ったことはありませんが、黄海道の夢金浦という奴は白砂青松の地ですが、山岸敏輔さんは、あそこに立派な別荘を造っていた。

遠大な
計画ー
岩崎敏彌
氏の夢金埔
開発事業

岩崎さんは非常に新しいことの好きな人で、この別荘地に牧場を設けてホームスパンなども造りましていた。宇垣さんの南棉北羊などよりずっと以前の話ですよ、

神田　あの敏彌さんは　そういう人だから　三菱の本筋からは　はずれていた人です。

萩原　そういう人でしょう。

穂積　手堅いところなので、土地のことでも石炭の問題でも三菱には私も年中叱られ通しでしたよ、

萩原　長津江の発電でも　三菱が権利を長く持っていたものです、　僕の友人で　三菱にいた男が技術者を連れて一しよに来て　長津江の奥で随分長い期間、調査していましたよ。

コクヨ　ケイ－30

別荘に温
泉を引く、
メロンの罐
詰も造る

神田　あれは　何とか　云いましたね、南萌延という人でしたか、

穂積　それで　三菱を脅迫したことがある。三菱は、それで茂山に着手もないのなら、長津江の例に倣って権利を取り上げようか　と云ってね、　（笑声）

ーーーーーーー

渡辺　岩崎敏彌という人は、大塚さんの友達でね、その関係上、僕は　夢金埔に別荘を造られた時に招かれましたがね、あの近所に　馬山という所があって　温泉が出る。その温泉を引いて、温室を造り　メロンだとか色々の高級野菜を作り、それを　また、罐詰にもするし、それに

ホームスパン
朝鮮雉の
増殖
英国産の
白鳥

緬羊も飼育して、英国から紡織機を購入してホームスパンも造らし、また、あの一帯の広い原野を買入れて牧場にした。それから朝鮮の雉は非常に珍らしい種類なのでこれを増殖させなければいけないというので、あの別荘の裏山あたりを全部買入れて、そこで雉を増殖させたり、英国からは白鳥を買入れて飼育したりした。

夢金浦一帯は将来、自分の別荘地としてだけでなく、これを中心にした生産事業もやるという計画だったという話を聞いています。

この人は暇さえあれば山など歩き廻って、鉱石を探し出し、良いものがあると開発するとい

コクヨ ケイ-30

金山でも
あてる

岩崎緬羊
試験所と
そ雄大な
抱負

うわけで、後には、金山でも相当成功したこともある。

変った人だが、相当遠大な計画を持っていた人だった。

穂積 まだ宇垣さんの南棉北羊などのお話の出ない前からやっていたわけですからね。

渡辺 それで、総督府の浅浦にある緬羊試験所と夢金浦の岩崎緬羊試験所の二ヶ所だけが、朝鮮では緬羊の増殖や試験をしています。そして、これで、オーストラリアから輸入する羊毛を少しでも防止するという計画だったらしいのです。雄大な抱負をもっていたわけですね。

それが唯、オーストラリアから入れる緬羊だ

蒙古羊による支配

けでは育たないので、内蒙古にいる蒙古系の羊とメリノ種など外国系と交配して朝鮮の風土に適する羊を育てようという遠大な計画を持っていたのです

そして岩崎さんについては面白い話がある。総督府に野口さんという有名な勅任技師がいましたね。あの人が、蒙古種の羊を飼っている奴に、水原の試験場から一人の技手を世話して勤めさせた。ところが、その技手はもと、何か悪いことをした者だということで水原の試験場から文句が出た。そこで野口さんは、自分が世話した関係もあり、あれはやめさせてくれと岩崎さんに申入れた。ところが、岩崎さんは、私が

清津は今でも動いて居る

ルツペを大いに自慢する北朝鮮今日共和国

採用した人は私が面倒を見ますから、そのような御指図は御免蒙りますといって断られたということを（笑声）野口さんが云っていました。

清津製鉄所は北鮮で現在動いていますか、

継続　色々と聞きますが動いているようですね。殊にルツペのことですが、日本から見に行った若い人達に、いろいろ珍らしい製鉄は日本時代にはなかったものだと自慢しているそうです。それをそのまま鵜飲みに聞いて感心して帰った日本人がいますよ。われわれの協会にも来て得意になって話をした人があります。何でも向うで

今さら惜しい茂山の鉄鉱石

後手をふむ三菱のやり方

開いたり見たりした事には感心ばかりして、向こうのいう通り忘れかけてしまう。

神田　一応はロシアに持って行ったという話です。

穂積　とにかく広瀬君は熱心でした。

　四つ動く　という電報を打って来ましてね。

前本　茂山の鉄鉱石は今日でも日本の業者は欲しがって随分手を出しているようですね。

渡辺　三菱も第二次大戦の時には兼二浦は建設中でうまく間に合わなかったが、今度の戦争でも清津をはじめると、またこんなことになってしまう。どうも鉄だけは後手をふんでうまく行きませんでしたね。

穂積　鉄だけいけないのではない、やり方は実に着実だけれども、何しろ腰が重くて遅いから間に合わなくなるのだね。

萩原　考えているうちに日が暮れてしまうというようなわけですかな

穂積　それほどでもないが、戦争景気ででもなければ茂山などやっても化育がなかなかとれないのだから。

神田　茂山は大正時代から三菱が持っていたのではありませんか

穂積　茂山は、はじめには警察官上りの人が鉱業権を持っていた。それを三菱が引継いで、悪い鉱石は整理してロース みたいな、よいところだけを持っているのです。

コクヨ　ケイ－30

神田　それは大正のはじめでしたか

上瀧　大正のはじめです、

纐纈　三菱のことだから研究はずいぶんよくやっていた、僕が何も分らず、松田さんなどをとっつかまえて、やかましくいうと、松田さんは、真面目に研究の経過をいろいろと詳しく聞かせて下さるが、こちらは唯、はあ　はあといって聞いているが、ええ何も分りやしない、こちらは早く開発さえして貰えば何も文句はないのだが、

神田　松田さんは兼二浦の所長で来て貰ったね、

萩原　清津では茂山の鉄の外には、石炭やその他の材料はどこからとったものですか、

上瀧　石炭は密山炭を使いました、はじめは撫順炭を入れていました、

纐纈　密山炭が開発できるかどうかというのがこの茂山、清津が決まった根本です、

萩原　石灰などは　生気岩ですか、

上瀧　生気岩もあるが、場所は一寸忘れたが、長谷川和三郎というのが朝鮮の石灰王といわれた人ですが、咸北の山から出る石灰は三菱は大事な御得意様だから、ルツペの方へは石灰を出します、ところが、日鉄清津は、あんな奴には石灰は出せないという、だから日鉄の豊田社長はあんな売国奴、非国民は縛ってしまえと

いって怒っていた。

――――――――

穂積　あゝいう仕事をする人は、なかなか話をさせてくれといっても話さないもので、佐々木さんなど何とかしてこっちへ引張って来て話をさせようと思ったのだが、私は口が下手なのでとか何とかいってなかなか出て来ない、そのうちに死んでしまった。

――――――――

神田　座談なら五時間でも六時間でもおしゃべりをしていた人でしたがね、

――――――――

朝鮮一の石灰王長谷川老がその持山全部を京城大学へ寄附して朝鮮を引上げる

上瀧　長谷川老人は終戦の時には、自分の持っている、北朝鮮、南朝鮮全土の石灰山を一括して京城大学に寄附して感謝状を貰った、京城大学の発展の為にといって全部の山の権利書を寄附したわけです
そして、唯今では京都市に引上げて東本願寺の前に大黒屋という株式会社を経営してやっている。

神田　おやじさんは死にましたのでしょう。

上瀧　いや、おやじさんがやっている。

神田　もう八十いくつか、いい年でしょう。

上瀧　いい年でも達者です、滅多な事では死にませんよ。

長谷川老の出世物語

その長谷川のおやじさんは、裸で朝鮮に渡ったのではない。若干の金を持って朝鮮に来て、何か事業をやろうとした。

一番早い商売は日銭をとる商売だ、それには銭湯がよい、と私に説教して聞かせた事があるが、その銭湯をやるにも、いかにしてもうけようかと考えては駄目だ、長谷川はそちこちの銭湯に試しに入って見て、最も気持のよいところを探した。自分が客として風呂に入った時、これは気持がよいという、一番お客さんの気に入るような銭湯を建てた。そして湯銭はよそと同じにした。そうしたらお客が相当遠いところからでも来るようになって

コクヨ　ケイ－30。

大いに成功した。

それから、人は金山などをやっているが、石灰山なら あまり 専門知識がなくてもやれるというので、これをやって見ようと考えた。いよいよやるとなれば、朝鮮の石灰王といわれる位になりたいというので、段々手を伸ばして 朝鮮中の 目ぼしい石灰山は遂に長谷川のものになった。

行き届いた小野田セメントの石灰山調査

岸　小野田セメントなどは自分の持山でしょう、

穂積　あれは古いので 勿論 自分の持山だが、この小野田セメントは、朝鮮の石灰山のことは 実によく調べていた。どこに石灰があって、どこにはどのような 粘土があるか、

それらの品質はどうかということは実によく調べてあった。

セメント統制の事で内地と総督府とで大喧嘩をした時、小野田セメントの社長、笠井真三という、えらい人だったが、僕に其の調査書を見せてくれた、其の時面白いことに、海州の石灰石は品質が悪いから なかなか手が附けられない という訳であった。

ところが、セメントで内地と喧嘩して、とにかく朝鮮も内地の統制には服するが、数年間は例外だという取極めをした。

そして、小野田だけを ひいきにするのではない他社も朝鮮に進出して来るのならば総督府

コクヨ ケイ-30

品質が悪くて困った宇部セメントの海州工場

として極力尽力をするといった処、浅野セメントが沙里院の馬山里に工場を造った、其の後に セメント業者を代表して 宇部セメント（今の宇部興産）が出て来て 海州でやるという。

私は、それはよろしいでしょうが、海州の石灰は小野田セメントの調べでは あまり品質がよくないそうです。 だから最初から四基も据付けしないで、慎重にやったらどうかと云った。

ところが、宇部は 私が小野田を ひいきにして、ほんとは品質がよいものだから あんなことを云っているのだと思ったのだろう、無理

かまわずに海州に大きなセメント工場を造ってしまった。

いよいよ生産せられたセメントは案の定品質が悪くて、海州の防波堤にこれを使って、度に「す」ができて、黄海道知事の今村さんや、中西さんなど困り抜いていた。

工藤　小野田セメントは朝鮮では勝湖里工場が一番はじめでしょう、

穂積　勝湖里はずっと古くて大正八年にできた。それから昭和三年に川内工場だった。そして昭和十一年に古茂山のセメント工場をやる時に内地でセメント統制の問題が起った。

コクヨ ケイ-30

小野田の社長笠井真三の明断

小野田の笠井真三という社長は実にえらい人で、今の社長の安藤豊禄さんが、社長の命令で川内里工場の設計をやり出した。いよいよ出来上った時分に笠井さんがやって来られて見られた。これは大変よく出来ている。どこも直すところはない。しかし工場敷地の高さを一米だけ嵩上げしておくとよろしいといわれる。何だか分らないが、おっしゃることだからその通りに設計より一米高くしておいた。工場は昭和三年に竣功したが、早くも昭和五年の夏には北鮮未曾有の大洪水となって工場にも溢れた。けれども一米高くしておいたお蔭で工場の建物や機械はやられることも

なく被害がなくてすんだという。

どうしてそういうことが分るのだろうと、安藤さんも不思議に思って、笠井さんに聞いた。笠井さんは早く、何だか分らないが、唯そんな気がしたからだといわれたそうです。

ドイツのビスマルク将軍と握手した笠井兵三

とにかく、えらい人だが、この兵三さんのお父さんが小野田にセメント業をはじめたのだが、兵三さんは山口高等学校を出ると大学の電気科に進学しようと思っていた。お父さんはびっくりして、井上薫侯爵にセメントの勉強をしてくれるよう説得を依頼したらしい。井上侯が山口に来られた時に陽泉に泊り込んで三日三晩がかりで懇々と説諭した。やっと承知したので、学校を卒業すると早速独逸の大学に留学させることにした。

そこへ大学に在学中、大学中の最優等生が学生を代表してビスマルクの誕生日にその邸宅に祝詞を述べに行く習わしがあったものだが、ある年の誕生日にもそれが行われた。ところがよく調べてみると、笠井さんが最優等であったため ビスマルクのところへ行くことになった。

笠井さんがお祝の言葉を述べると ビスマルクはそれが日本の学生なので驚いて大いに注目して握手したという。こんなことは笠井さんな

コクヨ ケイ-30

日本一の偉人は笠井さん　メラー博士夫妻語る

書斎へ篭って一向誰にも話されなかったので誰も知らなかったが、ある時、安藤さんがドイツで一番の偉人は誰でしょうかと笠井さんに質問すると、それはやっぱりビスマルクだろうと答えられたであろう　とかく　このような思い出話を聞き出されたということです。

それから　これは安藤さんがドイツに留学中昔笠井さんが止宿して世話になられていた、ドイツのブラウンシュワイヒ市のメラー博士邸を訪問した処、メラー博士夫妻は、現今日本で一番偉大な人物は　やはり君の会社の笠井だろう、といわれる、安藤さんは日本には偉らい人が沢山いるが、笠井さんが一番偉い人だというわけには行かない　というと、そんなことはない、それは外に居るかも知れないが、笠井のような偉い人はドイツにもいない　と夫人がいわれる。そこで安藤さんは不思議に思って其の理由を聞いたところ、笠井さんがメラー博士邸に寄遇して勉強しておられる頃まだ二十九才だったろうか、「ブラウンシュワイヒ市の将来」という懸賞論文の募集があった。沢山集まった論文のうちで　S.KASAI　というのが実に立派なドイツ語の論文で、最優秀だが、一体これは誰であろうかと　調べて見ると、日本の一青年だった。そこで市役所でもびっくりして、満場一致で一等にした。このような秀才は日本に二人といない筈だ。先づ

彼が何といつても笠井は日本一偉い人だといわれたそうです。安藤さんもそれを聞いて誠に驚いた、

日本に帰つて笠井さんにその話をすると、

「そんなこともあつたなー」

と話された、実は何も云われないので、ドイツへ行くまでは安藤さんも知らなかつたのだそうです。

上議　それでは今日はこの位で、

どうも誠にありがとうございました。

終

M4-151

東京都世田谷区
玉川奥澤町三ノ五
塩田正浩様

569.1
15

333.3
73

年　月　日

都織物株式会社

兵庫県川西市小戸正林三番地

電話池田 (0727) ⑤代表４０８５番

〆

西宮市上甲子園一ノ九ノ十三
牧小五郎

東京都千代田区大手町2の8　日本ビル533号室
財団法人　友　邦　協　会
電話東京（270）３０４８番
振替東京　１４７４７７番

45年10月1日

塩田正洪氏より聴取り

鉱工局

① 終戦時の各事業会社の生産力データ一切、をノートにして誰かが持ち帰った。

② 日韓協会で1冊にしていたが失われた。

③ GHQへ地図へ記入して塩田局長が提出した。

④ 総督政治の結末に対する批判に対して各人の記憶した事実
局長が　米の生産状
農務課　勤労動員
その他論文
題目　忘れた。
これらをまとめて印刷したのが10冊位残っていたが今一冊もない

⑤ 以上は旧友クラブ時代の史料として残す。

友邦協会ができる前。

太平洋戦末期の鉱山行政

謹啓
その後は久しく御無沙汰申上げております
漸く肌寒く昨今でございますが如何お過しでいらっ
しゃいますか　貴社益々御隆盛の趣何よりと御同
慶の至りお喜び申上げております

さて御指示のありました太平洋戦争中の事につきまし
ては大変御依頼に[illegible]でございま
す　[illegible]頭に浮んで御記しいたしませんが何か想い出せ
るかと存じ古い[illegible]を捜しましたが[illegible]
まとまって記憶いたしているものがない　当時は[illegible]
[illegible]から[illegible]ながら　[illegible]申上げ加
へるものが全く無いようになっております　まことに[illegible]
[illegible]でございます

とにかく一般情勢だけ御報告申上げます

569.1
75

私は鉱業総務課長として金山整備を担当いたしました、其後戦時金山課に籍を置き待命状態でありまして、鉱山課長を拝命いたしましたのは終戦一寸前であります。極めて短期間でありましたのと、当時は戦争の末期であり正確な意味での鉱業行政は殆となくただ軍需鉱物の増産と鉱山用機材整備一方総花の有効戦力に明け暮れしていましたので特記すべき問題は時局柄ありませんので実は余り無かつたように思われます

2

一、軍需鉱物の増産

決戦手段としての金の価値が失われた封鎖経済の下で軍需鉱物の増産にその力を尽させたための金山整備が行われ、それ以後は軍需化の線に

従って鑛物の多くを生産増強の對象としておりました。即ち鉄、銅、鉛、亜鉛、硫化鉄の如き一般品と特に朝鮮に期待せられて居るマグネサイト、クロム、モリブデン、ニッケル、螢石、雲母、石綿、黒鉛、鱗状、土状）、硅砂、重晶石、緑柱石、モナズ石等であります。

私企業として経営困難な鑛山は朝鮮鑛業振興㈱が買收し又は融資する方法をとり マグネサイトの開発には特殊法人朝鮮マグネサイト開発㈱を作りました。

他の工場事業場と同様に軍需品生産責任制をとり鑛山別に生産責任者と生産担当者を置かせしめ各々の承認し生産命令發動により生産の完遂義務を負わせます。これは法律上の拘束力ある、所謂勞働者の協力と言われるものがあります。

軍需鑛物であっても小規模鑛山は整備すること

になりました。即ち銅、鉛、亜鉛、鉄などの低品位鉱に対しては鉱石の輸送を止めることにより実がいの非能率鉱山を縮少させました。例へば銅などは5%以下のものを打切るということなどです。これは石炭、コークスの減少に伴い輸送力が著しく落ちたため輸送線路という大義名分に依ったものです。低品位鉱山はこれがため、品位を上げる処置をとるようになり、大企業では従来手選いのものを選鉱機にかけ、品位を向上させ製錬所に送るというようになりました。

一般論として採掘は将来を考慮する余裕は（目先の生産に追われ全く抜掘り、品位の高いものを採り抜いて先に掘る）するようになりました。

戦争の末期においては殆ど鉱業行政はストップしました。中央政府においても生産指定計画は行へず物動も二十年第二四半期以後は策定不能の状態で

あります　又　実験施設の段階に於て鉱山の坑内を利用する方針の下に坑内の調査を開始いたしました　又　時局は軍需鋼材の減産の時期を迎へ　鉄鋼・燃料の不足に伏況になるといふ最悪の状態となり作業を止むなく中止であります　当計画の一区劃に実験施設を移転し要員を手配し最後の抵抗を試みるといふ所謂か八計画も実施の段階に入らずして終りました

二、設備資材の転用

金山整備によつて供出された鉱山機械、資材類、これは国有になつたものですが、これを重要鉱山に転用することが戦略としては鉱山行政の中核でありました。本来の監督行政は影をひそめ、二十年三月に至つては遂に鉱業整備事業の全面停止に至つたのであります。　金山のうちより非能率その他の設備上の理由で鉱山にあつたものは大企業は自家転用しましたが中小企業では本省がこれを斡旋して転用しました。モーター、レール、パイプ等の汎用品は鉱業以外の工場事業場からも盛んに申込があり、満洲国からも政府の依頼状を出して要求がかなりありました。これは戦局が一段となつて戦力の有効活用をすすめる方針に基くものですが、設備資材の相当に融通を図つて

生産された軍需物資を更に相互利用せんとするものであります　例へば二十年二月に行われました鮮満連絡会議の結果をみますと

１　満州の石炭と朝鮮の硫化鉱、硅砂の相互融通

２、朝鮮が満州の銅、屑銅の製錬を引受け、必要なコークスは満州から供給する

３　満州から炭素鋼を出し朝鮮で整炭機を製作して供給する

などがあり二十年からは相互に依存する需給数量としては

朝鮮から出すもの
鉄鉱石　三〇万トン（茂山二〇万トン）
マンガン鉱　一万トン
硫化鉄鉱　六万トン
土状黒鉛　八〇〇トン
石炭粘土　一八〇トン

フェロマンガン　三〇〇〇トン
フェロシリコン　一、〇〇〇トン
フェロタングステン　一八〇トン

満州から出すもの
炭素鋼　二〇〇〇トン
中型鋼　八〇〇トン
珪素鋼板　三〇〇トン

~~華北~~
自動車部品
ボイラーチューブ　二〇〇〇トン

私の記憶ではございませんが、この次内地で作る鋼材も入れ要請しているかと申しますと二十年四月分の要請として次のようなものがあります　所要分までに

鋼　四四、〇〇〇トン
特殊合金　五、~~四~~三〇〇トン

内訳

アルミニューム	八〇〇トン
マグネシューム	二〃〃
鱗状黒鉛	二、〃〃〃
マグネシアクリンカー	二、三〃〃

なお余力があれば左のものを追加

第二種銑鉄、	一五、〃〃〃トン
清津銑鉄、	五八、〃〃〃
マグネサイト	六、〃〃〃
蛍石	五、〃〃〃
土状黒鉛	三、三〃〃
重晶石	三〃〃
石綿	一五〃
粗銅	二〃〃
粗鉛	三〃〃
電気亜鉛	四〃〃
硫安	一、七〃〃

811

三　労務者の転用

大企業の経営する金山においては労務者は自ら他の配置転換をしました　しかし中小企業においては概ね根抵的、可能なく転換させたものと少しに金山整備に依り労務者の転用といふことは本年になってからは無かったと記憶しますがなほこの点明瞭ではありません　同業界においても明かでないと判りません

所謂事務員その他保管員その他又は移動していた者はありましても、特に労務者の供出を強制して来たものはありませんで実施いたしましたのは正にその単一の末期に対してでありまして　内地在来の労務者を鉱山から他に送ったものもありますが、それらは或程度か割当方式をとりましたが、一部には割当苦情により不満を訴したこと思われます　不急不用の未完成工事は中止させた

抜道をとるため重労班を編成して各地方を巡回しましたが、これは新たな機械の投下と労務者の使用を抑へるための予防的方法でありまして労務の給源とはならず、この意味では労務供出の対策として僅少な数え程[illegible]ありました。戦争も末期においては防衛団の穴掘りが多く陣地の従事者が必要でありましたが、其の時の中部は二十年六、七月頃には済州島に五師団程度の兵単・陣地が必要であるものと推定しておりましたし、全羅南道の沿岸には戦争上必要があるものとして港湾の工事が中心でありました。

以上 甚だ拙劣なご依命の御趣旨に添わない
ものでまことに恐縮に堪へません。御許し
下さいませ

終戦後のものは軍政になりますので一緒に書けず、
省略しました。例のダンスホール事件などもどうかと
しましては面白いものです。米軍進駐後の状況も
少々集まりますれば、あらためて御報告致したい
と存じます。
御返信が遅くなりましたことを重ねてお詫び申上げ
ます。

十一月一日

安 八六三之
拝

又

塩田前鉱工局長様

M4-152

大正十五年

611.7
335.49

不二農村に関する調査

松本貞一

633

570

611.7
335.47

復命書

依命自大正十五年八月廿日至八月廿一日二日間沃溝郡不二農村ニ農事視察ノ為出張仕リ候ニ就テハ該出張ノ視察状況左記ノ通リ報告仕候也

大正十五年八月廿二日

全州公立農業学校教諭　松本貞一

全羅北道知事　渡邊忍殿

不二農村に関する調査

不二農村は群山府外にありて不二興業株式会社の経営するところにして其利用面積千八百五十町歩、内四百数十町歩は已に熟田化し、千町歩程は未熟田なるも植付をなし、残部は除塩作業を行ひつゝあり。

地勢は一般に陸地に近き程高く堤防に近き程低きは自然の状態にして人工的に土坪の移動を行はざりき、而して其の干潟地高処と低処との高位差は約千五百間に付二尺の程にて勾配は四千五百分之壱となる理なり。

次に満潮時に於て海水面と堤防直下の田面との高低差は約四尺なり。

土質は砂質壌土にして全地区同一、沖積土よりなれるものにして耕耘作業容易且有機質の含量多く稲田として最も適当なり。然れども前記有機質は土壌の風化作業（用）未だ不充分なると塩分の妨げとにより稲に吸収され得ざる状態にあり、而して年を経るにつれ良結果を示すべきは已に一部の田に於て実證せる所な

自給肥料としては堆肥等を施さざるも前記の如くなれば已に三、四年を経過せるものは多収穫を齎らせり。以て如何に良土質なるを知るべきなれど大豆粕を少量施せるもの、結果は然するだけの効果あるを示せり

水利ニ付調査するに干潟地ニ於ける井水は之を濾過せざれば飲料には適せず、島たりし高處部のものは飲料として差支なし。次ニ用水源としては地区中央に築ける貯水池と、地区内降雨と、地区東部よりの少量となり。貯水池は大重貯水池よりの導水を晩秋より冬季にかけて揚水し置くなり。原動機は瓦斯発動機二台、合計馬力百、揚水機は三台の遠心喞筒にて毎秒計五十立方尺（五十個）宛揚水し得、而して（昼夜に面積三百廿餘町歩の同貯水池の水面を一寸揚げ得と云ふ。貯水池平均深は十尺にして總貯水量三億二千万石にして目下は稲の用水と、除塩作業用水との二用途に用ひ居るも将来熟田化せる時に於て（千町歩の用水に充て得るなり。

区劃及道路　一区劃の大さは五反歩にして二十間に七十五間の長方形なり。之の形は稍長さ大なる如きもそは最初設計に於て一区劃を四十間ニ七十五間の一町歩とせるものを折半せる為然るなり。道路は最大幹線たる立幅二間半を有するもの中央部を貫通し他は九尺のもの数条、残りは間以下のものなり。而して一区劃の一短邊は必ず車道（通常間幅のもの）に沿ひ從つて耕地の何れよりするも七十五間以下にして車道に達し得る理なり。而して車道は排水路に沿ひて設けられ用水路と排水路は区劃の短辺に沿ひて七十五間の間隔に於て交互に設けられあり。

作物、稲の品種として玉錦最も適せることを已に実験せり。而して熟田化せるものは裏作として麦を作付け、第二回目の挿付より稲は可成の成績を示し平均籾にて二石の収穫をあげつゝあれば今後尚五年を経過すれば即ち大正二十年頃には平均籾四石は容易なるべしとの見込なり。本年七月末より八月初めにかけて浮塵子大発生致し油代千餘円を費せりと。

副業、其他、目下畜力の利用として二戸に一頭の牛を飼養せしむる豫定にして飼糧としては畦畔の草にて充分なり。尚又薪は附近の山林よりの松を充て充分なり。副業として見るべきものなく多少鮮人には漁をなすものあり。日常副食物としての蔬菜は内地人の方は何れも一戸に付一反歩の屋敷に栽培居れり。

労力、目下内地人の移民は百戸鮮人は已在住者合せて五百戸にして今后三四年中に内地人は三百戸鮮人は七百戸程になす豫定なり。内地人の方は一戸当り三町歩を年賦償還によりて永久に譲与し鮮人の方は一戸当り一町歩を小作せしむるなり。而して目下鮮人は水田の未熟化に付労力者も餘り為に会社直営の三百町歩の方に雇労働者として生計を助けざるべからず。即ち現今は労働な位で生活しつゝあり

内地人の家計其他、已移住者に付直接聞くに一般に希望に輝き生活し居るもの、如し。同一縣出身

者は一組合の如きを作り互に積立金等をなし以て不幸発生者等に貸与しつゝあり又集会所等設けられありて其処には浴場等を備へたり、教育機関としては組合立の小学校あり、全内地人移住者により経営され居れり、目下職員三名、生徒六十一名あり、最遠通学者三十町なり、衛生機関としては当地に医者はなく群山府より呼ぶべく多少不便を感ぜり、而して已移住者にして志を中途に変じたるもの数戸あり、之等の中或者は比較的多くの金を持てる者にて廿五ヶ年間も年賦償還で苦しむよりは云々、又確乎たる望もなくして投機的気分にて来し者、農を本業とせざりし者（目下群山にて大工をせりと）、若少にして意志薄弱内地に憧がれし者等にして全移住者に対して小数の割なり

移住者は一般壮年にして（廿四、五才―卅四五才）学歴としては小学校卒業丁度の者多く農林学校卒業者も数人あり

移民の消長に関し事務所にての話によれば一割程は如何なる場合にもある如く当所にても一割程は半途退去者あり、而してそれ等の者は已述の如き者なり、

年賦償還の方法　最初作付せし年より五ヶ年間は全く無償、第六年目より廿五ヶ年間反当り玄米約八斗（時価廿八円）を納入し之が土地灌漑の代にもなり又家屋、屋敷、学校建築費、工作物費、耕地整理費等、即ち事業費全部に対する償なり、而して上記納入玄米数は甚だしき無理な額とは思はれず勿論容易な業と云ひざるも普通に努力すれば出来得る答なりとせり、移民者自身も然く確想し居れり

移民の収益状況は三年目頃にもなれる者は比較的豊なり、一般には未だ左程貯蓄も無き如く償還初め年二年前頃は可成余裕生ずる如く移民者も云へり、今後の見込は要するに移民者の素質にありて目下の所善良なるものゝ如し、彼等の言によれば償還期間は可成永きも三町歩の田が永久に自己のものとなることを大いに満足に感じ居れり、又年々の償還額に対しても新婚早々の若者なれば労働に興味を持ち左程困難なりとは今迄の実績によりても思惟し居らず、然れども平均玄米二、石の収穫を挙ぐるは決して容易なる業にはあらざるべく主穀農業に偏するは合理的経営方法となり難く、適当なる副業の奨励、消費組合組織等を設け以て安価にして快適なる生活を営ましむるは刻下の必要と認めらる

年次別耕地改良見込、　除塩作業は四日間程水を停滞せしめ後排水して又新水を注入する方法

最も適当なりと実験の結果が示せり、而して一年或は二年もすれば作付を初むなり、作付をなすは大正

収穫を得ざるも除塩作用に効大なればなり、大正十九年には総利用面積が熟田化する予定にし

従つて目下未作付の三百数十町歩も十七年迄には全部植付をなす筈なり

会社の資金其他　会社の資本金は五百万円、払込額二百六十万円、積立金四・五十万円にして既に二百万円は当地区に投資し今後尚四十万円程にて完成の筈なり、補助金としては総督府より総工事費に対して三割の補助ありしのみにて大正八年より投資せる額の利子にも足らざる程なり、会社側の利廻りは昨年八分弱に当り完成後は一割程の利廻りとなる予定なり、と云ふ、以上を以て考ふれば当干拓事業は一般既干拓事業に比して未成功せるものと云ふべく只懸念するは水路道路の維持なり、前記の如き土質なれば降雨毎に少なからず害を被り之に手を入るとしても容易な業にあらず。

以上

下二要県[illegible]県別戸口[illegible]

県名		徳島	山口	香川	石川	新潟	大分	廣島	熊本	岡山	宮城
戸数		七	二	一〇	八	七	八	一〇	九	三	一〇
人口	男	一四	二二	二二	二二	一七	一九	一六	二二	六	一五
	女	一六	一八	二三	二二	九	一四	一二	一六	四	一一
	計	三〇	四〇	四五	四四	二六	三三	二八	三八	一〇	二六
[illegible]		一	三	四	二	二		三	三		二
		一	一					一	一		

奈良	三	七	八	一五	一 一
長崎	一	四	三	七	
山形	二八	三〇	二	四八	七
計	九八	一九五	一六八	二九	二〇 五

不二興業株式會

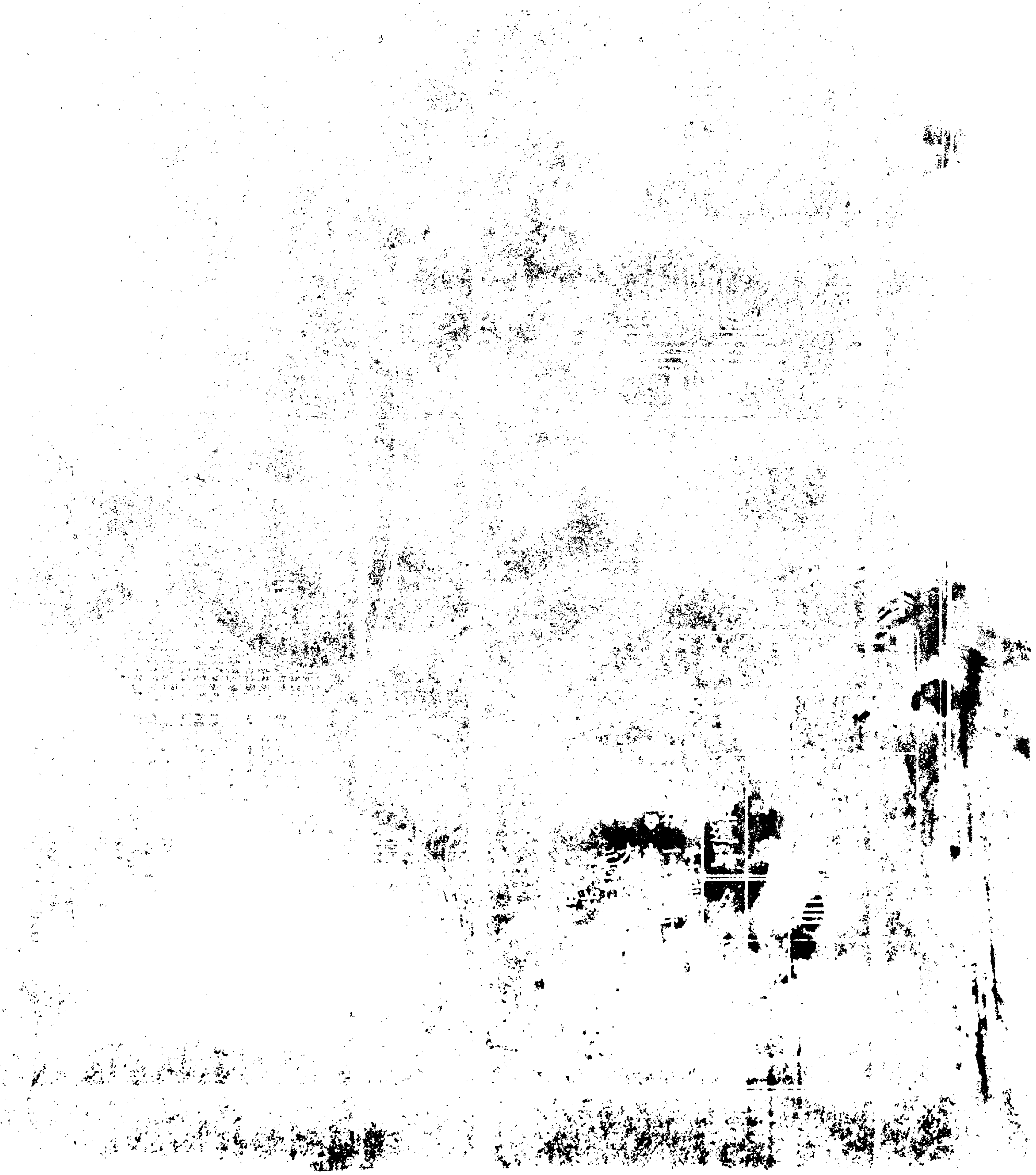

M4-153

千振屯墾团概況

334.6
222.5

279

(342)

宗光彦

~~3168~~ (222.5)
3346

祝紀元之佳節
禱高堂之萬福
皇紀二千五百九十四年
二月十一日
於千振鄉
宗光彦

千振屯墾團地域圖

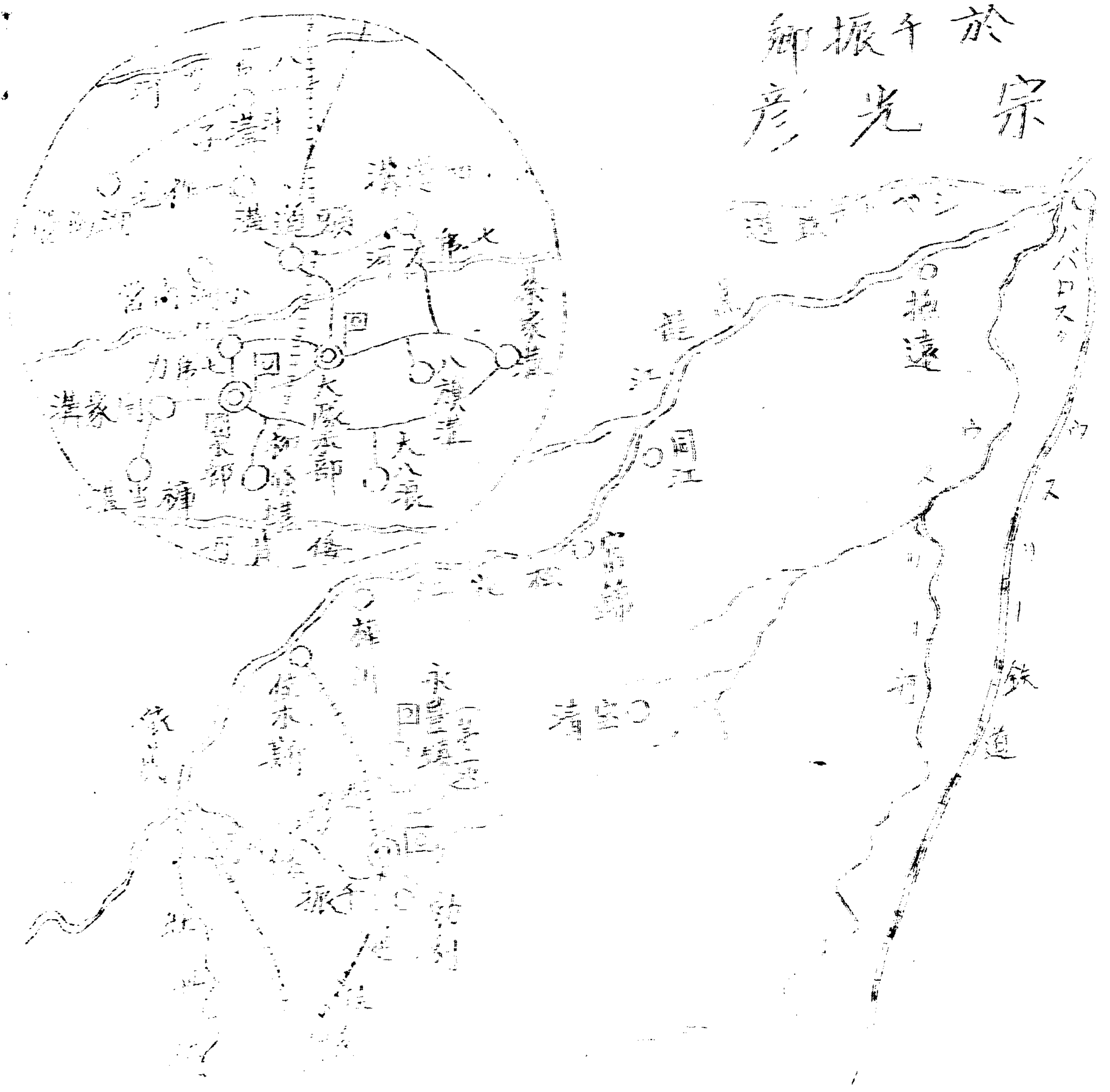
ハバロフスク
撫遠
黒龍江
同江
富錦
松花江
ウスリー河
鉄道
樺川
佳木斯
永豐鎮
千振

千振屯墾團概況

一、千振鄉區域－東西十里、南北六里、

二、屯墾用地面積－一萬町、内試耕地七千五百町、放牧地二千五百町
外ニ山林地域二萬三千町

三、團員－三百九十七名（幹部七名）

四、家畜－馬匹九十三頭、牛十頭、緬羊四十一頭、豚三十
鷄百五十羽、鶩七十羽、鵝七羽、

五、建物－團本部、大隊本部、各中隊、各班屯舍、病院、

六、組織－

千振屯墾團
- 大隊本部（警備指導部）－秋田班
- 第一中隊－青森班、宮城班、福島班、山形班、
- 第二中隊－山梨班、富山班、石川班、新潟班、
- 第三中隊－福井班、長野班（埼玉、茨城ヲ含ム）両毛班（栃木、群馬）
- （[illegible]特務部）－尤力班（北大營出身者並ニ各班特技者）

七、事業－

(1) 警備用牆壁構築（昨年七月入植直後ヨリ秋末マデ実施、今春後モ續行）

(2) 家屋新築並ニ舊既家屋改修（今春暖後個人家屋新築）

(3) 薪採集（今後モ引續キ實施）

(4) 蔬菜栽培並ニ野菜漬（昨年七月自家用トシテ栽培）

(5) 農耕（昨年ハ入植時期ノ関係上蔬菜ノ外栽培シ得ザリシガ今年ヨリ一
一人一町歩割当ニテ各種作物栽培豫定、尚試作並ニ採種事業開始豫定）

(6) 匪賊討、懷柔（昨年入植當時ハ全地域内ニ匪賊橫行シテ居タガ現在ハ其
影ヲ没シ頗ル平穩無事ナリ）

(7) 道路（地域内ニ自動車道路ヲ新設ス今春後更ニ續行ノ豫定）

(8) 家畜ノ購入、飼育、繁殖（今年ハ各種畜ヲ入レテ各家畜改良ノ豫定）

(9) 自動車運輸（入植以来團員並ニ荷物輸送）

(10) 病院ノ設（地方民衆ニ対シテモ施療）

(11) 木材伐採、製材並ニ運搬（三月下旬マデ續行）

(12) 工場設置、機械据附、鍛工場、蹄鉄工場、木工場、設置並ニ各作業実施

(13) 農產加工（味噌、飴、濁酒、等釀造、漸次醤油、小麦粉、玉蜀黍粉、蕎麦粉等ノ製造、籾摺、精米、大豆油、向日葵油等製造ノ豫定）

(14) 初期住宅建築標準決定（春暖ヲ待チテ一齊ニ建築開始ノ豫定）

(15) 農業講習會開催（各班ヨリ招集シ五日間宛講習既ニ七回開催ス、尚三月末マデ引續キ開催、合計十四回実施ノ豫定）

(16) 屯墾料理ノ研究並ニ指導

(17) 炭焼（工場用木炭製造）

(18) 日語學校開設（地方民子弟ノタメニ開設、頗ル盛況）

(19) 資源調査（石炭層及石灰山發見、春暖ヲ待チテ石炭採掘ノ豫定）

(20) 屯墾地域測量（春暖ヲ待チテ開始ノ豫定）

(21) 畜產加工（今後畜產品ノ増加ニ伴ヒ漸次開始）

八、雑記

(1) 千振郷ノ気象状態ハ気温最低極攝氏零下三十九度（一月一日）其[illegible]
期中毎日最低零下三十三度、最高零下七八度、氣候節[illegible]
零下三十度、最多風向西、降雪少キモ吹溜ヲ生ジ自動車ノ[illegible]
附ハ生ズ地表ハ少クトモ五尺以上凍結シ掘鑿殆ンド困難ナリ

(2) 家屋ハ在来ノ農家ニ修繕ヲ施シ現在之ニ起居ス、別ニ寒気ニ不便ヲ[illegible]

(3) 電話ハ、[illegible]縣及依蘭縣当局ニ於テ架設中ニテ近ク開通ノ[illegible]

(4) 團員、ノ招致ハ今春五月第一回約二千名、今秋九月第二回[illegible]
招致 決定、家族ハ各縣毎ニ取纏メ東京ニ集合ニテ[illegible]
八、[illegible]者ハ概不明ナルモ後招致ノ豫定

(10) 千振　然的ニモ人為的ニモ移民最適地ナル事ヲ團員ガ確認スル

ニ伴ヒ　發ク安定シ極寒中モ物トモセズ日々建設事業ニ[illegible]アリ

奮鬪[illegible]ツツアリ

(11) 團員ノ慰安ハ建設事業ガ日ニ日ニ進ム事、郷里ヨリノ音信、出身地[illegible]

同胞ノ後援、家族招致ニ関スル雑談、碁、将棋、蓄音器、銃[illegible]

じ、のみ等頗ル多シ）食事、慰問袋

(12) 入植後直ニ開墾事業ノ大綱ノ決定シ之ニ則リ建設ニ従事中ナルガ更ニ

昭和九年度ノ事業計劃ヲ樹立シ着々実行中ナリ

(13) 地方民トノ共存共栄ハ本開墾團ノ最大要諦トスル處、良民ハ絶対ニ

愛護善導シ不良民ハ絶滅ヲ期スル方針ナリ

(14) 舊臘本千振神社落成シ形小ナレ氏丘陵上ニ浮キ出デタルガ如キ白

木ノ神殿ハ團員等崇敬ノ的トナル

(15) 千振ノ音ハチフリニテ目出度キ言葉、七虎力（チフカ）ニ通ズ

（終）

京城府西小門町
渡辺君様

[illegible]雨隹大斯野戰所伝方丸書

十虎力[illegible]

御陰様にて漸く之気分にて且つ
検[illegible]様に見て奮闘を続け居候
事業も漸く順調に進捗致し
千振（七虎力）屯墾團長　宗　光　彦
居り候何卒御教令奉願度
渡辺君様

M4-155

山口代資料
金経金聯関係

昭55年3月8日
山地氏より
受けとる。

①

金融組合の債務に関する件、

金融組合の債務に関する件

外地よりの送金為替、外地預貯金などの支払につきましては引揚者の多年の要望でありましたが先般当局の配慮により関係法令の改正を見ましたことは朝鮮よりの引揚者の団体である本会として深くよろこびとするところであり関係当局の配慮に対し厚く感謝いたして居るところであります。

右法令の実施に伴いまして朝鮮に於ける金融組合の債務支払につき左記の事願いまして重ねて特段の御配慮を頂き度御願いたします。

記

一、金融組合の預金を金融組合連合会の在日資産を以て支払はれたい。

1. 御承知のように朝鮮に於ける金融組合は総督府の特別の方針により設立されたものであり朝鮮の地方に於ける金融貸付機関として特殊の地位を保有して居りました。

地方によつて金融組合が唯一の機関であり而かも金融組合連合会を通じ、総督府の支援により絶大の信用を有して居りました。

2. 金融組合は法規により強制的に連合会に加入せしめられ夫々出資金を負担した外地方に於ける預金を集め連合会に預入して中央の金融通貸に貢献して来た。

3. 朝鮮内数百に余る群小金融組合の分立には一つにかゝつて金融組合連合会の信用にその基礎を置いたものであります、総督府の方針も亦ここにあつたものであります。

4. 右の事情など考慮する場合金融組合連合会の在日財資産の内容機構成に対し金融組合の資産がその大部分をしめることは綜合判断されるところであり、預金者としては連合会の信用を唯一の頼みとして居りました事情からして今回の改正法令の実施にあたりまして、連合会の在日資産を以つて金融組合の債権支払が出来るよう御高配願いたい。

二、金融組合の清算につき本会を利用されたい、

1. 金融組合は鮮内各地に数百余が散在して居りました。従つて金融組合に対する債権の申立も各地別々の金融組合に関連するものと判断されます。而かも金融組合が特殊な金融機関でありましたことなど

考慮して終戰後總督府の殘務整理の實質的處理をして來ました本會に於いて各金融組合の分を一括して本會が責任を以つて清算にあたることが適當と思料します。

2 本會に於いては本會定款第十六條の規定に從い本件に關する事務規準を定め處理に遺漏なきを期したい

三、金融組合連合會の清算人を當關係者に指定されたい

1. 右連合會がは現在閉鎖機關が清算にあたられて居りますが種々の事情で清算も遲々として進まず殊に金融組合の性格が特殊のものでありますので當時の事情殊にその性格、設立の沿革、運營の實情などに精通しないため圓滑に清算が進捗しないきらいがある。

2 右の事情もあり他の多數の機關と同列に出來ない事情も多いと存じます。當關係者に於いても殊にその責任を深く痛かんして居るものと信じますので清算を進捗させる爲にも又關係者の立場としてもこの際當關係者に清算人の御指定をされるよう御高配願いたい。

金造, 調查 [illegible]

上野図書館

ヤ-①

朝鮮金融組合連合会總況（18年3月末）

朝鮮金融組合統計年報による（19.3.25日発刊）

年度	金融組合		産業組合	其他	計
	本所	支所			
17年3月末	722	215	27	0	749
18年3月末	626	283	23	0	649

②

資　産

單位円

閉鎖機関 株式会社 朝鮮殖産銀行特殊清算事務所

年度	拂込未済出資金	有價証券	本支部	貸出金	所有物	預ヶ金	購買販賣資金
17年3月末	402	95,125,468	179,984,984	113,652,706	1,536,315	167,456,984	14,023,081
18年3月末	0	278,106,651	282,302,016	109,143,209	1,908,844	89,032,680	4,885,795

出版図書	現金	雑勘定	損失金	計
536	56	78,235	13,722,111	585,580,883
1,133	14	153,900	17,763,617	783,297,864

有價証券ノ内訳		
	国債	39,947,347
	地方債	25,490,633
	社債	189,659,485
	株式	23,009,186
	計	278,106,651

③

負　債　単位円

閉鎖機関 株式会社 朝鮮殖産銀行特殊清算事務所

年度	出資金	諸積立金	政府貸下金	債券	本支部	借入金
17年3月末	5,589,500	2,479,170	3.425.000	36,705.958	178.468.339	30,368.370
18年3月末	(11,067)□ 5,533,500	2,824,954	3.425.000	40,706,496	280,984,512	24,478,582

預金	購買販売資金	火災共済基金	雑勘定	利益金	計
307,285,593	4,214	273,203	6,696,886	14,284,646	585,580,883
397,994,884	192,689	290,356	8,213,073	18,653,810	783,297,864

債券勘定は発行高及未払債券利息の合計とす

諸積立金の内譯		
	法定準備金	2,455,467
	特別積立金	369,487

④

村落.都市金融組合.合計
（昭和18年3月末）

村落　563　゛所278（組合員2,372,337）
都市　63　支所　5（組合員　143,354）

閉鎖機関 株式会社 朝鮮殖産銀行特殊清算事務所

資　産

拂込未済出資金	貸出金	媒介貸付金	預ヶ金	所有物	現金	各種勘定
13,015,350	498,761,965	20,485,929	418,133,149	13,519,370	14,767,598	38,879,629

損失金	計
49,371,630	1,067,534,424

負　債

出資金	政府下付基本金	諸積立金	借入金	預金積金	振込金	各種勘定
32,571,720	4,262,000	44,317,813	105,363,702	753,931,867	20,488,222	49,604,981

利益金	計
56,934,117	1,067,534,424

財務局、調

①-②

朝鮮金融年報による、金連・概況表（昭和18年3月末）

拓大図書館

（負債勘定）単位 千円

閉鎖機関（株式会社）朝鮮殖産銀行特殊清算事務所

年度末	支部数	組合		産業法人	出資金	積立金	政府貸下金	債券発券高	借入金	預金	火災共済基金	其ノ他	剰余金	計
		本所	支所											
16	13	722	215	27	5.589	2.479	3.425	36.697	30.368	307.285	273	6.640	630	393.386
17	13	626	283	23	5.533	2.824	3.425	40.659	24.478	397.994	290	8.207	947	484.357

（資産勘定）

年度末	貸出金	有価証券	購買販売資金	出版図書	動産不動産	預ケ金	現金	其ノ他	計
16	113.652	95.125	14.018	1	1.536	167.456	0	1.598	393.386
17	109.143	278.106	4.693	1	1.908	89.032	0	1.474	484.357

連合会本部建物（昭和6年12月10日竣工）

（協会誌による）

規模、間口24.5間、奥行10.5間、中廊下付、此建坪291坪1875、延坪1,030坪64

内訳

地階	160坪6875	食堂、喫煙室、調理室、宿直室、小使室、浴室、汽鑵室、電気室、倉庫、
一 〃	291坪1875	車寄、玄関、広間、事務室、会長室、常務理事室、図書室、倉庫、書庫、応接室、
二 〃	264坪6875	校長室、教務室、教室(五)、生徒控室、
三 〃	264坪6875	大集会場、控室、予備室、
四 〃	41坪07	物置、喫煙室、
五 〃	8坪32	サンルーム
屋上	庭園	

外に寄宿舎、木造二階建1棟、此建物90坪125 延坪、179坪75

食堂及炊事場、木造平家建1棟 46坪5

②

朝鮮金融組合、連合会の在内資産の処理について

朝鮮金融組合聯合会の在内資産の処理について

1

一昭和二十九年五月十五日法律第一〇五号乃至第一〇八号の反響

朝鮮に在った朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮貯蓄銀行、朝鮮商業銀行、朝興銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮無尽株式会社、東洋拓殖株式会社、帝国銀行支店安田銀行支店、三和銀行支店等の各金融機関及び郵便局において取扱われた送金為替、預貯金、無尽給付金等が支払われるようになったのであるが。ただひとり金融組合の預貯金だけが除外されている。

各金融機関の債権申出催告の公告以来金融組合の預貯金はどうしたか。どうなるのかとの照会が夥しい数に達している。

朝鮮の金融組合は約四十年の歴史を有し全鮮僻陬の地に散在し朝鮮総督府の保護と監督の下に運営されて

いたのであるから金融組合の預貯金の安全なることは郵便貯金にも劣らぬものがあると信じられていたものである。一般金融機関の在外店舗の預金払戻に際し金融組合預貯金払戻の除外されていることは、金融組合に対する預貯金者にとって全く意想外とするところで、金融組合の預貯金者の一部には金融組合の預貯金はどうしたか、どうなるのかと腑に落ちない思いを以て或は詰問的語句を連らねてこ照会し来るのも無理ならぬことゝ言わなければならない。

二

金融組合の預貯金者の言分は在鮮金融組合連合会に在内資産が有るならば、それで金融組合の預貯金を支払うべきではないかということである。これは一般の人の眼に映じていた金融組合と金融組合連合会との関係から割出した常識論ともいうべきものである。この常識論に法的根拠があれば金融組合預貯金者の期待にも応え得られるに至るであろう。

法的根拠の有無を検討してみよう。

三、第一に朝鮮金融組合連合会の在内資産の実態について考察してみよう

金融組合の業務上の余裕金は朝鮮金融組合聯合会若は朝鮮総督の指定したる銀行（朝鮮殖産銀行が指定されている）に預入し、郵便貯金と為し又は国債証券、地方債証券其の他朝鮮総督の認可したる有価証券を買入るの外之を使用することが出来ないことになっている（金組令九条）

金融組合の資金を構成するものは、払込済出資金、政府下付基本金、法定準備金、特別積立金、借入金、預金、積金、純益金等であって、これを以て所有物を取得し、又は貸付を為し、手許現金を保有し、その残りが余裕金ということになっている。

昭和十八年三月末日現在ではその状況は次の通りである。

（一）資源

	村落組合	都市組合	計
払込済出資金	一六、五八三、七二三円	二、九七二、[illegible]円	一九、五五六、三六九円
政府下付基本金	四、二三五、〇〇〇	二七、〇〇〇	四、二六二、〇〇〇
法定準備金	三四、三三九、五二六	八、四三六、六五二	四二、七七六、一七八
特別積立金	一、〇九七、一九七	五〇四、四三七	一、六〇一、六三四
借入金	九六、〇三五、二〇二	九、三二八、五〇〇	一〇五、三六三、七〇二
預金積金	五二七、〇九七、八〇三	二二六、八三四、〇六三	七五三、九三一、八六六
その他	二〇、四五〇、二七五	三七、九四七	二〇、四八八、二二二
純益金	五、八七五、二九六	一、六八七、一九〇	七、五六二、四八六
計	七〇五、七一四、〇二二	二四九、八二八、四三五	九五五、五四二、四五七

（二）運用

	村落組合	都市組合	計
所有物（[illegible]土地建物（抵当））	一〇、九二〇、三八九円	二、五九八、九八一	一三、五一九、三七〇
現金	一三、四五九、〇四四	一、三〇八、三五四	一四、七六七、三九八
~~兼営事業~~			
貸出金	三九一、一九三、六一五	一〇七、五六八、三四九	四九八、七六一、九六四
計	四一五、五七三、〇四八	一一一、四七五、六八四	五二七、〇四八、七三二

（三）余裕金

	村落組合	都市組合	計
資金	七〇五、七一四、〇二二	二四九、八二八、四三五	九五五、五四二、四五七
運用	四一五、五七三、〇四八	一一一、四七五、六八四	五二七、〇四八、七三二
差引	二九〇、一四〇、九七四	一三八、三五二、七五一	四二八、四九三、七二五

（金融組合）余裕金は大体四億二千万円（上）ということになる。この余裕金はどう処理されるかというと上に述べたように金融組合令の規定に

よって朝鮮金融組合連合会と朝鮮殖産銀行又は郵便局に預け入れなければならないことになっている。その預け金の状況は次の通りである。

（昭和十八年三月三十一日）

預金先	預金種別	村落組合 円	都市組合	合計
聯合会	特別預金	四,二三五,〇〇〇	二七,〇〇〇	四,二六二,〇〇〇
	定期預金	二一七,六九三,九〇九	一三〇,一三六,六〇〇	三四七,八三〇,五〇九
	当座預金	四〇,一九七,七七七	三,六五〇,九五一	四三,八四八,七二八
	計	二六二,一二六,六八六	一三三,八一四,五五一	三九五,九四一,二三七
殖銀	特別当座預金	九,二四二,三五六	四,六八五,五七三	一三,九二七,九二九
	当座預金	三,三一九,六五五	一,一〇九,八二〇	四,四二九,四七六
	計	一二,五六二,〇一二	五,七九五,三九三	一八,三五七,四〇五
郵便局	郵便貯金	三,三七八,九六一	四二,六二二	三,四二一,五八三
	振替貯金	九五九,九七三	五二,九四九	一,〇一二,九二二
	計	四,三三八,九三四	九五,五七一	四,四三四,五〇五
合計		二七九,〇二七,六三二	一三九,七〇五,五一六	四一八,七三三,一四九

昭和十八年三月三十一日現在における金融組合の余裕金としての預け金四一八、七三三、一四九円の内金融組合聯合会に対する預け金は三九五、九四一、二三七円で預け金総額の九四、五%を占めている。

次に朝鮮金融組合[illegible]は業務上の余裕金は（一）朝鮮総督の指定したる銀行、又（指定銀行は朝鮮殖産銀行）への預金又は郵便貯金となすこと（二）国債証券、地方債証券又は朝鮮総督の認可したる有価証券の買入をなすこと（三）公共団体其の他営利を目的とせざる法人への一時借入れに対し貸付をなすこと以外には使用することができない（令一七条）

朝鮮金融組合連合会の資金を構成するものは払込済出資金、諸積立金、政府貸下金、朝鮮金融債券資金、借入金、預り金等であつて、これを以て所有物を支弁し、貸付をなし、手許現金を保有しその残りが余裕金ということになる。昭和十八年三月末ッ

現在ではその状況は次の通りである。

(一)資源

払込済出資金	五、五三三、五〇〇円
諸積立金	二、八二四、九五四
政府貸下金（[illegible]）	三、四二五、〇〇〇
長期金融債	四〇、七〇六、四九六
借入金	二四、四七八、五八二
預り金	三九七、九九四、八八四
計	四七四、九六三、四一六

○預り金三九七、九九四、八八四円の内譯は次の通り

会員預金		三九四、四五五、九五四円
特別預金	四、二六二、〇〇〇	
定期預金	三四六、九一一、五〇九	
当座預金	四三、二八二、四四五	
非会員預金		三、五三八、九三〇
当座預金	三、五三八、九三〇	
計	三九七、九九四、八八四	

(二)運用

所有物	一、九〇八、八四四円
貸付金	一〇九、一四三、二〇九
手許現金	一四
計	一一一、〇五二、〇六七

(三)余裕金

資源	四七四、九六三、四一六円
運用	一一一、〇五二、〇六七
差引	三六三、九一一、三四九

(四)余裕金の使用

銀行預金	八九、〇三二、六八〇
公債証券等有価証券	二七八、一〇六、六五一
計	三六七、一三九、三三一

朝鮮金融組合聯合会の在内資産である國債その他の

有価証券は余裕金の運用として買入れたものゝ一部分である。

聯合会の余裕金は資源とその運用資金との差額である。

聯合会の資源はその九〇％が預り金である。

聯合会の預り金はその九九、五％が金融組合の預金である。

かようなわけであるから聯合会の所有資産は金融組合に對する預金者の預金によつて形成されていると言い得られる。

聯合会の資産は金融組合預金者の預金の結着であると言うことは單なる仮説ではなくして法的根據のある正しい主張であると言わなければならない。

第二に朝鮮金融組合連合会と金融組合との性格について考察してみよう

金融組合は各個獨立した社団法人であるが（令第一条）聯合会との関係においては朝鮮金融組合聯合会令の規定によって

聯合会に包攝されこれと融合して聯合会という組織体の一分子たる存在となつて對立的な存在は許されないことになつている。両者の関係は機能的には銀行における本支店の関係と何等異るところのないものである。朝鮮においては金融組合体系は協同組合体系において他に類例をみない特色のあるものである。

金融組合と朝鮮金融組合聯合会とが單一の組織体であるということの例証として次の点を挙げることができる。

(一)金融組合は設立と同時に聯合会に加入しなければならない單独の存在はあり得ない(金組令十一条ノ二、金施令第五条)

(二)金融組合は業務上の余裕金は聯合会に預入しなければならない(金組令九)

(三)金融組合は非組合員から受入れたる預貯金の二分ノ一以上ノ額を聯合会に預入しなければならない(金組令五三条ノ三)

(四)聯合会は金融組合に対し資金を供給しなければならない（金聯令一条）（金聯令十五条第一項第一号第二号）

(五)聯合会は金融組合より預り金をなさなければならない（金聯令十五条第一項第三号）

(六)聯合会は金融組合に対し業務上の指導をなさなければならない（金聯令第一条。第十五条第一項第五号）

(七)聯合会は金融組合相互の連絡及業務上の便宜を図らなければならない（金聯令第一条、第十五条第一項第六号）

(八)聯合会は金融組合の職員の教養、その他金融組合の共同の利益を増進するに必要なる業務をなさなければならない（金聯令第一条、第十五条第一項第七号）

(九)聯合会は金融組合の業務及財産の状況を調査することができる（業務検査一般[illegible]）（金聯令第一八条）

(十)聯合会、金融組合共に朝鮮総督の監督下に統制、

されている

聯合会は朝鮮総督之を監督す（金聯令第二七条）

金融組合は朝鮮総督及道知事之を監督す（金組令第六四条）

(イ) 朝鮮総督の監督

聯合会には監理官を置く（金聯令三〇）

金融組合　清算（金組令七八）清算人の任免（金組令七九）

(ロ) 朝鮮総督の任命事項

聯合会々長、同理事の任命（金聯令第八条）

会長及理事の給与及手当は総督の指定（金聯令施行令五）

金融組合理事及副理事は朝鮮総督之を任免す（金組令三一）

金融組合には組合長があり、組合長は総会において組合員中より選任し道知事の認可によってその効力を生ずることになり、組合長は理事と共同して金融組合を代表するけれども組合の常務については理事が単独に之を代表する（金組令三二）

特色のある制度である。

理事副理事の給料手当は総督が指定する（金組監督規程十三条）

(ハ) 朝鮮総督許可事項

金融組合の設立（金組令一三）

(ニ) 朝鮮総督の認可事項

聯合会関係

○事務所の設置（二条）

○会長、理事の他業就業（九）

○金融債券の発行（二二）

○業務時間の変更（施七）

○毎事業年度の事業計画（施一一）

○業務、給与、服務、身元保証、懲戒其の他の事項に関する諸規則の制定、変更（施一二）

○積立金、貸付金の利子歩合、手形の割引歩合、手数料の割合

を定めるとき又これを変更せんとするとき（施一三）

○資金の借入（施一二）

○法定準備金以外の積立金を損失補填以外の用途に使用せんとするとき（施一三）

金融組合関係

○手形割引（五条ノ二項）

○倉荷証券の発行（五）

○銀行業務代行（七）

○借入金（八）

○副理事の設置（三一）

○総代会の設置（四条ノ二）

○定款の変更

○支所の設置、変更、廃止（監督規程三）

○業務給与等諸規則の制定変更（監八）

○解散（六九）

（ホ）朝鮮総督府令事項

聯合会関係

○業務の制限（一六）

○監督上必要なる事項（二八）

○総会の決議取消（三九）

○解散（二九）

金融組合関係

○供託又は地方金融調節に関する業務（一一）

○業務の制限（一一）

○業務の取締（一三）

○組合区域、事務所所在地の変更（一五）

○総会決議の取消（六七）

○解散（六七）

（八）朝鮮総督届出事項

聯合会関係

○事務所の廃止（施一）

○産業法人の加入（施二）

○会員たる産業法人に関する事項の変更（施三）

○全会員の脱退（施三）

○事業計画（施一〇）

○会員の業務及財産状況の調査、指導の要領（施一五）

○総会、協議会、講習会其他の集会の開催（施二一）

金融組合関係

○業務の開始（監二）

○支所の設置及廃止（監三）

○保護預け（監七）

○諸規則の制定、変更（監八）

○毎年度における資金の運轉その他業務上の計画（監九）

○総会、総代会の開催（監一四）

○監事の監査状況（監一八）

（ト）朝鮮総督具申事項

○金融組合の財産状況業務執行に関し重大なる不整ありたるとき（金聯令施行規則第十六条）

（チ）朝鮮総督報告事項

○業務状況（金聯令施二〇）

（リ）朝鮮総督報告事項

○清算顛末（金組令八四）

（ヌ）朝鮮総督提出事項

○清算財産目録貸借対照表（金組監督規程二二）

（ル）道知事提出事項

○毎月実際報告（監一五）

四　結語

前に述べたるように金融組合は個別的法人格を附與されている社団ではあるけれども朝鮮総督の監督下において朝鮮金融組合聯合会の構成分子となり聯合会と渾然一体を為し、組織法上聯合会は金融組合に対し資金の供給をなすと共に金融組合相互間における資金の過不足の調節を為すは勿論業務上の指導、金融組合役職員の教養、配置、業務の検査を行ふの権限をも有し恰も銀行における本支店の関係と全く合致するものがある。李承晩大統領の招きによって朝鮮の金融機関の制度を調査したる米国紐育聯邦準備銀行のブルームフィールド博士も一九五〇年三月十四日提出したる一般金融機関改編に関する建議書の中で「金融組合聯合会にあっては、固定資産評価増加額が七億五十一[illegible]に達しているが反面に損

損失処分をせねばならぬ不確実な資産（山口私見恐らく聯合会の仕出資産もその中に含むのであろう）は十一億一千七百万円である。他面において金融組合の固定資産増加豫想額は十億円であり、損失処分をせねばならぬ資産は五百万円に過ぎない。従って金融組合と同聯合会を合せて考えれば固定資産評価増加額は約十七億五千五百万円であり、損益勘定に借記する解放前資産は十一億二千二百万円である。

金融組合と金融組合聯合会が真正に単一組織体（前者が後者を完全に所有している）という事実に照し又他の銀行と同一に金融組合聯合会勘定を整理するため金融組合の固定資産を公平な妥当金をもって正当に評価させた後各金融組合の評価増加額で自己組合の解放前の不確実な資産と不良資産を銷却させ

残余増加額を公正な率に依り聯合會に寄附するように、母体である聯合会の損失を補塡することをわれわれは建議する」と書いている。金融組合と聯合会との関係の真髄をつかんでいる所論である。

又韓国の一九五〇年五月一日法律第一三八号韓国銀行法の第二章 機構と管理の第一節 金融通貨委員会（通貨委員会は七名の委員で構成されその中二名を金融機関から選出することになっている）の 項で次のような規定がある「第十条 本法で金融機関というのは預金の受入、有価証券又は其他債務証書の発行に依り一般民衆から債務を負担するを以て獲得した資金を貸出する業務を規則的、組織的に運営する韓国銀行以外の総ての法人をいう。大韓金融組合聯合会と其の会員である金融組合は一個の金融機関と看做す。但第八五条に

規定された業務を遂行する範囲では政府代行機関と看做さノに即ち金融組合聯合会と金融組合は法人格を異にしているけれども単一のものであるとの断定を下したものである。朝鮮における金融組合体系は朝鮮独特の体系であってその単一体であることは外国人も韓国政府も認めるところのものである

金融組合連合会の在内資産の整理に当っては~~看過~~軽視してはならない組織といわなければならない

閉鎖機関令には朝鮮の金融組合体系に適する規定を欠いているから正式に言えばその若干改正を必要とするであろう。朝鮮総督の権限は今日どうなっているか分らないが朝鮮総督は朝鮮金融組合聯合会の業務に関しては必要なる命令を下す権限を持っていたのである。日本政府は監督官庁として聯合会に対し適切なる命令を発することはできないで

あろうか。
必要あらば現行法規を修正改正する協定の下に聯合会の清算人として民法第四七四条の規定に基き金組の債務を弁済せしむることは出来ないであろうか。

聯合会と金融組合を別個の法人として整理
する場合の過程

一 金聯の預金債務
金融組合に対する債務であり
金融組合の預金者に対する債務ではない

二 金融組合に対する預金債務支払の為めには
金融組合を在外会社に指定しなければならない

三 金融組合を在外会社に指定するには通例では左記事項
を明かにしなければならない

イ 代表者
ロ 定款
ハ 終戦時における在外店舗の貸借対照表
二 在内資産の財産目録（連合会に対する預金額。
連合会財産に[illegible]持分＝出資額）

ホ　出資者の氏名

ヘ　出資額

四　在外会社指定要項に対する実情

イ　代表者

金融組合の代表者は組合長と理事であるが業務上の代表者は理事であるから当時の理事を代表者とすることが適当であろう

昭和十八年三月末日現在で金融組合の数は六二六であった。六二六人の代表者の所在は現在明確でない。

代表者六二六名の中には朝鮮人もいる。朝鮮人が代表する組合は日本法人と看做し得るか

以上のような実情であるから金融組合を在外会社と指定するには特別の措置を講じなければなるまい

ロ 定款

各組合とも法定の定款案に準拠したものであるから

これは整備し得られるであろう

ハ 終戦時における在外店舗の貸借対照表

目下調査中であるが資料が欠けているところがあり整理

する外方法がなかろう

韓国銀行の朝鮮経済年鑑、調査月報にも終戦

前後不公表の部分がある

ニ 在外資産の財産目録

終戦前後における聯合会に対する預金額は一部

組合金額は分っているが個々の組合のものは目下調査中

であるが難事業である

聯合会に対する出資額も重要な事項であるにも不拘

個別の出資額を書いた資料が少ないので

設立当初における払込出資額は各道聯合会の法定準備金二一八七、九〇〇円に対して其の会員の有する持分と従前の出資額とを併せたものとして会員に対する出資口数の割当をなすことが定められているが各個の組合の出資額は未だ明かになっていない

ホ 出資者の氏名

調査中であるが恐くは突止め難いであろう

ヘ 出資額

調査中であるが困難を極めている

五 上述のような状況であるから尋常な手続による指定は殆不可能ともいうべき状態に在るから当時の金融組合、聯合会、在鮮総督府財務局各関係者の意見を徴し特別の措置を講ぜられることが上策ではなかろう

③

朝鮮金融組合、連合会の計数

閉鎖機関 株式会社 朝鮮殖産銀行特殊清算事務所

1907年 一三

1

金融組合聯合会

	所属会員数		預り金				貸出金
	金融組合	其他法人	金融組合	其他法人	計	対前期末増減	
一九四三	六一三	二一	―	―	七五一、七三九		二八、八一九
一九四四	六一三	一五	―	―	一、三九二、五七四	六四〇、八三五	一一九、七〇八
一九四五	四〇一	一〇	―	―	二八三、八八一	△一、一〇八、六九三	一四五、九五七
一九四六	四〇一	一五	―	―	一、〇八四、八〇九	八〇〇、九二八	二〇七、三一四
一九四七	五五一	一〇	―	―	一、九七二、四五六	八八七、六四七	二、〇〇八、二九〇
一九四八（三）	五五一	一〇	―	―	二、一四九、三二四	一七六、八六八	二、三一五、一一六
一九四九 六）	五五一	一〇	―	―	二、九七〇、三〇八	八二〇、九八四	二、八四一、一一四

金融組合聯合会

年月	借入金	預ケ金	税金	有価証券	所有物
一九四三	二八、四七三	一六五、四三三	三七	五五六、一八八	一、九六四
一九四四	二二、三九三	一一八、二二六	一七	一、三三五、五四一	二、〇七六
一九四五③	一、〇七四、五九三	七八、六九六	八、四一八	一、五一一、六〇六	二、五〇五
一九四六	一、〇六三、八四八	四三三、三四六	二五、四六七	一、五二一、一七〇	一〇、〇三八
一九四七	六、五七一、七六二	一、一七六、一四七	三八、九九九	一、五二〇、九一八	一五、七八〇
一九四八⑬	三、一三八、四〇五	六四三、〇一三	一一、一九七	一、五二〇、七三四	二六、七三六
一九四九⑥	三、一六四、六〇〇	六四二、八七〇	三七、三五二	一、五一八、〇九二	一一、三二三

二、

金融組合 預り金

		店舗数 本所	支所	定期預金	据置貯金	貯蓄預金	当座預金	通知預金	特別預金	合計
一九四四	一二	六一三	二九九	三六〇、九九三	二六七、〇三一	九六七、一七四	五〇、九三九	七一、七一六	四〇、〇二三	一、七五一、八七六
一九四五	四	六一三	二九九	―	―	―	―	―	―	一、八三七、六一〇
	六	六一三	二九九	―	―	―	―	―	―	一、九六八、四七四
	八	四〇一	二〇〇	―	―	―	―	―	―	九八二、七六一
	九	〃	―	―	―	―	―	―	―	七五二、八〇八
	一二	〃	―	―	―	―	―	―	―	六三五、六七四
一九四六、	三	〃	―	八八、五七八	七六、三四五	五一九、二三九	四五、二八四	三、七三一	一〇、六九二	七七一、八六九
	六	〃	〃	九三、五四〇	七二、五六六	六二五、七三二	七三、五六三	四二、三九七	一一、二七六	九一九、〇七四
	九	〃	―	八九、九〇三	七〇、八二四	八七〇、九八九	八八、六九五	四七、三四八	一六、一三四	一、一八三、八八三
	一二	〃	―	一〇八、五七九	七二、六四〇	一、三八六、九四七	二七二、二七九	八九、八六八	九、七八一	一、九四〇、〇九二

金融組合 預り金 増減

八月末は六月末に比し　九億八千六百万円減　北鮮金融 預金減少

九月末は八月末に比し　二億三千万円減

十二月末は九月末に比し　一億一千七百万円減

三月末は十二月末に比し　一億三千六百万円増

六月末は三月末に比し　一億四千八百万円増

九月末は六月末に比し　二億六千四百万円増

十二月末は九月末に比し　七億五千七百万円増

◎一九四六年十二月には一九四五年六月末残と略同額となる

◎七月以降十二月までの減少額　十三億三千三百万円

◎六月末現在 預り金　十六億七百万円

八月末は六月末に比し　九億六千百万円減

九月末は八月末に比し　一億七千七百万円減

十二月末は九月末に比し　一億一千四百万円減

三月末は十二月末に比し　七百万円減

六月末は三月末に比し　六千百万円増

金融機関貸出金

		特別代理貸	普通貸付	割引手形	計
一九四四	一二	七八、九三七	四四八、七二四	一五八	五二七、八一九
一九四五、	四	|	|	|	五三四、七三九
	六	|	|	|	五四九、六六二
	八	|	|	|	三七二、三八七
	九	|	|	|	三四一、六八〇
	一二	|	|	|	三二五、六八七
一九四六	三	二八、七七三	四一四、〇七〇	|	四四二、八四三
	六	二四、九六三	四八五、六二〇	三、六五六	五一四、二三九
	九	三、九二六	五八五、一一六	四、六八八	六一二、三三〇
	一二	一九、三三七	七〇七、六七四	四、八八九	七三一、八三〇

金融組合貸出金趨勢

八月末は六月末に比し　一億七千七百万円減

九月末は八月末に比し　三千百万円減

十二月末は九月末に比し　千五百万円減

三月末は十二月末に比し　一億一千二百万円増

◎七月以降十二月末までの減少額　二億二千四百万円

会社経歴

		借入金	預ヶ金	現金
一九四四	一二	一四、七一六	一四二、五三五	四〇、二五三
一九四五	四	二六、一五一	一、五〇二、七二二	二六、四四五
	六	一七、一四五	一、六〇七、一三一	三〇、八〇二
	八	一二一、一二八	六四六、三〇六	一五二、一六〇
	九	一四八、三〇五	四六九、七六〇	一三二、五五〇
	一二	一〇九、一七七	三五五、九〇〇	九四、九六五
一九四五	三	一三七、八七三	三四七、八八九	一四三、二〇一
	六	一四七、九一九	四〇八、六一〇	八五、八一一
	九	一三九、五五五	五五四、八五〇	一五八、六七四
	一二	一五二、四九八	九九五、五七七	四二九、三五五

頼合会業務概況　昭和八年九月末現在

支部数	一三
会員数	七二九有
掛込済出資金	二、六三〇
預積立金	四三〇
既納貸付金	二、六〇〇
借入金	二三、五三一
預り金	五〇、五六三
貸出金	六四、七三七
預け金	一三、一四二

金融組合
昭和八年九月末現在

	八年九月末	八年三月末
組合数	六七四	六七四
組合員数	九〇六、三九二	八三一、八〇五
資本金		
払込済出資額	八、九八四	九、三六二
政府下付金	四、〇四二	四〇二七
積立金	一五、三二〇	一四、三一六
借入金	六一、二四七	五六、四九一
預金	一〇七、七八八	一一三、七五二
貸出金	一三七、〇九一	一三七、八三二
純益金	一	一、三四八

都市組合　六一
村落組合　六一三

(1)各道府県の法定準備金　二、一八七、九〇〇円　ニハイ・ロ・ホ分

(2)従前の払込出資額　四三五、九四一円

~~中五五五〇〇円~~

~~未未四五、四〇〇円~~

計　二、六二三、八四一円

ロ

昭和九年三月末　出資額　二、七九〇、〇〇〇円

払込出資額　二、六三二、八七八円

未払込出資額　一五七、一二二円

金融組合連合会貸出金　一八、三、三一現在

特別貸付金	
都市組合基金貸付金	一二、一一五
無利子預金貸付金	三、四六〇、〇〇〇
農事改良資金長期貸付金	四、九六〇、五一〇
農事改良資金短期貸付金	二、二七九、四五八
特殊産業資金長期貸付金	三〇、〇六五、四五〇
産業法人低利長期貸付金	二八〇、六六二
産業法人低利短期貸付金	八、七三二
負債整理資金貸付金	二五、一六〇、六二三
水害復旧資金貸付金	四、八五一、五九一
特殊低利貸付金	一、九六一、六一二
朝鮮中小商工業資金貸付金	二、四六三、二二九
合計	七五、五〇三、九八四

普通貸付金

普通長期貸付金	一八、〇九七、五六七
普通短期貸付金	一五、四六二、七九九
當座貸越	七八、八五八
合計	三三、六三九、二二五
総計	一〇九、一四三、二〇九

借入金

特別借入金		
都市組合基金借入金	一	三〇、二五一
農事改良資金長期借入金	｜	｜
農事改良資金短期借入金	二	九、〇〇〇、〇〇〇
特殊産業資金長期借入金	四	二、七二八、九八六
産業法人低利長期借入金	二	二八八、三六九
負債整理資金借入金	三	六、七三八、八三五
水害復旧資金借入金	一口	一、六九二、一三九
計	一三口	二〇、四七八、五八二
普通借入金		
長期借入金	三口	四、〇〇〇、〇〇〇
合計	一六口	二四、四七八、五八二

朝鮮金融債券発行高内訳

回別	発行年月	利率	券面金額	償還年限	発行元高	前年度迄償還高	本年度中償還高	本年度末現在高
第一回	一〇、二、八	三、八	一〇、〇〇〇円	三〇、二、一	三、二八〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二、七七〇、〇〇〇
第二回	一一、六、一五	四、三	一〇、〇〇〇 五、〇〇〇 一、〇〇〇	一八、六、一五	七、〇〇〇、〇〇〇	―	―	七、〇〇〇、〇〇〇
第三回	一一、九、二五	四、一	一〇、〇〇〇 五、〇〇〇 一、〇〇〇	二一、九、二五	五、〇〇〇、〇〇〇	―	―	五、〇〇〇、〇〇〇
第四回	一一、一〇、一五	三、六	一〇、〇〇〇	三一、九、一	三、六九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	三、四一〇、〇〇〇
第五回	一一、一〇、一五	四、〇	一、〇〇〇	三一、九、一	七〇、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇、〇〇〇
第六回	一一、一二、一	四、一	一〇、〇〇〇	三七、三、一	二、〇〇〇、〇〇〇	―	―	二、〇〇〇、〇〇〇
第七回	一二、三、一五	三、六	一〇、〇〇〇	三一、一二、一	三、六〇〇、〇〇〇	―	一八〇、〇〇〇	三、四二〇、〇〇〇
第八回	一二、四、一五	三、六	一〇、〇〇〇	三三、四、一	一、九〇〇、〇〇〇	―	―	一、九〇〇、〇〇〇
第九回	一三、五、一〇	三、六	一、〇〇〇	三三、四、一	八四〇、〇〇〇	―	―	八四〇、〇〇〇
第一〇回	一四、五、一〇	三、六	一〇、〇〇〇	三四、四、一	一、九〇〇、〇〇〇	―	―	一、九〇〇、〇〇〇
第一一回	一五、三、一五	三、六	一〇、〇〇〇	三五、三、一	二、八〇〇、〇〇〇	―	―	二、八〇〇、〇〇〇
第一二回	一五、四、二六	三、六	一〇、〇〇〇	三五、四、一	六〇〇、〇〇〇	―	―	六〇〇、〇〇〇
第一三回	一六、四、一五	三、六	一〇、〇〇〇	三六、二、一	四、〇〇〇、〇〇〇	―	―	四、〇〇〇、〇〇〇
第一四回	一六、五、一	三、六	一〇、〇〇〇	二六、二、一	一、二〇〇、〇〇〇	―	―	一、二〇〇、〇〇〇
第一五回	一七、四、二八	三、六	一〇、〇〇〇	三七、二、一	四、〇〇〇、〇〇〇	―	―	四、〇〇〇、〇〇〇
第一六回	一七、七、二五	三、六	一〇、〇〇〇 一、〇〇〇	二七、六、一	六〇五、〇〇〇	―	―	六〇五、〇〇〇
計					四一、七二九、〇〇〇	四二七、〇〇〇	五五三、〇〇〇	[illegible]

有價証券

種別	
国債	三九、九四七、三四七円
地方債	二五、四九〇、六三三
社債	一八九、六五九、四八五
株式	二三、〇〇九、一八六
計	二七八、一〇六、六五一

預ケ金

種別	
特別預ケ金	二五〇、〇〇〇円
定期預ケ金	八八、三七〇、〇〇〇
當座預ケ金	四〇三、三二三
振替貯金	九、三五六
計	八九、〇三二、六八〇

預り金

種別	
会員預金	三九四、四五五、九五四円
特別預金	四、二六二、〇〇〇
定期預金	三四六、九一一、五〇九
当座預金	四三、二八二、四四五
非会員預金	三、五三八、九三〇
非会員預金	三、五三八、九三〇
計	三九七、七九四、八八四

積立金

種別	
法定準備金	二、四五五、四六七円
特別積立金	三六九、四八七
計	二、八二四、九五四

閉鎖機関　株式会社　朝鮮殖産銀行特殊清算事務所

朝鮮金融組合の計数

④

金融組合員

	村落組合			都市組合			計		
	[illegible]	総世帯数	仝上ニ対スル組合員ノ割合		総世帯数	仝上ニ対スル組合員ノ割合		総世帯数	仝上ニ対スル組合員ノ割合
国人	二、三二六、九五三	三、八五六、八一〇	六〇、三	一四三、一八四	六七九、二七二	二一、〇	二、四七〇、一三七	四、五三六、〇八二	五四、五
[illegible]	四五、三八四			一七〇			四五、五五四		
計	二、三七二、三三七		五八、五	一四三、三五四			二、五一五、六九一		

組合員ノ職業別

	村落組合	都市組合	計
農業者	二、一一八、八一五	一六、二八八	二、一三五、一〇三
商業者	八九、九三九	五六、六〇八	一四六、五四七
工業者	一二、〇二九	九、一六五	二一、一九四
水産業者	二五、〇四八	一、七三七	二六、七八五
其ノ他	八一、一二二	五九、三八六	一四〇、五〇八
無職業	四五、三八四	一七〇	四五、五五四
計	二、三七二、三三七	一四三、三五四	二、五一五、六九一
一組合當リ組合員数	四、二一三	二、二七五	四、〇一八

掛込済出資金

	村落組合	都市組合	計
口数	二、五九〇、三五七、	二二〇、四九五	二、八一〇、八五二、
金額	一六、五八三、七二三、	二、九七二、六四六	一九、五五六、三六九
一組合当	二九、四五六、	四七、一八四	三一、二四〇
一組合員	六、九九	二〇、七三	七、七七

積立金	村落組合	都市組合	計
法定準備金	三四、三三九、五二六	八、四三六、六五二	四二、七七六、一七八
特別積立金	一、〇九七、一九七	五〇四、四三七	一、六〇一、六三四
計	三五、四三六、七二四	八、九四一、〇八九	四四、三七七、八一三
一組合当 法定準備金	六〇、九九三	一三三、九一五	六八、三三二
一組合当 特別積立金	一、九四八	八、〇〇六	二、五五八
一組合員当 法定準備金	一〇、四七	五八、八四	一七、〇〇
一組合員当 特別積立金	、四六	三、五一	、六三

借入金

	村落組合	都市組合	計
特別借入金	七〇、七四五、一七〇	四、七〇四、〇六〇	七五、四四九、二三〇
普通借入金	二五、二九〇、〇三二	四、六二四、四三九	二九、九一四、四七一
計	九六、〇三五、二〇二	九、三二八、五〇〇	一〇五、三六三、七〇二
一組合当 特別借入金	一三五、六五七	七四、六六七	一二〇、五二五
一組合当 普通借入金	四四、九二〇	七三、四〇三	四七、七八六
一出資者当 特別借入金	二九八二	三二、八一	二九、九九
[illegible]	一〇、六五	三二、二五	一一、八六

特別借入金

	村落組合	都市組合	計
基金借入金	—	一二、一一五	一二、一一五
無利子借入金	二、九六五、〇〇〇	四九五、〇〇〇	三、四六〇、〇〇〇
農事改良長期借入金	四、九九三、三〇六	三八、九五〇	四、九七二、二五七
農事改良短期借入金	二、四八六、四四四	三、〇〇〇	二、四八九、四四四
特殊産業長期借入金	二九、六二五、七八一	四五六、九六四	三〇、〇八二、七四六
〃短期借入金	—	—	—
負債整理資金	二四、二四四、九三九	九三五、二六四	二五、一八〇、二〇三
特殊低利借入金	一、九三五、七八五	一三、八六七	一、九四九、六五二
水害復旧資金借入金	四、五四一、七二九	三〇五、〇八二	四、八四六、八一二
経済中小商工業資金借入金	一二、一八二	二、四四三、八一五	二、四五五、九九八
計	七〇、七四五、一七〇	四、七〇四、〇六〇	七五、四四九、二三〇

普通借入金

種別	村落組合	都市組合	計
長期借入金	一七、二四一、〇二一	七一四、四三九	一七、九五五、四六〇
短期借入金	八、〇〇四、五〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一一、九一四、五〇〇
当座借越	四四、五一〇	—	四四、五一〇
計	二五、二九〇、〇三一	四、六二四、四三九	二九、九一四、四七一

預金及定期積金

	村落組合	都市組合	計
口数	一〇、一九六、四〇七	一、二〇八、三八〇	一一、四〇四、七八七
金額	五二七、〇九七、八〇三	二二六、八三四、〇六三	七五三、九三一、八六七
一組合平均	九三六、二二九	三、六〇〇、五四〇	一、二〇四、三六四

伍、預貯金及定期積金金額の大小別

	村落組合		都市組合		計	
	口数	金額	口数		口数	
一〇〇円以上	三三七,一三四	一三七,九八七,六八〇	九五,三〇七	一〇九,二九一,六三九	四三二,四四一	二四七,二七九,三二〇
五〇円以上	五七九,七五九	四〇,九六二,六四五	四三,五五三	三,七七七,八七六	六二三,三一二	四四,七四〇,五二一
三〇円以上	七一八,九六五	二七,〇七九,一七一	三九,〇七五	一,七九八,四九九	七五八,〇四〇	二八,八七七,六七一
一〇円以上	一,三三六,九六二	二三,九六四,五六九	四五,九八一	一,〇四三,八一七	一,三八二,九四三	二五,〇一一,三八五
一〇円未満	二,四八四,一一七	一五,二一五,四二六	九〇,〇六一	九九三,二五三	二,五七四,一七八	一六,二〇八,六七八
計	五,四五六,九三七	二四五,二〇九,四九三	三一三,九七七	一一六,九〇八,〇八五	五,七七〇,九一四	三六二,一一七,五七九

組合別貯金及定期積金種類別

	村落組合		都市組合		計	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額
定期貯金	三四、〇一五	四五、四一七、三三五	二六、八六一	六五、二七〇、三五一	六〇、八七六	一一〇、六八七、六八六
据置貯金	二三四、七五九	七九、五七二、二三九	七〇、六三九	六、四六〇、二七三	三〇五、三九八	八六、〇三二、五一二
特殊貯金	[illegible]	[illegible]六五六	四九、〇二二	二七、七八三、七八九	三、二五三、三二一	一三六、七三〇、四四六
当座貯金	三、三六七	三、七〇〇、五六七	五、一五六	二、八一六、六五六	八、五二三	六、五一七、二二四
定期積金	七七、三八一	七、五七二、六九三	六五、四二五	一四、五七七、〇一四	一四二、八〇六	二二、一四九、七〇八
計	五、四五四、八二一	二四五、二〇九、四九三	三一六、一〇三	一一六、九〇八、〇八四	五、七七〇、九〇四	三六二、一一七、五七九
一口当リ平均		四四、九五		三六九、八四		六二、七五
一組合当リ口数		一〇三、三六		八[illegible]五二		二九二、二〇
總貯金（村落ニ対スル都市ノ割合）		三二、五		一五、五		四八、〇

非組合員預金及定期積金種類別

	村落地方		都市地方		計	
	口數	金額				
定期預金	三六、八七二	六〇、四八三、四〇二	九、八一二	一五九、九四九、九二九	四六、六八四	八〇、四三二、三三二
据置預金	一四一、四七〇	三六、七九五、二三〇	三二、〇六七	二一、九七二、四六八	一七三、五三七	四八、七六七、六九八
特別預金	三二〇八、三三六	一六三、〇〇六、七七七	四八三、七〇六	五九、八一二、〇八一	三六七二、〇四二	二二三、六一八、八五九
當座預金	二七二〇	一〇、三一一、七六二	四七二	一八九四、三三四	三、一九二	一二、二〇六、〇二六
定期積金	九六、一九八	一〇四、九二一、一三六	九八、二二〇	一六、二九七、一六四	一九四、四一八	二六、七八九、三〇〇
計	四七四一、九九六	二八一、八八八、三一〇	八九二、二七七	一〇九、九二五、九七七	五、六三三、八七三	三九一、八一四、二八八
一口當平均		四八・九〇		一一三・一九		二六六・七七
預金(積金)總額ニ對スル割合		三七・三		四一・五		五一・九

預金及定期積金の預け主及契約者の職業別組合別

区分	村落組合 口数	村落組合 金額	都市組合 口数	都市組合 金額	計 口数	計 金額
農業者	三、七六〇、六九九	一六一、七四七、五七九	二九、九〇一	六、九二三、三六九	三、七八九、六〇〇	一六八、六七〇、八四八
商工業者	二二七、四九六	四一、六九八、二六六	一四二、八四九	六一、六七二、八一六	三七〇、三四五	一〇三、三七一、〇八三
自由業者	五六、二四三	六、八一三、七三三	二、三二一	一、七二九、八九八	五八、五六四	八、五四三、六三一
其の他	三〇五、〇九八	三三、二二三、〇三七	一〇三、〇三三	四六、五七八、四八〇	四〇八、一三一	七九、八〇一、五一七
積金契	三九、二〇一	一、七二六、八七五	一〇四	三、六二〇	三九、三〇五	一、七三〇、四九五
計	四、三八八、七三六	二四五、二〇九、四九三	二七七、二〇九	一一六、九〇八、八九五	四、六六五、九四五	三六二、一一七、三八九

預金及定期積金の預け主及契約者の職業別｜組合員外

区分	村落組合		都市組合		計	
	口数	金額				
農業者	二、四五四、一九七	七五、九五七、〇一二	五七、五九八	四、九〇九、三九二	二、五一一、七一四	八〇、八六六、四〇四
商工業者	四五〇、五七一	四二、四八一、三二九	二七〇、五三三	四三、一四四、七三三	七二一、一〇四	八五、六二六、〇六二
水産業者	五七、一六二	五、五三三、三一二	九、四九四	一、九三三、四二五	六六、六五六	七、四六六、七三八
其の他	一、四八〇、三三八	一五七、九一六、六五六	五〇四、四〇八	三九、九三八、四二五	一、九八四、六三六	二一七、八五五、〇八一
計	四、四四二、一三七	二八一、八八八、三一〇	八四二、〇三三	一〇九、九二五、九七七	五、二八四、一七〇	三九一、八一四、一八八

預金及定期積金預け先別組合員

	村落組合 口数	村落組合 金額	市街地 口数	市街地 金額	計 口数	計 金額
個人	三六二八、〇三六	一九六、六一一、二四八	一八七、四四四	八五、〇四二、三五一	三八一五、四八〇	二八一、六五三、六〇〇
随意契	二九、三五二	一、七〇八、二五	一〇二	三六、二一〇	二九、三五四	一、七一一、七三六
組合資金積	一、七八七、五三三	四六、八九〇、一二八	一三八、五五七	三一、八六二、一一三	一、九一六、〇八〇	七八、七五二、一四二
計	五四四四、九二一	二四五、二〇九、四九三	三一六、一〇三	一一六、九〇八、〇八五	五、七七〇、九〇〇	三六二、一七五、七九
組合員外						
個人	四〇四九、八六六	一六一、八一三、一三四	六六六、六九〇	八〇、〇三四、二五二	四七一六、五五六	二四一、八四七、四八七
団体	六九、七二〇	一一九、〇七五、一七六	二三五、五八七	二九、八九一、六二五	九一七、三一七	一四八、九六六、八〇一
計	四一七四、一五九六	二八一、八八八、三一〇	八九二、二七七	一〇九、九一五、九七七	五六三三、八七三	三九〇、八一四、一八八

貸出金

	村落組合		都市組合		計	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額
特別貸付金	二七九、五六〇	五一、六六〇、七九三	五、一九三	三、四九一、四四〇	二八四、七五三	五五、一五二、二三三
普通貸付金	一七〇八、四九一	三三九、五三三、八二二	九九、六七〇	一〇三、九八七、一六一	一、八〇八、一六一	四四三、五一九、九八三
割引手形	—	—	一九	八九、七〇七	一九	八九、七〇七
合計	一九八八、〇五一	三九一、一九三、六一五	一〇四、九八二	一〇七、五六八、三〇九	二、〇九三、〇三三	四九八、七六一、九六五

貸付金種別内訳（担保附）

区分		村落組合		都市組合		計	
	貸付種別	口数	金額	口数	金額	口数	金額
特別貸付	農業改良資金 長期貸付	一〇三八	一六二、三七二	—	—	一〇三八	一六二、三七二
	農業改良資金 短期貸付	九七	一六、〇六三	—	—	九七	一六、〇六三
	特殊産業資金 長期	三四、八八〇	一五、四七四、〇〇〇	四四九	二五五、二九二	三五、三二九	一五、七二九、六四〇
	特殊産業資金 短期	—	—	—	—	—	—
	自作農創設資金貸付	二八、〇三九	一四、二九〇、七四七	九六一	六一六、九七七	二九、〇〇〇	一四、九〇七、七二四
	特殊低利資金貸付	二、〇一二	二四六、〇九三	二	二四三	二、〇一四	二四六、八三七
	水害復旧資金貸付	四、〇八四	一、三七〇、九〇五	一二〇	九六、四一〇	四、二〇四	一、四六七、三一六
	転[illegible]中小商工業資金貸付	一	五、〇〇〇	四八七	一、一八六、六四二	四八八	一、一九一、六四二
	計	七〇、一五一	三一、五六五、五三一	二、〇一九	二、一五六、〇六六	七二、一七〇	三三、七二一、五九八
普通貸付	長期貸付	一六八、五五〇	九〇、一六〇、二一一	一一、一八九	一九、八八一、〇七四	一七九、七三九	一一〇、〇四一、二八六
	短期貸付	三七七、三三四	一五七、〇二二、七五五	四二、七一四	五七、五五六、八八五	四二〇、〇四八	二一四、五七九、六四〇
	手形貸付	—	—	九、九一五	一五、五〇六、八三五	九、九一五	一五、五〇六、八三五
	當座貸越	—	—	四九六	一、五二三、四〇三	四九六	一、五二三、四〇三
	計	五四五、八八四	二四七、一八二、九六七	六四、三一四	九四、四六八、一九九	六一〇、一九八	三四一、六五一、一六六
割引手形		—	—	六一	五三、〇八二	六一	五三、〇八二
合計		六一六、〇三五	二七八、七四八、四九八	六六、三九四	九六、六七七、三四八	六六、三九四	九六、六七七、三四八

貸付金種別内譯（各種保）

区分		村落組合		都市組合		計	
	貸付種別	口数	金額	口数	金額	口数	金額
特別貸付金	農事改良長期貸付	二八、二六〇	三、五七六、六七二	三〇一	三七、七五五	二八、四六一	三、六一三、四二八
	〃　短期貸付	三〇、三三七	二、三三三、九八九	九三	九、四〇六	三〇、四三〇	二、三五三、三九六
	特殊産業長期貸付	七一、四〇八	七、六四一、五〇六	一〇八	一、二九二	七一、五一六	七、六五三、七九九
	〃　短期貸付	三七	八六八	—	—	三七	八六八
	共信整理資金貸付	七七、〇八二	六、一九八、二一八	一、三三五	一六九、二三〇	七八、四一七	六、三六七、四四九
	特殊低利資金貸付	一、六〇七	二七八、五〇八	—		一、六〇七	三七八、五〇八
	水害復旧資金貸付	六七〇	五九、三〇五	七	三三	六七七	五九、六四三
	転業中小商工業者資金貸付	八	七、[illegible]	一、四三〇	一、〇九七、三五〇	一、四三八	一、一〇四、五四一
	計	二〇九、四〇九	二〇、〇九五、三六一 五、七三四	三、一七四	一、三三五、三七三	二一二、五八三	二一、四三〇、七三四
普通貸付金	長期貸付	一〇、七三四	二、二六八、一一八	九六九	一六〇、六九九	一一、七〇三	二、四二八、八一七
	短期貸付	一、一五一、八七三	九〇、〇八一、七三六	三一、五三七	八、三二四、一〇二	一、一八三、四一〇	九八、三〇五、八三九
	手形貸付	—	—	二、六七六	一、〇二四、七六五	二、六七六	一、〇二四、七六五
	当座貸越	—	—	一七四	一〇九、三九四	一七四	一〇九、三九四
	計	一、一六二、六〇七	九二、三四九、八五四	三五、三五六	九、五一八、九六二	一、一九七、九六三	一〇一、八六八、八一六
割引手形		—	—	五八	三六、六六五	五八	三六、六六五
合計		一、三七二、〇一六	一一二、四四六、一一六	三八、五八八	一〇、八九一、〇〇〇	一、四一〇、六〇四	一二三、三三六、一一七

特別貸付金長短期別

区分	種別	村落組合	都市組合	計
長期貸付	担保	三一、五四九、四六七	二、一五六、〇六六	三三、七〇五、五三四
	無担保	一七、八六一、二七一	一、三一五、九六七	一九、一七七、二三八
	計	四九、四一〇、七九九	三、四七二、〇三三	五二、八八二、七七二
短期貸付	担保	一六、〇六三	—	一六、〇六三
	無担保	二、二三三、九八九	一九、四〇六	二、二五三、三九六
	計	二、二五〇、〇五三	一九、四〇六	二、二六三、四六〇
計	担保	三一、五六五、五三一	二、一五六、〇六六	三三、七二一、五九八
	無担保	二〇、〇九五、二六一	一、三三五、三七三	二一、四三〇、六三五
	計	五一、六六〇、七九三	三、四九一、四四〇	五五、一五二、二三三

普通貸付金長短期別

区分	種別	村落組合	都市組合	計
長期貸付	担保	九〇、六〇二、二一一	一九、八八一、〇七四	一一〇、〇四一、二八六
	無担保	二、二六八、一一八	一六〇、六九九	二、四二八、八一七
	計	九二、四二八、一二九	二〇、〇四一、七七四	一一二、四七〇、一〇三
短期貸付	担保	一五七、〇三二、七五五	七四、六四〇、一〇七	一三一、六六二、九六三
	無担保	九〇、〇八一、七三六	九、三九四、九二七	九九、四七六、六六四
	計	二四七、一〇四、四九二	八四、〇三五、一一五	三三一、一二九、六二七
計	担保	一四七、一八三、九六七	九四、五二一、一八二	三四、七〇四、二四九
	無担保	九二、三四九、八五四	九、五五五、六二七	一〇一、九〇五、四八二
	計	二三九、五三一、八[illegible]	一〇四、〇七四六、九〇九	四四三、六〇九、七三一

特別貸付金使途別

区分		耕[illegible]組合 人員	耕[illegible]組合 金額	都市組合 人員	都市組合 金額	計 人員	計 金額
農業改良資金	肥料購入	六八、三四二	六、二六九、八四七				
	農牛購入	二、六〇二	三、四七七、七一二				
	農具機械購入	四、九四六	二九七、六八六				
	計	七五、八九〇	一〇、〇四五、二四五				
特殊産業資金	自作用土地購入	二、八五五	五、二七六、七七一				
	農牛購入	七三、六二三	七、八五八、九七四				
	店舗及住宅設備	二五五	二四七、五五五				
	其の他	—	—				
	計	一〇五、七三三	一三、三八三、三〇〇				
負債整理資金	旧債償還	一〇六、二九〇	二一、二七五、一八五				
水害復旧資金（昭和九年度分）	流失、土砂埋没土地ノ復旧	八二一	二五二、六四三				
	罹災果樹園養蚕用建物商品復旧	一四〇	七一、三三〇				

水害復旧資金		漁業施設ノ復旧	一	二六
		小計	九六二	三二三、九九九
	昭和十一年度分	流失又ハ土砂埋没土地ノ復旧	三、一一二	九八五、六六五
		種穀及肥料ノ復旧	四三五	六六、六七六
		産業用建物及果樹園ノ復旧	二八七	一二七、八〇三
		商品等ノ復旧	四七	三二、八〇七
		小計	三、八八二	一、二〇二、九五一
		計	四、八四四	一、五二六、九五〇
特殊低利資金		耕作共同作園地購入	五八七	四〇、六四五
		共同耕作地購入	九九五	一九五、八二二
		共同利用機械器具購入	六四八	九五、八二八
		販売及倉庫資金	一、三一五	二九三、〇七八
		計	四、五四五	六二五、三七三

村落部市合計

		人員	金額
朝鮮中小商工業資金	営業資金	八四六	二、一四〇、二二七
	業務轉換ハ設備資金	二七	六九、三七一
	轉換業者ノ運轉資金	四七	八六、五八二
	失業者ニ対シ旧債務整理資金	一	一
	計	九一〇	二、二九六、一八〇
通計		二八〇、二三二	五五、一五二、三三三

普通長期ノ貸金使途別

農業資金

区分 使途	村落 口数	村落 金額	都市 口数	都市 金額	計 口数	計 金額
自作田畑購入	七六、〇四一	四三、八六八、二〇七	一、一四六	二、四三七、七七五	七七、一八七	四六、三〇五、九八二
農舎建設	一、五五八	四二八、一九〇	八	六、九五八	一、五六六	四三五、一四九
農業用器具購入	二、〇一九	二、二三五、二五五	一	八〇	二、〇二〇	二、二三五、三三五
農業用牛馬購入	一五、七〇三	三、一四五、四一四	二三	一〇、二一六	一五、七二六	三、一五五、六三一
肥料購入	三一五	六一、七七八	四	三、八九〇	三一九	六五、六六八
農業労銀支拂	四一九	一二三、五五八	八	二、七三三	四二七	一二六、二八一
農業種苗購入	八一五	八八、九七六	|	|	八一五	八八、九七六
農舎	六〇	一二、三九九	|	|	六〇	一二、三九九
旧債償還	四六、九三三	二四、六五二、二四四	五七〇	一、〇一二、二一二	四七、五〇三	二五、六六四、四五七
其他	七、七九八	二、五九三、五六一	三五八	五二三、三二六	八、一五六	三、一一六、八八七
計	一五一、六六一	七五、一九九、五八七	三、一一八	四、〇〇九、一八三	一五三、七七九	七九、二〇八、七七〇

区分		村落組合		都市組合		計	
使途		口数	金額	口数	金額	口数	金額
商工業資金	店舗設備	四二一〇	三、四三五、〇九七	一、八三五	三、三六三、七二一	六、〇四五	六、七九八、八一九
	商品仕入	二、六七七	一、五九三、〇七九	二六六	六六一、九〇九	二、九四三	二、二五四、九八九
	工業用原料購入	三〇七	一六一、五一二	一三八	一九七、七三八	四四五	三五九、二五一
	工業用器具購入	一三九	七八、六六九	六三	一一七、七一六	二〇二	一九六、三八六
	工場設備	四五	七六、七八〇	七六	一九一、二一八	一二一	二六七、九九八
旧債償還		六〇六二	三、四八六、七三四	一、一九六	一、八一六、七六六	七、二五八	五、三〇二、五〇一
其ノ他		七三〇	五〇五、四三七	三六三	五五三、五七八	一、〇九三	一、〇五九、〇一六
計		一四、一七〇	九、三三六、三一一	三、九三七	六、九〇二、六五〇	一八、一〇七	一六、二三八、九六二

区分	使途	村落組合 口数	村落組合 金額	都市組合 口数	都市組合 金額	計 口数	計 金額
水産資金	漁業設備	一、三〇一	六九八、三五八	四一	六〇、一六四	一、三四二	七五八、五二二
	漁具購入	四五九	九二、四〇六	一七	三、八一九	四七六	九六、二二五
	漁業労銀立替	一〇	三、三三九	—	—	一〇	三、三三九
	漁業糧食購入	九	四、五〇〇	—	—	九	四、五〇〇
	旧債償還	七二八	二七九、九二〇	二四	一〇、一七六	七五二	二九〇、〇三七
	其ノ他	一〇一	五九、六一五	一三	四四、六六二	一一四	一〇四、二七七
	計	一、五〇八	一、一三八、一四〇	九五	一四六、八二二	一、六〇三	一、二八四、九六二
雑資金	住宅設備	四、五七一	三、三七九、〇七八	四、一八七	六、二五三、三〇二	八、七五八	九、六三二、三八〇
	家政整理	一、一九一	四二〇、八五三	五九	一三八、五〇九	一、二五〇	五五九、三六二
	旧債整理	二、五七一	一、四五七、五五三	一、〇七八	一、六六一、二二一	三、六四九	三、一一八、七七四
	其ノ他	[illegible]	一、二九三、八〇五	六八四	九二三、〇三四	三、二九六	二、二一六、八八九
	計	一〇、九四五	六、五五四、二九〇	六、〇〇三	八、九八三、一一七	一六、九五三	一五、五三七、四〇七
通計		一七九、二八四	九一、四二八、三三九	一三、一五八	二〇、〇四二、七七四	一九二、四四二	一一一、四七〇、一〇三

普通短期貸付金使途別

区分 使途		村落組合		都市組合		計	
		口数	金額	口数	金額	口数	金額
農業資金	自作用土地購入	二五九、七〇三	五九、一九一、六一三	三、五五三	三、二六五、三五七	二六三、二五六	六二、四五六、九七〇
	農舎建設	八、四七三	一、二八七、四四八	八四四	一、六五五、二一〇	九、三一七	二、九四二、六五八
	農業用器具購入	一九、六一〇	一、八四八、九三五	九一	二四、一五九	一九、七〇一	一、八七三、〇九五
	農業用牛馬購入	二三八、八二七	二七、六三三、六六四	九五一	二一一、八〇七	二三九、七七八	二七、八四五、四七二
	肥料購入	七〇、四八三	四、六四二、一八一	五五七	一五六、二一三	七一、〇四〇	四、七九八、三九四
	農業労銀支払	六六、三三六	五、一三六、四八二	七〇九	二〇七、[illegible]	六七、〇三五	五、三四四、四八一
	農業糧食購入	五二、三二六	四、一六七、七六七	一〇四	一五、三八六	[illegible]、三三〇	四、一八三、一五四
[illegible]		一、二一〇	一三六、六七三	九	一、五〇六	一、二一九	一三八、一七九
旧債償還		四〇八、八九三	五二、八一八、一七九	三、二六九	一、五三〇、二一七	四一二、一六二	五四、三四八、三九七
其ノ他		一〇二、〇六三	一五、一六二、二八一	二、〇五一	一、〇五五、七六八	一〇四、一一四	一六、二一八、〇五〇
計		一、二一七、七七三	一七二、〇一五、二二九	一二、一三八	八、一三五、六二四	一、二二九、八五一	一八〇、一四八、八五四

普通短期貸付金使途別

商工業
資金

区分　使途	村落組合 口数	村落組合 金額	都市組合 口数	都市組合 金額	計 口数	計 金額
店舗設備	一三、四九六	六、三八六、四八七	四、三八一	五、六七〇、六八〇	一七、八七七	一二、〇五七、一六七
商品仕入	六九、九〇三	二四、二七一、〇四五	二八、五五五	二六、五六六、一一一	九八、四五八	五〇、八三七、一五六
工業用原料購入	六、一五八	一、五五一、六三四	九一八	一、七一七、一八三	八、〇七六	三、二六八、八一八
工業用器具購入	一、〇九三	三三六、八一八	三四七	二〇三、〇四六	一、四四〇	五四四、八六四
工場設備	一一二	一三二、九六三	二九七	四一五、四一五	四〇九	五三八、三七八
旧債償還	二八、六三三	六、八五五、九〇三	一〇、二一八	三、八五一、六二七	三三、九四一	一〇、七〇七、五三七
其ノ他	六、八七七	一、四四九、五二七	二、八八八	二、三七九、一一五	九、七六五	三、八二八、六四三
計	一二六、二六二	四〇、九七四、三八五	四二、七〇四	四〇、八〇三、一八〇	一六八、九六六	八一、七八二、五六五

区分	使途	村区域内 口数	村区域内 金額	都市区域内 口数	都市区域内 金額	計 口数	計 金額
水産業資金	漁業設備	一一、九六七	三、〇八七、五六〇	六五三	六四五、四二〇	一二、六二〇	三、七三二、九八〇
	漁具購入	二、四四四	二、二五四、三一九	一三〇	一四一、一六六	二、五七四	二、三九五、四八五
	漁業労銀支払	一、一〇三	一九四、八八九	一二	八五、[illegible]	一、一一五	二八〇、三一〇
	漁業経営維持	九七〇	八〇、六五五	二	五三二	五五二	八一、一八七
	旧債償還	六、六四七	一、一八六、四六二	一二	一三五、四九一	六、八六五九	一、三二一、九五三
	其ノ他	一、九四五	六八三、二九四	一九	一〇二、〇六四	三、〇六四	七八五、三五八
	計	二四、六六六	七、四八七、一八一	一、二三八	一、〇六一、〇九六	二五、九〇四	八、五四八、二七七
新資金	住宅設備	二〇、四〇九	八、七五九、六[illegible]	一八、七七六	二四、一〇四、五〇四	三九、一八五	三二、八六四、一二三
	家政整理	三一、八二五	三、五〇三、五三四	一、八八五	六四一、一四四	三三、七一〇	四、一四四、六七九
	旧債整理	三二、九九〇	五、七四九、九五九	六、三四六	五、〇六八、五五五	三九、三三六	一〇、八一八、五一五
	其ノ他	五五、三一六	八、六一四、五七四	六、五八九	四、二一八、〇二八	六一、九〇五	一二、八三二、六〇二
	計	一五〇、五四〇	二六、六二七、六九五	三一、五九六	三四、〇三二、二三四	一八二、一三六	六〇、六五九、九二九
通計		一、五二九、一八一	二四七、一〇四、四九二	八五（七）、六七六	八四、〇三五、一三五	一、六一六、八五七	三三一、一三九、六二七

各種貸出金の大小別（特別貸付金）

区分	村落組合		都市組合		計	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額
千円以上	七、三八四	九、六七五、八八三	一、二〇五	二、〇二七、五六三	八、四八九	一一、七〇三、四四七
五百円以上	二〇、六九四	一三、九二八、四五九	一、一七〇	九一五、一九八	二一、九六四	一四、八四三、六五八
百円以上	九四、五三五	二〇、三一二、四八二	一、七七八	四九四、三八五	九六、三一三	二〇、八〇六、八六八
五十円以上	六二、一二〇	四、五七一、二四一	五三九	三八、七二六	六二、六五九	四、六〇九、九六七
五十円未満	九四、八二七	三、一七二、七二五	五〇一	一五、五六六	九五、三二八	三、一八八、二九一
計	二七九、五六〇	五一、六六〇、七九三	五、一九三	~~九~~三、四九一、四三八	二八四、七五三	五五、一五二、二三一
一口当平均		一八四、七九		六七二、三三		一九三、六八

普通貸付金大口別

区分	村落組合		都市組合		計	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額
千円以上	五八、八六八	一〇四、九〇一、〇七四	二九、七七五	七七、一一九、二〇〇	八八、六四二	一八二、〇二〇、二七五
五百円以上	九二、六四八	六五、〇六〇、六二五	一九、二〇四	一四、六二二、五九〇	一〇一、八五二	七九、六八二、二〇五
百円以上	五一二、八〇〇	一一四、七四六、五五三	三六、七七七	一一、四八七、五二〇	五四九、五七七	一二六、二三四、〇七四
五十円以上	四七三、五四四	三四、九八六、四〇八	八、五八五	六八二、四四一	四八二、五二九	三五、六六八、八五〇
五十円未満	五七〇、六三一	一九、八三八、一七〇	五、〇四八	一六六、一五五	五七五、六七九	二〇、〇〇四、三二五
計	一七〇八、四九一	三三九、五三二、八二二	九九、七八九	一〇四、〇七六九〇九	八〇八、一八〇	四四三、六〇九、七三一
一口当平均		一九八、七五		一、〇四二、九五		二四五、一二

預ケ金　十八年三月末日現在

	口数	金額
村落組合	一二、四九〇	二七九、〇二七、六三三
都市組合	二、八八一	一三九、七〇五、五一六
計	一五、三七一	四一八、七三三、一四九

預ケ金の預ケ入先別

区分	預金種別	村落組合	都市組合	計
聯合会	特別預ケ金	四、二三五、〇〇〇	二七、〇〇〇	四、二六二、〇〇〇
	定期預ケ金	二一七、六九~~九~~三九〇九	一三〇、一三六、六〇〇	三四七、八三〇、五〇九
	普通預ケ金	四〇、一九七、七七七	三、六五〇、九五一	四三、八四八、七二八
	計	二六二、一三六、六八六	一三三、八一四、五五一	三九五、九四一、二三七
銀行	特別当座預ケ金	九、二四二、三五六	四、六八五、五七二	一三、九二七、九二九
	普通預ケ金	三、三一九、六五五	一、一〇六、八二一	四、四二六、四七六
	計	一三、五六二、〇一二	五、七九五、三九三	一八、三五七、四〇五
郵便貯金	郵便貯金	三、三七八、九六一	四二、六二二	三、四二一、五八三
	振替貯金	九五九、九七三	五二、九四九	一、〇一二、九二二
	計	四、三三八、九三四	九五、五七一	四、四三四、五〇五
計		二七九、〇二七、六三三	一三九、七〇五、五一六	四一八、七三三、一四九

購買品配給高

	農業用品	肥料	穀類	食糧品	機械器具	其ノ他	計
十九年度實績	七七〇、〇五二	一四、〇七二、一五六	一九四、一二一	三〇六、六二〇	六二五、六一九	七八五、一一五	一六、七五三、六八五

飲食品及煙草

穀物　林産物　織物　紙類　薬類　其ノ他　計

十八年度　四六六、四一九、四五　六四六五　七二六五　一　八三八五　四七七、三二八　四七一、二一一、四八

収支計算（経費）

区分	村落組合	都市組合	計
給料及手当	一一、三二八、七四〇	一、九〇〇、一六四	一三、一二八、九〇四
旅費	一、九三〇、八一二	七一、六五六	二、〇〇二、四六八
事務費	四、三一五、六五〇	八〇二、〇七二	五、一一七、七二三
需用費	三九八、九一五	五六、八三六	四五五、七五二
計	一七、八六四、一一八	二、九〇〇、七三〇	二〇、七六四、八四八
一組合当	三一、七三〇	四六、〇四三	三三、一七〇
一組合月当	七、五三	二〇、二三	八、二五
運転資金	六七八、六一一、一一〇	二五〇、六四六、六六三	九二九、二五七、七七四
運転資金ニ対スル割合	二、六	一、一	二、二

収支計算内譯

京畿道　忠清北道　忠清南道　全北

剰余但右損失ノ〃　剰余但全損失但〃　剰余　損失　剰余　損失

迄　分

	村落組合		都市組合		計	
	組合数	組合員出資金総額	組合数	組合員出資金総額		
京畿道	五〇	一七、七五五	一一	五、五九二	六一	二三、三四七
忠清北道	三二	八、四三五	一	四五九	三三	八、八九四
忠清南道	三六	一二、九九二	五	一、八八三	四一	一四、八七五
全羅北道	四〇	一三、一二八	四	一、六二七	四四	一三、七五五
全羅南道	五八	二四、六五四	七	二、七九九	六五	二七、四五三
慶尚北道	七〇	二一、三七八	五	一、八五二	七五	二三、一三〇
慶尚南道	五四	二〇、三四八	一〇	四、八一七	六四	二五、一六五
黄海道	五五	二一、二二四	二	一、四四五	五七	二二、六六九
平安南道	三五	一〇、九八七	四	一、一八九	三九	一二、一七六
平安北道	三八	一二、八三六	三	一、八六九	四一	一四、七〇五
江原道	三七	一三、三一七	三	一、二七一	四〇	一四、五八八
咸鏡南道	三四	九、九六四	三	一、五八六	三七	一一、五五〇
咸鏡北道	二四	五、九二〇	五	一、六七五	二九	七、五九五
計	五六三	一九一、八三三	六三	二八、一〇九	六二六	二一九、九四二

⑤

全連、金組に対する監督官廳の認可、許可事項
其の他

閉鎖機関 株式会社 朝鮮殖産銀行特殊清算事務所

✓ 解定令

統制 認可

○事業の設立（三）

○会長 理事の他業就業（九）

○会社債券の発行（二二）

○営業時間の変更（施七）

○臨時休業（施八）

○毎事業年度の予算（施十二）

一 業務、経理、服務、資金保証、出資、日常の事項に関する諸規則の制定変更
二 組合債券の利率、発行価額、手形の割引歩合手数料の割合を定めるとき変更
三 資金の借入
四 保証其他債務負担行為其他（？）の積立金の使用（施一三）

✓ 統制の指定

○会員 農業法人（三）

○会長、理事の給与及手当（施十五）

✓ 統制の任命

○会長 理事（八）

✓総会の命令

○業務の制限（一六）

○監督上必要ある命令を発することを得（二八）

○総会の決議取消（二九）

○解散（二九）

✓総会の監督

○聯合会は経済総会之を監督す（三七）

✓○監督必要事項（業務及財産）（三〇）

✓総会の廃止

○予算額の廃止（第一）

○〃〃への加入（第三）

○仝上予算の変更（〃）

○仝上通達（〃）

○事業の許可（第十）

○全組合の業務及財産状況の調査検査の命令（第一五）

○総会、協議会、講習会其他ノ集会の開催（第二一）

✓ 総督ヘ具申

○会社財産状況 業務執行ニ関シ重大ナル不整アリタルトキ（施十六）

✓ 総督ヘ報告

○業務状況（施二〇）

〃金但
総督許可
ノ〇設立（十三）

俳句論考

〇平形説（五〇）

〇客観写生の発行（五三）

〇能動の芸術的代現（七）

〇俳人会（八）

〇副題子の後退（三一）

〇現今副題子の住境（十三）

〇俳代表の後退（四五ノ二）

〇定型否定（四八）

〇解放（六九）

〇女流の進出（四三）季題

〇論理的の新定型表現へ（四八）

信用組合令

○信組、他の金融・附帯業務（十一）

○全組の業務制限（十二）

○全組業務取扱（十三）

○組合合併・事務所位置の変更（十五）

○設立認可（六七）

○解散（六七）

✓
俳句の鑑賞
○俳句発達史之を鑑賞す（六四）
○情景（七八）
○情景人の作風（七九）

✓
俳句への観方
○情と鑑賞（八〇）

徒書指定

○現行刑法改正の資料及手書（昭十三）

✓ 絵画研究

○研究の宣告を受けたこと（陸二一）

✓ 絵画雅楽

○清寧 明慈目録、倭僧村[illegible]（陸二二）

追加ヲ 研究

○住宅 千萬円 （昭一〇）

○業務用土地建物ノ取得 登記免許 新築 改築 増築 移築

右住宅ノ為ノ宅地ノ取得

税金貸付 利子未定

防空積立金 以外ノ積立金 之積立補填 以外ノ用途ニ使用セシムルコト

準備金 （昭十一）

追記ノ
歴史

∨○律令 某山の開始（歴二

○文珠の調査 廃止（歴三）

○保管 担ケ（歴七）

○産銀制 制定 変更（歴八）

○無事是以 都市の窯業の[illegible]の他 窯業上の升進（歴九）

○論会、隠代作の同儀（歴十四）

○既存の 歴史世記（歴十八）

並訂了提出

○每月實際報告（至十五）

金融組合預ケ金の預ケ入先別、其の他

金融組合預ケ金ノ預ケ入先別（一八、三、三一現在）

種別	聯合会				銀行			郵便貯金			合計
	特別預ケ金	定期預ケ金	当座預金	計	特別当座預金	普通預ケ金	計	郵便貯金	振替貯金	計	
村落	四、二三五、〇〇〇	二一七、六九三、九〇九	四〇、一九七、七七七	二六二、一二六、六八六	九、二四二、三五六	三、三一九、六五六	一二、五六二、〇一二	三、三七八、九六一	九五九、九七三	四、三三八、九三四	二七九、〇二七、六三三
都市	二七、〇〇〇	一三〇、一三六、六〇〇	三、六五〇、九五一	一三三、八一四、五五一	四、六八五、五七三	一、一〇九、八二〇	五、七九五、三九三	四二、六二二	五二、九四九	九五、五七一	一三九、七〇五、五一六
計	四、二六二、〇〇〇	三四七、八三〇、五〇九	四三、八四八、七二八	三九五、九四一、二三七	一三、九二七、九二九	四、四二九、四七六	一八、三五七、四〇五	三、四二一、五八三	一、〇一二、九二二	四、四三四、五〇五	四一八、七三三、一四九

395,941,2370 | 142,753,1[illegible]

3768578341 74

1908140290

1674932596

233207694

395,941,2370 | 397,994,784

3581953956 994

3774584140

3581953956 140

1926301840

397994237 0 | 1494,965,416

427467074 9

実施組合

○組合相互間における資金の過不足を調節すべき

機関を欠く

○その監督指導は専ら官庁がしている

◎聯合会は

△組合の資金調節

△業務指導

金融組合定款

第一章 総則
第二章 出資及積立金
第三章 機関
第四章 業務の執行
第五章 剰余金及欠損補填
第六章 加入及脱退
第七章 解散

朝鮮金融組合聯合会

第一章 総則
第二章 出資及積立金
第三章 機関
第四章 業務
第五章 朝鮮金融債券
第六章 剰余金及欠損補填
第七章 加入及脱退
第八章 解散

金組所属会の組織、事業の概要

一　金組は会員に対し
　　資金を供給し
　　業務上の指導を為し
　　その他会員共同の利益の増進を図ることを
目的とする非営利有限責任の法人

二　金組は　金組及総督府指定の産業者等（を会員とする
会員に対し出資一口以上（一口五〇〇円）を負担せしめ（これに[illegible]
年七分迄の配当をなす

三　金組には会長一名　理事十三人以上　監事二人以上を置く
会長　理事は　総督之を任命す

四　金組の資金は　出資金、預り金、政府貸下金
借入金　諸積立金よりなる

五　金組の業務
会員に対し資金の貸付　会員に対し手形の割引
会員のために為替業務をなす　会員より預り金をなす
会員に対し業務上の指導をなす　会員相互の連絡及共[illegible]一[illegible]便宜
会員の発達その他会員の共同の利益を増進する為必要なる業務をなす

[illegible]施行令改正　会の社内監査について、

✓○法律第一〇七号の反響

✓○社内監査の実施
[illegible]会の構成
常務会の運用

✓○有機的結成
独立法人
有機体
役職員の規範

○全組織会の信頼性
残された施設の一つ　行動

○運営会業務の契機

⑦

金連の預金債務について

閉鎖機関 株式会社 朝鮮殖産銀行特殊清算事務所

一、金連の預金債務
会員たる金組に対する債務であり
金組の預金者に対する債務ではない

二、金組に対する預金債務支拂の為めには
金組を在外会社に指定しなければならない

三、金組を在外会社に指定するには
代表者
定款
在外店舗の貸借対照表
在内資産の財産目録
出資者氏名 出資金額
を明かにしなければならない

一　金連に対する金組の出資額が判明すれば
金連の残余財産を金組に分配する

二　金組を在外金融機関に指定する

三　在外金融機関　金組をして外地預金を支払わせる

一　閉鎖機関全速の処理

(1) 外地預金を在外負債に　おとす

(2) 在外負債超過額の両像をなくすること

一、全連と全組とは別人格ではあるが。全連なる組織体の構成分子なる関係にあるから同一体と看做すことができるであろう

法令

業務

人事

二、全連の在内資産は全組の総体即ち全組に対する貯金の貯金の結集である

全組令 五三条ノ三 全組ハ第六条の規定により受入れたる金額の二分の一以上の金額を左の方法に依り管理すべし

貯金局令十七条 余裕金の運用

第三者の弁済

第四七四条　債務の弁済は第三者之を為すことを得　但し其債務の性質か之を許さゝるとき又は当事者か反対の意思を表示したるときは此の限に在らす
利害の関係を有せさる第三者は債務者の意思に反して弁済を為すことを得す

○第三者は自分の名で　しかし他人の債務として弁済することを要する

○金銭は利害関係を有する者であるかの　全立の関係を求める必要はない

資会員中農村金融組合563と都市金融組合63の出資者名と出資総額が5533千円であることが判明している。

第　三

第一で述べたとおり、金組の会員たる法人に対する残余金支払は不可能と思われるが、昭和18年3月現在と昭和20年5月31日現在の出資総額は殆んど一致しているので昭和18年3月現在の会員を閉鎖時の会員とみなし、今後の調査によつて個々の出資額が判明すれば、残余金を分配し、これを在外金融機関に指定して外地預金を支払わせる方法が考えられる。このためには先づ出資組合を在外会社に指定して、外地預金を在外負債よりおとし、在外会社[illegible]債権をなくすることが必要である。

秘

大　蔵　省

朝鮮金融組合連合会の預金債務について

昭和29年7月12日
管財局特殊清算課

第一

1　閉鎖機関朝鮮金連の預金債務は、主として傘下会員（出資者）たる各金融組合及び普通法人に対して負うている。

今回の閉鎖機関令の一部改正によって新たに外地預金債務を弁済することになつたが、閉鎖機関令上これら会員である法人に支払うためには、当該法人を在外会社に指定しなければならない建前となつている。

2　最近前記会員である法人に対する預金者が当該預金の支払の途を講ずるよう陳情して来ている。現在この種法人は在外金融機関に指定されていないため外地預金債務を弁済することとは法的に不可能であるし、又旧法人の代表者の所在も不明であり保有資金もないので現在弁済の途は全くない。

3　金連及び会員たる法人ともに債権、債務に関する証拠書類及び出資関係書類（株券等）がないので、金連が会員たる法人に対する預金を支払うことは不可能と思われる。従つて会

員たる法人に資金を分与して、その後当該法人をして当該資金を分与させることは不可能である。又会社に直接に会員たる法人に対する資金を支払はせることも法的に不可能である。

然しながら今回の会社更正の趣旨を汲んで何らかの方法でこれら末端の資金債権を分与する途を講ずることが必要と思われる。

第　二

1. 会社の国内清算資金見込は約551,200千円であり、他に預金、預託金等に対する差入保証金等が164,554千円ある。

昭和20年3月31日の在外資産、負債のバランスを見ると

在外資産	256,822千円
(内貸出金)	(121,385千円)
在外負債	1,554,095千円
(内預金)	(1,459,663千円)
負債超過額	1,297,273千円

となつている。

2. 終戦直前の出資額等については上記バランスで約2,523千円であることのみ判明しており、出資法人名及び出資額の明細は不明である。然し昭和18年3月現在では出

第一

1a 全聯の賃金債務は 全組に対する債務である

b 全組に対する賃金債務支払のためには 全組を在外会社に指定しなければならない

2a 全組は在外会社でないから賃金債務の支払いは不可能である

b 全組代表者の所在も不明

c 保有資金もないから弁済の途はない

3a 全連も 全組も 債権 債務に関する証憑書類及び終戦時の出資関係書類がないから 全連が全組に対する賃金を払うことは不可能と思われる

b 従って金組に預金を支払い

その後、全融組合をして預金債務

を支払わしめることは不可能である

c 金庫に直接金組に対する預金を

支払わせることも法的に不可能である

今回の金融恐慌の緊急なるに及んで何らか

の方法で金組預金を支払う途を

講ずることが必要と思われる

第二

1 a 全産の在内資産清算残余見込

約五五一、二〇〇、〇〇〇円

b この外 預金 貯金に対し担保設定分

一六四、五五四、〇〇〇円

c 昭和二〇年五月三一日現在

在外資産 二五六、八二二、〇〇〇円

（内貸出金）一二一、五八五、〇〇〇円

在外負債 一、五五四、〇九五、〇〇〇円

（内預金）一、四五九、六六三、〇〇〇円

負債超過 一、二九七、二七三、〇〇〇円

2 a 終戦後の出資額

五、五二六、〇〇〇円

b 出資法人名　不明

c 出資額明細　不明

d 昭和一八年三月現在出資会員

村落組合　五六二

都市組合　六三

出資総額　六五三三、〇〇〇円

第三

a 全連が全組に対する債権債務之精は
不可能と思われるけれども

b 昭和一八年三月現在と昭和二〇年
五月、三一日現在の出資総額は
殆一致しているから

c 昭和一八年三月現在の会員を閉鎖時
の会員とみなし

d 各組合の出資額が判明せざれば

e 金組の残余金を分配し

f 金組を在外金融機関に指定し

g 在外金融機関金組として

外地預金を支払わせる方法が

考えられる

このためには

1 出資組合を在外会社に指定し

し

2 外地預金を在外負債より

おとし

3 在外負債償還説の留保を

なくすることが必要である

残余財産の査定が問題である

指定手続に困難なる点あり

残余財産の処理が困難である

⑧

連合会設立の趣旨、其の他

[illegible]

聯合会設立の~~書~~由概要

○組合運動の統制化と組合経営の円滑有利なる運用

○指導奨励

各道府県聯合会の経営の有無を相互融通する

各組合の能力に応じて徹底せる指導と援助

○各組合相互の一体的関係を強化　現状よりは更に一層たらしむるを要す

○全組合は設立の強制と同時に自動的に会員となる　即ち統制強化

○産業組合法

経済産業組合法に基いて設立されたる産業組合

経済漁業組合令に基いて設立せられたる漁業組合

○聯合会の機能

全組指導、共済、宣伝、教育等が綜合的に単一機関に集中したる

目的

第二条
本会は会員に対し資金を供給し、業務上の指導を為し其の他会員共同の利益の増進を図るを以て目的とす

（仝一）

会員

○会員は金融組合とす（第五条）朝鮮総督の指定したる産業に関する法人は之を会員となすことを得（仝三）

○会員の責任は其の出資額を限度とす（仝五）

金組（一八、三、三一）

道別	村落組合 本所	村落組合 支所	都市組合 本所	都市組合 支所	産業組合 本所	産業組合 支所
京畿	五〇	二六	二	一	二	一
忠北	三二	一一	一	｜	｜	｜
忠南	三六	三〇	五	｜	四	｜
全北	四〇	一六	四	｜	六	｜
全南	五八	三九	七	｜	四	三
慶北	七〇	二一	五	｜	一	｜
慶南	五四	二九	一〇	一	｜	｜
黄海	五五	一八	二	｜	二	｜
平南	三五	一四	四	一	二	三
平北	三八	二五	三	｜	一	｜
江原	三七	二八	三	｜	｜	｜
咸南	三四	一三	三	｜	一	｜
咸北	二四	九	五	｜	｜	｜
計	五六三	二七九	六三	四	二三	七

六四九

本所 六二六
支所 二八三

出資（令四）

一 出資一口の金額は五百円とす（七条）

二 出資の払込は分割してこれを為すことができる（八条）

三 分割払込は一口に付き百円以上とし毎年五月末日迄に払込むものとする（八条二項）

四 配当金を以て払込みに充てる場合はこの限りでない（八条二項但書）

五 何時にても出資口数を増加することができる（十一条）

六 出資口数を増加する場合には増加の申込と同時に増加口数に対する出資金の払込を為すことを要する（十一条後段）

七 配当は払込出資額に応じその率は年七分以内とす（五十二条）

○各道聯合会の法定準備金二、一八七、九〇〇余円也に対して其の会員の有する持分と従前の出資額とを併せ払込出資額となすことに定め会員に対する出資口数の割当をなす

○後段規定は金融組合聯合会所属の組合又は法人にして本令施行の際現に存するものに対し出資口数を割当つべし
前項の出資口数は金融組合聯合会に対する前項の組合又は法人の払込出資金及金融組合聯合会が金融組合令第五三条第一項の規定に依り積立てたる準備金に対する前項の組合又は法人の持分の合計額を五百円を以て除して得たる数とす この場合において一口未満の端数を生じたるときは之を一口として計算すべし（附則第四条）

○金融組合聯合会に対する出資金の払込は金融組合聯合会所属の組合又は法人が金融組合聯合会に払込みたる出資金及金融組合聯合会が金融組合令第五三条第一項の規定に

依り積立てたる準備金に対する組合又は法への指令を
以て之に充つ（令附則四四条）

法定準備金

○金融組合令 五三条第一項

金融組合は定款を以て定めたる準備金の額に達する
迄毎年事業年度の剰余金の四分の一以上を積立つべし

○金融組合定款

第十三条 本組合は毎事業年度出資額の総額並に
積金又定期積金総額の合計額に達する迄剰余金の
二分の一以上を法定準備金として積立つるものとす

	会員数	出資額	払込済額	未払込額	組合金融債
昭和八年	七四一	二、七九〇	二、六三三	一五七	—
九年	七五〇	二、七九五	二、七八一	一四	—
十年	七五八	二、八〇四	二、七九四	一〇	二二、八〇
十一年	七六九	二、七九九	二、七八七	一二	二四、六五三
十二年	七八四	五、五九〇	三、三四二	二、二四八	二四、六四九
十三年	六九二	五、五九九	四、〇三六	一、五六三	二六、六三二
十四年	七九六	五、五九九	四、七五三	八四六	三一、三三六
十五年	七八五	五、五八九	五、四三三	一五六	三一、七九六
十六年	七四九	五、五八九	五、五八九	—	三六、七〇五
十七年	六四九	五、五三三	五、五三三	—	四〇、七〇六

一八、三、三一 種類	前年度末会員数	本年度新加入者数	本年度脱退者	本年度末現在会員
村部	六五八	—	九五	五六三
都市	六四	—	二	六三
産業組合	二七	—	四	二三
計	七四九	—	一〇一	六四九

信組出資

	会員数	増減	出資金	増減	払込額	増減	未払額	増減
八年	七四一		二、七九〇		二、六三三		一五七	
九年	七五〇	九	二、七九[illegible]	[illegible]	二、[illegible]	一四八	一四	△一四三
十年	七五七	七	二、八〇四	九	二、七九四	一三	一〇	△四
十一年	七六九	一二	二、七九九	△五	二、七八七	△七	一二	二
十二年	七八四	一五	五、五九〇	二、七九一	三、三四二	五五五	二、二四八	△二、二三六
十三年	六九二	八	五、五九[illegible]	[illegible]	四、〇三六	六九四	一、五六三	△六八五
十四年	七八六	△六	五、五九九	〇	四、七五三	七一七	八四六	△七一七
十五年	七八五	[illegible]一	五、五八九	△一〇	五、四[illegible]	六八〇	一五六	△六九〇
十六年	七四九	△三六	五、五八九	〇	五、五八九	一五六	｜	△一五六
十七年	五四九	〇	[illegible]五三[illegible]	△[illegible]	五、五三三	五六	｜	〇

前年度繰越高	出資口数	一一、一七九
	払込金額	五、五八九、五九七円
本年度増加高	出資口数	一
	払込金額	四〇二円
	同上中[illegible]ヨリ充当	八〇円
本年度減少高	出資口数	一一二
	払込金額	五六、〇〇〇円
本年度末現在高	出資口数	一一、〇六七
	払込金額	五、五三三、九一九

信組出資

	会員数	増減	出資金	増減	払込額	増減	未払額	増減
八年	七四一		二、七九〇		二、六三三		一五七	
九年	七五〇	九	二、七九五	五	二、七八一	一四八	一四	△一四三
十年	七五七	七	二、八〇四	九	二、七九四	一三	一〇	△四
十一年	七六九	一二	二、七九九	△五	二、七八七	△七	一二	二
十二年	七八四	一五	五、五九〇	二、七九一	三、三四二	五五五	二、二四八	△二、二三六
十三年	六九二	八	五、五九九	九	四、〇三六	六九四	一、五六三	△六八五
十四年	七八六	△六	五、五九九	〇	四、七五三	七一七	八四六	△七一七
十五年	七八五	△一	五、五八九	△一〇	五、四三三	六八〇	一五六	△六九〇
十六年	七四九	△三六	五、五八九	〇	五、五八九	一五六	｜	△一五六
十七年	六四九	〇	五、五三三	△五六	五、五三三	五六	｜	〇

機関

○本会に会長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く（十六条）

○会長は本会を代表し本会の事務を総理す（十七条）
会長事故あるときは本部上席理事その職務を代理し会長欠員のときはその職務を行う（十七条）
会長の任期は五年 評議員会之を任命す（十八条）
定款に別段の定ある場合を除くの外総会の議長となる（二十六）

○理事は会長を補佐し会長の命を受け本会の業務を分掌す（十七条）
又部長たる理事は支部の業務に関し会長の定むる所に依り
本会を代表す（十七条）
理事の任期は三年とし 評議員会之を任命するものとす（十八条）

○監事は本会の財産及業務執行の状況を監査す（十七条）
監事の任期は二年とし 総会において会員の代表者中より之
を選任す（十八条）
総代会の事務に出席したる総代に

○会長及理事の給料及手当は評議員会の指定する所に依る（二十条）

会長　富永文一

理事　岡田與次郎
鈴木伊勢治
重松韶修
河野石太郎
福山芳太郎
松重米丈
古川甚三郎
秦　晴彦
岸本圭二
松村耕作
緒廣正郎
河野定吉
太田与八
木下斉
岩淵貞憲
二藤部行義

監事　吉井治作

登記事項

一　目的

二　名称

三　事務所

四　出資の総口数、払込みたる出資の金額及払込の方法

五　設立許可の年月日

六　会長、理事及監事の氏名、住所

本部	京城府西大門区竹添町一丁目七五番地
東京事務所	東京都千代田区丸ノ内二ノ二丸ノ内ビルヂング三一0
京畿道支部	京城府鍾路区太平通一丁目一
忠清北道支部	忠清北道清州邑本町三丁目九0
忠南	忠南大田府春日町三丁目三二ノ五九
全北	全州府大正町五ノ三二
全南	光州府大和町五八
慶北	大邱府南町一五ノ一
慶南	釜山府富平町一ノ五ノ一
黄海	海州府南本町五
平南	平壌府山手町三二
平北	新義州府常盤町六ノ二
江原	春川邑本町一ノ二0
咸南	咸興府中央通三ノ三七
咸北	清津府浦項本町八七

組合会の資金の構成

会員の出資金

法定準備金 ⎫
特別積立金 ⎭ 剰余金

政府資下付金

借入金 ⎧ 普通
　　　 ⎩ 特別

預り金 　短期
　　　　長期

組合金記債　払込出資金の十五倍（貸付金現在高及割引手形現在高を超過することを得ず）

在外　在外

財産に対する会員の持分

○連合会の財産に対する会員の持分は左の標準に依り之を定む（定款十五条）

(一)払込出資金に対しては　払込出資額に応じ算定す

(二)法定準備金及特別積立金に対しては　払込出資額に応じ事業年度毎に算定加算す

(三)其ノ他の財産に対しては払込出資額に応じ算定す

(四)損失ありその未だ補填を為さざる前持分を払戻すときは特別積立金に対する持分に按分して控除し其の特別積立金を以て足らざるときは法定準備金に対する持分に按分して控除し算定す

○本会に損失ありたるときは之を補填したる財産の科目に対する持分に按分して持分を控除す第十三条但書の規定に依り特別積立金を損失の補填以外に処分したる場合亦同じ

○本会の財産が払込出資額より減少したるときは払込出資額に応じ持分を算定す

○本会が承継したる各金融組合聯合会の特別積立金を繰入れたる法定準備金に対する会員の持分は会員が旧所属金融組合聯合会の解散当時に於ける特別積立金に対し有したる持分に応じ算定す

法定準備金

○本会は毎事業年度出資総額及預金総額の合計額に
達する迄利益金の四分の一以上を法定準備金として積立
つるものとす（十一条）

○寄附を受けたる財産、第九条の過怠金（出資払込の延滞金）
及脱退したる会員に対し持分の払戻を為さゞりし金額は
之を法定準備金に繰入るゝものとす（十二条）

○法定準備金を処分せんとするときは総会の決議を経るものとす（十三条）

○本会が承継したる各金融組合府県会の特別積立金は之を
本会の法定準備金に繰入るゝものとす（附則）

特別積立金

○法定準備金の外剰余金より特別積立金を積立つる
ことを得（十一条二項）

ゆ

法定積立金　特別積立金の処分

○法定積立金及特別積立金は　損失の補塡に充つるものとす（第十三条）

○特別積立金は総組合の認可を受け之を他の他の使途に処分することを得（十三条但書）

○法定準備金又は特別積立金を処分せんとするときは総会の決議を経るものとす（十四条）

総会

○総会は第二十二条の規定に依り選出したる議員を以て之を組織す（二十二条）

議員の任期は二年とす

議員の選出に関し本定款に別段の規定なきものに付ては会長の定むる所に依る

○議員は道の区域毎に其の区域内における会員の代表たる之を互選す（二十三条）

○選出すべき議員の員数は会員十五に付一とし十五を加うる毎に一を加う（二十三条三項）

○総会の議決は総議員の三分の一以上出席し其の決議権の過半数を以て之を為す（二十八条）

業務

○本会の業務は左の如し（三十一条）
一会員に必要なる資金の貸付をなすこと
二会員に対し手形の割引をなすこと
三会員のために為替業務をなすこと
四会員より預り金をなすこと
五会員に対し業務上の指導をなすこと
六会員相互の聯絡及業務上の便宜を図ること
七会員の職員を教養すること
八前各号の外会員の共同の利益を増進する為必要なる業務をなすこと
九前号業務、行政官庁又は公共団体其の他営利を目的とせざる法人より預り金を為すこと

○会員は毎事業年度の初に於て事業計画書及経費議案を本会に提出すべし（三十四条）
経費を補足又は変更したるときは遅滞なく其の旨を本会に報告すべし

○会員は毎月業務の状況を翌月五日迄に本会に報告すべし（三十五条）
○会員は其の営業所若は規約又は役員の氏名、住所に変更ありたるときは遅滞なく其の旨を本会に報告すべし（三十六条）
○其の業務の指導上必要なる書類を提出せしむることあるべし（三十七条）

連合会の事務

○会社組合及会社組合功労者の表彰

○統計表の調製

○業務上の参考となるべき諸調査

○図書冊子、会報

○宣伝

○会社組合関係職員の退職慰労金に関する事項

○建物火災損害補塡に関する事項

○用紙、帳簿、什器、備品其他用品の共同調弁

○資金の調達及運用

○事業計画及業務報告書の調製

○為替事務

○会員の業務調査及指導

○会員の営業状況報告書の審査

○会員職員の表彰

剰余金

○毎事業年度における貸付金利息其の他諸益金より事務費其の他の諸費用及諸損を引去りたる残額に前年度繰越金を加減したるものを剰余金とす（五〇条）

○剰余金より法定準備金に積立つべき金額を控除したる残額は之を配当金、特別積立金又は繰越金となし処分するものとす（五一条）

○配当は払込出資額に応じ其の率は年七分以内とす（五二条）

缺損補塡

○損失の補塡は先ヅ特別積立金を以てし次に法定準備金を以てす（五三条）

全般組合指導方針

○全般組合思想の普及に努むること

○組合員の増[illegible]に努むること

○組合員の訓練に努むること

○（組合精神の振興強化に努むること）

○経営の合理化に努むること

○業務の円滑なる発展に努むること

○内外の統制連絡に努むること

会員業務の統制及監督

○常時会員より報告を徴す

○実地指導をなす

○（総会及部会）組合理事協議会を開き重要事項に付協議指導す

○業務の実地調査

◎連合会は会員の業務及財産の状況を調査することを得（令十八条）

餘裕金の運用　（令十七条）

連合会は左の方法に依るの外業務上の餘裕金を使用することを得ず

一　郵政官署の指定したる銀行への預金又は郵便貯金と為すこと

二　国債証券、地方債証券又は郵政官署の認可したる有価証券の買入をなすこと

三　公共団体其の他営利を目的とせざる法人の一時借入に対し貸付をなすこと

政府の優遇及監督

○特典

イ　税法上の特典　非課税団体

ロ　金融上の特典　債券発行、　預金部資金の低利融通

ハ　その他の特典

△政府より無利子貸下金を受けている

△金組役員理事が応召して欠員となれる者の給与

理事見習に対する給与について政府の経費補助を受けている

○連合会は経済協同組合之を監督す（二七条）

○経済協同組合は協同組合に対し監督上必要ある命令を発することを得

○協合会が本令、本令に基きて発する命令、本令に基きて為す処分若は定款に違反したるとき又は公益を害する虞あるときは　経済協同組合は協合会の決議を取消し、会長若は理事を解任し　又は除名するの

改選を命ずることを得
前項の場合に於いて経済総監は聯合会の解散を命ずる
ことを得（令二九条）

○経済総監は経済企画院に聯合会監理官を置き
聯合会の業務を監視せしむ（令三十条）

○監理官は何時にても聯合会の金庫、帳簿及諸般の
文書物件を検査することを得
監理官は必要ありと認むるときは何時にても連合会に命し
業務上諸般の計算及状況を報告せしむることを得
監理官は総会其の他の会議に出席して意見を陳述する
ことを得（令三一条）

○金融組合令

三条、十一条ノ三　十六条　二十条―二十二条
二五条　二六条第一項第三項　二十七条　二十八条
三〇条　三七条第二項　三七条ノ二　四一条―四三条
四五条ノ三―四七条　四九条　四九条ノ二　五〇条―五三条
五三条ノ二第一号　五四条―五六条　六一条―六三条
六八条第一号第三号第四号―第六号
六九条　七〇条　七五条―八六条　八九条
九〇条第一項　九一条―九三条（非訟事件手続法
一〇一条ノ規定ノ準用ヲ除ク）の規定は商工会
につき之を準用す
但し同令第四六条、四七条、七十五条中組合長又は理事と
あるは会長、同令三〇条、三七条第二項及第四七条中
道知事とあるは朝鮮総督とす

貸借対照表

資産（一八、三、三一）

拂込未済出資金	—	
特別貸付金	七五、五〇三、九八四	六〇
普通貸付金	三三、六三九、二二五	三五
預ヶ金	八九、〇三二、六八〇	〇二
有価証券	二七八、一〇六、六五一	五〇
本支部間未達	一、三一七、四九七	八七
購買販売資金	四、六九三、一〇六	二四
出版図書	一、一三三	九三
假拂金	一五三、九〇〇	七五
土地建物及什器	一、九〇八、八四四	六七
現金	一四	八九
合計	四八四、三五七、〇三九	八二

負債	一八、三、三一	
出資金	五、五三三、五〇〇	一
法定準備金	二、四五五、四六七	〇一
特別積立金	三六九、四八七	四一
政府貸下金	三、四二五、〇〇〇	〇〇
債券発行高	四〇、六五九、〇〇〇	〇〇
未払債券利息	四七、四九六	〇〇
特別借入金	二〇、四七八、五八二	一四
普通借入金	四、〇〇〇、〇〇〇	〇〇
会員預金	三九四、四五五、九五四	五三
非会員預金	三、五三八、九三〇	三四
火災共済基金	二九〇、三五六	〇五
仮受金	四三、一八八	二三
職員退職給与金	一、六九七、〇〇〇	三八
未払利息	六四一、五七三	三一
本年度剰余金	九四七、三五四	四二
合計	四八四、三五七、〇三九	八二

組合設立の際政府の借入資金として無利子の[illegible]基金として[illegible]
経営不振の組合に[illegible]せしめる
[illegible]

特別預金 一% —— 政府貸下金は其全額を[illegible]
定期預金 八七%
普通預金 一二%

一〇、五、三一

払込済出資金及積立金	一〇、三一〇
預り金	一、五〇四、七〇八
金融債券	三六、三二四
借入金	二二、〇八三
特別	一八、〇八二
普通	四、〇〇〇
日銀借入金	三、四二五
其他	二三、三六二
計	一、六〇〇、二一二
貸出金	二一、二八四
特別	一三、〇一八
普通	八、二六六
[illegible]	八七七五
余裕金	一、四七七、四〇二
有価証券	一、三八六、七三七
預け金	九〇、六六五
未収	一〇、一九九
計	一、六〇〇、七一一

千円

預り金 種別	八、三月末	二〇、五月末
特別預金	四、二六一	四、二六二
定期預金	三四六、九一三	一、三九二、九四五
当座預金	四六、八二一	一〇七、五〇一
合計	三九七、九九五	一、五〇四、七〇八

	一八、三末	二〇、五末
都市	一三三、六二四	不詳
村落	二六〇、七五九	、
産組	三、六一一	、
合計	三九七、九九四	

金融組合聯合会

	聯合会数	支部数	会員数	資産								
				総額	拂込未済出資金	債券	本支部	貸出金	有価証券	所有物	預ケ金	共同購入
昭和七年度末	一三		七三〇	八五、五三一、七一六	九、五五九	—	—	五九、一三一、九二五		二、四九一、八六一	現金及 一八、六五一、一〇二	—
昭和八年度末	一	一三	七四一	一一六、五五八、九九九	一五七、一二二	—	一二、八五四、一二二	五九、四九二、四五九 （~~五、五五五千円~~）		（六、五四六、四四五）	三二、一四九、四六五	一、七五四
昭和九年度末	一	一三	七五〇	一二九、六八九、四六〇	四、〇六五	—	一三、六三七、八三四	六三、五一一、九五四	（五、五三四）	（六、四一四、六三〇）	三九、七〇五、五八九	七一〇、七八〇
昭和十二年度末	一	一三	七八四	一九四、一八八 千円	二、二四八	—	二八、七二八	一二〇、一八二	七、三八三	九八四	二四、六九八	二、七〇七
昭和十七年度末	一	一三	六四九	七八三、二九七	—		二八三、三〇二	一〇九、一四三	二七八、一〇六	一、九〇〃	八九、〇三三	四、八八六

	昭和七年度末	〃八年度末	昭和九年度末	昭和十二年度	昭和十七年度末
図書出版	—	三、二五七	七、六三四	三	—
雑勘定	五、二三七、二六九	六三二、二二六	四五四、四〇〇	三	一五四
現金	—	一九	八五	〇	〇
損失金	—	四、七一二、〇五〇	五、三三二、四八九	七、二四二	一七、七六三
負債					
総額	八五、五三一、七一六	一一六、五五八、九一九	一二九、六八九、四六〇	一九四、一八八千	七八三、二九七
出資金	四五五、五〇〇	二、七九〇、〇〇〇	二、七九五、五〇〇	五、五九五	五、五三三
政府借入金	二、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
積立金	二、三三五、〇八〇	二九五、四〇一	五一〇、四四一	一、〇一九	二、八二五
債券	—	—	—	二四、六四九	四〇、七〇六
本支部	—	一六、四一、七二八	一六、七三八、七八四	二八、六三八	二八〇、九八五
借入金	二〇、八五三、七一〇	二四、七一九、六九二	二〇、七九〇、三〇七	二八、五三三	二七、九〇二
預り金	五二、一八二、六三〇	六六、六八六、六八三	七一、七四八、八二〇	九二、〇八〇	三九七、九九五
共同購入	—	二	一三、五二四	九七	一九二

	国庫出形	特別給与臨出金	大蔵省預借出金	金貨	雑勘定	利益金	払込済出資	純利益金
昭和七年度末	—	—	—	—	七、一一三、七九六	—	四三五、九四一	一五七、九一〇
昭和八年度末	—	一、六九八、三四七	一三七、四七五	—	二、五一五、二八四	四、八七四、二九九	—	一六二、二四九
昭和九年度末	—	一、九七八、七〇七	一五九、五〇七	—	二、三七〇、七九〇	五、五八三、六八〇		三五一、一九一 ~~[illegible]~~
昭和十二年度末	—	二、七八五	二〇八	未出来	二、〇三二	七、五五二		三一〇
昭和十七年度末	—	—	二九〇	—	八、二一三	一八、六五四		八九〇

在西[illegible]貸借対照表
在内[illegible]

二〇、九、三〇

資産

前渡金及仮払金 九、九六六 九三

[illegible]積金 二、九八〇、七六 七〇

国債 二六〇、三六六、四〇〇

株式 二六九、一六〇、六二五

社債其他 四七五、九九八、二〇〇

不動産 二〇、〇〇〇

家屋什器 四、〇〇〇

未払込[illegible] 一、五五〇、六五〇

[illegible] 八三三、〇〇〇

[illegible] 四三九、四六〇、〇〇〇

[illegible] 三三〇、三一〇 二八

[illegible] 七、七四〇、二三五

[illegible] 一、四七七、九〇〇 四〇

計 一、三七二、一八七、三八八 五三

負債

未払配当金 一、〇三六

従業員[illegible] 二五、一二三

一般借入金 四五〇、四八〇、〇〇六 七五

未払込[illegible] 一、五六〇、六二五

本支店勘定 一、三三〇、五五三、四九八 七八

計 一、三七二、一八七、三八八 五三

資産の換価状況

	閉鎖日現在帳簿価	昭和二十二年三月末帳簿価額	処理済資産帳簿価	処理済資産換価額	換価進捗度	換価額と帳簿価との比率
前渡金及仮払金	一〇	〇	一〇	一〇	一〇〇%	一〇〇%
対閉鎖機関預金	二一九八	〇	二一九八	二、一九八	一〇〇	一〇〇
公債	二八〇、三六六	二四四、七一六	三五、六五〇	三四、九一一	一〇〇	九八
株式	二六、九一三	九、九三三	一六、九八〇	三六、二六三	六三	二一四
社債其他	五七五、九九八	五一、〇八〇	五二四、九一八	四七九、九四一	九一	九一
不動産	三〇	〇	三〇	一〇八	一〇〇	三六〇
家具什器	四	〇	四	三七	一〇〇	九二五
未払込株金徴収	一、五六三	〇	一、五六三	一、五六三	一〇〇	一〇〇
合計	八八七、〇八二	三〇五、七二九	五八一、三五三	五五五、〇三一	九三、一	九五、五

社債の処理状況

銘柄	閉鎖日簿価	再建整備法による切捨額	償還額	売却価額	売却損	昭和二十七年三月末残高
興業債券	一九三、〇〇〇円	一五四、四〇〇	〇	二五、一七三	一三、四二七	〇
大日本塩業社債	八、〇〇〇	六、三八四	一、六一六	〇	〇	〇
帝国金属工業社債	一〇、〇〇〇	四、六四八	五、三五二	〇	〇	〇
燃料工業債券	一二、〇〇〇	八、四〇〇	二、五二〇	〇	〇	一、〇八〇
日本窒素肥料社債	二五、一八一	一二、三三四	一二、八四七	〇	〇	〇
日本製鉄社債	五八、〇四三	二九、〇六〇	二八、九八三	〇	〇	〇
大同製鋼社債	七、〇〇〇	二、四五〇	四、五五〇	〇	〇	〇
東北電気社債	四六、一一七	〇	三、二七七	三五、〇六三	七、七七七	〇
戦時金融債券	一〇〇、〇〇〇	〇	五〇、〇〇〇	〇	〇	五〇、〇〇〇
日立製作所社債	四〇、六六一	〇	四、七一五	二九、二七二	六、六七四	〇
鐘淵紡績社債	五、九八〇	〇	五、九八〇	〇	〇	〇
関東配電社債	八、〇〇〇	〇	〇	五、六一六	二、三八四	〇
昭和電工社債	一〇、〇〇〇	〇	〇	七、八六〇	二、一四〇	〇
日本発送電社債	五〇、〇〇〇	〇	〇	三六、六四六	一三、三五四	〇
鐘淵工業社債 其他	二、〇一六	〇	二、〇一六	〇	〇	〇
合計	五七五、九九八	二一七、六七六	一二一、八五六	一三九、六三〇	四五、七五六	五一、〇八〇

換価不能資産の内訳

	閉鎖日現在 千円	昭和二十七年三月末現在
社内不換証券	一八、二三〇	一八、二三〇
社外不換価証券	四五九、〇八六	四七七、七六四
〜社債	四五二、〇三六	四五二、〇三六
〜株式	七、〇五〇	二五、七二八
其他社外不換価資産	三三	三三
合計	四七七、三四九	四九六、〇二七

昭和二十七年三月末現在内譯

銘柄	金額
東拓社債	一八、二三〇
満鉄社債	三三、二五八
満洲拓殖債券	一、〇〇〇
蒙疆電気社債	二、三四〇
南鮮合同電気社債	一〇、〇〇〇
北鮮 〃	七、五〇〇
朝鮮送電社債	一二、三〇〇
朝鮮鴨緑江水電社債	七三、五〇〇
朝鮮電業社債	九九、六一〇
朝銀社債	二二一、五二八
東拓株	二二五
日本高周波株	三、四五〇
朝和鉱業株	三、三七五
朝鮮電業株	一四八、三三七
朝鮮石油株	三、八四一

債務弁済状況

	閉鎖日現在	昭和二十七年三月末現在	弁済率
未払税金	一円	〇	一〇〇
従業員賃金手当	二五	〇	一〇〇
一般債務	四五、〇四五	〇	一〇〇
未払込株金	一、五六三	〇	一〇〇
合計	四六、六三四	〇	一〇〇

損益計算書

自二〇、九、三〇
至二七、三、三一

収入	円
有価証券処分益	一九、四二七
不動産処分益	七八
家具什器処分益	三三
利息	一〇八、一四九
雑収	六、四一一
差引清算損	一四二、八〇五
合計	二七六、九〇三

支出	
有価証券処分損	二六一、九六三
第二封鎖預金切捨損	三、九二八
清算費	一一、〇一二
合計	二七六、九〇三

貸借対照表　二七、三、三一

資産		
国債	二〇四、七一五、七八五	二〇
株式	九、九三二、六三五	〇〇
社債其他	五一、〇八〇、〇〇〇	〇〇
国内不換価証券	一八、二二〇、六〇〇	〇〇
在外不換価証券	四七七、七六四、一二五	|
其他在外不換価資産	三三、三一〇	九二
貸換金	七、七四〇、六五五	八八
清算換	一四二、八〇五、三五三	八八
会計代理勘定	一〇、九九六、〇五八	四九
同校資勘定	三五六、一二〇、七六〇	|
合計	一、三一九、四一八、五七四	三七

負債		
本支店勘定	一、三一九、四一八、五七四	三七
合計	一、三一九、四一八、五七四	三七

在外資産負債調　二〇、五、三一

資産

動産不動産	二〇四二
公私債	四〇、三五五
貸付金其他の債権	二一四、四二二
合計	二五六、八一九

負債

預金其他ノ債務	一五一七、六六六
金銭債務	三六、四二八
合計	一五五四、〇九四

解散

○本会解散の場合において債務を完済し残余の財産あるときは第十五条に定むる持分に応し之を会員に分配す

各道聯合会業務統計概況 八、三、三一

聯合会数	一三
所属会員数	七六八
出資払込済額	四三五、九四一
政府貸下金	二六四、〇〇〇
諸積立金	二、二一七、〇八〇
借入金	二三、四五三、七一〇
預金	五二、二二六、〇二四
貸出金	五九、一三一、九二四
預ヶ金	一八、六五一、〇六四

朝鮮金融組合聯合会業務統計（一八、三、三一）

本部	一
支部	一三
所属組合数	七四九
出資払込済額	五、五三三、五〇〇
政府貸下金	三、四二五、〇〇〇
諸積立金	二、八二四、九五四
金融債券	四〇、七〇六、四九六
借入金	二四、四七八、五八二
預金	三九七、九九四、八八四
貸出金	一〇九、一四三、二〇九
有価証券（口数）	三三一、〇六二、六〇三（三六七、二一七）
預ケ金	八九、〇三二、六八〇
共同購入高	一五、八三二、三四三
共同販売高	五〇八、六五三、七九六

全鮮金組預金内容（昭和十一年末）

定期預金	六〇、四四二、二二三円	三八、五%
据置預金	一〇、七七二、七四八	六、八
貯蓄預金	七二、五六四、五二一	四六、二%
当座預金	五、三七六、五五八	三、三%
定期積金	七、六八九、八九八	四、九%
計	一五六、七四四、九四八	一〇〇、〇%

十七年度末（一八、三、三一）全鮮組合業務統計

		村落	都市
組合数	六二六	五六三	六三
支所数	二八三	二七八	五
組合員数	二、五一五、六九二	二、三七二、三三八	一四三、三五四
出資総額	三三、五七一、七二〇	二六、九五一、二二〇	六、六二〇、五〇〇
払込済額	一九、五五六、三七〇	一六、五八三、七二三	二、九七二、六四七
積立金	四四、三七七、八一三	三五、四三六、七二四	八、九四一、〇八九
町村下付基本金	四、二六二、〇〇〇	四、二三五、〇〇〇	二七、〇〇〇
町村下付倉庫建設補助金	一	一	一
借入金	一〇五、三六三、七〇二	九六、〇三五、二〇二	九、三二八、五〇〇
補助金整理基金支出高	一	一	一
預金及定期積金	七五三、九三一、八六七	五一七、〇九七、八〇三	二三六、八三四、〇六三
貸出金	四九八、七六一、九六五	三九一、一九三、六一五	一〇七、五六八、三四九
購買供給	二〇、四八五、九二九	二〇、四四七、九八一	三七、九四七
預ケ金	四一八、七三三、一四九	二七九、〇二七、六三三	一三九、七〇五、五一六
販売品取扱高	四七一、二一一、四九〇	〃	〃
購買品取扱高	一三、四七四、一六二		

倉庫業務			
倉庫保管	六〇六	五八八	一八
入出庫及評価額	三〇、三六九、〇一三	三六、五五五、〇六〇	三、八一三、九五三
保管整理			
仲買引上高	―	―	
穀仲買整備高	―	―	

金融組合系統

殖産契　金融組合　金融組合連合会

殖産契　昭和一〇年八月三〇日制令第一二号　殖産契令

法人

目的　隣保共助の精神に基き契員の経済の発達を図る為

生産品の販売、必需品の購買、共同施設、施業の指導

共済等の事業をなす

法令に基いて金融組合又は産業組合令の組合員となることを要する（一契の区域は主に里洞の程度か多けれ）

機関　理事（5年）　副理事（3年）　監事　各一人

金融組合　明治四〇年五月三〇日地方金融組合規則

大正三年五月二二日制令第二二号金融組合令

設立の許可を受くると共に金連の会員となる　（不可分関係）

組合の行う業務

一組合員に対し其の経済の発達に必要なる資金を貸付すること

（一組合員の出資口数一〇〇口以内に限る）

二　組合員の為に預金又は定期積金を受入ること
三　組合員の為に其の貨物を倉庫に保管し又は之に対し倉荷証券を発行すること
四　公共団体、産業組合、無尽会社、又は無尽管理会社より預金を受入ること
五　前号に掲ぐる者を除くの外組合員に非ざる者より定期積金又は左の預金を受入ること
イ　据置預金
ロ　貯蓄預金
ハ　据置預金、貯蓄預金又は定期積金に依り貯蓄せられたる金額の定期預金
六　他の金融機関若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をなすこと
七　信託又は地方金融の調節に関し経済統制の

其ノ他附帯業務ヲ為スコト

聯合会

機構

組合長　一人（総会）　三年　代表

理事　一人　｝朝鮮総督任命　代表（業務については単独代表）

副理事　一人又は数人　有給職員

監事　二人以上（総会）　二年

評議員　三十人以上（総会）二年

昭和八年八月十七日制令第七号朝鮮金融組合聯合会令

会員　金融組合　昭和十二年三月末　七〇九　未加入　五一

産業組合　〃　五七

漁業組合　〃　三

水産組合　〃　一

計　七六九

単位組合ヲ直接会員とする點に特色を有す

全鮮金融組合所属金融契数及契員数（一二、三月末）

道別	契を有する組合数	契数	契員数	非組合員の契員数内書	醵出金高 円	貸金高 円
京畿	四二	二八五	九、五五五	四二五	六四、三八二	一四二、二四四
忠北	一八	九五	三、八五一	八四四	三一、二一八	四〇
忠南	二〇	一三三	四、七八二	一、三一八	三八、八四九	三一、四〇二
全北	二〇	六六	二、四一八	四一五	二一、一八四	一九、四四七
全南	二八	一四二	六、〇三三	一、一七〇	四五、〇四五	四六、八九二
慶北	三六	八八	三、三五二	五〇〇	二五、一四八	一八、三九一
慶南	四	四	二一〇	一四	五三九七	六、〇二五
黄海	一一	三二	九八四	二〇五	一一、九五三	二三、一五二
平南	二〇	八二	一、九八七	三九五	三五、二八〇	一六、四〇一
平北	一六	五八	二、四一六	三〇〇	二一、二九五	三四、四七七
江原	四四	一七六	八、三五七	一、二三五	七五、八〇四	九〇、八六八
咸南	二四	七九	三、八七〇	一、三二二	一六、八四	三、一一七
咸北	一一	三〇	一、五一五	三五八	一七、七九三	二五、三九八
計	二九四	一、二六四	四九、三三〇	八、九七一	四二一、〇〇五	五八七、七九四

	団体契約 契約数	契約人数
二六末	一四三 （九）	五、二九〇 （四四三）
二八末	四七、〇八三 （八九六）	二、四九二、二九八 （三五、四三三）

（　）は全駐留軍労務者の内米軍施設に所属する団体契約

ブルームフィールドの形態論及統辞論

○連合会設立の経過

○目的

○会員

　道別会員数

○出資金

　設立当時の出資割当

　出資額

○機関

　会長

　理事

　監事

○業務事項

○事務所

○資金の構成

○財産に対する会員の持分

○法定準備金

○特別積立金

○準備金積立金の処分

○総会

○業務

○連合会の事務

○剰余金

○欠損補填

○全組指導方針

○会員業務の統制及監督

○余裕金の運用

○財産の保護及監督

○金組令準用条文

○貸借対照表
一八、三、三一
二〇、五、三一

○預り金種別

○預り金 組合員別

○金組、資産 負債 状況
七、八 九 十二 十七

○在内地店舗貸借対照表
二〇、九、三〇

○資産の換価状況
○社債の処理状況
○換価不能資産の内訳
○債務弁済状況
○損益計算書
○二七、三、三一 貸借対照表
○在外資産負債調 二〇、五、三一
○解散
○各道聯合会業務統計 八、三、三一
○朝鮮金融組合聯合会業務統計 一八、三、三一
○金融組合経営内容（昭和十一年末）
○金融組合業務統計 一八、三、三一
○金融組合系統
○金組所属財産契

○ブルームフィールドの言語観

○辞書記述法

⑨

朝鮮金融組合連合会の在内資産の処理について

閉鎖機関（株式会社）朝鮮殖産銀行特殊清算事務所

朝鮮金融組合連合会の在内資産の処理について

一　昭和二十九年五月十五日法律第一〇七号（[illegible]）の影響

在鮮にあつた（引揚及不安定）朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮商業銀行
朝鮮貯蓄銀行　朝鮮信託銀行　朝鮮信託株式会社七社　無尽
株式会社東洋拓殖株式会社　帝国銀行　安田銀行　三和銀行
等の在会社機関において（及び郵便局）取扱つた送金小切手、預貯金、無尽
給付金等が支払われるようになつたのであるがただひとり
金融組合の預貯金だけが除外されている

従来出資以来金融組合への預貯金はどうしたか、どうなる。
か等の照会が夥しい数に達している

在鮮の金融組合は約四十年の歴史を有し全鮮僻すうの地にも存在
し朝鮮総督府の厳重な監督の下に運営されていた[illegible]
故に安全確実なることは郵便貯金にも劣らぬものと信じられて
いたものである

今回但し一般金融機関の在外店舗の預金払戻に際し金融組合預金

耕区の除外されていることは全純組合に対する証許金者にとって意想外とするところで全純組合の証許金者が一斉に全純組合の証許金はどうしたか、其どうなるかと諸~~問的~~騒に陥らない或は詰問的な~~句調を以て~~語句をつらねて照会し来るのも無理から~~ある~~ぬこと、謂わなければならない

二　金融組合の朝鮮会員の言い分は朝鮮金融組合連合会に在内資産が有るならば、それで金融組合の朝鮮[illegible]を[illegible]って入れればよいのではないかということである。これは一般の人が[illegible]金融組合と金融組合連合会との関係から割出した常識論ともいえられる。この常識論に法的の根拠があれば金融組合員たる[illegible]の期待にも応えられるであろう

法的根拠を検討してみよう

三　第一に金融の在内資産の実態について考察してみよう

金融組合の業務上の余裕金は朝鮮金融組合聯合会若は朝鮮総督の指定したる銀行（朝鮮殖産銀行が指定されている）に預入し、郵便貯金と為し又は有価証券、地方債証券其他朝鮮総督の認可したる有価証券を買入るるの外之を使用することが出来ないことになっている（金融組合令第九条）

金融組合の資金を構成するものは払込済出資金、政府下付基本金、法定準備金、特別積立金、借入金（代理貸付を含む）、預金、積金、純利益金等であってこれを以て所有物を支弁し手許現金を保留しその残りが余裕金ということになる。昭和十八年三月末日現在ではその状況は次の通りである

（一）資金の状況

	村落組合	都市組合	合計
払込済出資金	二六、五八三、七[illegible]三	二、九七三、六四六	二九、五五六、三六九
政府下付基本金	四、三三五、〇〇〇	三七、〇〇〇	四、[illegible]、〇〇〇
法定準備金	三四、三三九、五二六	八、四三六、六五二	四二、七七六、一七八
特別積立金	一、〇九七、一九七	五〇四、四三七	一、六〇一、六三四
借入金	九六、〇三五、二〇二	九、三二八、五〇〇	一〇五、三六三、七〇二
預金、積金	五二七、〇九七、八〇三	三二六、八三四、〇六三	七五三、九三一、八六六
その他	二〇、四五〇、二七五	三七、九四七	二〇、四八八、二二二
剰	六七九、三八八、四五一	二四八、一〇三、二九八	九二七、[illegible]、七四九
剰余金	五、八七五、二九六	一、六八七、一九〇	七、五六二、四八六
合計	七〇五、七一四、〇二二	二四九、八二八、四三五	九五五、五四二、四五七

(二) 資金運用の状況

	村落組合	都市組合	計
証券類	一〇、九二〇、三八九	二、五九八、九八一	一三、五一九、三七〇
現金	一三、四五九、〇四四	一三〇八、三五四	一四、七六七、三九八
雑勘定	~~三四、二二五、一九一~~	~~四、六五四、四三七~~	~~三八、八七九、六二八~~
貸付出金	三九一、一九三、六一五	一〇七、五六八、三四九	四九八、七六一、九六四
合計	四一五、五七三、〇四八 ~~四四九、七九八、二三九~~	一一一、四七五、六八四 ~~一一六、一三〇、一二一~~	五二七、〇四八、七三二 ~~五六五、九二八、三六〇~~

(三) 余裕金

資源と運用資金の差引が余裕金といふことになる 併し それは 次の通り

	村落組合	都市組合	計
資源	七〇五、七一四、〇二二 ~~六八五、二六三、七四七~~	二四九、八二八、四三五 ~~二四八、七九〇、四八八~~	九五五、五四二、四五七 ~~九三四、〇五四、二三五~~
運用	四一五、五七三、〇四八 ~~四四九、七九八、二三九~~	一一一、四七五、六八四 ~~一一六、一三〇、一二一~~	五二七、〇四八、七三二 ~~五六五、九二八、三六〇~~
差引	~~二三五、四六五、五〇八~~ 二九〇、一四〇、九七四	~~一三二、六六〇、三六七~~ 一三八、三五二、七五一	~~三六八、一二五、八七五~~ 四二八、四九三、七二五

~~債権[illegible]~~余裕金は大体四億二千万円ということになる

この余裕金はどう処理されるかというと上に述べたるように

金融組合令の規定によって殖銀金融組合聯合会か殖銀と

殖銀[illegible]預け入れ又は郵便局に預け入れなければならない

ことになっている その預け先の状況は次の通りである

金融組合預ヶ金の預ヶ入先別（一八、三、三一現在）

預ヶ先	預金種別	村落組合	都市組合	計
聯合会	特別預金	四、二三五、〇〇〇	二七、〇〇〇	四、二六二、〇〇〇
	定期預金	二一七、六九三、九〇九	一三〇、一三六、六〇〇	三四七、八三〇、五〇九
	当座預金	四〇、一九七、七七七	三、六五〇、九五一	四三、八四八、七二八
	計	二六二、一二六、六八六	一三三、八一四、五五一	三九五、九四一、二三七
殖銀	特別当座預ヶ金	九、二四二、三五六	四、六八五、五七三	一三、九二七、九二九
	通常預ヶ金	三、三一九、六五五	一、一〇九、八二〇	四、四二九、四七五
	計	一二、五六二、〇一一	五、七九五、三九三	一八、三五七、四〇五

預ケ先 預金種別	村落組合	都市組合	計
郵便貯金	三、三七八、九六一	四六、六二二 ~~九五九、九七五~~	三、四二五、五八三 ~~四三三八、九三六~~
振替貯金	九五九、九七三	五二、九四九	一〇一二、九二二
計	四三三八、九三四	九五、五七一	四四三四、五〇五
合計	二七九、〇二七、六三三	一三九、七〇五、五一六	四一八、七三三、一四九

即ち（会社保管の金融組合としての預ケ金）一八、三、三一現在（に於ける）総額四一八、七三三、一四九円の内 ~~[illegible]~~ あり、~~預ケ先の主なるものの状況は左の通りで~~ 殖銀預金は三九五、九四八、二三七円で総額の九四、五％を占めている

次に十八、三、三一現在に於ける朝鮮金融組合聯合会の預り金の総額は左の通り三九七、九九四、八八四円であつてこのうち三九五、九四八、二三七円（総預り金額の九九、五％）が金融組合の預金である

次に朝鮮金融組合聯合会は業務上の余裕金は（一）朝鮮総督の指定したる銀行（指定銀行は朝鮮殖産銀行である）への預金又は郵便貯金となすこと（二）国債証券、地方債証券又は朝鮮総督の認可したる有価証券の買入を為すこと（三）公共団体其の他営利を目的とせざる法人の一時借入ルに対し貸付をなすこと以外には使用することができない（令十七条）

朝鮮金融組合聯合会の資産を構成するものは払込済出資諸積立金、政府貸下金、朝鮮金融債、借入金、預り金等であってこれを以て所有物を支弁し貸付をなし手許現金を保有しその残りが余裕金ということになる 昭和十八年三月末日現在ではその状況は次の通りである

（一）資産の状況

全然位
今迄合
会計より
金の表
を入れる

次頁

払込済出資金	五、五三三、五〇〇円
諸積立金	二、八二四、九五四円
政府貸下金	三、四二五、〇〇〇円
組合金融債	四〇、七〇六、四九六円
借入金	二四、四七八、五八二円
預り金	三九七、九九四、八八四円
計	四七四、九六三、四一六円

（二）資金の運用状況

所有物	一、九〇八、八四四円
貸付金	一〇九、一四三、二〇九円
未済税金	一四四円
計	一一一、〇五二、〇六七円

全駐従会連合会預り金（八、三、三一）

会費預金	三九四、四五五、九五四
特別預金	四、二六六、〇〇〇
定期預金	三四六、九一一、五〇九
当座預金	四三、二八二、四四五
非会員預金	三、五三八、九三〇
非会員当座預金	三、五三八、九三〇
合計	三九七、九九四、八八四

全駐従会の預金額は従来の九九、五万

60
11

(三) 余裕金

営業	四七四、九六三、四一六円
運用	一一一、〇五二、〇六七円
差引	三六三、九一一、三四九円

(四) 余裕金の処理使用

銀行預金	八九、〇三二、六八〇円
公債・社債等有価証券	二七八、一〇六、六五一円
計	三六七、一三九、三三一円

四廿12

預金会の在内資産である国債その他の有価証券は
余裕金の運用として買入れられるものゝ一部分である
預金会の余裕金は資金と運用との差額である
預金会の資金はその九〇％が預り金である
預金会の預り金はその九九・五％が会社従業員の積立預金債権である
~~かくすればまた預金全体の在内資産は会社従~~
~~業員の余裕金~~であるから從預金会の在内資産は
会社従業員に対する預金者の預金に依って形成されているといい、
えられる
預金会の資産は会社従業員預金者の預金のひも付きさめす
であるということは単なる俗説ではなくして法的根拠を持っ
ている正しい主張であるといわなければならない

13

第二に経済合理化組合運営と金融組合との[illegible]性格について考察してみよう

金融組合は~~単純な~~各独立した社団法人である（令第一条）金融組合連合会~~個別的~~個々の[illegible]集まれるものであるとの関係においては、形式的には別個の存在をもってはいるけれども、経済金融組合運営会より組織体全体によって金融組合特有の組合会という会に~~制度~~包括されこれと融合して~~単一の~~組織体の一分子として存在~~[illegible]~~であって対立的存在は許されていない。両者の関係は[illegible]的には銀行における支店の関係と何等異るところのないものである。両者のこの関係は協同組合体系において[illegible]金融組合体系は経済における二つの金融組合体系は協同組合体制において他に類例をみない特色のあるものである

14

第一組織体たる側面として次のものを挙げることができる

（一）金融組合は設立と同時に連合会に加入しなければならない（連合会令五条）金組令十一条ノ三

（二）金融組合は業務上の余裕金は連合会に預入しなければならない（金組令九）

（三）金融組合は非組合員から受入れたる預金の三分一以上の金額を連合会に預入しなければならない（金組令五三ノ三）

（四）連合会は金組に対し資金を供給し~~業務上の指導をなし其他~~~~金融組合共同の利益の増進を図~~らなければならない（連一条）（連十五条一号乃至三号）

（五）連合会は金組より預り金をなさなければならない（連十五条第三号）

（六）連合会は金融組合に対し事務上の指導をなす（連一条 十五、ノ一号）

（七）連合会は金組相互の連絡及事務上の便宜を図るの（連一条 十五、ノ六）

（八）連合会は金融組合の職員の教養其の他金融組合の共同の利益を増進する為必要なる事務を為す（連一条 十五ノ七号）

（九）連合会は金融組合の業務及財産の状況を調査することができる（連十八条）

15

（ロ）連合会　会員並に組合監督官の監督下に統制されている
（役員並に）（ロ）連合会は組合監督官之を監督す（金連令二七）
~~（ハ）連合会（[illegible]）には組合監督官の許可を[illegible]（第十条）~~
（ハ）（イ）（役員の監督及び）会社組合は組合監督官（同連合会監督官の承認（三〇））及道府県知事之を監督す（全令六四）◎金組
（ロ）役員の任命等規定　○○清算（七八）　○清算人の任免（七九）
○連合会会長、同理事の任免（会長に於ける任免及事業は組合の承認）（金連八）（施五）
○会組理事及副理事等は組合監督官之を任命す（金三一条）
組合長は総会において組合員中より選任し道府県知事の認可に
よりてその効力を生ずることになつており選任又は解任
も認可を要すること　金組を代表するけれども組合の業務については
組合単独に之を代表する（金三五）（組合長の統制[illegible]干与者は解任可能（施十三））[illegible]の一つである
（ニ）監督の許可等規定
○金組の設立（十三）

（ホ）総会の議決事項

◎重要関係
○予算決算の承認（三）
○会長、理事その他役員の選任（九）
○金融債券の発行（一二）
○業務方法書の変更（施七）
○毎事業年度の予算書（施十一）
○業務方法、組織、服務、事務保証、営業其の他の事項に関する諸規則の制定変更（施一三）
○預り金、貸付金の利子歩合、手形の割引歩合、手数料の割合を定めるとき又は之を変更せんとするとき（〃）
○資金の借入（〃）
○法定準備金以外の積立金を損失以外の用途に使用せんとするとき（〃）

◎金融組合

- ○手形割引（五三）
- ○金融債券の発行（五）
- ○銀行の業務代理（七）
- ○借入金（八）
- ○副理事の設置（三一）
- ○総代会の設置（四五条ノ二）
- ○定款の変更（四八）
- ○支所の設置及変更廃止（四三）
- ○諸規則の制定変更（四八）
- ○解散（六九）

お

総括 命令事項

◎金庫

○業種ノ制限（一五）

○監督上ニ関スル事項（二八）

○総会の決議取消

○罰則（二九）

◎金組

○供託又は他方金融調整に関する業務（十一）

○業務の制限（十一）

○業務の承継（十二）

○組合連合会、其の所在地他の変更（十五）

○総会決議の取消（六七）

○罰則（六七）

従前 届出事項

◎金連

○事務所の廃止（施二）

○産業組合の加入（施三）

○会員たる産業組合に関する事項の変更（施三）

○会員脱退（〃）

○事業計画（施十）

○会員の業務及財産状況の調査指導等の要領（施一五）

○総会、協議会、講習会其他の集会の開催（施二一）

◎金組

○組合業務の開始（監二）

○支所の設置及廃止（監三）

○保険証付け（監七）

○諸規則の制定変更（監八）

○毎事業年度に於ける資金の運用其の他業務上の計画（監九）

○総会、総代会の開催（監十四）

○監事の監査状況（監十八）

ト 總督具申事項

○金融組合の財産状況業務執行に關し重大なる不整ありたるとき（施十六）

チ 總督報告事項

○業務状況（施二〇）

リ 總督報告事項

○清算結了（令八四）

ヌ 總督提出事項

○清算、財産目録、貸借對照表（監二三）

ル 隨時提出事項

○毎月實際報告（監十五）

21

金融組合と金融組合聯合会が一体であることは[illegible]経済組織の[illegible]をうけ

[illegible]

四 結論

金融組合は~~単独~~個別的法人格を附与されている[illegible]経済団体ではあるけれども経済経営の監督下において経済合化組合聯合会~~と渾然一体をなす~~の構成分子となり（組合は寧ろ事実上の傀儡たるかと云い）聯合会と渾然一体をなし組織上聯合会は組合相互間における資金の過不足の調節をなすは勿論業務上の指導金融組合役職員の養成~~[illegible]~~配置、業務検査を行うの機能をも有し恰も銀行における本支店の関係と全く合致するものがある

経済における金融組合体系は独特の体系であって金融組合聯合会の存在意義の整理は~~[illegible]~~重要な~~しなければならない~~この組織を了解することによってのみ完璧を期し得られる~~のである~~といわなければならない

関係機関令には経済の金融組合体系に応ずる規定を欠いているから正式に言えばその改正を要するであろう。

経済統制の権限は現在どうなったか分らないが経済企画総合連合会の業務に関しては必要なる命令を下す権限を持っている。~~監督の地位にある~~

監督官庁は会員に対し適切なる命令を発することはできないであろうが

現行法規の下では、必要あらば現行法規を改正する規定の下に関係機関連合会（経済企画）統制協議会としそして~~[illegible]~~規制命令権を持たせ民法第四十四条の規定に基き会員の債務を弁済せしめることも一方法であろう

~~在外店の本店における整理~~ ~~金連と金組を別個の法人と解し~~

~~(ハ)金連の預金債務~~

金連と金組を別個の法人とする整理の過程

~~金連の預金債務~~

(一)金連の預金債務

金組に対する債務であり

金組の預金者に対する債務ではない

(二)金組に対する預金債務支払いの為めには

金組を在外会社に指定しなければならない

(三)金組を在外会社に指定するには左記事項を明かにしなければならない

代表者

定款

終戦時における在外店舗の貸借対照表

在内資産~~[illegible]~~の財産目録（在金会へ対する預金者の在金資産に対する指令）

出資者氏名

出資金額

(1) 代表者

全鮮の代表者は組合長と理事であるが業務上の代表者は理事であるから理事を~~とする~~代表者とすることが適当である

昭和十八年三月三十一日現在で全鮮組合での総数は六二六である 六二六人の代表者の（現在は現在新規記入いまだ[illegible]あるべし）中には朝鮮人もある

朝鮮人が代表する組合は日本法人となし得るかどうかに問題であろう

何等かの便法を講じなければ処理が困難であろう

(2) ~~(二)~~ 定款

各組合の定款は[illegible]によったものであるからこれは明確である

(3) 終戦時における在外店舗の貸借対照表

目下調査中であるが資料が乏しいので困難を極めている

終戦前後不公表の記事がある
朝鮮銀行の経済統計年報及調査月報にも

(4) 在内資産の財産目録

連合会に対する~~[illegible]~~終戦時の預金額、連合会財産に対する持分即ち出資（拂込済）額は目下調査中であるが資料がないため非常に不便を感じている

設立当初における拂込出資額は~~経済会社他連合会各会の特別~~~~[illegible]~~各道聯合会の法定準備金二、八七、九〇〇円に対して其の会員の有する持分と従前の出資額とを併せたものとして会員に対する出資口数の割当をなすことが定められているが各個の出資額は文献がないためその確認が困難である

(5) 出資者の氏名 (6) 出資額

目下調査中であるが資料がないので困難を極めている

(ロ) 上述のような状況であるから尋常な手続による措置は殆不可能な状態に在るから金組連、経済会社及連合会経済[illegible]財務局等関係者の意見を徴し特別の措置を講ずる必要があるであろう

第三章 機構と首脳

第[illegible]条 金融通貨委員会

政府 委員会の構成 七名

金融機関の監督 [illegible] 二名

銀行法 四二八三年五月五日 法律第一三九号

第十条 本法で金融機関というのは預金の受入、有価証券又は其の他債務証書の発行に依り一般民衆から債務を負担することを以て獲得した資金を貸出す業務を規則的、継続的に営業する韓国銀行以外の全ての法人をいう。大韓金融組合聯合会と其の会員である金融組合は一個の金融機関と看做す。但し第八十五条に規定された業務を遂行する範囲内では政府代行機関を看做す

保険会社と無尽事業又は信託業務だけを運営する会社は金融機関と看做さない

金融組合聯合會預金及貸出

	一九四四年一二月末	一九四五年一二月	一九四六年一二月
預金	一、三九二、五七四	二八三、八八一	一、〇八四、八〇九
貸出	二九、七〇八	一四五、九五七	二〇七、三一四

金融組合預金及貸出

	預金	對前月增減	貸出	對前月增減
一九四五、四月	一、八三七、六一〇		五三四、七三九	
五月	一、八九九、〇二三	六一、四一三	五四三、二三八	八、四九九
六月	一、九六八、四七四	六九、四五一	五四九、六六二	六、四二四
七月	一、三六六、九〇七	六〇一、五六七	三九五、四三五	一五四、二二七
八月	九八二、七六一	三八四、一四六	三七二、三八七	二三、〇四八
九月	七五二、八四八	二二九、九一三	三四一、六八〇	三〇、七〇七
一〇月	六一六、九六四	[illegible]	三二五、六八四	一五、九九六
一一月	六二五、五七〇	[illegible]	三一九、七三九	五、九四五
一二月	六三五、六七四	一〇、一〇四	三二五、六八七	五、九四八
一九四六、一月	六五八、〇一八	二三、三四四	三三六、六四四	一〇、九五七
二月	六九三、八一四	三五、七九六	三七七、三四〇	四〇、六九六
三月	七七一、八六九	七八、〇五五	四四二、八四三	六五、五〇三
四月	七五九、五四二	一二、三二七	四九二、二五七	四九、四一四
五月	八八〇、一五七	一二〇、六一五	五〇三、二四三	一〇、九八六
六月	九一九、〇六四	三八、九〇七	五一四、二二九	一〇、九八六
七月	一、〇七四、〇四〇	一五四、九七六	五三一、一二四	一六、八九五
八月	一、〇八二、五八四	八、五四四	五六三、一〇一	三一、九七七
九月	一、一八三、八八三	一〇一、二九九	六一二、三三〇	四九、二二九
一〇月	一、二二九、一五四	四五、二七一	六五五、二〇〇	四二、八七〇
一一月	一、五二三、〇三一	二九三、八七七	六九〇、七八〇	三五、五八〇
一二月	一、九四〇、〇九二	四一七、〇六一	七三一、八三〇	四一、〇五〇

M4-156

369.37
338.2
73Ya.37

山口文書
37

朝鮮金融組合聯合会の在内資産の処理について

元朝鮮殖産銀行理事
山口重政

[illegible]融組合聯合會の在内資産の処理について

元朝鮮殖産銀行理事

山口重政

zbp
369.37
338.2
73Y237

一、昭和二十九年五月十五日法律才一〇五号乃至才一〇八号の反響

朝鮮に在つた朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮貯蓄銀行、朝鮮商業銀行、朝興銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮無尽株式会社、東洋拓殖株式会社、帝国銀行支店、安田銀行支店、三和銀行支店等の各金融機関及び郵便局において取扱われた送金為替、預貯金、無尽給付金等が支払われるようになつたのであるが、たゞひとり金融組合の預貯金だけが除外されている。

各金融機関の債権申告催告の公告以来金融組合の預貯金はどうしたか、どうなるかとの照会が夥しい数に達している。

朝鮮の金融組合は約四十年の歴史を有し全鮮僻陬の地にも散在し朝鮮総督府の保護と監督の下に運営されていたのであるから金融組合の預貯金の安全なることは郵便貯金にも劣らぬものがあると信じられていたものである。

一般金融機関の在外店舗の預金払戻に際し金融組合預貯金払戻の除外されていることは、金融組合に対する預貯金者にとつて全く意想

外とするところで、金融組合の預貯金はどうしたか、どうなるのかと腑に落ちない思いを以て或は詰問的辭句を連らねて照会し来るのも無理ならぬことゝ言わなければならない。

二、金融組合の預貯金者の言分は朝鮮金融組合連合会に在内資産が有るならば、それで金融組合の預貯金を支払うべきではないかということである。これは一般の人の眼に映じていた金融組合と金融組合連合会との関係から割出した常識論ともいうべきものである。この常識論に法的根拠があれば金融組合預貯金者の期待にも応え得られるに至るであろう。

法的根拠の有無を検討してみよう。

三、才一に朝鮮金融組合連合会の在内資産の実態について考察してみよう。

金融組合の業務上の余裕金は朝鮮金融組合聯合会若は朝鮮総督の指定したる銀行（朝鮮殖産銀行が指定されている）に預入し、郵便貯金と為し又は国債証券、地方債証券其の他朝鮮総督の認可したる有価証券を買入るの外之を使用することが出来ないことになっている（金組令才九条）

金融組合の資金を構成するものは、払込済出資金、政府下付基本金、法定準備金、特別積立金、借入金、預金、積金、純益金等であって、これを以て所有物を支弁し、貸付を為し、手許現金を保有し、その残りが余裕金ということになっている。昭和十八年三月末日現在ではその状況は次の通りである。

㈠ 資源

	村落組合 円	都市組合 円	計 円
払込済出資金	一六五八三七二三	二九七二六四六	一九五五六三六九
政府下付基本金	四二三五〇〇〇	二七〇〇〇	四二六二〇〇〇
法定準備金	三四三三九五二六	八四三六六五二	四二七七六一七八
特別積立金	一〇九七一九七	五〇四四五七	一六〇一六五四
借入金	九六〇三五二〇二	九三二八五〇〇	一〇五三六三七〇二

		村落組合 円	都市組合 円	計 円
預金積金		五二七〇九七八〇五	二二六八五四〇六五	七五三九五三八六六
その他		二〇四五〇三七五	五七九四七	二〇四八八三二二
純益金		三八七三三九六	三六八七一九〇	七五六三四八六
	計	七〇三七一四〇二二	二四九八三八四五五	九五三五四三四五七

㈡運用

		村落組合 円	都市組合 円	計 円
所有物		一〇九二〇五八九	三五九八九八一	一三五一九五七〇
現金		一三四五九〇四四	三三〇八五五四	一四七六七五九八
貸出金		五九三一九三六一五	一〇七五六八五四九	四九八七六三九六四
	計	四一三五七三〇四八	一一三四七三六八四	五二七〇四八七五二

㈢余裕金

	村落組合 円	都市組合 円	計 円
資金源	七〇三七一四〇二二	二四九八二八四三五	九五三五四三四五七
運用額	四一三五七三〇四八	一一三四七三六八四	五二七〇四八七五二
差引	二九〇一四〇九七四	一五八五五三七五一	四二八四九三七二五

余裕金は大体四億二千万円ということになる。この余裕金はどう処理されるかというと上に述べたるように金融組合令の規定によって朝鮮金融組合連合会と朝鮮殖産銀行又は郵便局に預け入れなければならないことになっている。その預け金の状況は次の通りである。

預ヶ先	預金種別	村落組合 円	都市組合 円	合計 円
聯合会	特別預ヶ金	四二五三〇〇〇	二七〇〇〇	四二六三〇〇〇
	定期預金	二一七六九三九〇九	一三〇一三六六〇〇	三四七八三〇五〇九
	当座預金	四〇一九七七七	三六五〇九五一	四三八四八七二八
	計	二六三一二六六八六	一三三八一四五五一	九五三九四三二三七
殖銀	特別当座預金	九三四三五五六	四六八三五七五	一三九二七九二九
	当座預金	三五一九六五五	三一〇九八二〇	四四二九四七六
	計	一三五六三〇一二	三七九三三九五	一八五七四〇五
郵便貯金	郵便貯金	三五七八九六一	四三六二二	三四二三五八三
	振替貯金	九五九九七五	五三九四九	三〇一三九二二
	計	四五三八九三四	九三五七一	四四三四五〇五
合計		二七九〇二七六三三	一三九七〇三五一六	四一八七三三一四九

昭和十八年三月三十一日現在における金融組合の余裕金としての預け金四一八、七五五、一四九円の内金融組合聯合会に対する預け金は三九五、九四一、五三七円で預け金総額の九四、五%を占めている。

次に朝鮮金融組合連合会は業務上の余裕金は㈠朝鮮総督の指定したる銀行（指定銀行は朝鮮殖産銀行）への預金又は郵便貯金と為すことと㈡国債証券、地方債証券又は朝鮮総督の認可したる有価証券の買入を為すことと㈢公共団体其の他営利を目的とせざる法人の一時借入れに対し貸付を為すことと以外には使用することができない（令一七条）

朝鮮金融組合連合会の資金を構成するものは払込済出資金、諸積立金、政府貸下金、朝鮮金融債券資金、借入金、預り金等であつて、これを以て所有物を支弁し、貸付を為し、手許現金を保有しその残りが余裕金ということになる。昭和十八年三月末日現在ではその状況は次の通りである。

㈠資　源

払込済出資金	五、五三五、五〇〇円
諸積立金	二、八二四、九五四円
政府貸下金	三、四二五、〇〇〇
朝鮮金融債	四〇、七〇六、四九六
借入金	二四、四七八、五八二
預り金	三九七、九九四、八八四
計	四七四、九六五、四一六

預り金三九七、九九四、八八四円の内訳は次の通り

会員預金	三九四、四五五、九五四円
特別預金	四、二六二、〇〇〇
定期預金	三四六九一一、五〇九
当座預金	四三、二八二、四四五
非会員預金	三、五三八、九三〇
当座預金	三、五三八、九三〇
計	三九七、九九四、八八四

（一）運用

所有物	一、九〇八八四四円
貸付金	一〇九一四弎二〇九
手許現金	一四
計	一一一、〇五弐〇六七

（二）余裕金

資源	四七四九六弎四一六円
運用	一一一、〇五弐〇六七
差引	三六弎九一一、三四九

（三）余裕金の使用

銀行預金	八九〇三弐六八〇円
国債証券等有価証券	二七八一〇六六五一
計	三六七一三九三三一

朝鮮金融組合聯合会の在内資産である国債その他の有価証券は余裕金の運用として買入れたものゝ一部分である。

聯合会の余裕金は資源とその運用資金との差額である。

聯合会の資源はその九〇%が預り金である。

聯合会の預り金はその九九、三%が金融組合の預金である。

かようなわけであるから聯合会の在内資産は金融組合に対する預金者の預金によつて形成されていると言い得られる。

聯合会の資産は金融組合預金者の預金の癒着であると言うことは単なる俗説ではなくして法的根拠のある正しい主張であると言わなければならない。

才二に朝鮮金融組合連合会と金融組合との性格について考察してみよう。

金融組合は各個独立した社団法人であるが（令才一条）聯合会との関係においては朝鮮金融組合聯合会令の規定によつて聯合会に包摂されこれと融合して聯合会という組織体の一分子たる存在となつて対立的な存在は許されないことになつている。両者の関係は機能的には銀行における本支店の関係と何等異るところのないものである。朝鮮にお

けることの金融組合体系は協同組合体系において他に類例をみない特色のあるものである。

金融組合と朝鮮金融組合聯合会とが単一の組織体であるということの例証として次の点を挙げることができる。

㈠金融組合は設立と同時に聯合会に加入しなければならない単独の存在はあり得ない（金組令十一条　金連令才五条）

㈡金融組合は業務上の余裕金は聯合会に預入しなければならない（金組令九）

㈢金融組合は非組合員から受入れたる預貯金の三分の一以上の金額を聯合会に預入しなければならない（金組令五三条ノ三）

㈣聯合会は金融組合に対し資金を供給しなければならない（金聯令一条）（金聯令十五条才一項才一号才二号）

㈤聯合会は金融組合より預り金を為さなければならない（金聯令十五条才一項才三号）

㈥聯合会は金融組合に対し業務上の指導を為さなければならない（金聯令才一条　才十五条才一項才五号）

㈦聯合会は金融組合相互の連絡及業務上の便宜を図らなければならない（金聯令才一条　才十五条才一項才六号）

㈧聯合会は金融組合の職員の救済、その他金融組合の共同の利益を増進する為必要なる業務を為さなければならない（金聯令才一条　才十五条才一項才七号）

㈨聯合会は金融組合の業務及財産の状況を調査することができる（調査検査権をもつている）（金聯令才十八条）

㈩聯合会、金融組合共に朝鮮総督の監督下に統制されている

聯合会は朝鮮総督之を監督す（金聯令才二七条）

金融組合は朝鮮総督及道知事之を監督す（金組令才六四条）

(十一)朝鮮総督の監督

聯合会には監理官を置く（金聯令三〇）

金融組合　清算（金組令七八）清算人の任免（金組令七九）

(十二)朝鮮総督の任命事項

聯合会々長、同理事の任命（金聯令才八条）

会長及理事の給与及手当は総督の指定（金聯令施行令五）

金融組合理事及副理事は朝鮮総督之を任免す（金組令三一）

金融組合には組合長があり、組合長は総会において組合員中より選任し総督の認可によつてその効力を生ずることになり、組合長は理事と共同して金融組合を代表するけれども組合の業務については理事が単独に之を代表する（金組令三五）特色のある制度である。理事副理事の給料手当は総督が指定する（金組監督規程十三条）

㈠朝鮮総督許可事項

金融組合の設立（金組令一三）

㈡朝鮮総督の認可事項

聯合会関係

○事務所の設置（二条）

○会長、理事の他職就職（九）

○金融債券の発行（二二）

○業務時間の変更（施七）

○毎事業年度の予算（施一一）

○業務、給与、服務、身元保証、懲戒其の他の事項に関する諸規則の制定、変更（施一二）

○預り金、貸付金の利子歩合、手形の割引歩合、手数料の割合を定めるとき又これを変更せんとするとき（施一二）

○資金の借入（施一二）

○法定準備金以外の積立金を損失補塡以外の用途に使用せんとするとき（施一二）

金融組合関係

○手形割引（五条才二項）

○倉荷証券の発行（五）

○銀行の業務代理（七）

○借入金（八）

○副理事の設置（三一）

○総代会の設置（四五条の二）
○定款の変更
○支所の設置、変更、廃止（監督規程三）
○業務給与等諸規則の制定変更（監八）

㈦朝鮮総督命令事項

聯合会関係
○業務の制限（一六）
○監督上必要なる事項（二八）
○総会の決議取消（二九）
○解散（二九）

金融組合関係
○供託又は地方金融調節に関する業務（一一）
○業務の制限（一一）
○業務の取締（一二）
○組合区域、事務所所在地の変更（一五）
○総会決議の取消（六七）
○解散（六七）

㈧朝鮮総督届出事項

聯合会関係
○事務所の廃止（施一）
○産業法人の加入（施二）
○会員たる産業法人に関する事項の変更（施三）
○同会員の脱退（施三）
○事業計画（施一〇）
○会員の業務及財産状況の調査、指導の要領（施一五）
○総会、協議会、講習会其の他集会の開催（施二一）

金融組合関係
○業務の開始（監二）
○支所の設置及廃止（監三）
○保護預け（監七）

○諸規則の制定、変更（監八）
○毎年度における資金の運用その他業務上の計画（監九）
○総会、総代会の開催（監一四）
○監事の監査状況（監一八）

(ト)朝鮮総督具申事項
○金融組合の財産状況業務執行に関し重大なる不整ありたるとき
（金聯令施行規則才十六条）

(チ)朝鮮総督報告事項
○業務状況（金聯令施二〇）

(リ)朝鮮総督報告事項
○清算顛末（金組令八四）

(ヌ)朝鮮総督提出事項
○清算財産目録貸借対照表（金組監督規程二二）

(ル)道知事提出事項
○毎月実績報告（監一五）

四　結　語

前に述べたるように金融組合は個別的法人格を附与されている社団ではあるけれども朝鮮総督の監督下において朝鮮金融組合聯合会の構成分子となり聯合会と渾然一体を為し、組織法上聯合会は金融組合に対し資金の供給をなすと共に金融組合相互間における資金の過不足の調節を為すは勿論業務上の指導、金融組合役職員の教養、配置、業務の検査を行うの権限をも有し恰も銀行における本支店の関係と全く合致するものがある。

李承晩大統領の招きによって朝鮮の金融機関の制度を調査したる米国経済聯邦準備銀行のブルームフィールド博士も一九五〇年三月十四日提出したる一般金融機関改編に関する建議書の中で「金融組合聯合会にあつては、固定資産評価増加額が七億五千五百万円に達しているが反面に損失処分をせねばならぬ不確実な資産（山口私見恐らく聯合会の在内資産もその中に含むのであろう）は十一億一千七百万円である。他面において金融組合の固定資産増加豫想額は十億

円であり、損失処分をせねばならぬ資産は五百万円に過ぎない。

従つて金融組合と同聯合会を合せて考えれば固定資産評価増加額は約十七億五千五百万円であり、損益勘定に借記する解放前資産は十一億二千二百万円である。

金融組合と金融組合聯合会が真正に単一組織体（前者が後者を完全に所有している）という事実に照し又他の銀行と同一に金融組合聯合会勘定を整理するため金融組合の固定資産を公平な委員会をして正当に評価させた後各金融組合の評価増加額で自己組合の解放前の不確実な資産と不良資産を銷却させ残余増加額を公正な率に依り聯合会に寄附するように、母体である聯合会の損失を補填することをわれわれは建議する」と書いている。金融組合と聯合会との関係の真髄をつかんでいる所論である。

又韓国の一九五〇年五月一日法律才一三八号韓国銀行法の才三章機構と管理の才一節金融通貨委員会（通貨委員会は七名の委員で構成されその中二名を金融機関から選出することになつている）の条項で次のような規定がある「才十条　本法で金融機関というのは預金の受入、有価証券又は其他債務証書の発行に依り一般民衆から債務を負担するを以て獲得した資金を貸出する業務を規則的、組織的に運営する韓国銀行以外の総ての法人をいう。大韓金融組合聯合会と其の会員である金融組合は一個の金融機関と看做す。但才八五条に規定された業務を遂行する範囲では政府代行機関と看做す」即ち金融組合聯合会と金融組合は法人格を異にしているけれども単一のものであるとの断定を下したものである。

朝鮮における金融組合体系は朝鮮独特の体系であつてその単一体であることは外国人も韓国政府も認めるところのものである。

金融組合連合会の在内資産の整理に当つては軽視してはならない組織といわなければならない。

閉鎖機関令には朝鮮の金融組合体系に応する規定を欠いているから正式に言えばその点の改正を必要とするであろう。

朝鮮総督の権限は今日どうなつているか分らないが朝鮮総督は朝鮮

金融組合聯合会の業務に関しては必要なる命令を下す権限を持つていたのである。日本政府は監督官庁として聯合会に対し適切なる命令を発することはできないであろうか。必要あらば現行法規を将来改正する協定の下に聯合会の清算人として民法才四七四条の規定に基き金組の債務を弁済せしむることは出来ないであろうか。

聯合会と金融組合を別個の法人として整理する場合の通牒

一、金聯の預金債務

金融組合に対する債務であり

金融組合の預金者に対する債務ではない

二、金融組合に対する預金債務支払いの為めには

金融組合を在外会社に指定しなければならない

三、金融組合を在外会社に指定するには通例では左記事項を明かにしなければならない

イ代表者

ロ定款

ハ終戦時における在外店舗の貸借対照表

ニ在内資産の財産目録（連合会に対する預金額、連合会財産に対する持分ー出資額）

ホ出資者の氏名

ヘ出資額

四、在外会社指定要項に対する実情

イ代表者

金融組合の代表者は組合長と理事であるが業務上の代表者は理事であるから当時の理事を代表者とすることが適当であろう。

昭和十八年三月末日現在で金融組合の数は六二六であつた。

六二六人の代表者の所在は現在明確でない。

代表者六二六名の中には朝鮮人もいる。朝鮮人が代表する組合は日本法人と看做し得るか

以上のような実情であるから金融組合を在外会社と指定するに

は特別の措置を講じなければなるまい。

ロ定款

各組合とも法定の定款案に準拠したものであるからこれは整備し得られるであろう

ハ終戦時における在外店舗の貸借対照表

目下調査中であるが資料が欠けているから類推する外方法がなかろう

朝鮮銀行の朝鮮経済年報、調査月報にも終戦前後不公表の部分がある

ニ在外資産の財産目録

終戦前後における聯合会に対する預金額は一部聯合会金額は分っているが個々の組合のものは目下調査中であるが難事業である

聯合会に対する出資額も重要な事項であるにも不拘個別の出資額を書いた資料が見当らない

設立当初における払込出資額は各道聯合会の法定準備金二一八七九〇〇円に対して其の会員の有する持分と従前の出資額とを併せたものとして会員に対する出資口数の割当をなすことが定められているが各個の組合の出資額はまだ明かになっていない

ホ出資者の氏名

調査中であるが恐くは突止め難いであろう

ヘ出資額

調査中であるが困難を極めている

三、上述のような状況であるから尋常な手続による指定は殆不可能ともいうべき状態に在るから当時の金融組合、聯合会、朝鮮総督府財務局関係者の意見を徴し特別の措置を講ぜられることが上策であろう

M4-157

昭和六年

京鐵道部会事務引継書

6110

渡辺　忍

杉本　誠

537

京畿道農會事務引継書

一、現金

一金弐千弐百弐拾壱円七拾七銭也

昭和六年度一般會計現在高

一金七千六百六拾弐円七拾九銭也

昭和六年度特別會計現在高

一金壱千六百五拾五円九拾参銭也

一般雜收金　現在高

一金六千壱百六拾四円九拾五銭也

養蚕ニ関スル雜收金　現在高

一金六百参拾弐円参拾弐銭也

蓆表、肥料ヘソナ、種子代金現在高

合計金壱万八千参百参拾七円七拾六銭也

六、財産

（一）金五千弐百八拾壱円也

基本金本年六月二日ニテ預金（漢城銀行）

會計嶋純吉事保管ス

（二）倉庫敷地平澤ノ分

壱千弐百七拾弐坪

振威郡平沢面碑前里六二一番地

六百四拾七坪

振威郡平沢面碑前里六二二番地

四百六拾参坪

振威郡平沢面通伏里七一五

八百六拾八坪

仝　平沢面碑前里六二二ノ一

合計参千弐百五拾坪

（三）建物

一、倉庫三棟

倉庫建~~物~~坪参百六拾坪下屋百弐拾四坪

二、穀搗工場及人夫詰所一棟

建坪五拾九坪

三、事務室及舎宅一棟

建坪二十五坪

四、物置及便所二棟

建坪三坪

合計建坪五百七拾壱坪

（四）水原倉庫分

一、倉庫一棟

建坪百八坪下屋四拾坪

（五）軌道（平澤驛ヨリ平沢倉庫ニ至ル）

一、敷地面積

坪数七百六拾参坪弐合

二、軌条延長

三百九拾六間

三、備品

七拾五品　台帳ノ通リ

四、圖書

百参拾参冊　台帳ノ通リ

五、諸帳簿

諸帳簿ハ備付戸棚ニ保管ノ通リ

六、未決事項

一、水原農業倉庫附属建物（籾摺工場及人夫詰所目下工事中）

昭和六年度京畿道農會收入支出內譯

收入

一、金四千九百八拾五円七拾七銭也　經常部收入高

一、金六万九千五百八拾参円拾八銭也　臨時部收入高

合計金七萬四千五百六拾八円九拾五銭也

支出

一金六萬五千四百九拾壱円九拾銭也　經常部支出高

一金六千八百五拾五円弐拾八銭也　臨時部支出高

合計金七萬弐千参百四拾七円拾八銭也

差引現金弐千弐百弐拾壱円七拾七銭也

昭和六年度京畿道農會收入支出内譯

歳入経常部

科目 款	科目 項	豫算額	收入額	未收入額	備考
一、會費		二七、二八〇 〇〇〇	四、六〇一 二三〇	二二、六七八 七七〇	
	一、會費	二七、二八〇 〇〇〇	四、六〇一 二三〇	二二、六七八 七七〇	
二、財産收入		三一六 〇〇〇	—	三一六 〇〇〇	
	一、基本金利子	三一六 〇〇〇	—	三一六 〇〇〇	
三、雜收入		二一七 〇〇〇	三一四 五四〇	増 九七 五四〇	
	一、預金利子	二〇七 〇〇〇	三一四 五四〇	増 一〇七 五四〇	
	二、雜入	一〇 〇〇〇	—	一〇 〇〇〇	
歳入経常部計		二七、八一三 〇〇〇	四、九一五 七七〇	二二、八九七 二三〇	

歳入臨時部

科目 款	項	豫算額	收入額	未收入額	備考
一、繰越金		四六、二二九 〇〇〇	四七、七〇三 一八〇	増 一、四七四 一八〇	
	一、前年度繰越金	四六、二二九 〇〇〇	四七、七〇三 一八〇	増 一、四七四 一八〇	
二、補助金		四六、〇八〇 〇〇〇	二一、八八〇 〇〇〇	二四、二〇〇 〇〇〇	
	一、地方費補助金	四六、〇八〇 〇〇〇	二一、八八〇 〇〇〇	二四、二〇〇 〇〇〇	
三、寄附金		五 〇〇〇		五 〇〇〇	
	一、寄附金	五 〇〇〇		五 〇〇〇	
四、貸付金償還入		三、〇三〇 〇〇〇		三、〇三〇 〇〇〇	
	一、共同購入肥料代償還入	三、〇三〇 〇〇〇		三、〇三〇 〇〇〇	
五、過年度收入		一〇〇 〇〇〇		一〇〇 〇〇〇	
	一、過年度收入	一〇〇 〇〇〇		一〇〇 〇〇〇	
歳入臨時部計		九五、四四四 〇〇〇	六九、五八三 一八〇	二五、八六〇 八二〇	

歲入合計	一二三、二二七 〇〇〇	七四、五六八 九五〇	四八、六五八 〇五〇

歲出經常部

科目 款	項	豫算額	支出額	殘額	備考
一、事務費		三、〇七一 〇〇〇	一、七六一 〇一〇	一、三〇九 九九〇	
	一、事務員俸給	一、二四八 〇〇〇	七六八 〇〇〇	四八〇 〇〇〇	
	二、雜給	二二四 〇〇〇		二二四 〇〇〇	
	三、旅費	四八五 〇〇〇	三二二 五四〇	一六二 四六〇	
	四、需用費	八八四 〇〇〇	六四五 二七〇	二三八 七三〇	
	五、雜費	二三〇 〇〇〇	二五 二〇〇	二〇四 八〇〇	
二、會議費		七二〇 〇〇〇		七二〇 〇〇〇	
	一、總会費	五七〇 〇〇〇		五七〇 〇〇〇	
	二、評議員会費	一五〇 〇〇〇		一五〇 〇〇〇	
三、事業費		一〇一、四八六 〇〇〇	六三、五三九 五九〇	三八、一四六 四一〇	
	一、技術員給	九、八六〇 〇〇〇	三、二六三 〇〇〇	六、五九七 〇〇〇	

科目		豫算額	支出額	殘額	備考
款	項				
	一、雜給	九五八〇〇〇		九五八〇〇〇	
	二、旅費	三、〇九九〇〇〇	一、七二七七二〇	一、三七一二八〇	
	四、品評會費	一、〇七四〇〇〇	六三六〇	一、〇六七六四〇	
	五、[illegible]	一、八五〇〇〇〇	五六一八〇〇	一、二八八二〇〇	
	六、[illegible]費	一、一〇〇〇〇〇	八九二九一〇	二〇七〇九〇	
	七、農事[illegible]費	四〇〇〇〇〇	二一五六三〇	一八四三七〇	
	八、農業[illegible]	二、二二五〇〇〇	一、二八四八五〇	九四〇一五〇	
	九、[illegible]費	五〇〇〇〇〇	一八七三二〇	三一二六八〇	
	十、[illegible]費	三二〇〇〇〇		三二〇〇〇〇	
	十一、仲介斡旋費	三〇〇〇〇〇		三〇〇〇〇〇	
	十二、農業會[illegible]	八、六八〇〇〇〇	五、八二〇〇〇〇	二、八六〇〇〇〇	五年度ヨリ繰延工事費 四万、六百円 六年度分 弐万五千円
四、負擔金		六、〇四七〇〇〇		六、〇四七〇〇〇	
	一、朝鮮農會負擔金	六、〇四七〇〇〇		六、〇四七〇〇〇	
五、雜支出		四六〇〇〇〇	三九一三〇〇	六八七〇〇	
	一、退職給與金	二五五〇〇〇	二〇五〇〇〇	五〇〇〇〇	
	二、死亡給與金	五〇〇〇〇		五〇〇〇〇	
	三、雜支出	二〇〇〇〇〇	一八六三〇〇	一三七〇〇	
六、豫備費		一、七〇五〇〇〇		一、七〇五〇〇〇	
	一、豫備費	一、七〇五〇〇〇		一、七〇五〇〇〇	
歲出經常部計		一〇、九四九〇〇〇	六、五四九、一九〇	四、三九九、七一〇	

歳出臨時部

科目 款	科目 項	豫算額	支出額	残額	備考
一、補助金		一〇、一二二 〇〇〇	五、二八六 〇〇〇	四、八三六 〇〇〇	
	一、産米改良組合補助	九〇〇 〇〇〇	九〇〇 〇〇〇	｜	
	二、深耕犂購入補助	七二〇 〇〇〇		七二〇 〇〇〇	
	三、[illegible]作試作補助	二五〇 〇〇〇	二五〇 〇〇〇	｜	
	四、甘藷栽培試験補助	三、〇〇〇 〇〇〇	二、九六六 〇〇〇	三四 〇〇〇	
	五、[illegible]補助	九七二 〇〇〇		九七二 〇〇〇	
	六、[illegible]補助	五二〇 〇〇〇	五二〇 〇〇〇	｜	
	七、副業奨励補助	三、五五〇 〇〇〇	六五〇 〇〇〇	二、九〇〇 〇〇〇	
	八、籾[illegible]入補助	二一〇 〇〇〇		二一〇 〇〇〇	
六、積立金		六一六 〇〇〇		六一六 〇〇〇	
	一、基本積立金	三一六 〇〇〇		三一六 〇〇〇	

款	項	豫算額	支出額	残額
	二、退職死亡給与金積立金	二〇〇 〇〇〇		二〇〇 〇〇〇
三、立替金		三、〇〇〇 〇〇〇	一、五六九 二八〇	一、四三〇 七二〇
	一、種苗代金立替金	三、〇〇〇 〇〇〇	一、五六九 二八〇	一、四三〇 七二〇
歳出臨時部計		一三、七五八 〇〇〇	六、八五三 二八〇	六、九〇四 七二〇
歳出合計		一三五、二二七 〇〇〇	七六、四四七 一八〇	五八、七七九 八二〇

昭和六年度京鐵道農會農業倉庫特別會計

収入支出内譯

収入

一、金五萬七千四百拾壱円参拾五銭也　収入高

支出

一金四萬九千参百七拾八円五拾六銭也　支出高

差引現在七千六百六拾弐円七拾九銭也

昭和六年度京畿道農會農業倉庫特別會計收入支出内譯

收入

科目 款	科目 項	豫算額	收入額	未收入額	備考
一、使用料及手数料		五六二〇〇〇〇	一二三四〇	五四九六六〇	
	一、保管料	四一四〇〇〇〇	一二一四九〇	四〇一八五一〇	
	二、手数料	一四八〇〇〇〇	一六五〇	一四七八五五〇	
二、雑収入		一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	
	一、預金利子	五〇〇〇		五〇〇〇	
	二、雑収入	五〇〇〇		五〇〇〇	
三、一般会計繰入		八三八〇〇〇〇〇	五五二〇〇〇〇〇	二八六〇〇〇〇〇	
	一、一般会計繰入	八三八〇〇〇〇〇	五五二〇〇〇〇〇	二八六〇〇〇〇〇	五年度繰越工事費四万二百円本年度分一万五千円
四、繰越金		二〇〇〇〇	一七一八二一〇	増 一六九八二一〇	
	一、前年度繰越金	二〇〇〇〇	一七一八二一〇	増 一六九八二一〇	

科目 款	科目 項	豫算額	収入額	未収入額	備考
一、立替金償入		五〇〇〇〇〇		五〇〇〇〇〇	
	一、立替金償入	五〇〇〇〇〇		五〇〇〇〇〇	
歳入合計			五七、四一三五〇	三二、九〇八六五〇	

支出

科目 款	科目 項	豫算額	支出額	残額	備考
一、事務費		六、一五〇〇〇〇	二、一五一〇四〇	三、九九八九六〇	
	一、給料	二、五六〇〇〇〇	一、二三六六〇〇	一三二三四〇〇	
	二、旅費	九五八〇〇〇	三七一二〇〇	五八六八〇〇	
	三、雑給	一、六七五〇〇〇	一〇八九〇〇	一、五六六一〇〇	
	四、需用費	八〇九〇〇〇	四二二七九〇	三八六二一〇	
	五、雑費	一五〇〇〇〇	一一五五〇	一三八四五〇	
二、事業費		二、〇二六〇〇〇	六〇六二九〇	一、四一九七一〇	
	一、調製及包装荷造費	八一五〇〇〇	三五〇〇〇〇	四六五〇〇〇	
	二、借庫料	一七五〇〇〇	一五〇〇〇〇	二五〇〇〇	
	三、保険料	九三六〇〇〇	六〇七四〇	八七五二六〇	
	四、雑費	一〇〇〇〇〇	四五五五〇	五四四五〇	

款	項	豫算額	支出額	殘額	備考
三、營繕費		八〇、四七六 〃〃	四六、六二一 二三〇	三三、八五四 七七〇	
	一、倉庫及附屬設備費	七六、二五七 〃〃	四六、三五九 八〃	二九、七二一 〇二〇	
	二、設備費	四二一九 〃〃	一二五 三五〃	四一二二 七五〇	
四、警備費		七九八 〃〃〃		七九八 〃〃〃	
	一、警備費	七九八 〃〃〃		七九八 〃〃〃	
五、立替金		五〇〃 〃〃〃		五〇〇 〇〇〇	
	一、立替金	五〇〃 〃〃〃		五〇〃 〃〃〃	
歳出合計		一八九、九五〇 〃〃〃	四八、七三七 八六〇	四〇、八五七 一七〇	

一般雜種金収支内訳

年次	種目	調定額	收入額	未收入額	支拂額	現金
昭和五年	小作慣行代金	八〇 五二	七九 二〃	一 一二	一二 〇〃	六七 二〇
昭和六年	甘藷馬鈴薯苗代金	六〇二 六四	一七六九 九三	二三二 七一	七五五 五二	一〇一四 四一
仝	蔬菜種子代金	四三七 五二	四一〇 九五	二三 六九	三六二 〇〃	四八 九五
仝	防除ノ農藥下肥ノ代金	一〇七 九四	七〇 九二	三七 〇二	一	七〇 九二
仝	委託講義録代金	一二一 五七	一一一 五七	一	六八 五三	四三 〇一
仝	農務提要代金	一二一 一六	二九 六八	九一 七八	一	二九 六八
仝	優良農業家印刷代金	六三 一八	一二 九六	五〇 二二	一	一二 九六
仝	農學關係大会講演集代金	一五〇 〃〃	四八 〇〃	一〇二 〃〃	一	四八 〇〃
仝	田植繩代金	七五六 五八	五九三 一七	一四三 四一	四八二 〇〃	一一一 一七
仝	除草器代金	四四 四四	一七 六〃	二六 八七	一	一七 六〇
仝	籾摺唐箕代金	一〇七五 七〇	一〇〇〃 〃〃	八七五 七〃	一〇〇〃 〃〃	一

養蚕ニ関スル雜種金

年次	種目	調定額	收入額	未收入額	支拂額	現金
昭和四年	春蚕繭代金	五四、四〇四 二六	五四、二五九 六五	一四四 六一	五四、〇六二 九五	一九六 七〇
仝	秋蚕繭代金	三六、一二八 一八	三四、六〇〇 七六	一、五二七 四二	三四、二九六 一二	三〇四 六四
仝	桑苗代金	三一、一六一 一二	三〇、六九八 九七	四六二 一五	三〇、四四二 一一	二五六 八六
昭和五年	春蚕繭代金	六七、六八六 〇六	六〇、八八一 一一	六、八〇四 九五	六〇、七〇四 六六	一七六 四五
仝	秋蚕繭代金	三五、八四七 三七	三一、〇二三 三五	四、八二四 〇二	三〇、七八二 八四	二四〇 五一
仝	春植桑苗代金	四三、六一五 八三	三五、三九八 六六	八、二一七 一七	三五、一九二 四六	二〇六 二〇
仝	秋植桑苗代金	五、四九三 三〇	四、一三九 六三	一、三五三 六七	三、五三四 二〇	六〇五 四三
仝	玉無製器代金	六、七六一 五五	四、三九九 〇五	二、三六二 五〇	四、三二二 五〇	七六 五五
昭和六年	春蚕繭代金	四四、八四二 六〇	三九、五五二 五五	五、二九〇 〇五	三七、五五一 〇〇	二、〇〇一 五五
仝	秋蚕繭代金	二四、七二九 七〇	一七、五三二 四四	七、一九七 二六	一五、七四六 四〇	一、七八六 〇四
仝	桑苗代金	三六、三〇八 一九	一七、七五八 〇三	一八、五五〇 一六	一七、七四一 七五	一六 二八
昭和六年	稲扱器代金	―	一九二 〇五	―	―	一九二 〇五
計		五七二七 五二	四五三五 九八	一五八 〇九	四六八〇 〇五	一六五五 九二

年次	種目	調定額	収入額	未収入額	支払額	現金
昭和六年	籾摺器具代金	七三八 〇一	六二八 九八	一〇九 〇三	三三一 二四	二九七 七四
小計		三七六六九 九五	三二六二六 一八	五〇四三 七七	二六〇二八 二三	六一六四 九五

右之通リ事務引継候也

昭和六年　月　日

引継者

前会長　渡邊　[illegible]

引受者

会長　松本　誠

東[illegible]道[illegible]會

M4-158

昭和八年
どれだけ働く力が
剰っているか

渡辺恩

611.75

566

~~539~~

61175

ドレ丈働ク力ガ剰ツテ井ルカ

ドレダケノ働ク力ガ剰ッテ井ルカ

働キマセウ―大ニ働キマセウ

働ケバ食ヘル、殊ニ農家デハ働イテ井テ食ヘヌ譯
ハナイ、昔カラ農者天下之大本也ト唱ヘラルヽノハ天
下ノ人々ノ衣食住ヲ農家ガ支ヘテ井ルカラデアル
其ノ農家自身ガ食ヘヌト云フコトハ全然ナイ筈ノ
話デアル

ダガ今日ノ農村ニハ食フニ困ルト云フ聲ガ高イ之ニハ種々ノ原因モアルガ農家ニ未ダ働ク力ガ剰ツテヰルト云フ事ハ其ノ主ナルモノヽ一デアル先ヅ此ノ剰ツタ働ク力ヲ働クヤウニスルノガ肝要デアル

デ私ハ京畿道ノ或ル農家ノ實状カラ観テトレダケノ働ク力ガ剰ツテヰルカヲ簡單ニ述ベテ見ヤウ

コノ農家ハ主人（四十六才）妻（三十八才）ト長男（十五才）長女（十才）ノ四人家族デ年雇ハ居ナイ、家族全部ガ農業ニ従事シテヰル、ソノ働キハ二人五分デアル

(註) コノ働キ二人五分トハ話ガ分リ易イタメニサウ云ツタノデ實ハ大人子児夫々仕事ノ能率ヲ異ニスルノデアルガ ソレヲ大人一人前ノ働キニ換算シテ主人ヲ一トシ妻〇、八 長男〇、五 長女〇、二ノ比

率ナ以テ計算シ二、五トシタノデアル、而シテコノ比率ハ男女別ニ年令ニ依テ大体左ノ通トシタガ無論實際ノ場合ニハ年令ノ割合ニ働クノモアレバ働カヌノモアルカラ之ハ相當加減セネバナラヌ

年令＼性別	男	女
一〇—一四	三	二
一五—一六	五	四
一七—一八	八	六
一九—五〇	一〇	八
五一—五五	九	七
五六—六〇	八	六
六一—七〇	七	五

サテ此ノ農家ハ畓九反歩田六反歩ヲ小作シテ井ルガソノ一年間ノ働キヲ観ルニ

(一)毎月ノ炊事、折々ノ洗濯裁縫掃除等ノ家内仕事ハ妻ト娘トデシテ井ルガ之等ノ仕事ニ百六十人ヲ要スル

(一)右ノ外家庭トシテハ家屋ノ修理祭祀来客訪問夫役市場行部落ノ會合燃料採集其ノ他ノ雑務ガアルガ之ニハ九十人ヲ要スル

(三)一年ノ間ニ正月トカ秋夕トカ地方ノ休息日ガアリ又時ニハ病氣ニ罹ルコトモアルノデ之等ヲ一人ニツキ二十日ト見積ルトキハ之ハ五十人ノ働ニ相當スル

以上三口デ三百人ヲ要スルガ二、五ノ働ハ一ヶ年三百六十五日ニハ九百十五人五分デアルカラ差引六百十五人五分ハ農業ニ働クベキモノデアル

然ラバコノ農業労働ハドウセラルヽカト云フニ

(一)米作　九反歩ニ対シテハ百三十五人(反當十五人)ヲ要スル

(二)麦作　五反歩ニ対シテハ四十人(反當八人)ヲ要スル

(三)雑穀　五反五畝歩ニ対シテハ四十四人(反當八人)ヲ要スル

(四)蔬菜　五畝歩ニ対シテハ二十人ヲ要スル

以上ノ耕作ニ対シ二百三十九人ヲ要スル

次ニハ

(一)牛及豚各一頭、鶏五羽ヲ飼養スルタメニ百十日ヲ要スル

(二)養蚕ハ春蚕一枚ト秋蚕半枚ヲ飼ヒ桑ノ手入マデニ二十人ヲ要スル

依テ以上ノモノヲ合算スルト三百六十四人ヲ要シ之ヲ上記ノ剰ツテヰタ六百十五人五分カラ差引ケハ猶剰ルコト二百五十一人五分デアル

××××××××××××

此ノ剰ツタ時間ヲ以テ叺織ルノモヨイ縄綯フノモヨ

イ若シ全部ヲ叺織ニ用フレバ約五百五十枚ハ織レル

併シ乍ラ今日デハ叺モ縄モサウ澤山ツクルコトハ賣レズニ困ル事モアルカラ之ヲ或程度ニ止メ先ヅ三百枚ヲ織ルモノトセバ之ニハ百四十一人（一日三枚ト見テ）ヲ要スルカラ其レヲ差引イテモ猶百十人五分ヲ剰スノデアル

然ルニ農家ニハ未ダ改良ヲセナケレバナラヌ仕事ガヨク其日々々ノ仕事ヲ片ヅケテ仕事ニ無駄ガ無

イ様ニスルコトモ尠ク殊ニ冬ニ於テ此ノ剰ッタ働ガ大ニ出テ来ルノデアッテ皆困ルガ冬ハ年ノ餘ト云ッテ春夏秋ノ農業ノ時節ニ対シテソレ丈ケハ剰シテアル剰シテアル譯ハ此ノ暇ニ来年ノ農業経営ノ準備ヲセヨト云フノデアル

農具ハヨク整頓シテアルカ、種子ノ用意ハ如何、蚕具ノ準備ハ如何、草鞋ハ造ッテアルカ、莚蓆ハ充ナアルカ等々ノ仕事ヲ考ヘテ之ヲ行ヒ以テ来ルベキ農業ヲ良クスルノガ緊要デアッテ冬ノ間ニ其等ノ仕事ヲ果サネバナラヌ

斯ル仕事ヲ夫々考ヘ行ヒ猶且ツ叺織等ノ副業、ヲイソシマネバナラヌ 唯儲カル仕事ノミデ此ノ剰ッタ働ヲツブス考ヲセズ儲カル事トハ別ニ之ヲツブス事ヲモ考ヘ一年中ヲ通ジテドウ働クカヲ考ヘネバナラヌ

大）

M4-159-1

朝鮮の天日製塩に関する資料　石川武吉

朝鮮塩業史料

總説篇

朝鮮の天日製塩に関する資料

石川武吉

669
76Is.7

No.1 — 46.10.1日
No.2 — 48.6.1日

昭和四拾六年拾月壱日

朝鮮の天日製塩に関する資料

千葉県船橋市海神四丁目二〇番一二号
石川武吉

一

一

669.
76 Is.7

朝鮮總督府.製塩官署.南市出張所.

平安北道龍川郡. 塩田面積 483.H

（昭和20年現在）

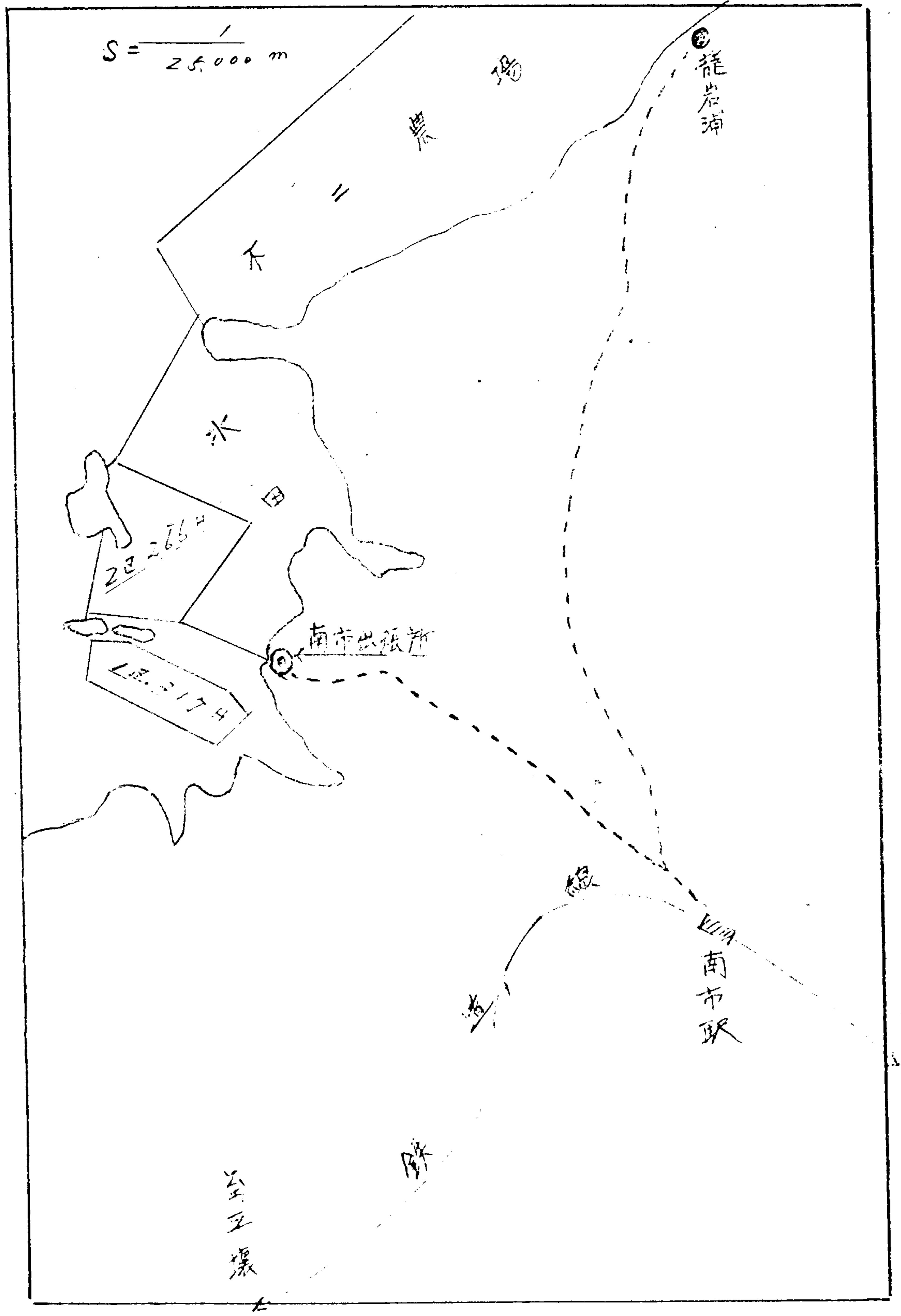
S = 1/25.000 m
龍岩浦
大
二
農
場
水
田
22.263H
28.217H
南市出張所
線
南市駅
至新義州
義
勝
至平壌

（昭和20年現在）

朝鮮總督府.專賣局.製塩官署.所在地.

▨ 天日塩田.及び製塩官署.

岸氏分

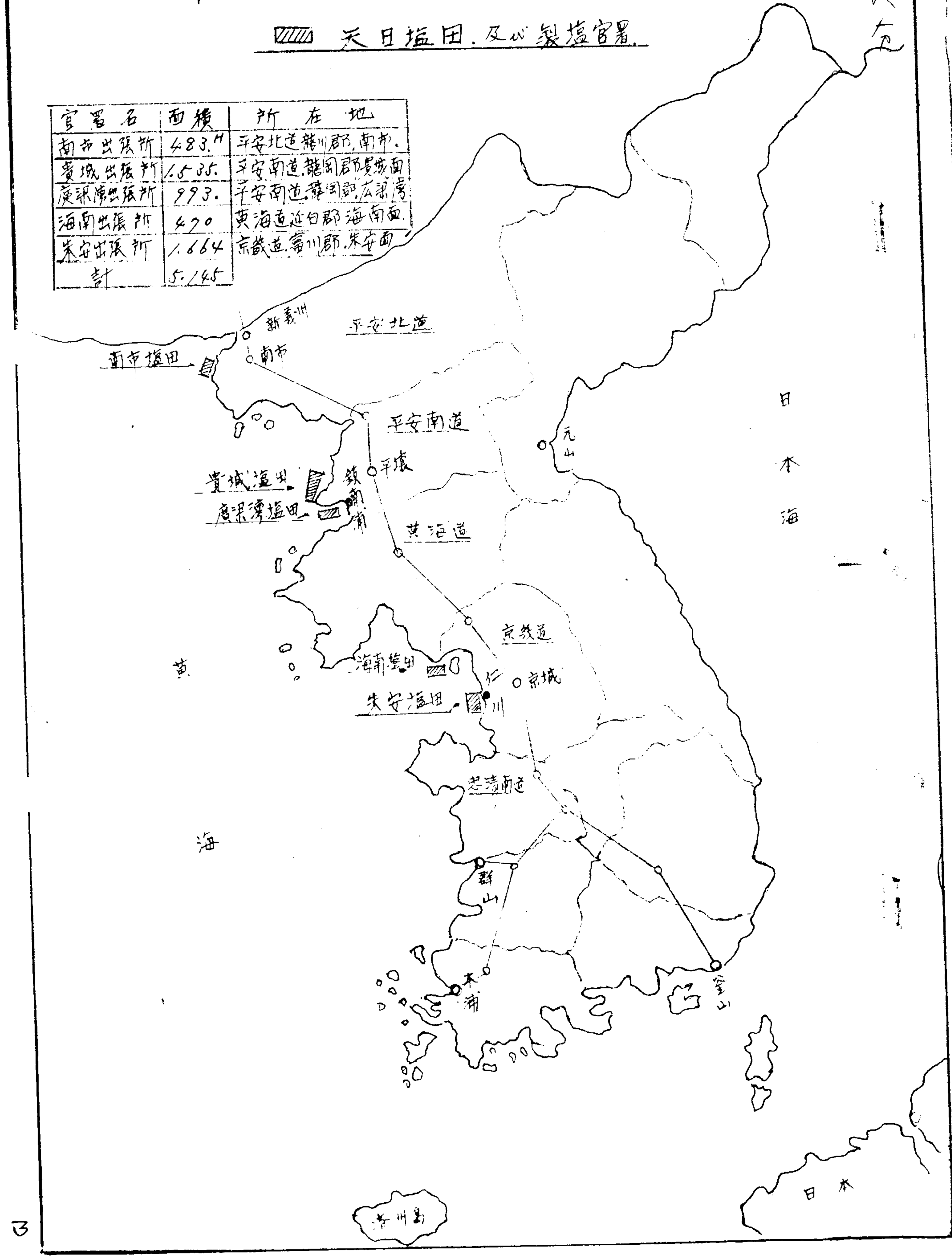

官署名	面積	所在地
南市出張所	483.H	平安北道龍川郡.南市.
貴城出張所	1.535.	平安南道.龍岡郡貴城面
廣梁灣出張所	993.	平安南道.龍岡郡.広梁湾
海南出張所	420	黄海道延白郡海南面.
朱安出張所	1.664	京畿道.富川郡.朱安面
計	5.145	

新義州
平安北道
南市
南市塩田
平安南道
元山
平壌
貴城塩田
鎮南浦
廣梁灣塩田
黄海道
日本海
京畿道
海南塩田
仁川
京城
朱安塩田
黄
海
忠清南道
群山
木浦
釜山
日本
済州島

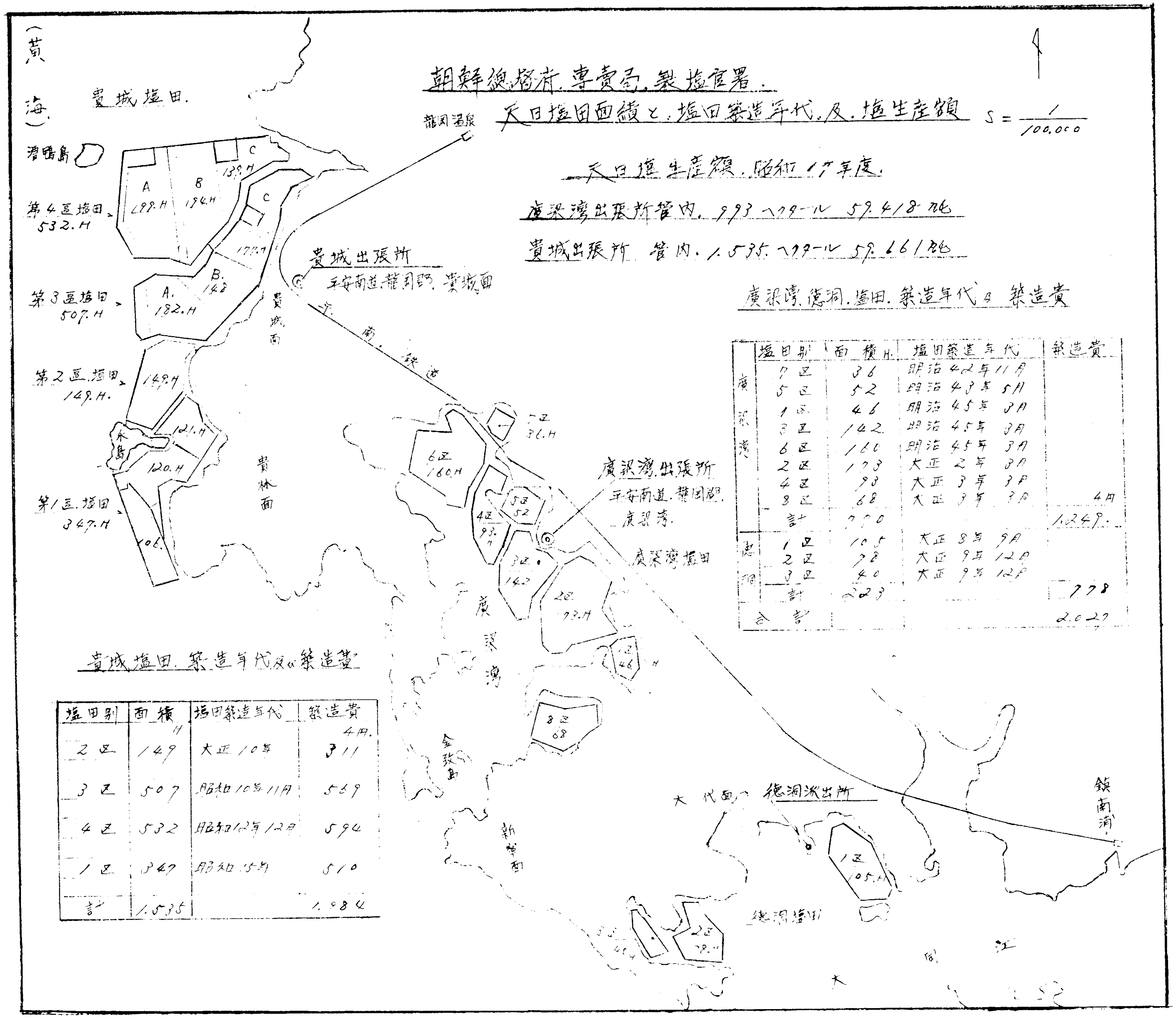
（黄海）
貴城塩田.
滑島
第4区塩田 532.H
A 199.H
B 194.H
C 139.H
C
177.H
第3区塩田 507.H
A. 182.H
B. 148
第2区.塩田 149.H.
149.H
木島
121.H
120.H
第1区.塩田 347.H
106.
貴城面
貴林面
龍岡温泉
平南.鉄道
貴城出張所
平安南道.龍岡郡.貴城面
7区 36.H
6区 160.H
5区 52
4区 93.H
3区 142
2区 173.H
1区 46 H
8区 68
廣梁湾出張所
平安南道.龍岡郡.廣梁湾.
廣梁湾塩田
廣梁湾
金致島
新寧面
大代面
徳洞派出所
1区 105.H
徳洞塩田
3区 40.H
2区 78.H
大同江
鎮南浦
S = 1/100.000

朝鮮総督府.専売局.製塩官署.

天日塩田面積と.塩田築造年代.及.塩生産額

S = 1/100.000

天日塩生産額.昭和17年度.

廣梁湾出張所管内. 993ヘクタール 59.418瓲

貴城出張所 管内. 1.535ヘクタール 59.161瓲

廣梁湾.徳洞.塩田.築造年代及築造費

	塩田別	面積H.	塩田築造年代	築造費
廣梁湾	7区	36	明治42年11月	
	5区	52	明治43年5月	
	1区	46	明治45年3月	
	3区	142.	明治45年3月	
	6区	160	明治45年3月	
	2区	173	大正2年3月	
	4区	93	大正3年3月	
	8区	68	大正3年3月	4円
	計	770		1.249.
徳洞	1区	105	大正8年9月	
	2区	78	大正9年12月	
	3区	40	大正9年12月	
	計	223		778
合計				2.027

貴城塩田.築造年代及び築造費

塩田別	面積 H	塩田築造年代	築造費 4円.
2区	149	大正10年	311
3区	507	昭和10年11月	569
4区	532	昭和12年12月	594
1区	347	昭和15年	510
計	1.535		1.984

（昭和20年現在）

朝鮮総督府.専売局.製塩官署.朱安出張所.管内.
天日塩田面績と.塩田築造年代.及.塩生産額

S = 1/100.00

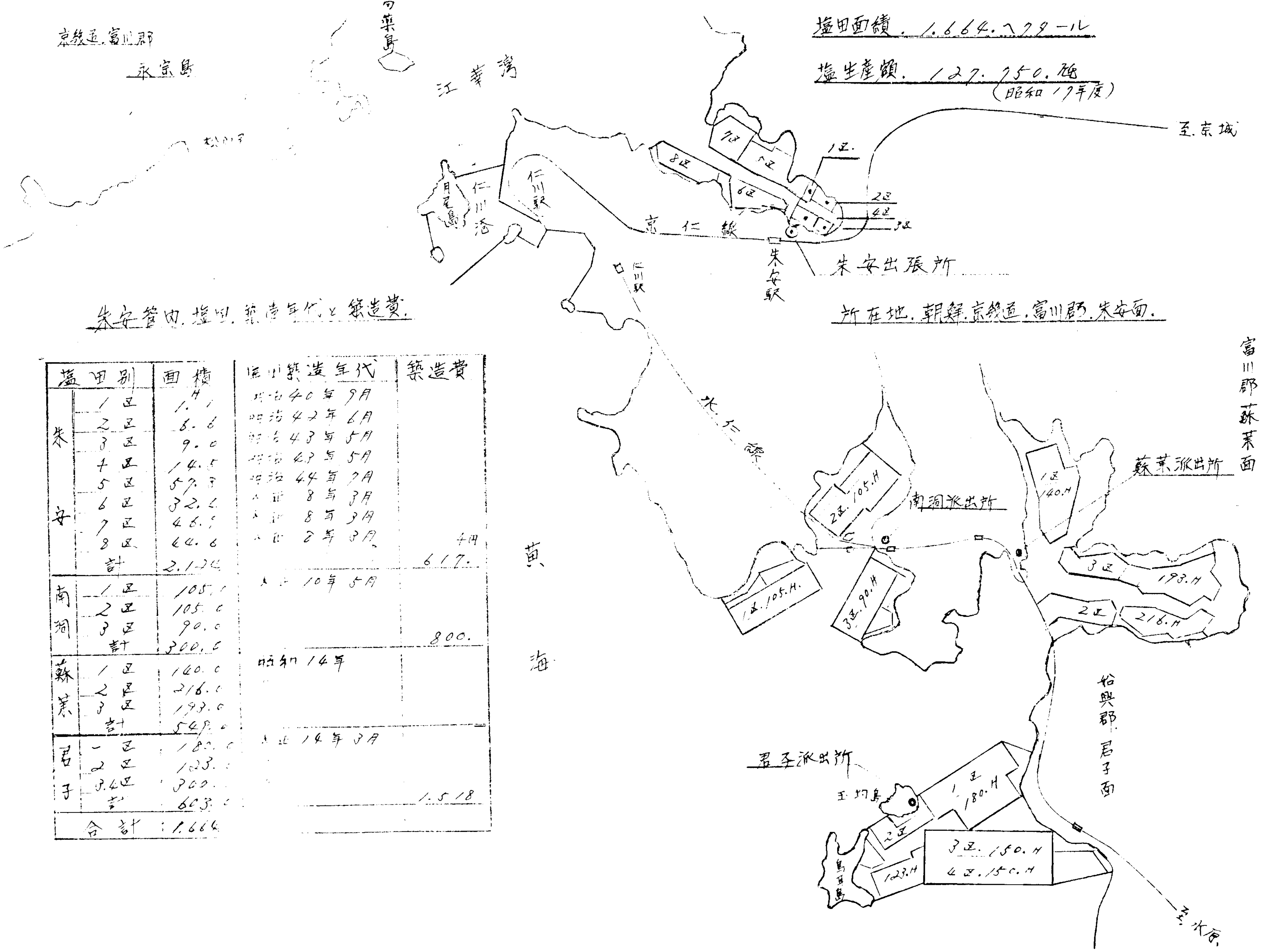

京畿道.富川郡
永宗島
苟薬島
江華湾
月尾島
仁川港
仁川駅
京仁線
仁川駅
朱安駅
7区
8区
6区
1区
2区
4区
3区
至.京城
水仁線
南洞派出所
2区.105.H
1区.105.H.
3区.90.H
蘇莱派出所
1区 140.H
3区 193.H
2区 216.H
富川郡蘇莱面
始興郡君子面
君子派出所
玉?島
1区 180.H
2区
123.H
3区.150.H
4区.150.H
烏耳島
黄
海
至.水原

塩田面績.1.664.ヘクタール

塩生産額.127.750.瓲
（昭和17年度）

朱安出張所

所在地.朝鮮.京畿道.富川郡.朱安面.

朱安管内.塩田.築造年代と築造費.

塩田別		面積	塩田築造年代	築造費
朱安	1区	1.1 H	明治40年9月	
	2区	6.6	明治42年6月	
	3区	9.0	明治43年5月	
	4区	14.5	明治43年5月	
	5区	57.3	明治44年7月	
	6区	32.	大正8年3月	
	7区	46.	大正8年3月	
	8区	44.6	大正8年3月	千円
	計	2.12		617.
南洞	1区	105.	大正10年5月	
	2区	105.0		
	3区	90.0		
	計	300.0		800.
蘇莱	1区	160.0	昭和14年	
	2区	216.0		
	3区	193.0		
	計	54		
君子	1区	180.	大正14年3月	
	2区	123.		
	3.4区	300.		
	計	603.		1.518
合計		1.664		

朝鮮の天日製塩に関する資料

はしがき

朝鮮の天日製塩事業は、韓國、財政立直しの為、明治四十年韓國政府の事業として発足、其後、日韓併合と共に朝鮮総督府の所管となり、朝鮮に不足する、食糧塩、自作自給方針が確定爾来、朝鮮統治、三十六年間、多大の國費と製塩事業当局者の努力により、鮮内に天日塩田、五、九〇〇町歩を完設、年産約三十五萬屯の天日塩を生産する事業に成功したのである。

然しこの輝しき業績も敗戦の結果、総督府の解体と共に、いつしか忘れ去られへと、する事は、遺憾の極みである

私は、大正十一年より二十二年間、総督府の製塩現場に勤務した者であるが、この現状を思い、次第に消えゆく成果の幾分なりと、記録に残して置きたいと考え、当時の資料を整理、私の体験を主とした、ありし日の官営塩田の有様を、まとめて見た。参考になれば幸いである。

尚、本資料を、まとめるに当り、次の項目を特に、とりあげてみた。

記

一、朝鮮の天日製塩事業、開発に関する沿革

二、朝鮮総督府、製塩事業所の塩務行政、及び、天日塩田築造計画と、その成果。

昭和四十六年十月

石川武吉

朝鮮の天日製塩に関する資料

目次

一、私の履歴書

二、朱安塩田の沿革

(1) 天日製塩試験場の設置と試験成績、

(2) 天日塩田の築造着手

三、天日塩田の築造と塩の需給関係

(1) 天日塩田築造計画、第一期より第三期迄十八年間に完成した塩田面積及び、築造費・塩の生産額

四、天日塩田拡張工事の現実と、塩田築造の困難を知る

（君子塩田築造工事の記録）

五、朱安塩田、六年間の変遷

(1) 南洞塩田転勤と、専売本局への道

(2) 本局について

六、第三次塩田拡張後に於ける塩の需給関係

(1) 昭和元年以降、五十年間の塩需給統計

(2) 塩の消費量と消費割合

(3) 昭和五年度、産地別、輸入数量及び価格

(4) 塩需給関係と、官塩、及び在来煎熬塩の生産現況

① 本局直轄出張所の天日塩生産額（昭和五年度）

② 在来煎熬塩の生産現況

③ 官塩、及び輸移入塩の払下価格、並びに在来煎熬塩、再製塩、塩価

④ 天日塩の生産費調査、及び在来煎熬、再製塩の生産費

七、第四次、天日塩田二、二〇〇町歩拡張工事計画案について

(1) 天日塩田二、二〇〇町歩、築造費、及、塩増産計画の結晶池改良工事
塩田整理工事予算額と天日塩生産見込、

(2) 塩田築造予定地、及び竣功見込

(3) 天日塩田二、二〇〇町歩、築造工事費の内容

(4) 天日塩田開設、年度別、塩生産額見込

(5) 天日塩生産に対する、塩販売収入見込額
(6) 天日塩田二、二〇〇町歩、築造完成後の塩田経営費
(7) 同上、生産塩の保管、及び輸送費
(8) 同上、生産塩による、輸入塩中止と輸入塩販売利益の損失、歳入減
(9) 同上、生産塩による輸入塩中止に輸入塩購買費不用の損失、歳入減
(10) 同上 年度別 塩田経営費の歳出費
(11) 同上、年度別 塩業歳入、歳出、差益の総合計
(12) 同上、天日塩、生産費調査

八、塩増産確保の為、既成塩田、結晶池、甕片敷設改良工事、及び 塩田空地利用の塩田築造計画案
(1) 結晶池改良工事に依って増産される塩生産量、及び収入代金
同上、増産塩による輸入塩中止と、輸入塩販売利益の損失、歳入減
(2) 塩田、空地利用、塩田築造計画案
塩田整理工事の生産塩による、輸入塩中止と輸入販売利益の損失 歳入減、及、新塩田六十町歩の製塩経常費予算

九、昭和七年度以降 五ヶ年計画による、天日塩田二、二〇〇町歩 築造、及び 結晶池改良、塩田整理、完成後の年度別 塩業費収支総額
一〇、第四次天日塩田二、二〇〇町歩 築造計画、其後の行衛
一一、広梁湾塩田の概要
一二、貴城派出所轄勤
一三、貴城第三区塩田、築造工事の記録
(1) 貴城第三区塩田の概要
(2) 貴城派出所について
(3) 塩田堤防検査及 手直作業
(4) 塩田地盤、鹹水の漏水防止工事
(5) 新塩田の製塩作業開始
(6) 新塩田の採塩成績
(7) 貴城塩田の構造
一四、貴城第四区塩田の築造工事完成と仕上工事
(1) 貴城第四区塩田の概要 (2) 貴城第四区塩田工事費
一五 昭和十三年より敗戦に至る迄の塩田築造状況
一六、昭和十七年七月一日現在、専売局、管内、全塩田の職員配置
一七、朝鮮天日塩田築造の年表

私の履歴（朱安塩田就職のいきさつ）

石川武吉

一、はじめに

私は大正十年頃、新聞紙上にて、朝鮮の天日製塩事業開発に関する記事を讀んだ。それに依ると、朝鮮総督府は、目下燃料を必要としない天日製塩事業拡大の為、鮮内に、天日塩田の大拡張工事を、実施中である旨の報導であった。

私は、当時、製薬會社の分析室に勤務中であったが、この記事を讀み、燃料を必要としない、天日製塩法に何かしら心引かれ、現地に行き働いて見たいと考える様になった。

其の後、幸いにも、新聞に報ぜられた、朱安塩田に近い仁川に知人の居る事に気付き、渡鮮の段取となった。

斯くて、大正十一年五月知人を頼りに渡鮮致し、朝鮮総督府專賣局、朱安出張所に就職する事が出来た。

二、就職した当時の朱安出張所

出張所の所在地、　朝鮮、京畿道、富川郡、朱安面
（京城、仁川間の鉄道、京仁線朱安駅附近）

天日塩田の面積及び塩生産額（大正十年現在）

塩田別	面積	天日塩の生産額
朱安直轄塩田	二一二、四 町歩	六六、〇〇〇 叺
南洞派出所	三〇〇、〇	
計	五一二、四	六六、〇〇〇

私は、大正十一年五月二十四日附にて、朝鮮総督府、專賣局の雇員を（月給五十七円）拝命、出張所の製塩事業係に配属され、市川信次氏のもとにて、製塩技術の見習をする事になった。

出張所の所長は、鹿児島県人の宮田才蔵氏、次席は會計

の近藤壽太郎氏、以下、左記の方々が在職されていたが、事業主任の、市川信次氏、及び土木主任の三木毛吉郎氏の両氏は、共に、朱安塩田、草分の方々であった。

尚、当時の朱安出張所は、正に天日塩田の拡張時代にて管内の南村には、南洞塩田、三〇〇町歩が、竣功し、塩庫、塩夫舎等の建設工事が進められて居り、また、君子面にも、君子塩田五七五町歩が、築造工事中にて、所内は活気に満ちていた。

出張所の職員

所長、属、宮田才蔵

庶務係	事業係
庶務主任、属、近藤壽太郎	事業主任技手、市川信次
庶務係 雇員、李善浩	土木主任、技手、三木毛吉郎
仝 雇員 川村浩	塩田監督、技手、梅林
塩田監視、傭人 一名	塩田監督技手 山口重造
小使、給仕 〃 二名	監督見習 雇員、渡辺鑑
	仝 仝 高木碓雄
	仝 仝 石川武吉

塩田従業員

塩田別	塩夫長	塩夫	計
朱安直轄塩田	一一名	一九〇名	二〇一名
南洞派出所塩田	一三	二七〇	二八三
計	二四	四六〇	四八四

二、 朱安塩田の沿革

「日韓併合以前の韓国に於ける塩の需給関係は、同国の重要産業であった。在来煎熬製塩業が衰微し、塩の生産量は、需要を満たすに到らず、年々輸入塩が増加し、遂に同国の経済、財政を悪化せしめる原因となった。

この為、政府は輸入塩防止を図る為、塩業の立て直しを決意するに至り、衰微した、在来煎熬製塩業の振興と同時に燃料を必要としない天日製塩法の普及に着手する事になった。

韓国政府は、光武十年（明治三十九年）塩業振興の為、日本政府に対し、技術者の派遣を求め、在来並煎製塩の技術の改良と共に天日製塩の研究と適地を調査せしめた。その結果、現在の朱安塩田が選定されるに到ったのである。

右について、専売局の朝鮮塩業史には次の如く当時の模様が記載されている。

「朝鮮に於ける塩の消費量は、鮮内の生産量を遥かに超過するを以て、年々、内地、台湾、山東省、及び関東州より輸移入するもの尠からず、就中、山東省、関東州の天日製塩は、価格頗る低廉なるより其の輸入・年を逐て増加し朝鮮在来の塩業、日に月に衰廃し遂に、朝鮮全土を挙げて、支那塩の輸入に待つの傾向あり。是、実に朝鮮の経済財政上、重大問題なり。

朝鮮塩業が、支那塩の圧迫を受け、漸次、衰滅に帰し去らんとするは、主として、生産費の不廉なるに由る、然らば之を救済し、之を保護せんとせば、生産費を低減するの方法を講ぜざるべからず。

生産費、節減の方法として、従来の塩竈を改造せしめ、燃料は粗朶枯草に代るに、石炭を使用せしめ、塩田を、内地式に改造するも一策たるべし。然れども、これらの方法を以てするも、到底、天日製塩の低廉に若かざるは、龍湖に於ける試験田に於て既に、実験せし所にして、並煎方式、製塩法の、存続を確保する事の困難なるを知るに足らん。

天日製塩の生産費の低廉なるは、燃料を要せず、労力を節し得るに因る。故に朝鮮に於ても、天日製塩を民業として、許可するに至らば、以て外塩の浸入を防遏し、在来の塩業者を、保護し得べきの理なるが、在来の塩業者は、果して、古来の塩田を改築し、天日製塩を実行するものと想像し得べきか、彼等の多くは農家、漁戸にして、副業として、製塩を営むものなり。

假令、天日製塩の有利なるを認むるも、自ら、之を経営するに堪へざるべし。故に朝鮮に於ける塩務行政の当面の緊急問題は、年々増加する外塩を如何にすべきかにあり 豈、啻（ただ）に、当面の緊急問題たるのみならずまた、実に根本問題たり。

現時の趨勢を以てすれば、在来塩を以て之に対向せしむることは到底不可能に属す。故に本問題を解結するには、政府自ら生産費の低廉なる天日塩を製造し、以て外塩の浸入を防遏するの外策なしと思惟す。尚、天日製塩は之を煎熬式製塩に比すれば生産費を節減すること少からずと雖、朝鮮と、山東省、関東州、若くは台湾とは、気候風土及び労銀に懸隔ありて、その生産費は同日に論ずべからず。随て、彼の生産品と、市場に其の輸贏を争わば、射利を唯一の目的とする民業の能く堪ふる所に非ず。然るに、之を政府事業と為さんか、國家永遠の大計の為には、一時の利害得失は姑く措て論せず、外塩駆逐の為に、勇往邁進、目的を達せずんば止まざるの果断を敢行することを得べし。之、天日製塩は民業として許可せず官営にて開始したる所以なり」。

(1) 製塩試験場の設置と天日製塩の創始

以上の如くして韓国政府は外國よりの輸入塩を防止する為、塩の自産、自給の塩務行政を確立し、光武十一年より本格的に天日製塩事業に着手するのである。

次に朝鮮に於ける天日製塩の開発事業は、先づ天日製塩の試験場設置より出発するのであるが、当時の模様を傳える資料として、韓国財政顧問、目賀田男爵、傳記によれば次の如く記載されている。

「元来、韓人は塩の需用多く、而かも自國の生産は、小額で概ね之を輸入に仰いでいたから、自給自足の為には、大いに塩の産出を奨励せねばならなかった。先生は夙に茲に着眼せられ、光武九年（明治三十八年）十一月以来、韓国、南部海岸に於ける製塩事業を調査せしめ、光武十年（明治三十九年四月）官営製塩試験場を設置せんが為、日本式煎熬法と、台湾式、天日製塩の適否如何を研究せしめた。

由来、韓国は降雨尠く、且つ蒸発量多く、沿岸には到る處、干潟地があるから、天日製塩事業に適するならんとは識者の認る所であったが、調査の結果は、雨量、気温、晴天日数、蒸発量等に於て、木浦より仁川の方が優良であるから、初め木浦に着目せられた先生は、天日製塩試験場を仁川に近き、朱安湾の一地点に変更することゝし、又

日本式煎熬製塩試験場を釜山を距る三里の東岸なる龍湖と豫定し、同年十二月、斯業の権威たる、大蔵省技師、奥健蔵氏に委嘱するに、実地の検分を以てした。同氏は、新義州、仁川、木浦、龍湖、蔚山等を巡検して、最後の確定を見たるものは、果して、先生の豫期の如くであったので、龍湖に於ては、在来の塩田二町歩余、を買収して試験場を設置し、朱安に於ては干潟地の内、六千六百坪を一区劃とし貯水池、及び堤防の面積を除きたる約三千坪を塩田とし光武十一年（明治四十年）四月より築造に着手し、同年九月に至って竣功した。

然るに、天日製塩の採塩期は、毎年三月より十月迄であるから、先生は直ちに、製塩作業に従事せしめ、職員、精励の結果、三週間に足らぬ僅十なる日数の間に約七千斤の採塩を得て、良好なる成績を挙げたので、先生、大いに之を喜び、九月二十三日、時の韓国総理大臣、以下各大臣、及び日韓実業家、新聞記者等百三十八名に案内状を発し、当日、臨時列車を運轉し、朱安試験場と採塩作業の実地を視察せしめたるに、一同は驚異感嘆し、各大臣、は此の新規事業に対して、熱心なる謝意を先生に表し、先生は又懇切なる説明を与へ、将来韓国塩業改善の切要なるを慫慂せられた。此の日は恰も各大臣参内の定日であったから、製塩の標本を皇帝に奉呈し、天日塩田の説明を申し上げ、翌日、各新聞一斉に、前日実地視察の状況を掲載し、天日製塩の韓国に適する事を、全鮮に報導した。」

朝鮮塩業史に記載された、製塩試験場の設置と製塩試験に関する資料

「天日製塩の増進は、塩業界の一大革命にして、日本内地の如きも之が為、塩専売を速進せしむるの一因と為りたるが如き有様なり。故に朝鮮塩務行政の方針を樹立せんとせば、先づ朝鮮に於て天日製塩の成立するや否やを、試験せざるべからず。如何となれば、朝鮮に於ける、従来の煎熬製塩業は、其の組織、極めて幼稚にして、殊に燃料の不足にして高価なると、運搬の不便なるとは、著しく、生産費を高からしめ、為に、

塩價は支那、及、台湾、等より輸入する天日製塩に比し二倍、若は、其れ以上に上れり、而して外国天日塩の輸入は年々著しく増加し来るを以て、此の勢を以て進まば、遠からずして、朝鮮の塩業は、自然衰頽するに至るは明なり。故に現状を以て強いて朝鮮の塩業を保持せんとすれば勢、日本内地の、現時、施行の、人為的政策たる、専売制を執らざるべからざるも、若き、朝鮮に於て、天日製塩を成し得ば、自ら其の生産費を低廉ならしめ、強いて、人為的、政策たる、専売制を執るの要なきに依り朝鮮に於て天日製塩を成し得るや否やを、決するに非ざれば朝鮮の塩務行政の方針を確立するを得ず、元来、朝鮮の地形地質、気候等の関係を観るに、支那、台湾等に於ける、天日製塩田、所在地方に酷似せるものあるを以て、天日製塩等の試験を為す為、明治三十九年、中、奥、大蔵技師の出張を求め実地調査の上同、技師の意見に基き、天日製塩、及、煎熬製塩の試験塩田を左の如く設置し明治四十年九月竣成せり。

記、

試験区分	所在地	試験面積
天日製塩田	仁川府朱安	一町歩
内地式入浜煎熬塩田	東莱府龍湖	二町三反七畝、

右試験塩田にて、試験の結果は、天日製塩は好成績を収め朝鮮に於ても、確実に成立すべきことを確かめたり。その成績は左表の如くにして、面積一町歩の塩田に対し一ケ年十二萬斤（七二瓩）内外の塩を採収し得べく、其の品質は、内地専売塩の一等、乃至、二等塩に相当し採収量、品質、色澤、共に、清国、台湾等の天日塩に比し決して遜色を認めざるの好果を収め得たり。然るに煎熬塩は生産費の節約、困難にして、到底天日塩に対抗することは困難なるを確め得たり

朱安試験塩田、面積一町歩より採塩した天日塩の数量

月別	採塩量	採塩日数	一日當平均採塩量	一日当平均	
				最高	最低
明治四十一年（隆熙二年）					

四月	二五、三五二斤	二二	一、一五〇斤	二、一二八斤	四〇斤
五月	二五、八五〇	一五	一、七二〇	二、四〇八	六四三
六月	二五、一四一	一四	一、八〇〇	二、八六二	二六四
七月	一五、六三四	一一	一、四二〇	二、〇〇八	六一七
八月	一一、四一七	一一	一、〇四〇	一、八〇〇	三三七
九月	一四、八八三	一七	八七〇	一、七九九	一九八
一〇月	一二、九四一	一八	七二〇	一、八二二	二一三
計	一三八、三一八斤（七八、七三一ま）	一〇八	一、二一五		

(12)

朱安塩田の築造着手について

韓国政府に於ては、朱安試験塩田の製塩成績に鑑み、明治四十二年より本格的に、天日塩田の築造を計画するのであるが、その内容について朝鮮塩業史には、次の如く記載されている。

記

一

天日製塩を官業として経営することと為りたる結果、天日塩田を築造するの必要あり。而して在来塩の生産数量の消費量に対する不足を天日製塩を以て充当することとせば、巨大な面、天日塩田を築造せざるべからざるも、一時に之を築造する事は、予算等の関係にて実行困難なるを以て、漸次、之を築造するの方針を採り、明治四十二年より第一期、大正七年より第二期の天日塩田の築造計画を樹立し、大正九年十二月迄に左の如く天日塩田を築造したり。

記

京畿道
朱安塩田
第一期工事

塩田区分	貯水池加算塩田面積	塩田真面積	工事竣功年月
第一区	一、〇町	一、一町	明治四十年八月
第二区	五、五	六、六	明治四十二年五月
第三区	一〇、六	九、〇	明治四十三年六月
第四区	一六、三	一四、五	明治四十三年五月
第五区	六五、四	五七、三	明治四十四年七月
計	九九、〇	八八、五	

第二期工事	第六区	三六、〇	三二、四	大正八年三月
	第七区	五五、〇	四六、九	同
	第八区	四八、〇	四四、六	同
	計	一三九、〇	一二三、九	
	合計	二三八、〇	二一二、四	

区分	塩田区分	貯水池面積を加算した面積	塩田実面積	工事竣功年月
平安南道 廣梁湾塩田 第一期工事	第一区	五二、〇（町）	四六、〇（町）	大正元年三月
	第二区	二一九、〇	一七三、〇	大正二年三月
	第三区	一五七、〇	一四二、〇	大正元年九月
	第四区	一二九、〇	九三、〇	大正三年三月
	第五区	五七、〇	五二、〇	明治四十三年五月
	第六区	二〇二、〇	一六〇、〇	大正元年三月
	第七区	四〇、〇	三六、〇	明治四十三年十一月
	第八区	七八、〇	六八、〇	大正三年三月
	計	九三四、〇	七七〇、〇	
平安南道 徳洞塩田 第二期工計	第一区	一〇六、〇（町）	一〇五、〇	大正八年三月
	第二区	八〇、〇	七八、〇	同　九年十二月
	第三区	四〇、〇	四〇、〇	同
	計	二二六、〇	二二三、〇	
	合計	一、一六〇、〇	九九三、〇	
朱安、及廣梁湾の合計		一、三九八、〇	一、二〇五、四	

三、天日塩田の築造と、塩の需給関係

明治四十二年、韓国政府によって着手した、塩田築造工事は、その翌年、日韓併合と共に、朝鮮総督府の所管となり、着々工事が進められ、創業より十一箇年を経過した。大正九年度には、朱安、及廣梁湾塩田管内の塩田、総面積は、一、二〇〇町歩余に達した。

そして、塩田の築造が進むにつれ、天日塩の生産額も、年々急速に増加して、行ったものと思われる。

右につ（い）て、当時の塩の需給関係を、塩業史は左記の通り記載している。

記　（大正九年頃の計画）

「前記、両期に於ける、築造塩田が、全部熟田と為りたる暁に於ける、其の一箇年の生産額は一億斤余（六万瓲）なり。

一方在来並煎製塩の一箇年の生産見込量は略、七千五百万斤（四万五千瓲）なるを以て両者を合したる、朝鮮に於ける、塩の生産量は一億七千五百万斤なり（十万五千瓲）。然るに、其の後に於ける見込需要数量は約、四億斤（二十四万瓲）に上るを以て生産数量は消費数量に対比し約、二億三千万斤（十三万八千瓲）不足を告ぐ。此の不足額は、輸移入塩を以て充当せざるべからず。斯くては、日常の必需品を鮮外の供給に仰がざるべからざる事態となり、国策上看過し得べからず。朝鮮西海岸に於ける気象等は、台湾、関東州、青島、等の天日製塩地に酷似し居り、殊に土質に在りては、深層に至る迄、緻密なる、粘土なるを以て、天日製塩に適せるは、言を俟たざる所なり。

而して、事業の有望なるは、従来の実験に徴して明なり。依って第三期の天日製塩田、築造計画を樹て、大正九年以降、七箇年、継続事業を以て、天日塩田、二千六百町歩を築造することとせり。之が計画、完成の暁に於ては、既成の分と合し、天日塩田の総面積は、四千町歩となり、其の生産数量と、在来並煎塩の生産数量とを合し、略、朝鮮に於ける食糧塩の需要を充す事を得る見込なり。」

但し

第三次、二千六百町歩の塩田拡張工事は、大正十二年の関東震災の影響を受け、一千二百町歩に縮小された。

即ち、昭和九年度以降、毎年本計画に基き、築造を進めつゝあったが、関東震災の発生により中央政府は、之が復興の為、塩田築造予算の緊縮・公債事業の打切り方針を採るに至りたるを以て、大正十四年以降の築造は、遂に中止するに至り、従って第三期塩田築造計画の実績は左記の通りとなった

記

	塩田区分	塩田面積	竣功年度
第三期塩田築造工事	京畿道、南洞塩田	三〇〇、〇（中号）	大正十一年
	京畿道 君子塩田	五七五、〇	大正十四年
	計		
	平安南道、貴城第二区	一四九、〇	大正十年
	平安北道、南市塩田	二一七、〇	大正十三年
	合計	一、二四一、〇	

(1) 天日塩田築造計画、第一期より、第三期迄、十八年間に完成した塩田面積、及び築造費、塩の生産額について。

韓国政府、及び朝鮮総督府が、朝鮮に於ける、塩務行政、確立の為、天日製塩の有利性に着眼し、政府事業として、天日塩田の築造に、着手して以来、十八年の歳月が流れ茲に二千四百町歩余の塩田が完成した。

この輝かしい成果を、もたらしたものは、一体、何であったろうか、今にして思へば、創業期に於ける、政府、当局者が、外塩駆逐の執念に燃え、勇往邁進、目的を達せずんば止まざるの果断と熱情があった、為ではなかろうか。

左に、その実績を記録して、朱安塩田の概要とする。

塩田別	面積	築造費	一町歩当築造費	工事期間
京畿道、朱安	二、一二四	六一六、七八二円	二九〇九円	自明治四十年 至大正八年
同 南洞	三〇〇、〇	八〇〇、三四八	二、六六八	自大正九年 至大正十一年
同 君子	五七五、〇	一、五一七、八九九	二、六四〇	自大正十年 至大正十四年
平安南道 広梁湾	七七〇、〇	一、二四八、七〇五	一、六六二	自明治四十二年 至大正三年
同 徳洞	二二三、〇	七七八、一一五	三、四八九	自大正八年 至同 九年
同 貴城	一四九、〇	三一〇、五六二	二、〇八五	自大正九年 至同 十年
平安北道 南市	二一七、〇	五五三、三七八	二、五五五	自大正十年 至同 十三年
計	二、四四六、四	五、八二五、七八九	二、三四〇	

大正三年以降六年迄の朱安及廣梁湾塩田の天日塩生産高

（水産講習所、野本氏の著書より）

年度別	塩田面積	天日塩採塩高	塩田一町歩当	内訳 朱安塩田	内訳 廣梁湾塩田
大正三年	八五八、四	四七、九四八、〇〇〇斤	五五、七〇〇斤	八八、四町歩 六、八九三、〇〇〇斤	七七〇町歩 四、〇五五、〇〇〇斤
同　四年	八五八、四	五〇、七〇一、〇〇〇	五九、〇〇〇	同 六、七一六、〇〇〇	同 四五、九八四、〇〇〇
同　五年	八五八、四	七〇、九八八、〇〇〇	八二、五〇〇	同 二、五九六、〇〇〇	同 六八、三九二、〇〇〇
同　六年	八五八、四	八八、五八〇、〇〇〇	一〇三、二〇〇	同 九、〇五四、〇〇〇	同 七九、五二六、〇〇〇

四、天日塩田拡張の現実と、塩田築造の困難を知る

私が、朱安塩田に就職した年は、朝鮮専売局が、総督府より独立し、新しい役所に発足して以来二年目に、相当し、第三期、天日塩田、二千六百町歩の大拡張、時代でもあった。

従って、出張所に於ても、前年度に、南洞塩田三百町歩の塩田を竣功せしめ、本年度は、更に、君子塩田、五百七十五町の大塩田を着工しているのである。

ところが、この、君子塩田の築造工事は、工事着工以来、意外にも三回にも及ぶ、暴風雨、海嘯等の襲来するところとなり、工事なかなかにして、塩田築造工事は早くも難工事に直面する事になった。

即ち、暴風雨によるものは、第一回は、大正十一年七月二十日、第二回同年八月二日、何れも高潮期のことである。海嘯によるものは、その翌年の八月十三日であり、この海嘯は西鮮一帯に襲来し、その被害の甚大さは、今に人々の記憶に残るものである。

この数度に亘る天災は、毎日数千人の人夫によって築堤されてある水切り堤防は、其の都度、無惨にも、決潰を、繰返され、必死の復旧作業は益々困難を極める状況となった。この為、工事請負人はついに工事資金を蕩尽し、再起不能の事態となった。また、現場監督係に於ても、数度の災害により、工事の前途を悲観、病を得、死者を出す始末となったのである。

専売局に於ては、この事態を憂慮し、塩田を完成せしめる為に設計変更

を行ひ、最初契約した、工事請負金、九拾壱萬円を、百四拾壱萬円へ増額し、工事の進捗を計った結果、大正十二年十二月には、塩田築造工事として、最大の難関である、数ヶ所の大澪筋の最終締切り工事を決行する段階に、こぎつけたのである。

次に、この難工事に直面している、君子塩田について、その概要を記載する。

記

一、位　置、朝鮮京畿道、始興郡君子面、正往里、地先、干潟地
一、工事面積、九百四拾六町歩（塩田面積五七五町歩）
一、工事費、百四拾萬八千円
一、天日塩の生産、五千萬斤（三萬瓩）
一、防潮堤防延長、二里二十八丁（十一キロ米）（上巾二、七三米、高五、一、下巾、一八、二米）
一、工事請負者、京城府吉野町、戸川金蔵、秋山研亮
一、工事期間、起工、大正十年十一月、竣功、同十四年三月、（三年五ヶ月）
一、工事所要人員、延六十萬人
一、工事担当者、朱安出張所長、野口荘次技手、大住弘技手
一、専売局関係者、青木専売局長、今村庶務課長、山岸技師、呉田技手、

次上が、君子塩田の概要である、斯くて、同年十二月四日、厳寒の折柄青木専売局長、始め、今村庶務課長、山岸技師、呉田技手、並び宮田所長以下職員、数十名、現場に出張し、恰で直営の如く人夫を督励せられた結果、締切工事は無事完了したのであった。

其の後、工事は順調に進み、着工以来三年五ヶ月の歳月を以て同塩田は、竣功する事が出来た。

尚、同塩田の竣功式は、同年（大正十四年）五月六日、玉均島の現場に於て盛大に執行されたが、当日、工事請負者、秋山研亮氏が読まれた、祝辞の一節を附記し、（天日塩田築造の困難を知ると共に）当時をしのぶことにする。

祝　辞

時は、正に陽春の佳節、今日、ここに、君子塩田築造工事の落成式を挙行す。渺々たる、壱千町歩の塩田は、眼前に横わりて、この式を飾る。
あゝなんたる痛快ぞや。

顧みれば、大正十年十一月、此の工事に着手してより今日に至る迄、実に三年五ヶ月の長き時日を要し、当初、茫漠たる、海浜、泥土膝（ヒザ）を没する中に入り、水鳥の如く、全身、泥土にまみれて、築造に従事し、寄せては返す波に持ち去られつゝ、尚、精励よく、その工程を進めたるも、或は海嘯に、或は暴風雨に、幾多の災害を蒙り、最早、その完成も危ぶまれたるも、事業当局を始めとして、各位の深刻なる同情によりて、此の難関を突破し、爾来困苦窮乏に耐へ、あらゆる、辛酸をなめ盡して今日の祝典を挙ぐるに至れり。　一度、杖を曳いて、外堤を一周すれば、かつて、身命を賭して戦ひたる地点の外郭は、外海より寄せ来る泥土に掩はれて、その当時の状況を偲ぶに足らずと雖も、内部に渺々たる碧水をたたえて埋没し能はざるものあるを見れば、僅に、昔日の面影を追想する、よすがたるを失わず

予輩、この地点に立ちて、当時を追懐すれば、感慨無量、低回して、去る能わず。嗚呼。この苦しみを経て、この喜びを迎ふ、予の心中に覚ゆる爽快の念は到底、筆舌に、つくし得べきものならず。感極まりて、瑞喜にむせぶのみ。　工事設計者、大佳技手は、この地に、永遠の眠りにつき、請負人戸川全蔵氏、失脚し、この地を去る、現場主任、吉城典四郎氏は、この事業の責任に堪へずして倒る。予輩、又、保証責任の為に、素封を蕩盡し、多額の負債を負て、本事業に殉じ、落莫の境遇に呻吟す。思ふに於て、これを眺むる父祖の霊は、誠に瞑目し能わざるものあらん。

然れども、人、皆、何等かの使命を帯びて、この世に生るるものなれば各々、その使命を、全うして、天意に副ふを以て、本分とすべきものなるべし。

不肖の使命は、この事業の為に殉じて倒るべきに、ありたるを感ずれば、家を倒し、身を殉ずと雖も、本事業の完成せられたるを見て、自らを慰むる処あると共に、人生の意義を永久に、この地に止めて、安ぜんと欲す。　天神地祇も幸ひにこれを諒せよ。

君子堤田竣功の佳節に臨みて、いささか、祝意を表さん

大正十四年　五月六日

工事施工人　杉山研亮

朱安塩田、六年間の變遷

私は、二十七才より三十三才迄の、青春を、朱安塩田にて、製塩督督として、暮す事が出来た。

この間、朱安出張所は、君子塩田の、築造工事を中心として、大きく變遷の歩みを續けていた。殊に、大正十四年三月、同塩田の、竣功を告げるや、それ迄、難工事の事後、處理に苦労していた、宮田所長も永年の苦労が報われ、廣梁湾出張所長に、栄轉された。そして、跡に君子塩田の所長、野口荘次氏が、出張所長に昇格、赴任をした。また、その前年には、大正十年以来、第三期工事として築造工事を進めていた、南市塩田二百十七町歩が完成し、朱安塩田の草分けであった、事業主任の、市川信次氏が、初代所長として栄轉された。

この様に、出張所は塩田拡張の波にのり新、旧、人事の交代を経て新、塩田の施設、建設作業が押し進められていた。

今、その主なもの挙げれば次の如し。

一、玉均島、山麓に派出所の庁舎、塩田職員官舎、宿舎、或は職員子弟の学校々舎、塩夫舎、仁川、塩田間の交通用船舶、塩庫、塩積出荷桟橋等。

私は、その頃、既でに、製塩見習期を終え、朱安、第六、七、八区塩田百二十町歩の、製塩監督となり、塩田の仕事も解りつゝあった。

然し私の担当する塩田は、新塩田の未熟期にあったものか、採塩成績は、毎年不成績を續け、絶えず、本局の注目するところとなり成績不良の原因を追及する推向書が、逓牒された。これには随分悩まされた事を記憶している。

野口所長の在勤は約三年位續いた、同氏は着任早々、君子塩田の施設、建設に取り組み、多忙の日常であったが、更らに直轄、朱安塩田の老朽化した防潮堤、或は、不製野水池水門及び排水伏樋等、鉄筋コンクリート、~~改築工~~に改造する事にも熱意を示し功績を挙げた事は忘れてならない。

然し、その野口所長さん、やがて、専賣局を退官する日が訪れ、御里に引揚て行かれた。

財団法人 友邦協会

財団法人 友邦協会

尚、同氏の在任中、内地專賣局より轉勤して来鮮された、田辺隆平氏の想出がある。同氏は、朝鮮總督、斉藤実閣下に可愛がられの官邸に出入する事で有名な方で身長短く、九州あごひげを蓄え、官舎の人々に對して常に安否を尋ねる温情の方であった。特に苦汁と塩の結晶に関する研究、及び天日塩結晶池敷瓦の敷設による品質改良に~~番号は~~編みだされ努力をされた方である事は、当時を知る人々には懐しい想出であろう。

また、~~同氏~~野口所長の在任中、塩田監督であった、上口皇道氏が退官し仁川の沿岸に、四十町歩の天日塩田を築造、天日鹹水を利用し輸入原塩を溶解、再製塩を製造する會社を設立した。有名な出来事である。

当時、天日塩田の築造工事は官業以外は絶対に許可されぬ時代に、この會社の設立は、人々を驚かしたものであった。會社の名称は仁川塩業株式會社と称し事業は年々業績を挙げ、終戦迄営業を續けていた。

其の後、の朱安塩田は野口氏の後任として、技師の大山清氏が所長に就任された。同氏は、内地専賣局の技師にて、朱安塩田としては初めての、高等官、所長である。同氏の在任は、割合短期間ではあったが、朝鮮の塩業に新風をもたらし数々の功績を残されたが特に記憶に残るものは、着任早々、旧式の平釜式食卓塩工場を廃し、新式の真空式製塩工場を建設し、食卓用の精製塩を製造し、市場に送り出した事である。

因みに、本工場の製塩能力は一ヶ年九百トン、製塩用の鹹水は、塩田九町歩を専用、真空缶の直径は九呎であった。

(い) 南洞塩田、転勤と、専売本局への道

昭和三年二月、私は、朱安出張所管内の南洞派出所へ転勤した。

私にとっては、今回が、専売局管内、塩田編歴の第一歩になるのである。

南洞派出所の概要

記

一、所在地、 京畿道、富川郡、南洞面

一、塩田面積、 三百町歩

一、築造年月、 大正九年起工、大正十年竣功

一、築造費 八〇〇、三四八円、一町歩当、二、六六八円

一、天日塩生産見込 二二、五〇〇、〇〇〇斤 一町歩当 一〇八、〇〇〇斤（七五、〇〇〇）

一、派出所長 専売局技手 羽島久雄氏

一、塩田監督
第一区塩田、一〇五町歩 技手 溝口東次
第二区塩田、一〇五町歩 雇員、石川武吉
第三区塩田 九〇町歩 雇員、原口祐之

一、塩夫長
第二区、一二号 三〇町歩 専売手 原田捨之助
同 三号 二五町歩 傭人 李徳勲
同 四号 二五〃 〃 世山宇一
同 五号 二五〃 〃 李元益

一、備考、

一、塩田の構造 流下式、従長三〇〇間、巾五〇間、面積一五、〇〇〇坪（五町歩）を、一単位とした標準地割

南洞塩田に於ける体験

私の、本塩田担当は僅か、一年に過ぎなかったが、製塩作業上、得難い体験をした。その一は、塩田蒸発池の落差修理に、測量機械を使用し、塩田地盤の高低を調査する仕事を覚えた事。

そして受持塩田の不良落差を、塩夫を使用、整地作業に精を出した。

其の二、製塩の原料となる海水の取扱い方法である。

私は着任、早々、冬期の濃度の高い海水を、多量に貯水池に収蔵、

65ニ×300斤=

これを、塩田空地へ浚水、多量の鹹水を収獲、（塩田一町歩当一万二〇〇〇斤）検定採塩高（八五、二トン）天日塩生産高一〇九、〇〇〇斤を採塩は対十三割の増収を挙げ、~~その年~~その年の採塩優良塩田と、なり賞金（百円と）、優勝旗を獲得した。

本局転勤について。

昭和三年頃、本局に、塩の分析室が設置された事を知った。

私は、過去に於て、砂糖の分析に経験があるので、塩の分析も体験し、併せて、塩務行政の一面を知りたいと思い、その旨、大山技師に御願いした處、望みが叶い、本局へ転勤する事になった。

転勤の発令は、昭和四年一月三十日であった。そして、本局での在勤は、昭和七年三月迄の約三年間である。この間、当初二年間は分析室、残る一年間は事務室、勤務となった。

（2）本局について。

朝鮮に於ける塩務行政の元締めは、朝鮮総督府専売局である。

そして天日塩田の築造計画及び製塩事業の運営、官塩の販売、輸移入塩の許可販売等の塩務を担当する部署（事務は当時は煙草製造課であった。）内にあった模様である。然しその後、昭和五年八月より製造課より分離、塩蔘課となり行政を担当する事になった。

局長
青木戒三氏。

塩蔘課
山沢和三郎氏

製塩係

塩務係

記

一、塩田築造計画

一、管内塩田の製塩作業及び製塩試験計画　技師　山岸睦造氏　技師、大山清氏

一、天日塩の生産費調査　技手、眞田吉之助

一、製塩に関する調査　雇員　石川武吉

一、官塩の輸送、塩価の決定、販売、　属、櫻木静平

一、輸移入塩の許可、及販売、買収、　属、井上貞正

一、在来煎熬塩、再製塩の調査　雇員　数名

六、第三次塩田擴張工事後に於ける塩の需給関係、

（第三次塩田築造工事期間は大正十一年より大正十三年に至る迄である）朝鮮の天日塩田面積は、本工事計画に依って総計二、四四六町歩となった。然し生産量は、昭和五年現在に於て約、十二萬瓲に過ぎない。これに反し、需要量は、人口の増加等により約、二十八萬瓲を必要としている。従って不足量は、在来煎熬塩の生産、三萬四千瓲を加ふるも、尚、約十三萬瓲、不足の状況にある。

(1) 昭和元年次降五ヶ年间の塩需給統計

年度別	需要量	生産量 官塩	生産量 在来煎熬塩	生産量 計	不足量	輸入量
	千瓲	千瓲	千瓲	千瓲	千瓲	千瓲
昭和元年	二六五	七六	四〇	一一六	一四九	一七四
二年	二六二	九〇	三五	一二五	一三七	一六八
三年	二六〇	一二五	三五	一六〇	一〇〇	一六一
四年	二六四	一五二	四二	一九四	七〇	一二六
五年	二七七	一一九	三四	一五三	一二四	一二二

備考。官塩の生産高は、塩田水揚抹塩量より、貯蔵減耗一割八分を控除した、実収高を計上す。

(2) 塩の用途別消費量と、消費割合に関する統計

年度別	醤油	漬物	味噌	魚塩蔵	麺製造	其他	合計
昭和四年度	一〇四（千瓩）	八六	二九	二三	二	二〇	二六四
割合	四〇％	三二	一一	九	一	七	一〇〇

(3) 昭和五年度、産地別塩の輸移入数量及び価格

産地別	等級	輸入数量	単価	金額	輸入割合
関東州	一等	八（千瓩）	九五〇円（百瓩当）	七六、二六七円	七％
	二等	三六	八三〇	三〇二、五五四	三〇
山東省	二等	六五	八四〇	五四八、二六一	五三
青島	二等	七	八〇〇	五三、九二一	一
台湾	一等	六（千瓩）	一、〇四〇円	六二、六五八円	四
計		一二二	八五〇	一、〇四三、六六一	一〇〇

備考、

輸入塩に対し、従来は5％の課税をかけていたが、昭和五年四月一日より、左記の通り輸入塩の管理制度が設けられた。

塩の輸入、又は移入に関する制令（昭和五年四月一日施行）

第一条、塩は政府、又は、政府の命を受けたる者に非ざれば之を輸入し、又は移入する事を得ず、但し政府、必要ありと認る時は、之が輸入、又は移入を許可することを得。

政府の命を受けて輸入し、又は移入したる塩は政府之を買収す

第二条 本令に於て塩と称するは百分中四十以上の塩化曹達を含有する鉱物を云ふ。

(4) 塩需給関係と、官塩、及び在来煎熬塩の生産現況

朝鮮に於ける、塩の自産、自給計画は、常に政府経営の天日製塩及び、農漁村民経営の在来煎熬塩の生産量を基礎として計画されている。従って、在来煎熬塩の盛衰は、塩田拡張計画の上に官塩と共に、多大の影響を及ぼすものと思料される。

左に、官塩、及び在来煎熬塩生産の現況を記す。

(ロ) 本局、直轄出張所の、天日塩生産現況（昭和五年度）

所名	所在地	塩田面積	生産高	一町歩当	塩田築造年代
朱安出張所	京畿道富川郡朱安	二一二町歩	一一千瓩	五二瓩	自 明治四十年 至 大正八年
南洞派出所	京畿道富川郡南洞面	三〇〇	一九	六三	自 大正九年 至 同 十年
君子派出所	同、始興郡君子面	五七五	二五	四三	自 大正十年 至 同 十四年
計		一、〇八七	五五	五〇	

所名	所在地	塩田面積	生産高	一町歩当	塩田築造年代
広梁湾出張所	平安南道龍岡郡貴梁	七七〇町歩	五二千瓩	六八瓩	自 明治四十三年 至 大正三年
徳洞派出所	同 大代面	二二三	一六	七一	自 大正八年 至 九年
貴城派出所	同 貴城面	一四九	一〇	六五	自 大正九年 至 十年
計		一、一四二	七八	六八	
南市出張所	平安北道龍川郡	二一七	一二	五六	自 大正十年 至 十三年
合計		二、四四六	一四五	五九	

本局、直轄全出張所、年度別、天日塩生産高

年度別	面積	天日塩生産高	塩田一町歩当
大正十一年	一、六五八町歩	四五、四五〇瓩	二七瓩
同 十二年	一、六五八	四〇、二八二	二四
同 十三年	一、七七八	六五、〇四六	三七
同 十四年	二、四四六	五〇、九九六	二一

昭和元年	二、四四六	九三、〇五七	三八
二年	二、四四六	一〇九、七七〇	四五
三年	二、四四六	一五二、二四九	六二
四年	二、四四六	一八五、七八三	七六
五年	二、四四六	一四五、三〇〇	五九

② 在来煎熬塩の生産状況

朝鮮の塩業を説明する場合、在来煎熬塩、又は在来煎熬塩田と云う用語を用ゆる。これは官塩に対し民間塩と云う意味を含ませて、朝鮮に在来より傳わる製塩法と云うことになる。

朝鮮の在来煎熬塩田は、日本の入浜塩田の如く、防潮堤防等を備えた人工的築造塩田に非ずして、防潮堤防等のない、自然浜を、干潮時に、牛、馬耕し高潮時に海水を浸潤せしめ、鹹砂を採集する方法である。

尚、鹹砂より、煎熬釜にて製塩する方法は、入浜塩田に等しい。

但し作業の細部に於ては極めて原始的にて、製塩費は高い。

然し、煎熬塩は、支那天日塩に比し、小粒の為、漬物用として、古来より民衆に愛好され、塩價に差位あるも、茲、当分需要は存続するものと、思料される。

次に塩田の規模は、左記の通り現在に於ても、京畿道を含め、全鮮十二道に散在し、製塩戸数、専業兼業併せ、五、四二一人。塩田面積六、五三〇町歩。塩生産高、三萬四千瓩、戸数一人当六。瓩、全年を生産する現況にある。

昭和五年度産地別、煎熬塩生産高

道別	塩田面積	製塩戸数	釜数	塩製造高	塩代金
京畿道	九六町歩	三五一人	二〇個	三、九五四瓩	六四、二八一円
忠清南道	一六四	七一一	二〇	一、七三四	五九、三五一
全羅北道	七二	一七二	六五	一、一三三	三七、二四六

全羅南道	一、一三五	三、七二九	六七二	一〇、七二六	三二五、九一九
慶尚北道	一	六	五	二〇	九七〇
慶尚南道	一四五	二二四	九〇	一三、〇〇一	二三〇、八四八
黄海道	三四	四七	二三	六四三	一六、二五二
平安南道	五五	四七	四三	八五	一一、四四六
平安北道	六	一〇	二〇	一八	九〇
江原道	一〇	三七	二三	二二二	二一、四三〇
咸鏡南道	八〇三	五三	四五	六、三二三	五四、五七五
咸鏡北道	九	二八	一〇	六二	三、五七三
計	二、五三〇	五、四二一	一、三五四	三三、九二〇	八二六、七九一

大正十年以降九ヶ年間の在来煎熬塩生産高、

年度別	塩田面積	製塩戸数	釜数	製造高	塩代金
大正十年	三、七〇五町歩	七、五一六人	二、八五八	四〇、四五五瓩	一、七一九、二三九円

年度別	塩田面積	製塩戸数	釜数	製造高	塩代金
大正十一年	二、八一五町歩	六、六八九人	二、四八三	三九、〇六二瓩	一、〇九三、二九七円
〃 十二年	二、六六一	六、六二七	二、四〇八	四〇、七八六	一、五八二、七九〇
〃 十三年	二、六〇二	六、七七二	二、四九〇	三三、八二九	一、三七六、九七八
〃 十四年	二、五〇四	七、一九三	二、二三二	三〇、三六六	一、二五九、九六九
昭和元年	二、二八二	七、二七四	二、二五四	四〇、二九三	一、三八〇、〇六二
〃 二年	二、〇四八	六、九八〇	一、八四四	三四、七九七	一、二三七、〇九九
〃 三年	二、一七四	六、七二三	一、七五四	三四、七〇六	一、〇六一、四四三
〃 四年	二、一〇三	六、二一七	一、五二五	四二、六九五	一、二二一、二四二
〃 五年	二、五三〇	五、四二一	一、三五三	三三、九二〇	八一八、五五一

⑶ 官塩、及輸移入塩の拂下價格、竝に在来煎熬塩、再製塩の塩價

一、官塩、二等塩、朱安、及、広梁湾塩田渡拂下價格、

昭和六年六月二十一日、専秘三四一号 散塩 六〇キロ当 五十八銭

（一〇〇キロ九七銭）

一、輸移入塩、各輸入港に於ける揚下価格

昭和六年八月、六〇キロ当　新義州　六〇銭　鎮南浦、七〇銭

仁川　七〇銭　群山　八三銭

一、昭和六年八月現在、各地煎熬塩、再製塩の塩価（最高）

区分		新義州	仁川	群山	木浦	釜山	鎮南浦
煎熬塩 六〇キロ当	卸価	二、〇〇円	一、二五	—	一、二〇	六五円	〃
	小売	—	一、五〇	一、九五	二、三〇	七〇	—
再製塩 六〇キロ当	卸価	三、〇〇	一、六〇	二、五〇	二、三〇	一、六五	一、四五
	小売	四、二〇	二、〇〇	三、二〇	四、三〇	一、七〇	一、八〇

(七)天日塩の生産費調査について。

政府、経営の天日塩田は創業以来、二十数年を経過し、塩田面積は既に、二、四四六町歩。塩、生産額実収、十二万瓲を生産する塩田に成長したが、製塩事業の経営は、果して、確立しているのか、この点を、知りたいところである。

幸い、本局に在勤し、部外極秘とされた、官塩の生産費、算出基礎を知る事が出来た、左にその項目を記す。

記

費目	費目の内容
製塩費	製塩、塩夫の支払賃銀、塩田担当塩夫長の給料 土木工夫、大工、揚水場機関手の給料等
管理費	塩田所長以下、事務、塩田監督員の給料及旅費、手当 塩田土木技術者、巡視、塩田監視、小使、雑役、給料、手当 一合修理費、傭人、被服類、塩田修理費、電力、器具費
固定資本費利子	塩田築造費、災害復旧費等の投資額
塩生産額	

天日塩田、熟成、及、未熟成区分に依る生産費調査。

年度別	区分	製塩費	管理費	固定資本利子	計	平均
昭和元年	熟成塩田	〇、二七〇円	〇、一〇七	〇、一九五	〇、五七二	〇、七二二円
	未熟塩田	〇、四四九	〇、一四三	〇、四一二	一、〇〇四	
二年	同	〇、二五二	〇、一〇三	〇、一八三	〇、五三八	〇、六一二
	〃	〇、三二七	〇、〇九六	〇、二九四	〇、七一七	
三年	同	〇、一八六	〇、〇七〇	〇、一四三	〇、三九九	〇、四四〇
	〃	〇、二三四	〇、一一三	〇、二二〇	〇、五六七	
四年	同	〇、一六三	〇、〇五二	〇、一二〇	〇、三三五	〇、三七二
	〃	〇、二一八	〇、〇八五	〇、一七九	〇、四八二	
五年	同	〇、二一二	〇、〇七二	〇、一五〇	〇、四三四	〇、四八一
	〃	〇、二九二	〇、〇八一	〇、二三八	〇、六〇一	

備考、塩田の未熟、或は、熟成の用語について。

未熟とは、塩田築造後、数ヶ年を経過せし新塩田を指す用語にて、塩田地盤に、かに、ごかい等の穴虫生息、鹹水漏水甚しき未熟の域にある塩田のこと。

熟成とは、塩田築造後、相当の年数、経過、地盤の漏水止み製塩能力充分になりたる、熟成の域に達した塩田のこと。

昭和五年現在、在来煎熬塩、生産費調査（六〇キロ当）

費目		上	中	下	平均
労銀	自家労動	〇、四一五円	〇、四〇四	〇、四七七	〇、四三二
燃料	松葉、枯草	〇、四四一	〇、四四六	〇、四二九	〇、四三九
器具機械	鉄製平釜	〇、二四六	〇、二五二	〇、二四九	〇、二四九
資本利子		〇、〇四六	〇、〇九九	〇、一三六	〇、〇九四
雑費	一式	〇、〇七二	〇、一八六	〇、〇九六	〇、一一八
計		一、二二〇	一、三三八	一、三八七	一、三三二

昭和五年度現在、再製塩生産費調査。

費目	釜山	京城	元山
原塩代	0、七二0円	一、000	0、五六0
燃料費	0、三三四	0四五0	0、四三二
人夫賃	0、一0六	0、一五0	0、一二三
事務員給料	0、0二四	0、0三0	―
工場修理代	0、0三0	0、0二五	0、0三0
器具、其他修繕	0、00五	0、00四	0、0一0
固定資本	0、0九五	0、0四0	0、0四0
資本利子	0、0一五	0、0一0	0、0一0
保険料	0、00六	0、00四	0、00四
雑費	0、0一一	0、一00	0、0一0
計	一、三四六	一、八一三	一、五一九

七、第四次、天日塩田、二、二00町歩、拡張工事計画案について。

昭和六年頃、塩務係に於ては、昭和元年以来、中止となっていた塩田拡張工事を再開する機運になっていた。

それによると、本案は、昭和七年以降、五ヶ年間に、二、二00町歩の塩田を築造、本期を以て、輸入塩を朝鮮より完全に締出す総督府、最終の塩田拡張計画案の如き性格のものであった。

即ち、右計画について、塩業史には次の如く記載されている。

記、

朝鮮に於ける塩の見込需要数量は、昭和三年、二十五萬八十瓩、余なるも、その後も漸次、増加する見込なり、然るに、之が供給は、政府既成塩田二千四百四十六町歩の全部、熟田となりたるときの生産高十二萬瓩、在来煎熬塩二萬四千瓩にして、将来、巨額の不足を来たすこととなり、結局、この大量の塩は、不安定なる、外塩の輸入

に俟たざるべからざる、事情に逢着すべし。國民生活上の必需品たる塩は、事情の許す限り自作自給の方策を講ずべきは、勿論にして、殊に、朝鮮に於ける、天日製塩の生産費は一時は生産費の比較的、低廉なる、関東州に比し不廉なりしも、最近に至りては、却て、朝鮮の方、低廉となり、之を凌駕するに至りたり。

而して、塩田官営に依る、自作自給策は、供給の確保を期し塩價暴騰、暴落の脅威を根絶し需給の不調を得せしむるに、多大の効果あるのみならず、他面、國内産業の興隆は人民に対し、直接間接に生業を與ふる利益あるは言を俟たざる所なり。依つて、増産計画としては、既設塩田の結晶池の改良、甕破片、其他、敷瓦に依り一大、二〇〇瓩の増産を圖り既成塩田の内部整理、塩田六十四歩築造に依り三、三〇〇瓩を生産し、尚、昭和七年以降、昭和十一年度迄、五ケ年間に、塩田、二、二〇〇町歩を築造し、数量十二萬五千瓩を増産し、以て自作自給を圖るの計画を樹立せり。

塩田築造、及既設塩田改良工事は、主として、土工工事にして、此の工事費の大部分は勞銀として、直接、間接に散布せられ、又、塩田築造か窮民、救済として、最も得策とする所は、工事期間中、莫大の勞銀を散布し、当面の失業救済に著しき効果ある外、塩田完成後に於ても製塩事業に依り、勞働者を永久的に直接間接的に使役し得るにあり。

昭和七年度以降、五ケ年計画による、天日塩田、二、二〇〇町歩築造、及び、既成塩田、結晶池改良、塩田整理、完成後の塩業歳入歳出豫算の編成について。

私は、本局に在勤し、初めて政府計画に依る、塩田築造、及塩田内部修理等の豫算、編成について知る事を得た。

左にその概要を記す。

記

（1）天日塩田、二、二〇〇町歩、築造費、及、塩増産計画の、結晶池改良工事、塩田整理工事ハ、豫算額、並、天日塩、生産見込。

記

費目	面積	単価	工事費	天日塩生産見込
塩田築造費	二、二〇〇町歩	一、八〇〇円	三、九六〇、四一二円	一二五、〇〇〇瓩
結晶池改良費	九〇	六、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	一六、二〇〇
塩田整理費	六〇	一、二五〇	七五、〇〇〇	三、〇〇〇
計			四、五七五、四一二	一四四、二〇〇

（2）塩田築造豫定地及び塩田竣功見込

塩田所在地	昭和八年竣功	昭和九年竣功	計
平安南道、貴城塩田	四五八町歩	五四二町歩	一、〇〇〇
京畿道、南洞、松山塩田	六〇〇	六〇〇	一、二〇〇
計	一、〇五八	一、一四二	二、二〇〇

（3）天日塩田、二、二〇〇町歩築造工事費の内容

工事名称	数量	単価	金額	工事内訳
外廓堤防	延長一九、五七〇K	三五円	六八五、〇〇〇円	土積間口平均七五坪、五坪三円 張石間口平均一面坪　面坪一四円
貯水池堤防	〃　三、二五〇	二〇	六五、〇〇〇	土積間口平均二五坪　〃 張石　〃　一面坪　〃
接続堤防其他	〃　八一七	一五	一二、二四七	土積間口平均五五坪　五坪三円
計			七六二、二四七	
塩田内部整地	六四五、〇六七五坪	一円五〇	九六七、六〇〇	
同　仕上工事	六、六〇〇、〇〇〇面坪	〇、〇四三	二八四、〇〇〇	
同　排水路堀工	二七、四五〇五坪	二〇	五四九、〇〇〇	
結晶池改良工事	三三〇、〇〇〇面坪	二、〇〇	六六〇、〇〇〇	
計			一、九六六、五〇〇	
海水取入水閘	鉄筋コンクリート　一二ヶ所	八〇〇	九六〇〇	貴城四ヶ所　松山三ヶ所 南洞五ヶ所
排水伏樋	〃　四五ヶ所	六五〇	二九、二五〇	貴城二〇 南洞一五　松山一〇
給水伏樋	〃　三〇	一二〇	三六〇〇	貴城一三 南洞一〇　松山七

橋梁（木造）	一三ヶ所	一、四五〇	一八、九〇〇	貴城五 松山三 南洞五
計			四四、三四〇	
揚水機械一式（附属）	一二ヶ所	一五、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇	
喞筒	一二 〃	一、〇〇〇	二四、〇〇〇	ポンプ一ヶ所当二台
揚水機械場・倉庫	一二 〃	一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	揚水場、事務室、倉庫
附属品、其他	一二 〃	一、六七五	二〇、一〇〇	修理用機械及備品一式
計			三四四、一〇〇	
測量用器具機械	一、式		二二、〇〇〇	水準測量機四〇台、一台二五〇円 高低測量機一〇台、外製図用品一式
築造用軌條台車	一、式		三七、〇〇〇	十二封度軌条、一哩、二、二〇〇円 十哩分 台車五〇台 一台三〇円
計			五九、〇〇〇	
特別土費、其他	一、式		三八五、一六五	
合計			三、九六〇、四一二	

(4) 天日塩田、開設、年度別 塩生産額見込

年度別	貴城、四五八町歩、昭和八年度竣功	南洞、松山、六〇〇町歩、昭和八年度竣功	貴城五四二町歩、昭和九年度竣功	南洞、松山六〇〇町歩 昭和九年度竣功
昭和九年度生産見込計 八、六六五石	一町歩当 八、七石 三、九八四石	一町歩当 七、八石 四、六八〇石		
〃 十年度 三二、〇七八	〃 二二、八 一〇、四四三	〃 二〇、四 一二、二四〇	一町歩当 八、七石 四、七一六石	一町歩当 七、八石 四、六八〇石
〃 十一年度 六三、二九七	〃 三九、三 一七、九九九	〃 三四、五 二〇、七〇〇	〃 二二、八 一二、三五八	〃 二〇、四 一二、二四〇
〃 十二年度 九四、二六三	〃 五二、八 二四、一八二	〃 四六、八 二八、〇八〇	〃 三九、三 二一、三〇一	〃 三四、五 二〇、七〇〇
〃 十三年度 一一七、七六二	〃 六一、八 二八、三〇四	〃 五四、六 三二、七六〇	〃 五二、八 二八、六一八	〃 四六、八 二八、〇八〇
〃 十四年度 一二七、三二〇	〃 六一、八 二八、三〇四	〃 五四、六 三二、七六〇	〃 六一、八 三三、四九六	〃 五四、六 三二、七六〇

（５）天日塩、生産に対する、塩販賣收入見込額（表(4)）

年度別	天日塩生産量	六〇キロ当販賣価格	收入金額	一、二等塩の割合	
昭和九年度	八、六六五瓩	七五五厘	一〇九、〇三〇円	一等塩 三、〇三三瓩	三割五分
				二等塩 五、六三二	六割五分
十年度	三二、〇七八	七五五	四〇三、六四六	〃 一一、二二七	〃
				〃 二〇、八五一	〃
十一年度	六三、二九七	七八三	八二六、〇二六	〃 三九、五六九	六割三分
				〃 二三、七二八	三割七分
十二年度	九四、二六三	八〇〇	一、二五六、八四〇	〃 七五、四一〇	八割
				〃 一八、八五三	二割
十三年度	一一七、七六二	八〇〇	一、五七〇、一六〇	〃 九四、二一〇	〃
				〃 二三、五五二	〃
十四年度	一二七、三二〇	八〇〇	一、六九七、六〇〇	〃 一〇一、八五六	〃
				〃 二五、四六四	〃

備考。

天日製塩に於ては、土床結晶池より採塩される、一、二等塩の採塩比率は普通、一等塩三割、二等塩七割内外とされている。従って昭和九、十年度は土床結晶池よりの採塩量

昭和十一年より結晶池改良工事（結晶池に甕破片を敷設する）が着手せられ、一等塩の生産量は漸次、六割より八割迄に達する見込なり。

（６）天日塩田、六、二〇〇町歩、築造完成後の塩田経営費

塩業費、俸給。（経常費）年度別所要額（表(5)）

費目		定員算出	経常費総額	年度割 増加額 昭和九年度	増加額 昭和十年度	昭和十一年度以降
俸給	奏任俸給	技師一人年、	三、九二〇	三、九二〇	—	三、九二〇
	判任俸給	属、内地人三人 一人一、六三二円	四、八九六	三、二六四	一、六三二	四、八九六
		技手内地人一〇人 年一、六三二	一六、三二〇	六、五二八	九、七九二	一六、三二〇
	計		二五、一三六	一三、七一二	一一、四二四	二五、一三六
事業費、	廳費	塩業費、廳費 一人年、九六円 十四人 一人年 二四〇円 十四人	四、七〇四	二、三〇四	二、四〇〇	四、七〇四
修繕費			一一、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	一一、〇〇〇
旅費		奏人一人五〇〇、五〇〇円 判人十五人三〇〇、四、五〇〇円 雇員十五人二五〇、三、七五〇円	八、八〇〇	四、六〇〇	四、二〇〇	八、八〇〇
計			二四、五〇四	一一、九〇四		

費目	算出基礎	経常費	昭和九年度	昭和十年度増加額	昭和十年以降
塩業費					
現業手当	判人一三人 二五八、七五〇 三、三六三円 雇員一五人 一五〇、〇〇 二、二五〇	五、六一三	二、七五二	二、八六一	五、六一三
雇員給	事務三人、七八〇円 技術、内地人一〇人 九六〇円 同、鮮人二人、六〇〇円	一三、一四〇	七、三二〇	五、八二〇	一三、一四〇
傭人料	塩田監視 内地人五人、六〇〇円 同 鮮人四人、三六〇円	四、四四〇	一、九二〇	二、五二〇	四、四四〇
	庁舎巡視 内地人三人、四八〇円	一、四四〇	九六〇	四八〇	一、四四〇
	庁舎小使 内地人三人、三六〇円	一、〇八〇	七二〇	三六〇	一、〇八〇
	庁舎雑役 日給一円〇〇 延二、二〇〇人	二、二〇〇	一、〇五八	一、一四二	二、二〇〇
計		二七、九一三	一四、七三〇		二七、九一三
塩夫、及び雑工給	塩田工夫 五人、六〇〇円 職工 三人 七二〇円	五、一六〇	一、九二〇	三、二四〇	五、一六〇
	事業手 塩夫長 八八人、六〇〇円	五二、八〇〇	二五、二〇〇	二一、六〇〇	五二、八〇〇
	塩夫、延四四〇、〇〇〇人 日給 七五銭	三三〇、〇〇〇	二二、六〇〇人 一五八、七〇〇	二二八、四〇〇人 一七一、三〇〇	三三〇、〇〇〇
	ポンプ機関手 六人、九六〇円 油差 十八人 六〇〇	一六、五六〇	八、二八〇	八、二八〇	一六、五六〇
計		四〇四、五二〇	一九一、一〇〇	二一〇、四二〇	四〇四、五二〇
被服費	監視、巡視十二人、二七円五〇 小使三人 二二円六六	三九〇	二〇六	一八四	三九〇
職工慰安費	延二、二〇〇人 一人当一円	二、二〇〇	一〇五八人 一、〇五八	一一四二人 一、一四二	二、二〇〇
雑費	判人以上、一四八、一三、一六八円 雇員外、六八	二、二〇〇	一、〇六二	一、一三八	二、二〇〇
計		四、七九〇			四、七九〇
事務用備品	別紙内訳の通	一五、四〇〇	七、五〇〇	七、九〇〇	一五、四〇〇
事業用消耗品	〃	二、二〇〇	一、〇五八	一、一四二	二、二〇〇
計		一七、六〇〇			一七、六〇〇
海水揚水費	別紙内訳	二六、四〇〇	一二、七〇〇	一三、七〇〇	二六、四〇〇
塩田修繕費	〃	三三、〇〇〇	一五、九〇〇	一七、一〇〇	三三、〇〇〇
塩田雑費	〃	八、八〇〇	四、二三〇	四、五七〇	八、八〇〇
計		六八、二〇〇			六八、二〇〇
合計		五七二、六六三円	二七八、一六〇	二九四、五〇三	五七二、六六三

イ) 塩夫使役延人員440,000人の算出基礎
1日 1町歩当 8.5人×224日＝441,280人、
(1,280人切捨.)

（7）

天日塩田二、二〇〇町歩完成後の生産塩、保管、及び輸送費、陸送、水路別所要額。（表（2））

年度別	貴城、南洞、松山、塩田よりの搬出費			南洞、松山塩田よりの水路搬出 搬出量			
	生産塩	一〇トン当単價	金額	生産塩	一〇トン当単價	金額	合計
昭和九年	八、六六五トン	一九一円	一六、六〇七円	四、六八〇トン	二二五円	一〇、五三〇円	二七、一三七円
一〇年	三二、〇七八	〃	六一、四八二	一六、九二〇	〃	三八、〇七〇	九九、五五二
一一年	六三、二九七	〃	一二一、三一九	三二、九四〇	〃	七四、一一五	一九五、四三四
一二年	九四、二六七	〃	一八〇、六七一	四八、七八〇	〃	一〇九、七五五	二九〇、四二六
一三年	一一七、七六二	〃	二二五、七一一	六〇、八四〇	〃	一三六、八九〇	三六二、六〇一
一四年	一二七、三二〇	〃	二四四、〇三〇	六五、五二〇	〃	一四七、四二〇	三九一、四五〇

備考

一、塩田搬出費、一〇トン当、一九一円の内訳。塩田現場より桟橋迄の運賃及び艀船、積込賃の合計

二、水路搬出費一〇トン当、二二五円の内訳。塩田桟橋より、~~群山、木浦~~ ~~群山、木浦、清津等~~の専賣局倉庫迄の海上運賃、及び陸揚費を含む。

（8）

天日塩田二、二〇〇町歩、完成後の生産塩による輸入塩、中止と、輸入塩、販賣~~額~~収入の損失による歳入減額 表（3）

年度別	塩田二、二〇〇町歩の生産塩	輸入塩一トン当販賣價格	歳入減額	摘要
昭和九年度	八、六六四トン	一二、六六七円	一〇九、七五二	
一〇年	三二、〇七八	〃 百斤七六銭をキロ換算	四〇六、三一九	
一一年	六三、二九七	〃	八〇一、七六二	
一二年	九四、二六二	〃	一、一九三、九九八	
一三年	一一七、七六二	〃	一、四九一、六五二	
一四年	一二七、三二〇	〃	一、六一二、七二〇	

備考

専賣局は、これ迄、鮮内に不足する塩は、外國より百斤当、五拾七銭五厘にて輸入し、これを、百斤当、七拾六銭にて販賣、再製塩業者に拂下、差益拾八銭五厘を得ていた、然るに、塩田の開設により、自給量が、増加した結果、その数量に相当する輸入塩を、手控える事になった、この事実を、収支計算上の歳入減と見なし、計算されるゝものの如し。

輸入塩購入價格 百斤当 五七五厘
輸入塩販賣價格 百斤当 七六〇厘
差 益 一八五厘

(9)

天日塩田二、二〇〇町歩完成後の生産塩による塩輸入中止と、塩購買費、不用の損失による歳入減額

年度別	塩田二、二〇〇町歩の生産額	輸入塩一トン当購買価格	歳入減額	摘要
昭和九年度	八、六六四トン	九、五八三円	八三、〇三六円	政府は輸入塩を百斤当り五七五厘にて購入し、百斤当七六〇厘にて販売し差益金一八五厘を得ている
一〇年	三二、〇七八	〃 百斤当五七五厘を	三〇七、四一二	
一一年	六三、二九七	〃 中口換算	六〇六、五九六	
一二年	九四、二六三	〃	九〇三、三五四	
一三年	一一七、七六二	〃	一、一二八、五五三	
一四年	一二七、三二六	〃	一、二二〇、一五〇	

備考。天日塩田、築造後の、塩業費、収支計算を行う場合、塩輸入中止により塩購買費を歳入減として計上せしものならんか。

(10)

天日塩田、二、二〇〇町歩、完成後の年度別塩業歳出費（塩田経営経常費及生産塩保管費）（表(2)）

年度別	塩田経営、経常費、俸給（表(1)）	生産塩、保管、輸送費（表(2)）	合計
昭和九年度	二七八、一六〇円	二七、一三七円	三〇五、二九七
一〇年	五七六、六六三	九九、五五二	六七六、二一五
一一年	五七六、六六三	一九五、四三四	七六八、〇九七
一二年	五七六、六六三	二九〇、四二六	八六三、〇八九
一三年	五七六、六六三	三六六、六〇一	九三五、二六四
一四年	五七六、六六三	三九一、四五〇	九六四、一一三

（11）天日塩田二、二〇〇町歩、完成後の塩業歳入、歳出、差益の総合計

区分	塩業歳入			塩業歳出			塩業差益
	生産塩販売収入 (4)	生産塩による塩輸入中止が歳入減となる	差引増、減 (3)	塩田経営及生産塩保管輸送費 (1)	生産塩による輸入中止が塩購買の減となる (2)	差引増減	
昭和九年度	一〇九、〇三〇円	一〇九、七五二円	△七二二円	三〇五、二九七円	八五、〇三六円	二二〇、二六一円	二二〇、九八三円
一〇年度	四〇三、六四六	四〇六、三一九	△二、六七三	六七二、二一五	三〇七、四一二	三六四、八〇三	三六七、四七六
一一年度	八二六、〇三六	八〇一、七六二	二四、二六四	七六八、〇九七	六〇六、五九六	一六一、五〇一	一三七、二三七
一二年度	一、二五六、八四〇	一、一九三、九九八	六二、八四二	八六三、〇八九	九〇三、三五四	△四〇、二六五	一〇三、一〇七
一三年度	一、五七〇、一六〇	一、四九一、六五二	七八、五〇八	九三五、二六四	一、一二八、五五三	△一九三、二八九	二七一、七九七
一四年度	一、六九七、六〇〇	一、六一二、七二〇	八四、八八〇	九六四、一一三	一、二二〇、一五〇	△二五六、〇三七	三四〇、九一七

（12）天日塩田、二、二〇〇町歩、完成後に於ける天日塩、生産費

費目	塩業経常費	一〇〇キロ当生産費	六〇キロ当 一〇〇斤当
直接生産費			
塩夫給（労銀）	四〇四、五二〇円	〇、三一八円	〇、一九一円
塩田管理費	八二、三四三	〇、〇六五	〇、〇三九
塩田修理費	三三、〇〇〇	〇、〇二六	〇、〇一六
海水揚水費	二六、四〇〇	〇、〇二〇	〇、〇一二
器具、消耗費	一七、六〇〇	〇、〇一四	〇、〇〇八
雑費	八、八〇〇	〇、〇〇七	〇、〇〇四
計	五七二、六六三	〇、四五〇	〇、二七四
固定資本利子	一九八、〇二一	〇、一五五	〇、〇九三
合計	七七〇、六八四	〇、六〇五	〇、三六三
塩生産高	一、二七三、二〇〇瓩		二一二二〇、〇〇〇斤

八、塩増産確保の為、既設塩田の結晶池、甕片敷設改良工事及び塩田空地利用の塩田築造計画案について。

本局に於ては、第四次、天日塩田、二、二〇〇町歩、拡張工事と共に表記、工事の計画を立案した。

尚、結晶池改良と増産との関係について。

天日製塩に於ては、塩を結晶、採塩する場合、その多くは土床結晶池を使用する。然るに、土床結晶池は、地盤土床の為、鹹水の漏水、及び採塩時、作業中泥土混入、不良塩を産出する。等、欠点を有す。

これに反し、土床結晶池に甕破片、又は敷瓦を敷設する場合は、これらの欠点を除去し、土床に比し生産量も一割五分以上の増収を見込まれるのである。故に、朝鮮に於ては塩増収確保の為、毎年予算の許す限り本工事を進めつゝある現状なり。

次に本計画の概要を記す。

記

い）甕破片敷設、結晶池改良工事計画

一、施行場所、朱安、及、広梁湾出張所　南市出張所

一、改良面積　九〇町歩　一坪当工費　二円（材料費　一円三十銭　人夫賃　七十銭）

一、工事費　五四〇、〇〇〇円（昭和七年度完成）

一、塩増産見込、年度別左記の通り

年度別	改良面積	工事費	塩生産高 (イ)（塩増産見込）	塩販売収入額 (ロ)（塩増産に対する収入見込）
昭和七年	一年目　三〇町歩	一八〇、〇〇〇円	五、三八五トン	八〇、七三五円
八年	二年目　三〇	一八〇、〇〇〇	一〇、七七〇	一六一、四七〇
九年	三年目　三〇	一八〇、〇〇〇	一六、一五五	二四二、二〇五
十年			一六、一五五	二四二、二〇五
十一年			一六、一五五	二四二、二〇五
十二年			一六、一五五	二四二、二〇五
十三年			一六、一五五	二四二、二〇五
十四年			一六、一五五	二四二、二〇五

備考（イ）昭和八年度以降、結晶池改良工事に依って増産される五、三八五トンの推定生産量、算出基礎

塩田名	面積	施行塩田、過去の生産実績（イ）		（イ）を基礎とした生産量	
		一町歩当生産	生産数量	算出基礎	
君子	一七五町歩	四三、五〇〇キロ	七、六一二、五〇〇キロ	二割増収見込	一、五二二、五〇〇キロ
南市	七二	四五、八四〇	三、三〇〇、四八〇	〃	六六〇、〇九六
広梁湾	三五三	六〇、四八〇	二一、三四九、四四〇	一割五分増収見込	三、二〇二、四一六
計	六〇〇				五、三八五、〇一二

（ロ）塩増産に対する収入金の計算基礎

区分	等級別生産量		増収金の算出基礎	
一等塩	八割	四、三〇八トン	一トン当 一〇、八三三	四六、六七〇円
二等塩	二割	一、〇七七	九、一六六	九、八七二
計		五、三八五	塩田渡価格	五六、五四二

（ハ）結晶池改良工事に依って、増産される、生産量は、前記（イ）（ロ）計算基礎の外、更に、一、二等塩の採塩割合、上騰により収入金の増収が見込まれるのである。

即ち、結晶池未改良の場合、一、二等の採塩割合、一等塩三割五分二等塩、六割五分、が普通である。然るに、改良工事に依って、一等塩八割、二等塩二割と、品質は上騰する。

従って一等塩の販売増収額は、一町歩当りにて君子、一九、五七三キロ、南市二〇、六二八キロ、広梁湾二七、二一六キロとなる。故に塩価一〇〇キロ当り〇円一六六七の場合は、六〇〇町歩について二四、一九二円の増収額となる。

品質の上騰による販売収入額増加分計算基礎

塩田別	面積	一等塩、一町歩当り増収量	一等塩生産数量	塩価一〇〇キロ当〇円一六六七	販売収入増加分
君子	一七五町歩	一九、五七三キロ	三、四二五、二七五キロ	〃	14,572,171 × 0,1667 = 24,292円
南市	七二	二〇、六二八	一、四八五、二一六	〃	
広梁湾	三五五	二七、二一六	九、六六一、六八〇	〃	
計	六〇〇		一四、五七二、一七一	〃	二四、一九二円

結晶池改良工事による増収塩、販売収入見込総額。

年度別	(イ)塩増産見込量	(ロ)塩販売増収収入金	(ハ)品質上騰により収入増	合計
昭和八年度	五、三八五トン	五六、五四三円	二四、一九二円	八〇、七三五円
九年	一〇、七七〇	一一三、〇八六	四八、三八四	一六一、四七〇
一〇年	一六、一五五	一六九、六二九	七二、五七六	二四二、二〇五
一一年	一六、一五五	一六九、六二九	七二、五七六	二四二、二〇五
一二年	一六、一五五	一六九、六二九	七二、五七六	二四二、二〇五
一三年	一六、一五五	一六九、六二九	七二、五七六	二四二、二〇五
一四年	一六、一五五	一六九、六二九	七二、五七六	二四二、二〇五

(3)
(ホ)

結晶池改良による、収支計算を行ふ場合、茲にも、輸入塩中止による計算上の差益減を示す数字がある。即ち、輸入塩中止による差益減の算出基礎は左記の通り。

記

一、輸入塩購入価格、百斤当 五七五厘

一、輸入塩販売価格 〃 七六〇厘

差益 一八五、（一〇〇キロ換算〇、円三〇八三三）

年度別	年次	塩増産見込	一〇〇キロ当〇、円三〇八三三差益金	輸入中止により差益金減
昭和八年	第二年	五、三八五トン		一六、六〇四円
九年	三年	一〇、七七〇	〃	三三、二〇八
一〇年	四年	一六、一五五	〃	四九、八一一
一一年	五年	一六、一五五	〃	四九、八一一

（2）塩田空地利用、塩田築造計画案

本計画は、既設塩田の空地を整理し、六十町歩の塩田を一ヶ年間に築造するものにして、塩田完成後には、年産約三、三〇〇トンの天日塩が増収される見込なり。

尚、本工事は、既設塩田内に介在するが故に築造費及び管理費共に、新塩田築造に比し採算有利なり。

記

一、塩田築造予定地　廣梁湾三〇町歩　南洞十五町歩　君子十五町歩

一、築造工事費　七五、〇〇〇円　内、結晶池改良費一八、〇〇〇円

一、天日塩　生産見込（塩販売価格百斤当五八五厘（一〇〇キロ当〇円九七五））

年度別	塩生産量	塩販売収入
昭和八年	五四〇トン	五、二六五円
九年	一、〇八〇	一〇、五三一
一〇年	一、九八〇	二〇、七九〇

年度別	塩生産量	塩販売収入
一一年	二、五二〇トン	二六、四六一円
一二年	二、九五二	三〇、九九六
一三年	三、三〇〇	三四、六五一

本工事の生産塩による輸入塩、中止と、輸入塩販売利益の損失歳入減

算出基礎。

一、輸入塩購入価格　百斤当　五七五厘

一、輸入塩販売価格　〃　七六〇厘

差　益、　一八五厘（一〇〇キロ換算　〇円三〇八（三三））

年度別	塩生産量	輸入中止による差益金の減
昭和八年	五四〇トン	一、六六五円
九年	一、〇八〇	三、三三〇
一〇年	一、九八〇	六、一〇五
一一年	二、五二〇	七、七七〇
一二年	二、九五二	九、一〇二
一三年	三、三〇〇	一〇、一七五
一四年	三、三〇〇	一〇、一七五

塩田整理による新塩田六十町歩の塩業費豫算について。

本計画に依て築造された、新塩田、六十町歩に対し、昭和八年度以降、毎年一四、二六六円の経常費を必要とする事になった。

記

費目	計算基礎	経常費	摘要
塩夫長	四人、年、六〇〇円	二、四〇〇円	十五町歩当一人
塩夫	延、一三二〇〇人 日給 七五銭	九、九〇〇	
雑役夫	十町歩一〇人 日給 六〇銭	六〇	
備品及消耗品	備品、十町歩当七円	五二八	消耗品、十町歩二一円
塩田修繕費	十町歩当一六五円	九九〇	
塩田雑費	内、職工慰安費十町歩一〇円	三八八	
計		一四、二六六	

六二、

昭和七年度以降、五ヶ年計画による、天日塩田二、二〇〇町歩築造、及び結晶池改良・塩田整理、完成後の塩業費収支総括。

年度別	天日塩生産販売収入 表(1)	製塩経常費金利の支出 表(2)	差引収支額	天日塩生産による輸入塩中止の利益、減収 表(3)	総合計収支額
昭和七年	—	三九、二七三円	△三九、二七三円	—	△三九、二七三円
八年	八六、〇〇〇円	一三九、九八八	△五三、九八八	一八、二六九	△七二、二五七
九年	二八一、〇三一	五〇三、八九七	△二二二、八六六	六三、二五四	△二八六、一二〇
一〇年	六六六、六四一	八九〇、五〇二	△二二三、八六一	一五四、八二三	△三七八、六八四
一一年	一、〇九四、六九二	一、〇〇六、八八四	八七、八〇八	二五二、七四七	△一六四、九三九
一二年	一、五三〇、〇四一	一、一〇六、一二六	四二三、九一五	三四九、五五七	七四、三五八
一三年	一、八四七、〇一六	一、一七八、三〇一	六六八、七一五	四二三、〇八五	二四五、六三〇
一四年	一、九七四、四五六	一、二〇七、一五〇	七六七、三〇六	四五二、五五六	三一四、七五〇

塩田二二〇〇町歩築造。結晶池改良九〇〇町歩、塩田整理六十町歩の工事による

天日塩生産販売収入額　表(1)

年度別	塩田築造による		結晶池改良による		塩田整理による		収入金額合計
	塩生産高	販売収入金額	塩生産高	販売収入金額	塩生産高	販売収入金額	
昭和七年							
八年		—円	五、三八五トン	八〇、七三五円	五四〇トン	五、二六五円	八六、〇〇〇円
九年	八、六六五トン	一〇九、〇三〇	一〇、七七〇	一六一、四七〇	一、〇八〇	一〇、五三一	二八一、〇三一
一〇年	三二、〇七八	四〇三、六四六	一六、一五五	二四二、二〇五	一、九八〇	二〇、七九〇	六六六、六四一
一一年	六三、二九七	八二六、〇二六	一六、一五五	二四二、二〇五	二、五二〇	二六、四六一	一、〇九四、六九二
一二年	九四、二六三	一、二五六、八四〇	一六、一五五	二四二、二〇五	二、九五〇	三〇、九九六	一、五三〇、〇四一
一三年	一一七、七六三	一、五七〇、一六〇	一六、一五五	二四二、二〇五	三、三〇〇	三四、六五一	一、八四七、〇一六
一四年	一二七、三二〇	一、六九七、六〇〇	一六、一五五	二四二、二〇五	三、三〇〇	三四、六五一	一、九七四、四五六

塩田、二、二〇〇町歩築造、及び塩田六十町歩築造に要する経常費、塩保管費並び事業公債の金利の支出合計表（2）

年度別	塩田二、二〇〇町歩の経常費	塩田二、二〇〇町歩の塩保管費	塩田六〇町歩経常費	合計経常費	事業公債金利	支出合計
昭和七年					三九、二七三円	三九、二七三円
八年			一四、二六六円	一四、二六六円	一二五、七二二	一三九、九八八
九年	二七八、一六〇円	二七、一三七円	一四、二六六	三一九、五六三	一八四、三三四	五〇三、八九七
一〇年	五七二、六六三	九九、五五二	一四、二六六	六八六、四八一	一〇四、〇二一	七九〇、五〇二
一一年	五七二、六六三	一九五、四四四	一四、二六六	七八二、三七三	二二〇、五三一	一、〇〇二、八八四
一二年	五七二、六六三	二九〇、四二六	一四、二六六	八七七、三五五	二二八、七七一	一、一〇六、一二六
一三年	五七二、六六三	三六二、六〇一	一四、二六六	九四九、五三〇	二二八、七七一	一、一七八、三〇一
一四年	五七二、六六三	三九一、四五〇	一四、二六六	九七八、三七九	二二八、七七一	一、二〇七、一五〇

天日塩、増産による、輸入塩中止と、輸入塩販売利益の損失額、總計表（3）

年度別	塩田二、二〇〇町歩築造によるもの	結晶池改良工事によるもの	塩田整理工事によるもの	計
昭和八年		一六、六〇四円	一、六六五円	一八、二六九円
九年	二六、七一六円	三三、二〇八	三、三三〇	六三、二五四
一〇年	九八、九〇七	四九、八一一	六、一〇五	一五四、八二三
一一年	一九五、一六六	四九、八一一	七、七七〇	二五二、七四七
一二年	二九〇、六四四	四九、八一一	九、一〇二	三四九、五五七
一三年	三六三、〇九九	四九、八一一	一〇、一七五	四二三、〇八五
一四年	三九二、五七〇	四九、八一一	一〇、一七五	四五二、五三六

一〇、第四次、天日塩田二、二〇〇町歩、築造計画、其後の行衛。

本計画は、立案後、約、三年経過、昭和八年より実行に移されたが予算の規模は、財政緊縮の為、半減、貴城、塩田、一、〇〇〇町歩のみとなり、南洞、松山塩田、一、二〇〇町歩は打切りとなった。

然し、昭和十年頃に至り予算の復活が認められたものが、左記塩田の築造が着手せられ、本計画は達成、せられたのである。

記、

塩田所在地	築造面積	工事着手	工事完成
平安南道 貴城第三区塩田	五〇七町歩	昭和八年	昭和十年十一月
同 貴城第四区塩田	五三二	昭和十年	昭和十二年十二月
平安北道 南市第二区塩田	二六六	昭和十年	昭和十二年
京畿道 蘇萊塩田	五四九	昭和十二年	昭和十四年
平安南道 貴城第一区塩田	三四七	昭和十三年	昭和十五年
計	二、二〇一		

尚、結晶池九〇町歩改良工事は、昭和八年、予定通り着工、昭和十年、完成した。但し塩田六十町歩整理工事は予定を変更、君子塩田二十八町歩のみが着工せられ他は未施行となった。

廣梁湾塩田轉勤

昭和七年三月十五日は廣梁湾出張所、轉勤の発令日である。

私にとって、本局、三年間の在勤は、塩務行政を知る上に、非常に勉強になった。また、轉勤に際し、雇員より判任官へと、進級させて戴いた事は、再出発の塩田生活に対し、有難い贈りものとなった。

広梁湾出張所は、鎮南浦より陸路十六キロの地点にあり、庁舎は木造、二階建、ベルコニー付、白亜の堂々たる建物であった

所長は技師の兵田吉之助氏、氏は前年本局より栄轉せられ、目下さきに記述した、第四次塩田拡張計画の貴城塩田、一千町歩の築造設計へ所員を総動員して、取組んで居られた。

私は、三月中旬、廣梁湾第四五区塩田一四五町歩の製塩監督を拝命した。そして昭和九年迄の三年間この塩田に於て、米安塩田で得られなかった、多くの作業体験をする事が出来た。

二、廣梁湾出張所の概要

広梁湾出張所は、管内に一、一四二町歩の天日塩田を管轄する製塩事業所である塩田の築造年代は古く明治四十二年、朝鮮天日塩田築造の第一期工事として着工され大正九年頃迄に全管内が完成された。

塩田の立地条件は、半島の北西部に位置する為、大陸の影響を受け、製塩期には空気乾燥、天日製塩に適した、気象条件を備えている。従って、塩の生産成績に於ても、専売局、全管内の上位を占め、昭和七年現在、塩田一町歩当の生産量は、平均八五トンを記録している

一　出張所、職員

所長
技師、兵田吉之助

庶務係
庶務主任　雇　鶴沢一
庶務係　雇、一　雇員　二名
塩田監視傭人　三名
小使　給仕　二名

事業係
事業主任　技手　柳田萬吉
土木主任　技手　三輪京香
土木係　技手　雇員　一名
塩田工夫　二名

事業係　雇員　二名

天日塩田、製塩監督員配置

区分	塩田別	面積	塩田監督員
廣梁湾直轄塩田 事業主任 技手柳田萬吉	一、八、区	一一四町歩	雇員 阿川伊之助
	二区	一七三	技手 東山義一
	三区	一四二	雇員 川池國嘉
	四、五区	一四五	技手 石川武吉
	六、七区	一九六	技手 田中亀治
	計	七七〇	
徳洞派出所 所長笠田雄四郎	一区	一〇五	技手 笠田雄四郎
	二、三区	一一八	雇員 渡辺廣
	計	二二三	
貴城派出所 所長國見正隆	二区	一四九	技手 國見正隆
	計		八[illegible]
合計		一、一四二	平均 一四[illegible]

塩田従業員数（塩夫数は塩田雑役員数を含）

塩田別	塩夫長			塩夫	計
	日本人	鮮人	計	鮮人	
廣梁湾直轄塩田	一三人	三〇人	四三人	六九三人	七三六
徳洞派出所塩田	四	九	一三	二〇一	二〇三
貴城派出所塩田	二	八	一〇	一三四	一四四
計	一九	四七	六六	一〇二八	一、〇九四
割合	三〇%	七〇%	一〇〇		

廣梁湾出張所全管内、天日塩採塩成績

年度別	全管内塩田面積	採塩数量	塩田一町歩当
昭和七年度	一、一四二町歩	九六、九八四トン	八五トン
八年度	一、一四二	九三、三七二	八二
九年度	一、一四二	六〇、〇七四	五二

朝鮮の天日塩田を築いた、製塩技術者達

明治三十九年頃、韓国政府は、天日製塩事業確立の為、日本政府に対し、製塩技術者の派遣を求めた。然し、当時日本には、天日製塩に関する技術者は皆無の状況にあった、それが為、政府は台湾にて天日製塩に従事していた、山田直次郎、及び三木毛吉郎の両氏を、朝鮮の官吏として招聘し鮮内の天日製塩適地を調査せしめた、その結果、現在の、朱安、及び広梁湾塩田が発見されたと謂われている。そして、両氏は、朱安に、天日塩田の、試験場を築造した。

一方、政府に於ては、東京水産講習所に天日製塩に関する、製塩技術者、養成所を、開設、広く人材を集め、養成に当った、その後、これらの人々は、朝鮮の官吏となり、朱安試験場に於て、山田、三木の両氏より天日製塩~~に関する~~の、実地指導を受け、明治四十二年より着工される朱安、及広梁湾塩田に於て、困難なる創業期の~~天日~~製塩事業に従事、今日の基礎を築いたのである。左に本校の出身者、及び創業以降、に活躍~~朝鮮の天日製塩事業に従事~~した、方々の氏名を掲記す。尚山田直次郎氏は、その後、朱安、及広梁湾塩田の所長として、~~大正~~昭和の初期迄在任された由。また三木毛吉郎氏は、朱安塩田の経営主任として大正の末期迄在任された。

記、

製塩技術員養成所卒	技手	市川信次	朱安事業主任　南市出張所長
同上	技手	大沢国介	広梁湾事業主任
同上	技師	羽島久雄	朱安、及貴城出張所、所長
水産講習所　本校卒	技師	真田吉之助	広梁湾出張所長
同上	技手	野口荘次	朱安出張所長
学歴未調査	技師	山田豊治丸	貴城出張所長
〃	技手	笠田稲四郎	広梁湾事業主任
〃	技師	佐藤興市	南市出張所長
東大、農学部	技師	山岸睦造	本局、技術首脳、
?北大、	技師	大山　靖	
東大中退	技師	鈴木球雄	広梁湾出張所長
北大、水産専門部	技手	平野太郎	朱安、事業主任
学歴未調	技師	柳田萬吉	海南出張所長

専売局広梁湾出張所資料、別冊

目次

1. 広梁湾塩田の気象、及土質、海水潮位、比重調査
2. 広梁湾塩田の塩田内部築造規格
   塩田形態、蒸発池各段別面積地割、貯水池面積算定基礎
3. 製塩作業組織
   作業期間、塩田管理及び製塩作業組織、製塩従業員数
   塩田監督員の任務、現業員服務心得、日本人担当員の役割
   朝鮮人担当員の採用、塩夫の作業組織　塩夫の塩田生活
4. 天日製塩の作業法
   貯水池海水取入法、蒸発池の鹹水送法、製塩期間と製塩量
   天日塩田結晶池の種類と結晶作業、塩夫の作業実態
5. 天日塩の生産高
   広梁湾出張所管内に於ける
   昭和八年度以降五ケ年間の生産高、調査
6. 官塩の品質
   昭和四、五年頃に於ける官塩の市場に於ける評価
   (官塩が再製塩原料として歓迎せらる理由)
   官塩及輸入塩の定量分析成績
7. 製塩作業費
   昭和九年度、広梁湾出張所管内、全塩田の製塩作業費
   製塩期節別、塩田十町歩当塩夫延足数と作業費
8. 製塩加給金
   昭和八、九年度分、加給金支給額　及　支給内規
9. 天日製塩の器具及資材
   昭和十年度、塩田十町歩当製塩器具の所要数量と経費
   製塩器具類図面
10. 製塩従業員と塩田協会

(ハ) 広梁湾塩田の気象

広梁湾塩田の気象を、製塩各地の気象に比較すると次の如し

即ち、朝鮮に於ては京畿道の朱安塩田に比し蒸発量及び快晴日数に於て多少恵まれているが、関東州、及び青島等の製塩地に比較すれば余り恵まれた地帯とは云えないのである。左に当所の気象観測表を掲記す。

記

(イ) 製塩各地の気象状態比較表

地名	蒸発量	降水量	降水日数	快晴日数	平均湿度	平均風速	摘要
広島	一二一五粍	一五二八粍	一三六日	三九日	七四%	一、九米	三八年間平均
台南	一六六六	一六九九	一〇八	五六	八〇	三、一	二九年間平均
仁川	一三二八	一〇一一	一〇四	七九	七二	四、〇	二四年間〃
平壌	一三三三	九一三	一〇三	八七	七二	二、五	一七年間〃
大連	一五二四	六一二	七七	一一三	六六	四、七	二四年間〃
青島	一四九〇	六二四	七八	九〇	七二	三、一	一三年間〃

広梁湾塩田、昭和八年以降五ヶ年間の気象表

区分	蒸発量	降水量	降水日数
昭和八年	一、一九八粍	六七九	三七
九年	一、一一一	一、〇二三	四九
十〇年	一、三五九	五一二	三四
十一年	一、一九六	八五二	五六
十二年	一、三六〇	五八一	三二
平均	一、二四五粍	七二九〃	四二日

区分	昭和八年			昭和九年			昭和十年		
	気温	蒸発量	降水量	気温	蒸発量	降水量	気温	蒸発量	降水量
一月	(-)七、一	ー	三、一	(-)八、八	ー	四、七	(-)三、五	ー	六、七
二月	(-)四、八	ー	八、六	(-)二、三	ー	四、九	一、三	ー	九、二
三月	(-)〇、三	六九、六	九、九	〇、八	九六、九	三〇、七	五、五	一一八、二	一三、二
四月	一〇、八	一四七、二	一八、六	九、二	一四八、一	三七、三	一二、九	一八〇、九	一九、九
五月	一七、六	一九〇、一	九〇、七	一七、九	一七八、五	四四、八	一七、二	二一二、七	四〇、八
六月	二一、七	一七一、三	一五九、五	二〇、七	一六六、六	一四八、八	二〇、七	一七三、八	二〇五、五
七月	二七、〇	一九八、二	一〇九、六	二四、一	一四七、九	三三七、八	二四、三	一四八、二	一三九、四
八月	二四、六	一四八、九	一四八、一	二四、六	一二七、一	一九〇、四	二五、八	二〇一、四	一〇、三
九月	二一、五	一五三、四	四六、七	二〇、四	一四一、九	一三八、六	二二、〇	一八五、七	七、四
十〇月	一四、四	一一八、九	三四、一	一二、二	二〇八、九	四四、三	一六、〇	一三七、八	一四、〇
十一月	五、五	ー	二六、六	五、四	ー	三二、五	五、八	ー	三九、二
十二月	(-)一、〇	ー	二五、二	ー	ー	八、三	(-)五、〇	ー	五、〇
計		一、一九八、〇	六七九、〇		一、一一一、〇	五一二、		一、三五九、〇	五一二、〇

天日塩田の構造

(ロ) 広梁湾塩田の土質

本塩田は、西鮮の大河川、である大同江の流域、河口沿岸に形成された干潟地に築造されている。 当局は、塩田土質と天日塩の生産額との関係を調査する為、大正二年管内塩田の土壌分析を施行した。 それによると本塩田の土質は大概ね左表の如きものであった

記

塩田別		四粍~三	三~一	一~〇、五	〇、五~〇、二五	〇、二五~〇、一	〇、一~〇、〇五	砂分合計	〇、〇五~〇、〇一	〇、〇一以下	粘土分合計	採塩量
一区	三号	〇、〇二	〇、二〇	〇、五〇	〇、四〇	二、三八	二九、二〇	三二、七〇	二七、五〇	三九、八〇	六七、三〇	—
	二号	—	〇、〇二 〇、〇五	〇、二〇	〇、二〇	一、九八	一四、三四	一六、七四	二六、〇〇	五七、二六	八三、二六	—
	一号	—	—	〇、四〇	〇、三〇	三、〇〇	二二、五〇	二六、二〇	二二、九〇	五〇、九〇	七三、八〇	—
二区	四号	—	〇、一〇	〇、二〇	—	二、七〇	三二、五四	三五、五四	一七、一〇	四七、三六	六四、四六	九〇、六〇二ケ
	一二号	〇、一〇	〇、六〇	二、三〇	二、一〇	三、七〇	六、八〇	一五、六〇	二五、二〇	五九、二〇	八四、四〇	七二、五〇八
	五号	—	—	〇、一〇	〇、六四	二、一〇	二六、一〇	二八、九四	二四、三〇	四六、七六	七一、〇六	六八、〇八八

塩田別		四粍~三	三~一	一~〇、五	〇、五~〇、二五	〇、二五~〇、一	〇、一~〇、〇五	砂分合計	〇、〇五~〇、〇一	〇、〇一以下	粘土分合計	採塩量
三区	六号	—	—	〇、一〇	〇、一〇	三、五〇	四二、七〇	四六、四〇	二八、四〇	二五、二〇	五三、六〇	六一、八六五ケ
	九号	〇、四一	〇、四〇	〇、六四	〇、三四	一、七〇	八、七〇	一二、一九	四五、七〇	四二、一一	八七、八一	七五、四七七
	三号乙	—	〇、〇六	〇、一四	〇、一〇	三、六〇	二三、九〇	二七、八〇	三四、八〇	三七、四〇	七二、二〇	六二、七五五
四区	二号	〇、〇四	〇、〇四 〇、一〇	〇、二〇	〇、二〇	〇、二〇 四、二六	三六、一四 四〇、[illegible]	三六、一四 四〇、九四	二四、五〇	三四、五六	五九、〇六	七二、五七七
	六号甲	—	—	〇、八〇	〇、七〇	二、七〇	一六、六〇	二〇、八〇	二四、七〇	五四、五〇	七九、二〇	七〇、五三〇
五区	四号乙	〇、一四	〇、二二	〇、四〇	〇、二八	一、〇四	二二、二〇	二四、三八	二六、一〇	四九、六二	七五、七二	—
	二号丙	—	〇、二〇	〇、三四	〇、二〇	〇、六〇	六、九〇	八、二四	三七、四〇	五四、三六	九一、七六	—
六区	四号乙	〇、一〇	〇、三〇 〇、一〇	〇、三〇	〇、三〇 三、三〇	三、三〇	二六、七〇 三六、七〇	三〇、七〇 三六、七〇	三九、一〇	三〇、三二	六九、三〇	七〇、三四六
	五号丙	〇、〇一	〇、二〇	〇、二〇	〇、四〇	二、一八	一六、八四	一九、八四	三五、二六	四四、九〇	八〇、一六	七九、六六五
七区	一号	—	〇、六〇	〇、九〇	〇、五〇	一、六〇	一七、九四	二一、五四	三八、〇〇	四〇、四六	七八、四六	—
	二号	〇、〇四	〇、五〇	一、〇〇	〇、六〇	一、四〇	一〇、七四	一四、二四	四二、五〇	四三、二六	八五、七六	七〇、三七〇
八区	一号	—	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	一、二〇	三二、七四	三四、二四	三九、七〇	二六、〇六	六五、七六	八三、二九一
	四号	—	〇、二〇	〇、四〇	五、二〇	〇、四〇	一八、七〇	二四、九〇	四〇、七〇	三四、四〇	七五、一〇	九〇、九九六

備考、採塩量は、昭和七、八、九年の三ケ年平均、塩田一町歩当とす。

（ハ）広梁湾塩田の海水潮位、比重

朝鮮の西海岸は、内地に比し干満の差、激しき地帯として知られている。即ち当外の潮位は、最高、六、三米、最低三、五米を示す地帯にある。従って塩田築造の方法についても、潮位との関係は、重要な状況にある。左に本塩田の月別潮位観測記録を掲上す。

記（昭和十二年調）

区分		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
潮位	最高	五、五米	五、八	五、八	五、八	六、二	六、三	六、三	六、二	六、〇	六、〇	六、一	五、九
	最低	三、五	三、六	三、六	三、八	四、〇	四、三	四、一	四、〇	三、九	三、九	四、一	四、〇
比重	昭和十一年			二、九度	二、九	二、八	二、八	二、〇	一、二	一、二			
	昭和十二年			二、六	二、二	二、三	二、六	二、〇	一、七	一、〇			

備考、

一、潮位と塩田地盤との関係

広梁湾塩田に於ける最高地盤は二区五号塩田の五、〇一米（第一蒸発池一段）

最低地盤は六区八号塩田の三、〇一〃

（2）塩田の構造（天日塩田内部築造規格）

朝鮮の天日塩田を築造するに当り、土木技術者達は、過去の実績に徴し、左記の如き天日塩田内部築造規格を制定した。

（イ）塩田の形態

天日塩田の形態は、製塩作業上、五ヘクタールを以て作業単位とする。そして、塩田の延長、四五〇米、横巾、四五〇米、内外を標準とし、塩田内の区割は、第一蒸発池六段、二列、第二蒸発池、四段、四列、結晶池は、四段として一格当面積を三三〇平方、内外の方形とする。次に海水の蒸発池、流下作業方式は、第一蒸発地六段、或は第二蒸発池二段よりの五〇糎内外の汲上式とする。但し地盤、地形により流下式とする。

（ロ）塩田蒸発池、各段別の面積、地割割合

区分	第一蒸発池						第二蒸発池				計
各段	一段	二	三	四	五	六	一段	二	三	四段	
面積割合	.198	.107	.140	.110	97	8	[illegible]	55	45	35	1.000

（ハ）塩田蒸発池、各段の鹹水比重、水深の決定

区分	第一蒸発池						第二蒸発池				摘要
	一段	二	三	四	五	六	一段	二	三	四	
水深	10.0	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5	6.0	6.0	曲尺
比重	3.0	3.75	4.67	5.82	7.27	9.07	11.35	14.22	17.88	22.00	比重はボーメ度

（ニ）塩田地割の決定

塩田の地割は左の條理により決定す

（イ）貯水池の海水比重を三度とし、この海水が第一蒸発池より第二蒸発池四段に至りて二十二度の鹹水が生製される事を必要とす。其の間の各段の比重測定は、（1）比重上昇に際し蒸発すべき水分の容量、（2）異りたる比重に於ける蒸発抵抗力の割合、（3）各段水深の割合、以上三項を勘案して決定す。

$$\frac{a}{B}=x.\quad x+\frac{x}{1{,}000}x'\cdots\cdots$$ 十分率に換算す。 蒸発後、各段比重測定の平均

$$x'\left(所要比重-\frac{x'/(添加率)-(C/(添加率))}{x'}\right)=D$$

上式中．a＝3度より22度に至る、比重別鹹水の、度上昇に際し其の一石につき蒸発すべき水分の容量．

B＝3度より22度に至る、比重別、蒸発抵抗力の割合

C＝、度より、度に至る、各段の水深の十分率 反比例

D＝各段の所要比重

C：添加率はx'、添加率より1/10にして、且つ最も近き数をとる．

（2.）蒸発池、各段別に、其面積の割合決定

（各段別比重に於ける鹹水の容量）＋（其の段の水深）＝各段面積の割合

備考．上式中（各段別比重に於ける鹹水の容量は、段の比重に於ける鹹水の容量を1,000とし以下、各一段比重上昇に伴ひ蒸発すべき水分の量を控除したるものとす．

以上の計算~~法は~~式中には塩田地盤に滲透する水量は加算~~せざりしが~~せられていない。其理由は滲透量は、地盤の土質、高低、気節等の條件により算定難きものであるによる

従って前記算式には前項の水深を下段に従い割高として加減せり．

（ホ）貯水池面積算定の基礎

干満の差微しき朝鮮に於ては、干潮期の海水不足を補ふ為に

海水の貯水池を必要とした。即ち、貯水池面積の算定基礎は過去の実績に基き左記の如く定めた。

(イ) 塩田一ヘクタール当、一日の所要海水量を五百石とす。（九〇、〇〇〇リットル）

（貴城第二区塩田に於ける使用海水量の実績に徴し一日、一ヘクタール当二百五十石とし、海潮其他の関係に因る安全率二割を加う。）

(2) 貯水量

一日、一ヘクタール当、所要海水量五百石に、一朔望（十五日間）中、の海水取入不能日数を乗ずるものとす。

(ヘ) 結晶池面積、五ヘクタール塩田の結晶池面積を五、五〇〇平米とす。

(ト) 代用貯水池面積、五ヘクタール塩田の代用貯水池面積を三、八六〇平米とす。（降雨後、第一蒸発池、全排水せる場合に備え、第一蒸発池全面積に所要の水深を張水せる水量に滲透、其の他五割を加算、水深三〇糎張水に要する面積とす。

(3) 製塩作業組織

広梁湾塩田に於ける製塩作業は、毎年左記の順序に依って施行せられている。

(イ) 作業期間

区分	着手	終了	日数
春季準備作業	三月一日	三月三十一日	三一
製塩作業	四月一日	十月十日	一九三
秋季整理作業	十月十一日	十一月十日	三一
計			二五五

(2) 塩田管理、及び製塩作業組織

昭和八年現在に於ける、当所は、塩田面積、一、一四二町歩、天日塩の生産額、約六萬トンの時代であり、また、管内、貴城に、一、十万坪の塩田拡張工事を控えていた為、所長には奏任官が配置されていた。

左に塩田管理職員の配置、及び仕事の概要を示す。

記

所長　技師
派出所長　二名
合計　一〇二名

- 庶務係　一〇名
  - 判任官、属、　二名
  - 雇員　二名
  - 傭人　六名　巡視、塩田監視、小使
- 事業係　七七名
  - 判任官技手　六名
  - 雇員　五名
  - 傭人　六六名　塩田担当員
- 土木係　一一名
  - 判任官技手　三名
  - 雇員　三名
  - 傭人　五名　塩田工夫

庶務係の仕事

庶務係は、製塩事業費の経理、或は、官舎、宿舎、塩田建造物等の官有財産の保管、製塩資材の購入、生産塩の受入、輸送、保管、並び、従業員の醫科、学校等の福祉に関する事務を担当

事業係の仕事

事業係は、塩田従業員の確保、製塩作業の指揮監督、生産塩の報告、保管、製塩器具の保管、塩田内部の修理等を担当

土木係の仕事

土木係は、塩田築造計画を担当、塩田豫定地の測量、設計に従事する。尚既設塩田の防潮堤防、水門、伏樋、塩庫、官舎、塩夫舎等の修理を行ふ。

製塩現場の作業組織

官営塩田に於ける、作業組織は、一般の生産工場と同様、生産管理者と、製塩労務者とに依って組織されている。

即ち、塩田管理組織は、塩田一五〇町歩乃至二〇〇町歩を単位とする塩田監督区を設置、製塩作業全般に亘る管理責任者として判任官又は雇員の塩田監督員を配置する。そして監督員の下部組織として監督区内を更に塩田十五町歩乃至三十町歩に細分し、夫々これを担当する

備人の塩田担当員を配置、製塩作業を行うのである。尚、塩田担当員の任務について、外では見られぬ仕きたりがあった。それは、自分の部下とを使用する塩夫は、担当員、自身が、直接募集、使役するのである。この方法は、官営事業にそぐわぬ面があったが、創業以来、塩田の実情に叶うものとして、実施された。

管内塩田に於ける製塩従業員数

広梁湾出張所管内の広梁湾、徳洞、貴城、塩田に於て、直接、塩田現場に働く製塩従業員数は、昭和八年五月現在、総計一、一八一名であった。

記

区分	職種	人員	摘要
管理者 七四名	塩田監督員	八名	日本人八名
	塩田担当員	六六名	日本人一九名 朝鮮人四七名
労務者 一、一〇七	塩夫	一、〇八三名	朝鮮人
	塩田事務員	八	〃
	塩田大工、其他	一六	〃 塩田大工八名、飲料水運搬夫、其他
計		一一八一	

塩田監督員の任務

塩田監督員は、専売局の判任官、又は、雇員が任命される。学歴は大概ね、専門学校程度の人々であった。任務は、受持塩田の堤防、塩田建造物等の官有財産の保全と共に、部下の塩田担当員を指揮監督、その年に割当られた天日塩の生産作業に従事するのである。

勤務場所は受持塩田、中央に建設された見張事務所、役所より自轉車にて通勤する。事務所は木造亜鉛葺、三坪内外の土間、役所との間に電話が架設せられている。屋外には夜間作業用の警鐘、及び天気豫報信号柱が設置され、作業の指揮が行れる。尚、見張所には監督員の補助員として事務員一名が配置され、報告文書、或は、夜警等の任務についている。

管内塩田監督員配置数

区分	監督区	担当面積	役職氏名
	一八区	一一四町歩	雇員 阿川伊之助
広梁湾出張所直轄	二区	一七三	技手 東山義一

所長技師 呉田吉之助	三ヱ	一四二	雇員 川池國嘉
事業主任	四、五ヱ	一四五	技手 石川武吉
技手 栃田萬吉	六、七ヱ	一九六	技手 田中亀治
計		七七〇	
徳渕派出所長	一ヱ	一〇五	技手 笠田雄四郎
技手 笠田雄四郎	六、三、ヱ	一一八	雇員 渡辺護
計		二二三	
貴戦派出所 所長 技手 國見正隆	二ヱ	一四九	技手 國見正隆
合計		一、一四二	

塩田現業員服務心得

官営塩田に於ては、従業員の服務心得を周知せしめる為、採用の際は、必ず現業員服務心得を記載した手帳を交附する事になっている。

記

塩田現業員と称するは、製塩現業に従事する、塩田監督、塩田担当員、塩夫を謂う、

塩田監督は上官の指揮を受け、塩田担当員以下を監督し受持塩田の作業を掌理するのである。塩田担当員は監督の指揮を受け塩夫を監督、作業に従事するのである。

一、現業員は、天気予報に留意、常に天候の変動に気をつけ作業する事。

一、現業員は常に塩庫、塩夫舎、堤防、水門、伏樋、等を巡視、危険を認めたるときは、上官の指揮を受け臨機の処置をとること。

一、現業員は、貯蔵塩を監視、盗難、其他事故の場合、直ちに、物品会計官吏にその旨を報告すること。

一、現業員は、使用する器具、其他、物品の保管に責任を持ち、消耗品の使用を節約、その受払を厳重にせねばならない、

塩田監督

塩田監督は、毎日必す一回以上受持塩田を巡視、塩田担当員以下に対し作業上の指揮監督を為す外、左の各号に留意すること、

一、各自衛生に注意せしめ、もし、疾病に罹りたるときは、直ちに医師の治療を受けしむること、平素品位の陶冶につとめ、勤倹貯蓄の美風を養成せしむること。

始業、終業時間を厳守せしめ、勤務成績の良否を監察すること。

一、塩田、及、堤防を愛護し、常に手入すること。塩の生産、品質の改良を怠らざること。

一、塩田監督は、左の帳簿を備え、毎日所定の事項を記入せねばならない。塩受払簿、塩夫使役数、及塩夫給豫算差引簿、備品消耗品受払簿、塩田監督日誌。

一、塩田監督は、塩夫給、塩夫製塩加給金の受領、分配につき、その責任を負わねばならない。

塩田担当員。

塩田担当員は、塩夫を指揮、始業前は、作業準備、終業後は器具類を調査、格納すること。

一、塩田担当員は、製塩器具の保管に注意、亡失、毀損したるときは監督員に報告すること。担当員病気、其他事故により欠勤せんとするときは始業前、監督を経由、所長に届出せねばならない。

塩田現業員、交代事務。

一、塩田監督、並、担当員、交代の場合、後任者立会の上帳簿と現品とを対照しその引継を為すを要す。但し担当員交代の場合は、塩田監督これに立会することを要す。

一、現業員交代し事務の引継を了したるときは、文書を以て所長に報告せねばならない。

日本人担当員の役割、

当時の官営塩田に於ては、一監督区域内に必ず、一、二名の日本人担当員が、在勤していた。日本人担当員の多くは、鮮人塩夫長に比し広い塩田面積を担当して居り、その役割は塩田監督員の補助役の如き存在であった。即ち、当時の塩田事情として、出張所は、広大な塩田構内の堤防、水門、伏樋、或は、塩庫内の生産塩の保管、管理面に於て担当塩田内に居住し製塩作業に従事しつつ、朝夕身近かに、これが保全を担当する、日本人担当員を必要としていたのである。また、塩田拡張に必要な鮮人担当員の養成にも日本人担当員の役割は、重要な存在であった。

朝鮮人塩田担当員の採用

西鮮、大同江下流沿岸の辺鄙な土地、そして産業皆無の広梁湾に、天日塩田が開設され、地元、農漁村の人々は、幸いにも、塩田従業員として、現金収入を得る道が開けた。現在の鮮人塩田担当員達は塩田開設と共に最初は、日本人担当員のもとに、塩夫として働き、製塩作業の方法を学び、塩田担当員に採用された人々である。

昭和八年現在、本塩田には　　名の鮮人担当員が在勤している。そのなかには、既に年令四、五十才台となり、日本人担当員と同様二〇町歩以上の塩田を担当する優秀な人々が多数在勤しているそして、これらの人々は、永年勤務の結果、役所より支給される給料及び製塩加給金の収入蓄積により田畑を購入する等、生活も安定、部落に於ては長老として尊敬される地位になっている。

塩夫の作業組織

製塩作業に使用する塩夫は、創業以来塩田担当員が直接、採用する方法がとられてきた。従って塩夫の作業組織は、塩田担当員を、中心にした組織となり、恰も、内地の浜子制度の如きものになった。殊に鮮人担当員が使役する塩夫の多くは、部落の親類縁者によって構成、するのが普通である。

塩夫の待遇は、傭人の地位があたえられている。常傭は日給制にて毎年三月より十一月中旬迄の日傭制となっている。塩夫の職制には、臨時、及び、常傭の区分がある。臨時は、作業の状況により増減される。常傭は、これに反し製塩期間中は、一定の定員を保ち増減されない。尚、塩夫には職能に応じ夫々、名称がある。左に、塩夫の月別、塩田十町歩当の配置数と職能別賃銀を掲記す。

塩田十町歩当の一日当、塩夫配置数

記

区分	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
流下式塩田	八人	八	九	九	八	七	六	六
汲上式塩田	九	九	一〇	一〇	九	八	七	七

備考。広梁湾出張所管内には、流下式塩田五九三町歩、及び汲上式塩田五四九町歩とがある。流下式は、海水を自然落差により流下せしめる塩田である。汲上式は、塩田地盤の関係にて、第一蒸発池下段に於て、海水を足踏水車にて汲上する方式に設計せられている。この為、塩夫の配置を一人増としているのである。

塩田十町歩当、塩夫の定員と職能別称、賃銀（昭和九年現在）

区分	職能	定員	賃銀	摘要
常備塩夫	把頭	一人	円 ・六三〇	
	副把頭	一	六〇〇	
	蒸発池把頭	一	五七〇	
	平塩夫	三	五五〇	五六戋 五五戋 五四戋
	計	六		
臨時塩夫	平塩夫	二	・四七五	四八戋、四七戋
合計		八	四・四〇〇	平均 五五戋

以上、把頭、副把頭、蒸発池把頭、平塩夫の主なる仕事の内容を示す、

把頭	副把頭以下を統率して労働。受持塩田の作業一式の責任持つ。尚、把頭の資格として、塩田に必要な塩夫を常に確保する事が出来るもの。
副把頭	把頭に次ぐ実力を有し把頭欠勤の際は、受持塩田の作業一式の責任を持つもの
蒸発池把頭	塩夫の中堅どころとして、塩田蒸発池の採鹹作業をまかされ専ら貯水池の海水取入、海水の繰下、塩田手入作業に従事する
平塩夫	上記、把頭達の部下として、採塩作業及び塩田手入の、ローラ地固等力仕事に従事する、年少者は塩夫舎の炊事、雑役に服す。

塩夫の塩田生活

天日製塩法は、その日の晴、雨、採塩時刻等、総て自然現象に左右される作業である。殊に夜間降雨に於ける採塩、或は夕刻遅くまでかかる採塩倉入作業等は、勤務時間を無視した作業となる。従って現場より

遠距離の、自宅通勤では仕事にならない。その為、塩田現場に於ては毎年三月下旬より製塩作業の終了する、十月中旬迄、担当員、及び塩夫全員は塩田のなかに建設された、塩夫舎に生活用品を持込、合宿生活を行いながら製塩作業に従事するのである。

塩夫舎は、塩田面積に應じ各号塩田に一棟、乃至二棟、配置される。構造は、木造亜鉛葺、外部は、荒かべ又は板張の粗末な建物である。建坪は、十二坪内外、居室は六畳二間程度、夫々押入付、防寒設備として、朝鮮温ドルとなっている。その他炊事場、及物置場として、四坪内外の土間がある。

塩夫舎に於ける塩夫の日常生活は、大概次の如きものである。勤務時間は、晴天の續く五、六月の塩最盛期に於ては、午前七時より午後七時頃迄の十二時間にも及ぶ長い勤務となる。然し七月以降、雨期ともなれば、定時間の勤務となり体も楽になって来る。休日は一般農家と同様、端午の節句、及び盆の二日位にて、日曜、祭日の公休日は與えられなかった。但し、雨の日、給料日の夜等は、交代にて家に帰り休養していた模様である。

次に、合宿生活に必要な、食料、燃料等は、塩夫の自己負担により共同炊事を行うのである。主食は、主として粟、麦類の如きものであり、調味料、副食物は、味噌、コチョジャン、かに、塩から等が一般の食品であった。尚飲料水は役所の負担によって配給する。

塩田20町歩標準の塩夫舎.例

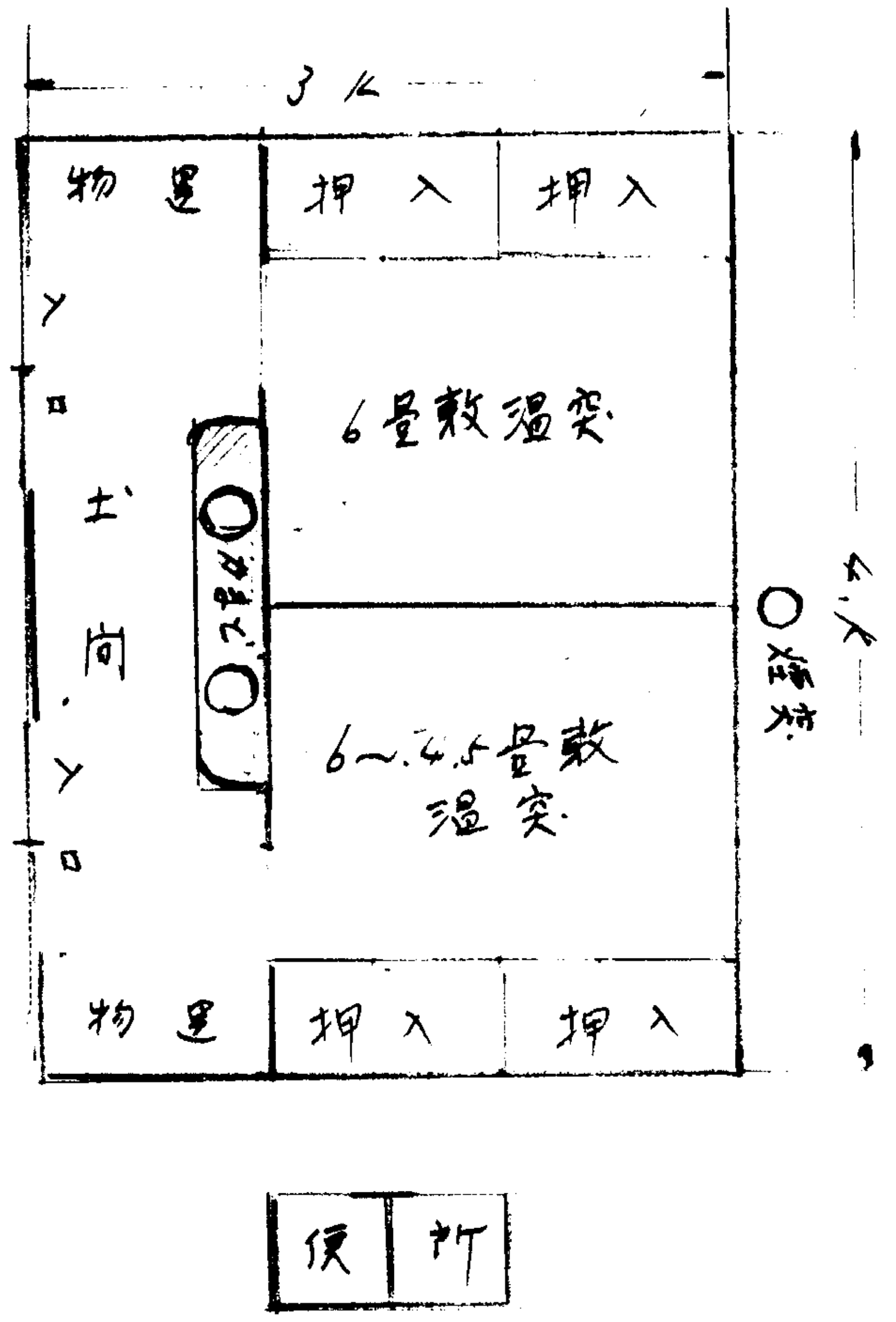

（4） 天日製塩の作業法

朝鮮に於ける天日製塩の作業法は、気象的に恵まれている関東が中支、台湾、等の塩産地に比し苦労の多い作業と謂れている。特に塩田蒸発池の採鹹法、結晶池の採塩法、等は、朝鮮独特のものでは、なかったかと思われる。以下、塩田管理者より従業員に指示された天日製塩操業法よりその一端を摘記す。

貯水池、海水取入法

貯水池は、塩の原料である海水を貯水し置くところなるを以て、堤防は外郭堤防に比し破損し易く、また、修理、困難の箇所多し、故に必要以上の貯水は注意を要す。例年、三四月は低潮位時期にて、貯水不足の虞あるが為、毎年、結氷期前に多量貯水の要ある事は、さきに述べた通りであるが、五月以降は、潮位も高まり、春季の如く苦心を要しない、但し、春季は、降雨、強風の多い季節である故、特に注意を要す。貯水の程度は、季節、塩田地盤高、貯水面積等の関係あり、塩田個々に標準を定め善処が必要である。

蒸発池に於ける鹹水造

作業経験なきものは、兎角、結晶池作業のみを重視、蒸発池に於ける鹹水造作業を閑却する傾向あり、注意を要す。結晶池作業は多くの人手を要する作業なるが故、重視せねばならぬが、蒸発池は、全塩田面積の九割を占める大切な場所であるから、作業の良否は、塩生産の運命を左右する事を知るべきである。従って、蒸発池の採鹹作業には経験豊かな塩夫を配置する事。蒸発池の海水操下について注意すべきは水深である。塩最盛期に於ける、第一蒸発池一段一寸五分（五センチ）、第二蒸発池一段一寸（三センチ）。結晶池一段五分（一、七センチ）を標準とす。

降雨の際、雨後、比重を検査、貯水池の海水より稀薄なる場合は池水を排水、海水を導入、池水の入換が有利である、次に採鹹を有利にする為常に蒸発池に発生する藻苔類を除去する事につとめること、即ち、蒸発池の漲水は一段置きに乾燥し藻苔類の発生を防止する。

鹹水造りは塩田の実情に應し左の事項を考慮して行ふものとす。

一、連續天候少なき朝鮮に於ては、可成短期間に飽和鹹水迄濃縮すること
蒸発池に於ける、海水の水溜は、塩田の、土質、滲水の程度、地盤の水平度、天候
風向、風力、等の関係あるも、第一蒸発は事情の許す限り浅くする必要あり

一、第一蒸発池、六段の各段に張水し一段づゝ区分し、一日、二回繰下ぐるものと
仮定すれば、所要時間、及、塩夫の水操時間は次の如し

(1) 繰下所要時間　第一回四時間　第二回四時間　計、八時間

(2) 水繰塩夫の往復回数、十二回

一、降雨に対する、蒸発池の鹹水の處置、小雨の場合は放置するも豪雨の場合
は鹹水溜に収蔵し、雨後、雨水を排除、地盤、乾燥を俟ち、張水す。

(3) 第一蒸発池六段の内、四枚張水、二枚乃至三枚空田の場合。

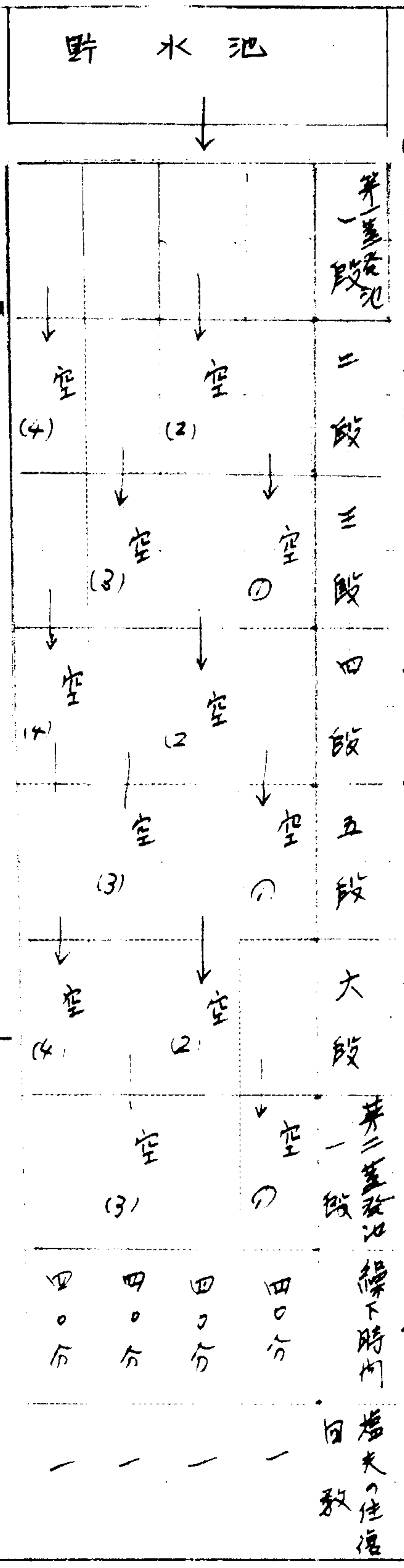

天日製塩の期間と、製塩量

朝鮮に於ける、製塩日数は、四月より十月中旬迄の約、百九十日内外である。然し、この期間中には降雨の日もあり、実際に天日塩を採塩する日数は約、百五十日内外とされている。そして、最近に於ける、年間採塩量は、塩田一町歩当にして、約、七〇トンに達している。次に、年間採塩量を期節別に区分すれば、春季(自四月至七月十五日)六割五分 雨期(自七月十六日至八月十五日)一割 秋季(自八月十六日、至十月十日)二割五分内外とされている。

天日塩田結晶池の種類

天日塩田の結晶池には、二種類の結晶池がある。その一つは、塩田地盤そのままの土床結晶池である。この結晶池は土床の為、採塩時に、浮遊土井砂混入、塩の色相を悪化せしむる欠点あり。他の結晶池は、この欠点を除去する為、土床上にかめ破片、又は敷瓦を敷設し、改良工事を施こした結晶池である

天日塩の結晶作業

広梁浄塩田に於ては、毎年三月下旬より四月上旬にかけ、製塩作業を開始する、その頃になれば気温も十度内外となり、第二蒸発池下段に於て、二十三度内外の鹹水が多量に収蔵されてゐる、塩夫長は、天候を見計い、結晶池下段の地盤、良好な、塩田を選定、豫定結晶池とする。豫定結晶池は、小杷を以て泥土を丁寧に排出、乾燥の上、石製ローラをかけ、地盤固をする。そして愈々、天日塩の結晶作業に移行するのである。將これより先に豫定結晶池に張水されていた鹹水を上段に移し、二十五、六度に達する様、操作して置く。一方、ローラ地固の結晶池は次第に大陽熱により温熱を帯びる状態になる。そのとき、上段の水口を静かに開き鹹水を除々に注入、水深を四五分へ　）とし結晶作用を待つ。

天日塩田に於て、春季に生熟された新鹹水は、比重、母氏二十五度にて飽和点に達し塩を析出する。次に結晶作用中の水深は蒸発作用により次第に浅くなり結晶池の面は露出する。この時、比重、二十三度以上の鹹水を補給し結晶作用を持續せしめるのである。

尚、~~天日塩田では~~、結晶作業を開始すれば、晴天の續く限り、また、結晶池の地盤が軟化せざる限り、結晶を継續せしむるのである。結晶中は常に天候に注意、天気予報によって、大体の豫想を立て、天候の変化に対応する準備を忘れてはならない。夜間降雨の為採塩を行う場合は、多大の損害を招くのである。

採塩の日時、回数

採塩作業開始直後、第一回の採塩は、気温も低い時期の為、大概は二、三日後となる。採塩の順序は、先づ天候、結晶層の状態を見計い結晶池に補給鹹水を注加、その上にて塩夫の採塩作業となる。

採塩作業は、先づ小杷にて、結晶面を軽く叩き、結晶層を地盤面より剥離せしめ、池の中央線を限界とし、大杷を用い双方に突き合せ畦畔の近くに、畝状に掻き寄せる。次に中杷にて、小山に盛立て、塩寄せ板にて塩筏に入れ、畦畔上に運搬する。そして、母液の滴下を待ち、塩庫に倉入する順序となる。尚、採塩の際、泥土の混入等にて色沢不良の場合は、母液にて充分洗滌せねば成らない。

甚く製塩作業は、天候の續く限り継續され行く。尚も四月中旬になれば、蒸発池よりの生製鹹水及び採塩池の増加により結晶面積の拡張作業に移行する。

結晶面積の拡張と鹹水量との関係

結晶面積を拡大するに当り、最も注意を要するは、鹹水量と、比重との関係なり、是等の関係を無視、過大の結晶格となさば途中に於て補給鹹水不足の為、低濃度の鹹水を補給し結晶を溶解し減収となる場合あり、故に左の事項を参考とすること。(1) 鹹水溜一個の鹹水を以て、結晶せしめ得る面積 (2) 補給 地盤洗滌等に要する鹹水の日量 (3) 日々の生成鹹水量、及、比重

降雨に対する操作

天日製塩に於て、降雨は、生産上、悪影響を、与えるものであるが小雨の場合は、被害は極めて少ないものである。また、大雨の場合に於ても天気予報等にて、予め採塩作業を実施すれば、被害は、或る程度最小限度に、喰止める事も可能である。左に降雨に対する操作を掲記す。

小雨及大雨の場合

小雨の場合 第一蒸発池に張水せる稀薄鹹水は、そのまま第二蒸発池の高濃度の鹹水は早く鹹水溜に収蔵せねば成らない。そして雨後の操作として、地盤の残塩溶解せざる程度なれば、畦畔周達の泥土を洗出し、そのまま結晶作業を續ける。但し残塩少く、結晶作業、継續見込なき場合は十六度内外の鹹水を注入、残塩を溶解し、新しく地盤の造替を行うこと。

次に、大雨の場合、或は降雨急激にして、鹹水の被害甚大を予想される場合は、採塩作業を中止、鹹水の収蔵に全力を傾到せねば成らない。また大雨の為、地盤の全塩分、除去され、そのまま結晶作業を開始、難き場合は、雨水を排除後、地盤を乾燥せしめ、二十度前後の鹹水を注入し、塩分を吸収せしめ、小杷にて池内を清掃したる後、ローラ掛を行い、地盤を固め、再び結晶掛の体制に入る。但し大雨後は、天候の見定の付く迄は池面に稀薄鹹水を張水、地盤を保護する傍ら鹹水造を行う場合もある。

塩夫の作業実態

以上が塩夫の生活概要であるが、更に塩田作業の実態について、当時の資料を添付する。本文は、昭和三年頃、塩田監督の田中亀治氏が、専売通報に投稿した作文である。

塩夫の作業に関する資料（塩夫舎の窓より）

我輩の別宅を、塩夫舎と謂ふ。噴漠たる、塩田の真中に建って、いて、屋根は、板葺、或は、亜鉛板葺にて、新しい時は、白壁も見えていたが今では、壁も落ち、古亜鉛板、或は板にて塞がれている。外観は蕭草、屋根の低い土壁塗の我輩の本宅よりは、堂々たるものだ。この堂々たる別宅塩夫舎の大畳敷、温突で十人も一斉に雑魚寝して、ピエデや虱に見舞れながら、晝は一日、五十八銭五厘を給され、朝の七時より晩の六時迄、汗と油にまみれ、追い使われている塩夫である。

製塩準備作業　三月十一日　晴

本日より塩夫として、広梁湾第一区一号塩田（面積一〇町歩）へ採用。勤務時間は、午前八時より午後五時。塩夫定員六人。結晶池に冬期間溜水せし海水を、第二蒸発池へ、水車揚水。比重二度。終日水車踏に足が痛む。第一蒸発池、第二蒸発池、地固、ローラ曳は請負に付した。請負賃（ローラ曳、一組三人曳、一日一人工程六〇〇坪、十文字一回曳のこと。）

四月一日　晴

結晶池の畦畔、水路修理、及地盤造りは、三月二十六日にて八分通り終了以来、毎日第二蒸発池の畦畔水路修理、及小杷掛、ローラ地固作業に従事。第二蒸発池小杷掛、苔取、ローラ地固等の作業は水操の緩慢な、時期を失しては成らないと、塩夫長が、八釜敷しく急がす。第一蒸発池への海水漲水は、三月十六日。結晶池には、二十三度の新鹹水を漲水した。（三月十一日作業着手以来、四月五日迄に比重二十度の新鹹約四百石が生製された（鹹水溜二個分）、前年より持越の鹹水は、収蔵時、比重二〇度六二〇石であったものが、今春の歩留は五割六分）

結晶掛け。　四月五日　晴

愈々、天候も定まり、結晶池の地盤も完成、塩夫長は笑顔にて結晶掛を命令した。~~塩夫長は~~そして比重計を携へ彼方、此方をせわしくかけ巡る。塩夫達は七人揃って小杷突を開始する。結晶掛や、採塩は忙しい、随分つらい仕事だが、塩田育の我々は、この結晶掛や、採塩程、愉快なものはない。一分間を争ふ仕事であるから、ついに晝食する暇もなく、午后一時迄、かかって、漸く結晶掛を終了した。今日は、三月下半期の給料支払日なのである。

塩夫長は午後、見張事務所へ給料受領の為行った。そして、その夜は、常になく上機嫌で、塩夫一同に対し、朝鮮焼酎、ビール瓶四本と、チヂミ、セルギ餅等を、馳走して、日頃の労苦を犒ってくれた。

俺達の塩夫長は貧乏で田畑も持てず塩田稼、専業の暮、僅かな給料にて多数の家族を養って行かねばならぬのに、如何に役所の仕事が大切とは云へ、俺達へ奢して呉れることは、気の毒な想いがした。

夜間作業　四月八日　晴雨

たしか、午前五時頃であろう、塩夫達がまだ心知よい夢路を辿っている時突然、甲高い塩夫長の起床の声に目覚めた。見ると、塩夫長は早や小倉の制服に紺脚絆の身仕度をしている。これは只事ではない。するど、天候悪変の為、採塩しろとの命令である。思えば一昨日頃より、風向が悪く、殊に、昨夜は朧月夜にて、若しや、天候が急変せぬかと心配されていた。塩田現場にては、塩夫長の注意により昨夕、採塩用の、大杷、小杷は下段の鹹水溜に並べて置いた。また塩籠、塩箒、塩寄小板は、塩庫の中に揃えて置いた。一方照明用のカンテラは芯を入れ、石油缶と共に物置へ。夫々、いざ鎌倉の場合を想定した出動準備は、出来ていた。その内、南方の空に鍋底の如き黒雲が立ちこめ、雷鳴が激しく鳴りだした。そして間もなく、塩田は、大夕立雨の気配となった。　着物の着換えと云うものは持たぬ俺達は作業服、兼、他所行の一張羅を、雨にぬらしたら、一大事と、バッチを脱いで、仕事にかかった。

夜明の朝は、今にも雨が降りそうである。それに寒気も加わり、塩夫達は心せかれ、思わず頓狂な奇声を発し乍ら、最高限度の馬力にて、大杷を引き採塩に従事する。一方、塩夫長、及、杷頭達は第二蒸発池の鹹水、及、予備注加鹹水の収蔵に忙しく立働いていた。

現在俺達が採塩している結晶面積は、約六〇〇坪である。この様に広い面積の採塩作業には、非常に手間がかかる。作業も、終了に近づいた頃より愈々雨も本降りとなってきた。早速採塩した塩には苫を被覆し、結晶水は鹹水溜に収蔵した。雨は次第に強くなり最初に収蔵した鹹水は比重二十四度五分、あったが、最後には二十度内外に稀釈された。そして午前八時

頃には結晶池の残塩も殆ど溶解してしまった。その頃俺達は皆、濡鼠の様になって塩夫舎へ引揚た。寒さと、疲労で誰も無言であった。尚、今朝の降水量は、十六粍、二の驟雨であったが、あの雨の中で立働いている、塩夫長の後姿を見るにつけ、つくづく感じたものだ。

塩田そのものを生命として活きている塩夫長は、粒々辛苦の結晶である貴重る塩が、この雨に、見るまに溶けゆく有様を見ては、恰も、我身が消え去るかとばかり、顔面蒼白となり、他所目にも、見るに耐えなかった。

思えば、俺達の塩夫長は、貧農に生れ、幼い時より恵まれぬ境遇に育ったとの由、丁度十四、五才の頃、広栄濱塩田が開設され、幸いにも、塩田の飯炊き塩夫に採用された。爾来、二十有余年間、粒々辛苦、塩田一筋に今日の地位を得た人だ。その人柄は、たれよりも塩田を愛し、それこそ塩田が、自分の生命の分身であるかの様な働きぶり、決して塩田を粗末にする様な人ではない。塩夫、風情の身として、おこがましい、云い分であるが、この様な、塩夫長が居ればこそ、今日の、塩田が築かれたのではないかと思った。

やがて、午後になり、天候~~恢~~回復の兆が見えて来た。塩夫舎で休養していた塩夫達は、一斉に塩田に出て、今朝、収蔵した、第二蒸発池の鹹水を、水車を使用して揚水、濾水した。また、一方に於ては、結晶池に十七、八度の鹹水を張水、雨後の地盤造りの準備を始めた。若し、明朝、天候が回復、~~[illegible]~~すれば、そのとき、この鹹水は一応鹹水溜に落し、そのあと、直ちて小杷掛、ローラ地固作業を施行して、第二回目の結晶掛作業に移る予定である。

採塩作業。　五月二十一日　晴

いつもの通り、朝、四時二十分頃、塩夫長に怒鳴り起こされた。数えて見れば四月八日の初結晶掛けから早や一ヶ月余も経過、塩田は、正に塩最盛期の五月なかばとなった。毎年の事ながら、塩最盛期の勤務時間は、朝の四時半より晩の八時頃迄に及ぶのである。そのせいか、頑丈な、俺達の体も、そろそろつかれをみせ、時折、作業中、居眠が催して来る。今朝の仕事は、塩夫全員にて結晶池の洗滌作業である。本作業着手に先立って先づ結晶池に差水を行ひ鹹水の量を増加せしめて後、作業を開始した。

洗滌作業は、小杷或は大杷にて、池水を攪拌、泥土を浮上させ、後、四方の水口を開放し、鹹水諸共、泥土を水路に流出せしめるのである。そして泥水は、一應送溝と稱する水路に集合せしめ、水車にて結晶池の上段に揚水、この池にて浮遊泥土を沈澱せしめる。作業は割合、簡単な仕事ではあるが、朝食前の仕事の為、体の疲労が甚だしい。午前六時には、本作業も終了した。その頃、塩夫舎に於ては、年少の飯炊塩夫が朝食を用意していて呉れた。塩夫一同は疲れた体に朝食をすまし、夫々温突に横になり休養をとった。

塩夫一同が、塩夫舎にて休憩している間に、初夏の太陽も昇り、先程、洗滌した結晶池の地盤は乾いてきた。午前八時半頃、塩夫達は再び塩田に出働、乾燥した、結晶池に、前日より用意された二十四度の鹹水を張水、本日の結晶作業を開始した。尚、本日の作業予定は次の通りである。

午前中は、結晶池上段に揚水した、洗滌泥の上澄液を鹹水溜に落し、沈澱土は、小杷にて取除、その跡、ローラ地固を行ひ、鹹水造に専念する。そして午后は第一蒸発池の苔取作業、及び、採塩作業に従事する予定である。

附記、結晶池、洗滌を行う理由。

塩最盛期に於ける、土床結晶池の地盤は、連日の採塩作業の結果地盤の緩みにより、土質軟化し池底の泥土は結晶塩と混合、黒色の結晶塩を産出する様になるのである。この為、土床結晶池に於ては、毎朝結晶池洗滌と稱する作業により池底の浮遊土を除去し品質向上の作業を行ふのである。尚、品質向上の為、役所に於ては、塩品質検査規定を設け、不良塩、生産者に対し、製塩加給支給の際、一割以内の減額申渡している。

六月一日、晴、採塩量

今日も、天気順調、気温日増上昇暑くなってきた。塩田作業は、さきに誌した、作業を、毎日繰返すに過ぎない。この辺で本塩田の採塩現況を示す。

本年、四月、五月に於ける天候は過去三ヶ年に比し良好にて、現在、採塩結晶坪数は既でに六八一二面坪に拡張されている。従って、五月末日迄の採塩成績は、四二、六四〇斤に達していた。この数字は本年の豫定採塩高八九二、〇〇〇斤に対し、四割六分。五月末日迄の豫定高に対し一割九分の増収となっている

参考の為、本年五月の気象状況を、過去三ヶ年の同月に比較すると次の如き結果となっていた。

年度別	蒸発量	降水量	摘要
大正十四年	一五四、粍一	九四、粍一	
昭和元年	一七六、六	七六、八	
〃　二年	一五六、六	六四、一	
〃　三年	二〇三、四	三九、一	本年度

結言

以上を以て、田中亀治氏の「塩夫舎の窓より」の作文は終っていた。

当時、塩田監督であった、田中さんは、官営塩田の従業員が、如何に苦心して、製塩作業に従事していたかを、塩夫をして語らせ、人々に伝えたかったものと思う。

（5）天日塩の生産高

天日塩の生産は、天候の如何により豊凶は免れないものである。また塩田地盤の良否、或は製塩技術の巧拙も生産に影響するところが大である。尚天日塩田は、築造後年々その生産額を増加するものにて一般に築造後七、八年経過し、初めて熟田となり完全なる生産能力を発揮するに至るものである。当所に於て生産する天日塩は、結晶粒形、組成分とも、外地より輸入する天日塩と殆と同様の製品にて、北鮮地方にて再製塩の原料、或はそのまま漬物用として、広く使用されている。左に昭和八年以降に於ける五ヶ年間の生産高を示す。

記　~~五ヶ年平均~~

塩田別	面積	昭和八年	九年	一〇年	十一年	十二年	平均
広梁湾	七七〇町歩	六三、六三三トン	四一、〇一五	八四、六五一	五六、九四八	六一、三九〇	六一、五三七
徳洞	二二三	一八、五九一	一二、四九二	二六、二三六	一六、〇九九	一九、五二〇	一八、五八六
貴城二区	一四九	一一、一四八	六、五六七	一四、九九二	九、六九六	一二、二五三	一〇、九三一
計	一、一四二	九三、三七二	六〇、〇七四	一二五、八六九	八二、八四三	九三、一六三	九一、〇四四
一町歩当		八二トン	五三	一一〇	七三	八二	八〇トン

天日塩の月別生産量

広梁湾塩田の製塩期は、毎年四月より十月迄の七ヶ月間である。而してこの七ヶ月間に於ける、月別の生産量は、過去五ヶ年間の実績によると次の如し。即ち、四、五、六の三ヶ月間は、朝鮮の空気乾燥期にあたる為、年間採塩量の約70%を生産する事が可能である。これに反し七、八、九、一〇の四ヶ月間は、雨期より次第に秋季となり、塩の生産は日増減し、全生産量の約30%を採塩するに過ぎない。左に月別生産の実績を示す。

記

区分	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	計
天日塩の生産	一一、八三六トン	二四、五八二	二六、四三三	一一、八三六	七、二八三	七、二八三	一、八二一	九一、〇四四トン
月別生産割合	一三%	二七	二九	一三	八	八	二	一〇〇%

天日塩の等級別生産量と品質

当所管内に於ける等級別生産量は、昭和十二年度に於て次の如き生産割合になっている。

記

塩田別	面積	一等塩	二等塩	計
広梁湾直轄	七七〇町歩	六一、〇三一トン	三五九トン	六一、三九〇
徳洞派出所	二二三	一九、二三〇	二九〇	一九、五二〇
貴城派出所	一四九	一二、二五三	ー	一二、二五三
計	一、一四二	九二、五一四	六四九	九三、一六五
生産割合		99%	1%	100

天日塩の品質分析表

区分		水分	夾雑物	塩化曹達	計
一等塩	最高	一〇、二六〇%	六、三五九%	八三、三八一%	一〇〇%
	最低	九、六七五	七、四三〇	八二、八九五	一〇〇
二等塩	最高	一一、四二三	七、〇一二	八一、五六五	一〇〇
	最低	一二、九六四	六、五六〇	七九、四七六	一〇〇

備考、当所分析室調査分

(6)　官塩の品質に関する資料

広梁湾塩田に於ては、毎年約九万とん内外の天日塩を、鎮南浦を起点として、各地の市場に販売していたが、官塩の品質について、市場の評価如何であったか、参考の為、~~当時所長、呉田吉之助~~氏の調査資料を掲記す。

この資料は、昭和十四年頃、京城市内の再製塩業者より、本局に対し官塩は、外地輸入塩に比し煎熬中粘りを生じ、歩留不良との苦情があり、これに対し同氏の答申によるもの。

官塩が再製塩原料として、煎熬中、液の粘る理由

従来、再製塩原料として、官塩を使用するときは、煎熬中、溶液粘り不適当なりとし外塩を使用しつゝあり。俗に溶液の粘ると云ふことは、夾雑物の多き事を意味するものにして、業者の言を帰納すれば、官塩は支那塩に比し夾雑物多きことを云ふことに帰す。而して本問題の結論を得るには、結局、多数の分析結果に徴する外なきも、今俄かに之を試験するを得ざるを以て、茲に、旧塩にして、粒形、色相、含有水分等、相似せる、材料を分析したる、第一表の結果に基き、これを見るに、液の粘る、最大原因を為す苦土、及び石灰類の含有量は、外塩の平均数三、二三六六

に対し官塩、（土床産）五、~~十五四~~一四三四、官塩（寛亭池産）~~四、~~五、四五六二の成績にしてまた、第二表に示す昭和二年度分析成績により夾雑物の平均数を比較すれば支那塩、五、八四、官塩、六、八六にして、これまた、官塩は支那塩よりも多量の夾雑物を含有す。以上の結果より判定すれば業者の云うところ妄擬の言に非ざるものと思考せらる。然らば何故に官塩が支那塩に比し夾雑物多きかと云うに支那塩は朝鮮内に輸入する迄に度々積換が行われ、其際、水分は勿論苦汁塩類の逸失の機会多きが為なり

官塩にて再製すれば歩留少き理由

官塩を原料にして、再製すれば支那塩、使用の場合よりも歩溜少しとはこれまた、業者の等しく認むる所なり。元来、歩留の多少は塩化曹達量の多少に起因するものにして昭和二年、朝鮮の市場にて販売したる官塩、及び外塩の一部平均、成分は第二表に示すが如し。官塩は水分多くして塩化曹達の量少く、再製原料として歩留少きは当然のこととす。

以上が、呉田氏の要旨であるが、官塩が、業者に喜ばれ取引されるには輸入塩の如く、少くとも半年以上、在庫せしものより市場に搬出する事が必要である。

第一表、官塩及び輸入塩定量分析成績

産地別	水分	夾雑物						塩化曹達	合計
		不溶解分	硫酸石灰	硫酸苦土	塩化苦土	塩化加里	計		
（官塩 カメ子 産塩）									
朱安二等塩	一〇、八九〇%	、八三九八	、六七四七	一、六一四九	二、二〇〇四	、四四一五	五、七七一三	八二、七七六二	九九、四三七五
南洞二等塩	九、〇六三	一、三一八六	、三三一〇	~~一、四七五七~~ 一、六七〇四	~~一、[illegible]~~ 一、四七五七	、三一五四	五、一四一二	八四、九一九三	九九、一一二四
平均	九、九七六	一、〇七九二	、四九七八	一、六六二七	一、八三八一	、三七八四	五、四五六二	八三、八四七七	九九、二七九八
（官塩 土床 産塩）									
君子二等塩	七、四四八	一、七二三〇	、六一四九	一、八七五九	二、〇四九六	、三九九五	六、六六二九	八五、一〇〇七	九九、二一一六
広梁湾二等塩	六、一九六	、八〇五二	、三三九七	二、八九二七	九八一七	、三五七四	五、三七六七	八七、八四〇〇	九九、四一二七
徳洞二等塩	五、一五六	、五三六八	、三九七一	一、六五一八	一、七三七九	、三五七四	四、六八一〇	八九、七一六八	九九、五五三八
南市二等塩	七、一九〇	一、〇八〇四	、三一二九	一、〇五三三	一、一三四一	、二七三三	三、八五三〇	八八、七六〇五	九九、八〇三六
平均	六、四九七五	一、〇三六七	、四一六二	一、八六八二	一、四七五八	、三四六九	五、一四三四	八七、八五四五	九九、四九五四
（輸入塩）									
関東州 ヒシカ塩	八、二八六	、四六〇八	、二二六五	、五三五一	一、一九五一	、二三一五	二、七四八九	八八、三八一〇	九九、四一六五
山東省 石島塩	七、五三〇	、六四四二	、二二八六	、七七九七	一、〇四九一	、二五三三	二、九五三九	八八、八九四五	九九、三七八四
青島塩	八、七五三	、九一七八	、二六九四	一、一一九一	一、四〇六六	、二九四四	四、〇〇七三	八六、四四〇	九九、一九九三
平均	八、一九〇	、六七四三	、二七四八	、八一一三	一、二一六九	、二五九三	三、二三六六	八七、九〇四六	九九、三三一二

備考、分析資料は、官塩、輸入塩とも、旧塩にして色相、水分等、可成相近せりと認めたものを採取せり

（第二表）官塩及輸入塩、市場販売品分析成績（昭和二年）

区分		採取場所	鑑定分析			分析件数
			水分	夾雑物	塩化曹達	
官塩		鎮南浦港	一〇、一〇%	六、四四%	八三、四六%	四
		仁川港	一一、八〇	七、二八	八〇、九二	七
		平均	一〇、九五	六、八六	八二、一九	
輸入塩	関東州	各輸入港	七、八八%	六、五三%	八五、五九%	一四
	山東省	〃	七、一九	五、二三	八七、五八	一五
	青島	〃	五、七八	五、七六	八八、四六	一一
		平均	六、九五	五、八四	八七、二一	

備考、分析資料は、各輸入港の貯蔵塩中より採取せるものにて市場搬出直前のものである。

製塩作業費

昭和九年度に於ける、広梁湾塩田、十町歩當の製塩作業費は次の如きものであった、左にその内訳を示す、

記

（第一表）

費目	塩田別	塩夫数	平均單價	金額
製塩準備作業 自三月一日 至三月三十一日	流下式	二七〇人	、五五円	一四八、五〇円
	汲上式	二八〇	、五五	一五四、〇〇
製塩作業費 自四月一日 至十月十五日	流下式	一、四六二	〃	八〇四、一〇
	汲上式	一、六六〇	〃	九一三、〇〇
合計	流下式	一、七四二	〃	九五二、六〇
	汲上式	一、九四〇	〃	一、〇六七、〇〇

備考．広梁湾塩田には流下式塩田、五九三町歩、汲上式、一七七町歩あり

流下式は、自然落差の為、作業に手間がかからない、これに反し汲上式は水車揚水方式の為、手間がかかる。

(1) 第一表の説明、製塩準備作業費、

本作業は、四月より着手する採塩作業の準備にて、第一蒸発池の藻苔類の除去、或は、冬期、休田中軟化せし地盤の地固、又は畦畔、水路等の修理を施工すると共に、採鹹作業が併行して行われる。尚、本作業の内第一蒸発池の苔取及び塩田地固のローラ曳作業は能率を高める為請負作業とし、採鹹、畦畔、水路修理等は常備塩夫にて作業を行ーう事になっている。作業費の内訳は次の如し

記

作業費目	面積	人員	單價	金額
第一蒸発池苔取費	一六、七五八面坪	一四〇人	、五五円	七七、〇〇円
同　上　ローラ曳費	一六、七五八	五六	、五五	三〇、八〇
第二蒸発池、結晶池、塩田手入及採鹹費	七、五九二	二〇〇	、五五	一一〇、〇〇
計		二七〇		一四八、五〇

備考、常備塩夫一日當の使役人員は三月一日より五日迄四人、六日以降三十一日迄七人とす。

(2) 製塩作業費

天日塩の採塩作業は、例年四月一日より十月十五日迄の一九八日間行はれる。其の内四、五、六の三ケ月間は、晴天が續き採塩の最盛期に當る爲、塩夫の使役數は、塩田十町歩當り八人乃至九人を使役する。然し、七月以降は雨期より次第に秋季に移行する爲、採塩量も減少し塩夫の人員は、七人より六人となる。左に九年度の十町歩當作業費を計上す。

記

期間	区分	一日當塩夫配置數 人員	一日當塩夫配置數 金額	期間中の合計 日數	期間中の合計 人員	期間中の合計 金額
自四月一日 至六月三十日	流下式	八人	四円四〇	九一日	七二八人	四〇〇円四〇
	汲上式	九	四、九五		八一九	四五〇、四五
自七月一日 至九月三十日	流下式	七、	三、八五	九二日	六四四	三五四、二〇
	汲上式	八	四、四〇		七三六	四〇四、八〇
自十月一日 至十月十五日	流下式	六	三、三〇	一五日	九〇	四九、五〇
	汲上式	七	三、八五		一〇五	五七、七五
合計	流下式			一九八日	一、四六二	八〇四、一〇
	汲上式				一、六六〇	九一三、〇〇

備考、以上が製塩作業費の基本となる金額であるが、其の年の氣象状況或は豫算に應じ、塩夫給の昇給、並び塩夫の増員等が行われる

(3)

昭和九年に於ては左記の如き、昇給、増配の~~塩夫給~~の支出がある。

記

区分	期間	日數	人員	單價	金額
塩田十町歩當、増配塩夫給	自三月二十四日 至三月三十一日	八日間	八人	五五円	四、四〇
	自四月二十一日 至六月二十日	七〇日間	七〇人	五五	三八、五〇
流下式汲上式共通	計				四二、九〇
昇給 定員九人に対し一日當三銭	自六月一日 至六月三十日	三〇日間	九人	九〇	八、一〇
昇給 定員八人に対し一日當二銭	自七月一日 至八月三十一日	六二日間	八人	一、二四	九、九二
昇給塩夫給	計				一八、〇二
流下式、汲上式共通	合計				六〇、九二

製塩作業に附帯する作業費

製塩現場に於ては、直接、採塩作業に従事する塩夫の外に塩夫舎に於て使用する飲料水の配給を専門にする飲料水運搬夫或は、塩田内を巡回、破損、製塩器具を修理する塩田大工、また製塩資材を運搬する、材料運搬夫等、塩田には、製塩作業に附帯する作業はこの外にも十からづある。左に昭和九年度支拂の附帯作業費の実績を示す。

(4) 広梁湾第四、五区塩田一四五町歩の附帯作業費

費目	数量	単価	金額	塩田十町歩当
飲料水運搬費	人夫二人 二二五日分 近 450人分	円 一、六〇 八〇	三六〇、〇〇	
塩田大工 器具修理費	大工二人 二四五日分 490人	一、五四 七七	三七七、三〇	
材料運搬費	六四荷分	一、二	七六、八〇	
現場事務所費	塩夫一人 二七五日分	七三	二〇〇、七五	
軌条修理費	人夫一人 七四日分	七〇	五一、八〇	
海水取入費	塩夫 四五人	五五	二四、七五	

費目	数量	単価	金額
夜警塩夫費	一九三日分	円 二〇	三八、六〇
塩夫治療費	現場急救薬品		三九、一五
塩田祭 塩夫慰安費	一〇二人分	三〇	三〇、六〇
製塩器具修理費	一四五町歩分		二八六、八九
			一、四八六、六四

十町歩当
消耗品 六、〇四 計 一九、五一
器具 一三、四七
総計 十町歩当
一〇二、二五

塩田修理費及採鹹作業費

天日塩田の蒸発池、結晶池は、毎年修理を行ひ、築造当時の原形を保つ様に心かけているが、年月の経過と共に地盤の沈下、或は風雨による土砂の流出、塩田害虫の発生等、常に多大の被害を受け、採塩量に重大な支障を及ぼす現状にある。従って、製塩現場に於ては、毎年製塩作業の終了した秋季、集中的に塩田修理を施行する。

但し製塩作業期中と雖も部分的修理を行ひ塩の増産に励んでいる。尚、秋季は塩田修理と併行来る年度の為に採鹹作業にも従事するのである。左に、その実績を示す。

（5）第四、五区塩田、十町歩当、秋季、塩田修理、及採鹹費

費目	期間	人員	単価	金額
塩田整理作業費	自十月十六日 至十一月十五日	塩夫 七三人	五五円	四〇、一五
結晶池面均修理費	同上	八二	五五	四五、一〇
鹹水造り作業費	自十月十六日 至十月三十一日	七〇	五五	三八、五〇
計				一二三、七五

（6）製塩作業費の集計

以上が昭和九年頃に於ける官営塩田の製塩作業費である。そして、一－九を集計すると、天日塩田十町歩に要する製塩費、左記の如し。

製塩準備作業費	流下式	一四八、五〇円	汲上式	一五四、〇〇円
製塩作業費	〃	八〇四、一〇	〃	九一三、〇〇
同上増配塩夫給	〃	六〇、九二	〃	六〇、九二
附帯作業費	〃	一〇二、二五	〃	一〇二、二五
整理作業費	〃	一二三、七五	〃	一二三、七五
計		一、二三九、五二		一、三五三、九二

尚、（6）表の集計を基礎とし、広梁湾出張所、全管内の一ヶ年に必要な塩夫給は次表の如きものである。

註。昭和九年度に於ける広梁湾出張所全管内の集計は、残念乍ら資料がない。

記

管内塩田	塩田構造と面積		計算の基礎	一ヶ年間所要塩夫給
広梁湾、直轄塩田	流下式	五九三町歩	十町歩当 一、二三九、五二円	七三、五〇四円
	汲上式	一七七	一、三五三、九二	二三、九六四
	計	七七〇		九七、四六八
徳洞派出所塩田	汲上式	二二三	一、三五三、九二	三〇、一九二
貴城派出所塩田	汲上式	一四九	一、三五三、九二	二〇、一七三
	合計	一、一四二		一四七、八三三

（8）塩業現業傭人、製塩加給金の支給制度

官営塩田に於ては、塩田従業員の製塩意欲を高める為、塩の生産額に対し製塩加給金を支給していた。塩田従業員は傭人として、役所より支給される、給料、賞与の外、更に製塩加給金の支給に依って、作業に励みを生じ、塩の増産上、非常に効果を、もたらしたのである。

るが、作業費とも実績

こゝにした。

昭和、八、九年度の塩生産高

		八年度	九年度
広梁湾	七七〇町	一〇六、〇五五千斤	六八、三五八千斤
徳洞	二二三	三〇、九八五	二〇、八二〇
貴城	一四九	一八、五八〇	一〇、九四五
計	一、一四二	一五五、六二〇	一〇〇、一二八

◎加給金支給率

	八年度	九年度
一等塩　百斤当	〇、円〇一一五	〇、〇一二〇
二等塩　〃	〇、〇〇七五	〇、〇〇八〇

和九年度支給額

八、七五五、円四一

三、三三二、八九

五、三八二、五二

八六、六四

一一、〇五

五一、二七

（1）製塩加給金支給内規

本制度は大正三年六月二十六日附　朝鮮総督府内訓第十四号、塩業現業傭人規定第七条により、作業奨励の為、事業手、塩夫長、及び塩夫に、加給金を支給すると規定されたのが、制度の発足であった。次いで、昭和八年現在の内規は、大正十四年五月十四日附　専売局内訓第三号の規定によるものである。それによると、内規の條項は次の如き条文になっている。

第五条　加給金の率、製塩実収高百斤に付　一等塩、一毛五厘
二等塩一毛以内

第六条　新塩田の加給率、一年を経ざるもの十割以内の増
二年〃　七割以内の増
三年〃　四割以内〃
四年〃　二割以内〃
五年〃　一割以内〃

第八条　前二条の規定により算出したる加給金額は35/100を事業手、塩夫長に支給65/100を塩夫に、作業の難易、勤務の程度を斟酌して分配支給す。

第九条　事業手、塩夫長に支給する加給金は、標準面積、標準作業能力に比し、小なるものは増。大なるものは減額す

塩業現業傭人、製塩加給金の支給制度

官営塩田に於ては、塩田従業員の製塩意欲を高める為、塩の生産額に対し製塩加給金を支給していた。塩田従業員は傭人として、役所より支給される、給料、賞与の外、更に製塩加給金の支給に依って、作業に励みを生じ、塩の増産上、非常に効果を、もたらしたのである。

この製塩加給金は作業の奨励金ではあるが、作業費とも実際する経費につき、その支給実績を記録することにした。

記

区分		昭和八年度支給額	昭和九年度支給額
製塩加給金支給総額		一三、二四二円一六	八、七五五円四一
内訳	塩田担当員	五、二〇二九〇	三、三三二、八九
	塩夫	八、〇三九、二六	五、三八二、五二
支給額	最高	一六八、七四	八六、六四
	最低	一六、七八	一一、〇五
	平均	八〇、〇四	五一、二七

（1）製塩加給金支給内規、

本制度は大正三年六月二十六日附、朝鮮総督府内訓第十四号、塩業現業傭人規定第七条により、作業奨励の為、事業手、塩夫長、及び塩夫に、加給金を支給すると規定されたのが、制度の発足であった。次いで、昭和八年現在の内規は、大正十四年五月十四日附、専売局内訓第三号の規定によるものである。それによると、内規の条項は次の如き条文になっている。

第五条　加給金の率、製塩実収高百斤に付　一等塩、一銭五厘
二等塩一銭以内

第六条　新塩田の加給率、一年を経ざるもの　十割以内の増
二年　〃　七割以内の増
三年　〃　四割以内　〃
四年　〃　二割以内　〃
五年　〃　一割以内、

第八条　前二条の規定により算出したる加給金額は$\frac{35}{100}$を事業手、塩夫長に支給$\frac{65}{100}$を塩夫に、作業の難易、勤務の程度を斟酌して分配支給す。

第九条　事業手、塩夫長に支給する加給金は、標準面積、標準作業能力に比し、小なるものは増、大なるものは減額す

第十条　事業手、塩夫長は、成績の良否に應じ、前条の支給額に対し尚　左の割合による金額を増減することを得

(1) 塩生産の多寡に依るもの　二割以内

(2) 塩田管理の良否によるもの　三割以内

(3) 塩の生産費の多寡によるもの　二割以内

(4) 塩の品質の良否によるもの　一割以内

5 製塩器具及塩田造営物
保管の良否によるもの　一割以内。

備考　塩夫の加給金支給の計算は、出勤日数の多寡により支給額を定む。

(9) 天日製塩の器具、及資材

天日塩田、十町歩に対し必要な製塩器具の所要数量、及び経費等について、昭和十年、本局調査によると、当時の金額にして三四七円七六銭となっている。内訳は左記の通り。

記

品名	数量	單價	金額	材質	寸法・容量
製塩器具(12)					
水車	七台	二三、〇〇円	一六一、〇〇	杉材	直経六尺、別紙内訳
大杷	六本	二、二〇	一三、二〇	櫻材	板巾一尺長五尺五寸厚一寸 柄の長八尺 末口一寸
小杷	六本	、九〇	五、四〇	〃	巾、七寸 長二尺一寸、厚八分 柄長八尺 末口一寸
塩籠	三三個	、五五	一九、二五	竹材	内径一尺八寸 深さ七寸 編竹巾一分五厘 厚五厘
塩笊	六個	、二〇	一、二〇	〃	縁廻 三尺八寸 深さ五寸
柄杓	六個	一、二〇	七、二〇	杉材	内径上巾八寸 底七寸 柄一寸四分 丸形、
担棒	一〇本	、四〇	四、〇〇	アカシヤ	長、五尺五寸 中央廻り五寸内外
比重計	三本	、八〇	二、四〇	硝子材	ボーメー度
角燈	二個	、五〇円	一、〇〇円	木製	硝子板はめ込みローソク用
硝子燈	六個	一、四〇	八、四〇	鉄板製	石油ランプ用、夜間照明用
手提電燈	三個	、五〇	一、五〇	電池	
水車立棒	一四本	、五二	七、二一	杉丸太	長十二尺、末口一寸二分
硝子燈立棒	一〇本	、五〇	五、〇〇	杉丸太	
塩搔	一〇本	、四五	四、五〇	竹製	
塩田修理器具(13)					
ローラー	五個	一二、〇〇	六〇、〇〇円	花崗岩	径一尺一寸 長二尺五寸 三回叩 粗磨
ローラ枠	五〃	二、〇〇	一〇、〇〇	樫材	
擡畢	五個	一、〇〇	五、〇〇	木製	運搬器具、サゲ
丸シャベル	五個	一、〇〇	五、〇〇		
角シャベル	四〃	一、〇〇	四、〇〇		
カレー	一本		一、五〇		
叩	三個	一、〇〇	三、〇〇	櫻材	巾六寸、長七寸、厚三寸 柄、三尺五寸

土羽板	三、本	、八〇	二、四〇	堅木	長二尺巾八寸厚二寸柄長四尺
ローラ板	二、枚	一、〇〇	二、〇〇	紅松板	長三尺巾一尺厚一寸五分
歩板	一、枚		二、〇〇	紅松板	長、十二尺、巾八寸、厚二寸
従打	六、個	一、二五	七、五〇	堅木	上巾六寸、下巾八寸角、厚五寸柄長五尺
ブラン大杷	二、本	、八〇	一、六〇	櫻材	長、五尺五寸、ブラン巾長五寸
ローラ軸	一〇、個	、二五	二、五〇	堅木	支那麻、一千二七〇匁
計			三四七、七六		計二十七品目

外に消耗器具として、結晶池用水口板あり。

水口板（大）	一五〇枚	、一九三円	二八、九五	紅松材	上巾二尺底巾一尺二寸高一尺厚さ八分
同（小）	四五〇枚	、一〇一	四五、四五	〃	上巾一尺五寸底巾一尺高七寸厚さ八分
			七四、四〇		

（備考）水車の寸法、材料

一、踏木 十七個 巾八寸
一、羽根板 巾八寸 長一尺二寸
一、日足 三十四本 大分角 長三尺
一、心木 樺、径三寸五分長一尺二分
一、輪 全二ケ 座金二ケ
一、輪板 巾九分 厚三分 長二間もの三枚
一、胴板 巾一尺、厚五分 一台当二枚
一、腕木 巾一寸四分厚一寸二分 二本
一、底板 巾一尺一寸厚三分五厘 一台当九尺
一、鴨居 巾二寸三分厚一寸 一尺八寸 一本
一、敷木 巾二寸五分 厚一寸五分 長二尺四寸 一本

製塩資材の價格、及取扱方法

製塩資材の濫費を防ぐ為に、出張所に於ては、塩田担当口足に対し、塩田十町歩当の修理費豫算を配付し、修理費の多寡により製塩加給金に影響する制度を設け節約につとめた。左に、資材の價格及、塩田十町歩当の修理費を示す。

(1) 資材の價格

記

大杷柄	一本	二、五〇円
小杷柄	〃	一、七〇
孟宗竹	〃	一、五〇
柄たわし	〃	二、一〇
石油	一缶	二、六五
ロープ	一本	、〇〇九
マッチ	一ヶ	、三三
ランプホヤ	一本	、〇四五
同芯	〃	、〇〇七
水車日足	一本	、〇五六
〃輪板	一枚	、〇六五
〃軸木	一ヶ	、五〇
叺	一枚	、〇七三
縄	キロ	、〇二二
串杭	一本	、〇二二

木炭	キロ	、〇三三
竹ホーキ	一本	一、一〇
板硝子	一枚	一、五三
セメント	一袋	一、三三
アンペラ	一枚	、二四〇
石ケン	一ヶ	、〇八〇
針金	キロ	、二〇
釘	キロ	、八〇
角杉材一寸角	二ト	一、二五
一寸五分角	一本	三、〇〇
二寸角	〃	五、一〇
三寸角	〃	九、〇〇
丸太末口三寸	六尺	三、一〇
〃	九尺	四、三〇

レール	一本	三、四〇円
枕木	〃	、〇五五
ペーシ	キロ	、〇二三
モール	一本	、〇一一
スペイキ	〃	一、〇九
ビアリング	一ヶ	一、四五
鉋 全大		、四五
軌条	一哩	六、〇〇〇、〇〇円
松板大分板	二ト	、八〇
〃 八分	一枚	一、一七
〃 一寸厚	一枚	一、四五
檜板	二ト	二、四〇

（2）

塩田十町歩当製塩器具修理費

器具修理費	一三、三七円
消耗品費	六、一四
計	一九、五一

(10)

製塩従業員と塩田協會

専賣局は、製塩従業員の福祉向上の為、塩田協會と稱する任意団体を設立、多年に亘り塩務行政の上に効果を挙げてきた。担当者は、塩務係の本多力之助氏であった。仕事の内容は、備地、張島の従業員に対する日用品購入配給施設、並びに子弟の教育、或は保健、娯楽等に関する設備、共済制度の指導等が行われていた。

左に、広梁濱出張所支部が、行っていた事業の一端を示す。

昭和九年度塩田協會費収支計算

収入之部		摘要
前年度繰越金	四、五〇三円	
所員協會費	一、三四三	會費は月給の $\frac{2}{100}$
塩夫協會費	一、七三七	月収 日給の $\frac{1}{100}$
預備金返納	三、四三六	
預金及金融利子	三四五	銀行利子及所員に対する金融利子収入
雑収入	一八五	職員倶楽部玉突ゲーム代、外土地貸付代
計	一一、五四九円	
支出之部		
所員共済費	一、六六九円	退職脱退金 一、二二九円 病気見舞金 一一〇円 葬弔費 三二九
同娯楽費	二九六	倶楽部に於ける演藝催し
塩夫保健費	五四九	急救薬購入費
預備金貸出	三、四八八	所員に対する金融貸出
塩田祭費	一四二	塩夫運動會
事務費	五二	協會事務担当者手当
徳洞、貴城支部費	一〇〇	
計	六、二九七	
差引	五、二五二	翌年度繰越

備考、退職、又は轉勤の際支給する脱退金は次の如きものであった。

月給	一ケ年当脱退金
300円	25円
200	22
150	20
100	17
50	10
45	8
35	6

出産祝

120円以上	7円
110	6
70	5
40	3
12未満	2

一二、貴城派出所轉勤

第四次塩田拡張計画に基く、貴城第三区五〇七町歩の天日塩田は昭和九年十二月、工事費、五六九、二二〇円、工事期間、二ケ年を以て粗工事を完了、請負者、長門組より専売局へ引渡されたのである。 私は当時広梁湾第六区塩田監督であったが、昭和十年二月二十日附にて、貴城第三区A塩田、一八二町歩の仕上工事を命ぜられ、貴城派出所に轉勤した。

本工事の目的は、塩田蒸発池、及び結晶池の落差について、堰切検査を行ひ、不良箇所は、工事請負人に手直をさせる事、そして、手直完了部分より派出所直営による、塩田蒸発池、結晶池、地盤鋤起、練固め等の鹹水漏水防止作業へ移行する作業であった。

仕上工事の概要

塩田内部の堰切検査は、A塩田所属の九人の塩夫長と共に四月十五より着手した。

塩田落差検査格数、一五二二格、測点、一五〇〇〇回、水準測量の検査と手直作業は約二月半の時間を必要とした。

次に、塩田地盤の漏水防止作業は、一部工程掛と直営作業にてより六月十九日より着手する段取となり、受持塩田一八二町歩の完了は十月十五日迄となった、尚、本期間中、漏水防止作業完了塩田より順次、製塩作業に移行、初採塩は、九月十五日となった。

以上が、仕上工事の概要であるが、本工事は朝鮮天日塩田の實態を知る上に、参考になると思い、当時の書類をとりまとめ、記録書類として残すことにした。

一三、貴城第三区塩田築造、仕上工事の記録

はしがき

朝鮮に於ける、天日塩田の築造工事現場は、半島、西海岸特有の干満の差、激しい、デルタ地帯である

塩田築造工事は、このデルタ地帯に存在する、無数の澪筋を土木工事により埋立、或は削取り、防潮堤防を築きつゝ、塩田地盤を造成する工事である。従って、工事完了後と雖も、地盤沈下を起し、塩田として、使用する事は不可能の状態にある。

この為め、専売局に於ては、請負工事に依って一応完成された塩田を請負業者より引取り、直営にて、更に仕上工事を行うのが慣例となっている。

(1) 貴城第三区塩田の概要

本塩田は、朝鮮平安南道龍岡郡貴城面の干潟地に築造された、塩田にて、面積五〇七町歩あり、朝鮮総督府が、塩の自産自給、達成の為に五六九、二二〇円の築造費を投し、二ヶ年の歳月により完成した塩田である。

記

一、位置　朝鮮平安南道、龍岡郡　貴城面干潟地
一、工事面積　六六七町歩ノ内、貯水池を除外した塩田面積五〇七町歩
一、築造工事費　五六九、二二〇円
一、天日塩生産見込　四〇、五六〇瓲、一町歩当　八〇瓲
一、防潮堤防延長
一、工事請負者　京城府、長門組　五島栄三
一、工事期間　起工昭和八年六月　竣功昭和十年十一月
一、工事所要人員　延、四〇七、二一九八
一、工事担当者　広梁湾出張所長、真田吉之助

(2) 貴城派出所について

貴城派出所は、第四次塩田拡張工事の拠点として設置された役所にて、管内に、貴城第二区塩田、一四九町がある。築造後、十四年を経過一町歩八〇瓲の天日塩を生産している。庁舎は元邑里にあり、職員

配置は所長の榎田氏以下左記の方々が在勤して居られた。

記

派出所長
技手榎田蔦吉氏

庶務係　庶務職員四名　巡視小使三名　塩田監視四名　一一名
事業係　塩田監督四名　塩夫長三四名　ポンプ係六名　四四名
土木係　土木職員四名　工夫三名　七名
計　六二名

（3）塩田竣功検査及び手直作業

塩田が、竣功した場合蒸発池、及び結晶池各段の落差検査は塩田監督員が実施する。

検査法は水準測量法に依る。検査の結果不合格の場合は工事請負人に対し手直を命じ、設計通の落差に築造して行くのである。

尚、水準測量の基準は、派出所が測定したBMによること、そして、検査塩田の格数、及び一格当、測点のとり方、検査、不合格の基準は次の通りである。

記

（1）第一蒸発池、第二蒸発池、結晶池の、塩田一格当りの測点は、面積一、八〇〇平米以上、一〇点、四〇〇〜七二〇平米、八点、四〇〇平米以下六点とし、夫々の平均点を、地盤高とする。

（2）塩田落差不合格の基準は設計地盤高に対し、一糎以上の高低差ある場合、不合格とし、手直を命ずること。

（3）塩田落差検査格数、第一蒸発池五段、第二蒸発池、結晶池四段、塩田格数の総合計は一、一五二格であった。

本作業は、A塩田所属の左記九人の塩夫長と共に、四月中旬より着手したが、何分にも二百町歩の広大な塩田の為、約二ヶ月半を要し六月下旬、完了した。

貴城第三区内塩田、所属、塩夫長氏名

金昌玉　朴権模　金昌浩　関発六四郎　趙志瑞
宗恵三　黄進玉　趙仁旋　計九名

(4) 塩田地盤、鹹水の漏水防止工事

塩田築造、直後の塩田地盤は、鹹水の漏水、原因となる。かに、ごかい、地虫、等の生物が、発殺、棲息、地中に穴を掘り、塩田に大被害を能えるのである。

従って、新塩田に於ては、製塩作業に移る以前に、之等、害虫駆除を充分施行、その上にて、第二蒸発池及び結晶池の塩田地盤を堀起し、海水にて練固め、鹹水の涌水を防止する

作業方法。　出来高工程払方式による一人当工程、（一人当賃銀大〇当）

一、鋤起作業、　シャベにて地表を深さ三〇糎以上鋤起す一人当、一八五、七平米

一、練返作業　塩田一格当、従、横三回、足にて練返す一人当一四四、四平米

一、地固作業　石製ローラにて従横十文字五回地固する一人当一七三、三平米

本作業は、天日塩田の築造工事中、特に労力を必要とする為、請負作業に附した。工事請負者、及契約事項は左記の通り

一、工事請負者　龍岡郡貴城面花島里　洪観喜

一、契約事項　人夫賃支払は工程払とし一日当三〇〇人の人夫を供給すること

人夫供給期間　昭和十年五月二十五日より
同年九月二十五日迄

一、附帯事項　人夫賃の一割以上を自己の所得とする事を得ず
官有器具を亡失した場合、賠償する事

一、契約月日　昭和十年五月十四日。

請負工事仕様書

一、鋤起作業

本工事は、第二蒸発池、結晶に行うものにして、深さ三〇糎を鋤起し土塊の乾燥を謀り、鋤起の際土塊の砕けざる様、且つ、通風の良好なる様鋤起すべし

一、海水練返作業

本工事は鋤起土塊の乾燥充分にして海水を注ぐ時は、自然に溶解する時期に行うものにして、先づ海水を充分注入、従横、各三回、以上練り、特に畦畔の周辺は入念に行わしめ土塊のなきに至りて止むものとす。斯くて練返しを終りたる時は、大杷を以て、面均を充分に行ひ、周囲は、小杷を以て雄水を、良好ならしむる様、中央に向ひ膠土を突き入れ、面均を行ひ、後、

排水をなし乾燥せしむべし。

一、ローラ曳、地固作業

練返し後の塩田地盤、乾燥、適当なる時期を見計、ローラ一回曳を行ひ、更に乾燥せしめ二回、三回と、ローラ引を行う時は、地盤に自然狂を生ずるを以て、海水を漲水、面均を行ひつゝ再びローラ曳を、行うものとす。尚本作業の請負曳は従横、十文字五回曳とす。面均は派出所常備塩夫が施工する。

塩田担当者の作業打合事項

六月十八日、担当員九名を、見張所に集め、作業段取につき、次の打合せを行った。

工程掛の手抜を防止する為、塩夫長は共同して指導にあたる事。

練返作業に必要な海水の水車汲上、或は排水、地均等の技術を要する作業は、常備塩夫を使用すること。

塩田担当員は、人夫の出面数及び作業面積を調査、毎日報告すること

作業工程による賃銀の支払は、人夫供給者に支払うこと。

貴城第三工区塩田、仕上工事、実績

本作業は、六月十九日より左記日程により各号塩田の作業が進められ、全塩田の作業完成迄には約、四ヶ月の日数を要した、以下、各号塩田の、作業日数、人夫賃の支払実績を計上する。

記

号別	作業面積（平方米）	作業日数	人夫数	人夫賃	作業着手	完成月日
一	六〇、三七五	一六日	五〇〇人	八四一、九八円	七月四日	八月二十九日
二	五六、一八一	一二	四二六	六〇九、三六	七月一日	八月十日
三	六〇、八二一	一三	三四七	八〇二、四四	七月一日	八月十日
四	八九、〇九二	二六	六四七	一、二四四、六四	八月十一日	九月三十日
五	五七、六四一	一八	四九一	六二五、二六	七月一日	八月十一日
六	四六、八七一	一二	三〇六	五〇八、三八	六月十九日	八月十日
七	六〇、五二七	一三	四五一	六五六、五二	八月七日	八月二十九日
八	六一、五〇五	一六	三六九	六〇九、六六	六月二十五日	八月十一日
九	六三、九三二	二三	三八〇	九〇四、五五	八月二十七日	一〇、一五日
計	五五六、九四五		三、九一七	六、八〇二、七九		

（5）新塩田の製塩作業開始

A塩田監督区に於て、仕上工事が、一番早く完成したのは、大号塩田であった。従って、八月六日には、早くも、第一蒸発池、一段目に比重二度の海水を張水する事が出来た、この海水は、八月の太陽熱と塩田従業員の努力により、九月十一日には、結晶池下段に於て、二十四度の鹹水を採集する迄になった。そして、九月十五日、午後、五時、終に貴城第三区塩田に於て、初採塩の作業に成功する事が出来た

採鹹日誌

月日	天候	比重観測	比重	月日	天候	比重観測	比重
八月六日	晴	第一、一段	二、〇度	八月十三日	晴	結晶池四段	一三、〇度
七日	晴	三段	三、〇	九月三日	晴	同	一五、〇
八日	曇	第二、五段	四、〇	九月九日	晴	同	一九、〇
九日	晴	結晶池一段	七、〇	九月十日	晴后雨	同	二六、〇
十日	晴	結晶池四段	一二、〇	九月十一日	晴	同	二四、〇

天日塩、初採塩の状況

製塩作業の体制に入った、塩田現場には、既でに、塩倉、塩夫舎が建設され、初採塩を待つばかりになった。また、それと歩調を併せ、塩田担当員、塩夫の作業態度にも緊張の高まりが感ぜられる、

九月十二日、晴天　見張所裏、結晶池、四格、四七〇坪に張水された、二十四度の鹹水は一夜鹹水溜へ収蔵、その跡、池面の泥土を小把にて排出し結晶池用の地盤造りが行われた、

朝鮮の北西部、貴城塩田の九月は、八月に比し、気温は一般に低下する~~低下の日が多くなる~~。

九月十五日、晴天　前日結晶掛を行った結晶池には、天日結晶~~附着し~~の層が完成し、午後四時頃には着塩増大、愈々初採塩を行ふ事になった、初採塩に従事したのは大号塩田の塩夫九名、及び塩夫長、趙志瑞、である。四名の塩夫が大杷を使用、結晶塩を畦畔近くに引寄せ、三角形の小山を盛立てて行く、その跡、三名が、真新しい塩籠に初塩を盛り塩堆場へ運搬した、

私は、この日を祝い、見張所に於て、ささやかな、祝宴を催した、

次に、一号、二号、四号、九号を除く、其他の塩田は、九月二十二日より製塩作業に移行、夫々左記の通り、初採塩を行った。

記

塩田別	九月二十四日	九月二十六日	九月二十九日	計
三号	七〇斤	三六〇斤	｜	四三〇キロ
五号	七〇	三五〇	｜	四二〇
七号	二八〇	五四〇	｜	八二〇
八号	｜	｜	七〇〇	七〇〇
計	四二〇	一、二五〇	七〇〇	二、三七〇

備考、以上を以て、初採塩の状況を誌したが、製塩作業に使用した塩夫数、及び賃銀の支払額は左記の通り

記

七月分 八月分 九月分	一日当、塩夫の使用数、一〇九名 賃銀、七三円〇三〇 平均単価七六銭

一ヶ月当塩夫の延使用数、及賃銀支払		
七月分	三、三七九人	二、二六三、九三
八月分	三三七九	二、二六七、九五
九月分	三、二七〇	二、一九〇、九〇

(6)

新塩田、仕上工事完了、翌年度に於ける、天日塩生産実績

本塩田は、愈々、翌年三月より本格的製塩作業に移行したが昭和十一年十月末日に於て、予定高に対し約十二割の成績を収めた。

塩田別		塩生産予定高		塩実収高		生産歩合
		数量	一町歩当	数量	一町歩当	
一号	二〇町歩	三三〇、〇〇〇キロ	一六、八〇〇キロ	一九六、四六〇キロ	九、八二三キロ	五割八四
二	一八	三二四、〇〇〇	一八、〇〇〇	三四九、九二〇	一九、四四〇	一〇、八〇
三	二〇	三八〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、五二
四	二九	四五八、〇〇〇	一五、八〇〇	四八八、〇七〇	一六、八三〇	一〇、六五
五	二〇	三八〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	四一一、九二〇	二〇、五九六	一〇、八三
六	一五	三〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五八一、二五〇	三八、七五〇	一九、三七
七	二〇	三八〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	二四、〇〇〇	一二、六三
八	二〇	四〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六四〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	一六、〇〇
九	二〇	三四〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	一一、一七
	一八二	三、二九八、〇〇〇		三、九二七、六三〇		一一、九一

財団法人 友邦協会

仕上工事.説明圖面　▨ 鹹水漏水防止.練固工事施行箇所

数字（實三区三号塩田）
縮尺 $\frac{1}{200}$ m
1セ＝4.20米

（イ）塩田の構造。（五町歩を以て一単位とする）（四九、二〇〇平米）従長四〇〇米 横巾一二三米

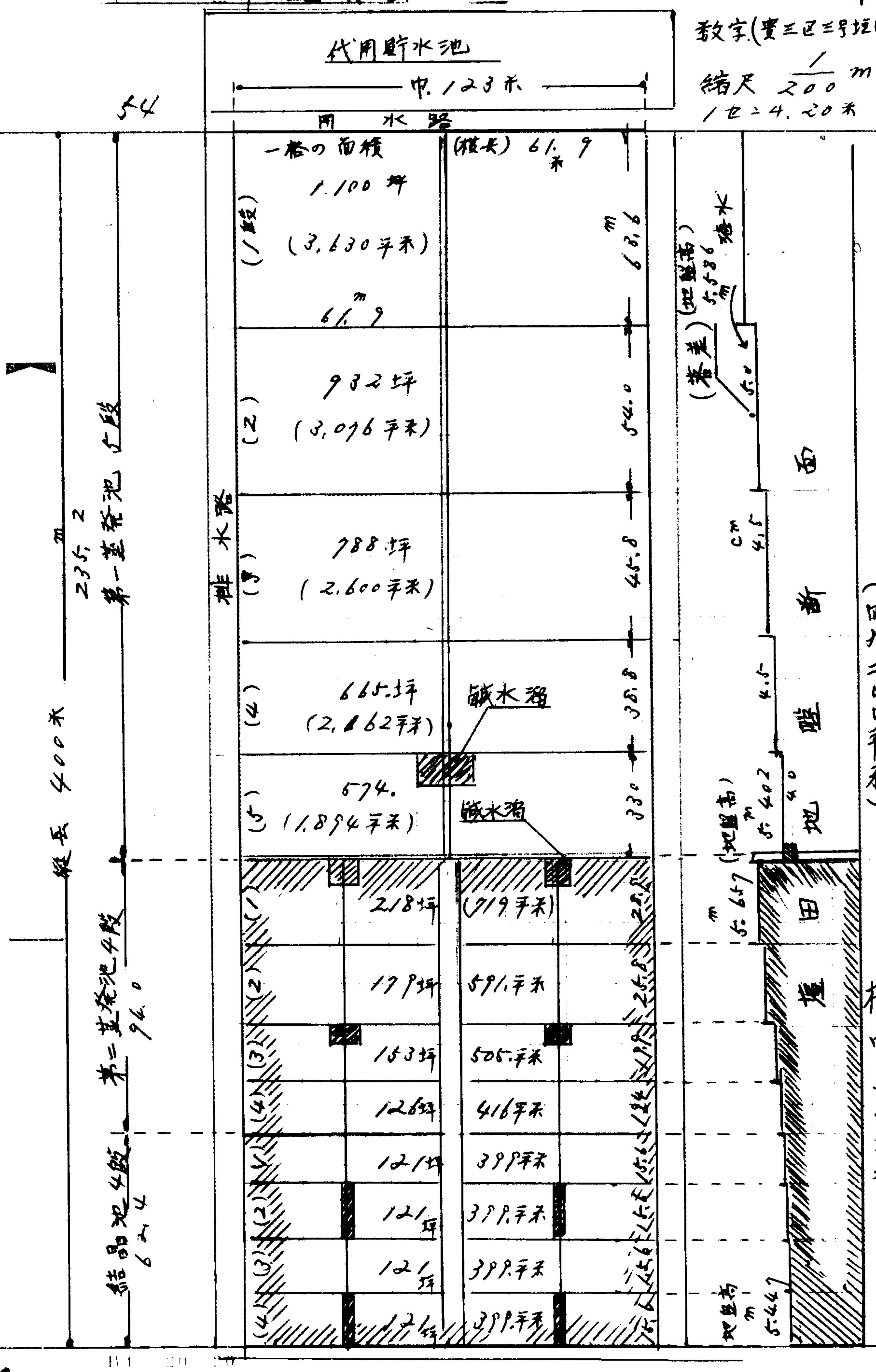
代用貯水池
巾.123米
用水路
54
一格の面積
（横長）61.9米
1.100坪
（3,630平米）
（1段）
61.9m
63.6m
932坪
（3,096平米）
（2）
54.0
788坪
（2.600平米）
（3）
45.8
665坪
（2,162平米）
（4）
38.8
鹹水溜
574.
（1,894平米）
（5）
33.0
排水路
縦長 400米
235.2m
第一蒸発池 5段
第二蒸発池 4段
96.0
結晶池 4段
62.4
218坪
（719平米）
179坪
591.平米
153坪
505.平米
126坪
416平米
121坪
399平米
121坪
399.平米
121坪
399.平米
121坪
399.平米
（1）
（2）
（3）
（4）
25.8
25.8
19.9
16.4
15.6
15.6
15.6
15.6
（基盤高）5.586m
（落差）
5.0
4.5cm
4.5
4.0
（地盤高）5.402m
5.657m
地盤高 5.447m
田
塩
海
堤
畑
田
地

仕上工事を施行した、塩田の説明

天日塩田は、大概ね、五町歩を以て一単位として、地割されている。

そして、塩田内部の構造は、次の如き設計になっている。

記

区分		五町歩当面積	一格当面積	面積割合
第一蒸発池	1段	7.260 平米	3.630 平米	
	2	6.152	3.076	
	3	5.200	2.600	
	4	4.324	2,162	
	5	3.788	1,894	
	計	26.724	13.362	65%
第二蒸発池	1段	2,876	719	
	2	2,364	591	
	3	2,020	505	
	4	1.664	416	
	計	8.924	2,231	20%
結晶池	1段	1.596 平米	399 平米	
	2	1.596	399	
	3	1.596	399	
	4	1.596	399	
	計	6.384	1.596	15%
合計		42.032 平米	17.189	100

三、貴城第三区塩田の構造。①

①塩田敷地

総塩田面積	四三七、五（町歩）
鹹水溜〃	一一、二
水路畦畔〃	五八、三
塩田内部の計	五〇七、〇
貯水池面積	九一、四（町歩）
堤防敷〃	三九
排水路〃	二一、七
軌條道路〃	三三、一
貯塩場〃	四〇
其他〃	五七
塩田用地の計	一五九、八
合計	六六六、八

②貯水池及水閘と水門。給水面積

			（揚水面積）	敷高
第一貯水池面積	二一、七（町）	鉄筋コンクリート製（水門八）一基	三〇〇町	三、九三（米）
第二貯水池面積	一三、一	〃（水門四）一基	二〇七町	
計	三四八			

③海水送水路（構造盛土）

区分	延長	勾配	給水区域	天巾	標高
山手側	二、三〇〇米	二、五〇〇分ノ一	一四五町歩	四米	七、六米
海手側	二、〇七〇	三、〇〇〇分ノ一	一四六	三、〇	八、二
計	四、三七〇				

④防潮堤防

区分	標高	天巾	法面
甲種堤防	八、五米	五、〇米	1.5割～2.0
乙種堤防	八、一九	三、〇	1.5～2.0

塩田構造物②

⑤貯水池堤防

区分	標高	天巾	法面
甲種	八、五〇米	五、〇	内一、五 外二、〇割
乙種	八、一九	三、〇	〃
丙種	七、八八	二、〇	〃
丁種	七、〇〇	二、〇	〃

⑥排水伏樋（鉄筋コンクリート製）

区分	敷高	排水断面	排水面積
一号	四、六米	二、二五米	七八町歩
二	四、四	二、二五	七五
三	四、六	一、七四	四九
四	四、六	一、七四	八六
五	四、六	二、〇三	八四
六	四、六	一、七四	六〇
七	四六	二、二五	七五
計			五〇七

⑦第一貯水池海水揚水設備

電動機	五〇馬力	二台	三相交流高圧 八七五回回転数
ポンプ	五五〇粍 ヒューガル	二台	回転数五四五回 揚程五米
一時間当揚水量	一、五二九千立		
一時間当電力量	三一吉		
電力費	一円七四		

⑧塩田内部鹹水揚水ポンプ

三馬力電動揚水機

設置場所　三区十七号、第一蒸発池下段

一四、貴城第四区塩田の築造工事完成と仕上工事担当

本塩田は、第三区塩田、同様、第四次塩田拡張計画に基き、築造された塩田にて、面積五三二町歩、工事完成は昭和十二年三月である。

私は、昭和十二年四月、本塩田のA区一九九町歩の監督を拝命、再び、仕上工事を担当する事になった。

仕上工事は、第三区と同様、塩田落差、及び塩田地盤の漏水防止作業である。塩田落差検査は、塩夫長十名と共に、四月上旬より着手約二ヶ月にして終了、引続き塩田地盤、漏水防止作業に移行した、然し本作業は、南鮮移民を使用する直営作業となった、当時貴城に於ては、相次ぐ塩田拡張の為、地元塩夫の大不足を招く事となり、出張所に於ては、南鮮地方に所員を派遣し極力人夫募集を行ふ事になった

その結果、本塩田の仕上工事は六十八名の南鮮移民を迎え、八月上旬より作業に着手する段取となり、十月下旬迄に無事、本作業を終了する事が出来た。

(イ)貴城第四区塩田の概要

一、位　　置　朝鮮平安南道貴城面干潟地
一、工事面積　貯水池面積を除外した塩田面積五三二町歩
一、天日塩生産見込　四二、五六〇瓲　一町歩八〇瓲
一、防潮堤防延長　四、七三五米
一、築造工事費　七七三、四七一円　別紙内訳の通り
一、工事請負者　京城府西本組京城支店、同俊雄
一、工事期間　起工、昭和十年九月　竣功、昭和十二年十二月
一、工事所要人員
一、工事担当者　広梁湾出張所長技師、兵田吉之助　技手木吉一郎　技手草野弘郎
一、仕上工事担当者

			担当面積
A塩田、	技手、	石川武吉	一九九、町歩
B塩田	技手	薮崎猥一	一九四、
C塩田	雇員	松田段之助	一三九、
計		四名	五三二、

貴城第四区塩田築造工事費（塩田面積五三二町歩）

費目	数量	単価	金額	摘要
防潮堤防工事				
外堤、潮止盛土	一〇二キロ立米	四九〇.〇〇円	五〇、〇八七.〇〇円	別紙設計書通リ
外堤、張石、甲	二、三七五米	二九.〇四	六八、九七〇.〇〇	〃
外堤張石、乙	二、三六〇	二六.三〇	六二、〇七〇.〇〇	〃
外堤、法留工	四〇〇キロ立尺	五五.〇〇	二二、〇〇〇.〇〇	〃
大潮最終締切工	三ヶ所	八五〇.〇〇	二、五五〇.〇〇	〃
貯水池堤、土留工	六、三一八米		三九、二九八.八〇	三、〇〇〇米、五円八〇 三、三一八　六、六〇 単価
雑費			五、八二四.二〇	
計			二三一、〇〇〇.〇〇	材料費 三一、〇一九.〇〇円 労力費 一九九、九八一.〇〇
塩田内部工事				
整地、切土工	九一三キロ立米	三二〇.〇〇円	二九二、一六〇.〇〇	別紙設計書通リ
整地、盛土工	九二一キロ立米	—	—	切土流用無代
面均工	一式	—	五三、三三八.〇〇	
雑費	一式	—	一三、六五八.〇〇	
計			三五九、〇〇〇.〇〇	材料費 七、〇四六.〇〇円 労力費 三五一、九五四.〇〇
塩田建造物工事				
鉄筋コンクリート水閘	二ヶ所	二一、七〇〇.〇〇円	四三、四〇〇.〇〇円	別紙設計書通リ
鉄筋コンクリート伏樋	六ヶ所		二九、〇七〇.〇〇	
道路木橋	二ヶ所		三〇、三一〇.〇〇	
内部建造物	一式		四〇、五一〇.〇〇	
計			一四三、二九一.〇〇	材料費 一一三、七二六.〇〇円 労力費 二九、五六五.〇〇
海水揚水設備工事				
第一揚水場ポンプ室	亜鉛葺平屋一棟 建坪二三、五坪			
其他新築工事	一式		二〇、六八〇.〇〇	別紙設計書通
第二揚水場ポンプ室	亜鉛葺平屋一棟 建坪一三、五坪			
其他新築工事	一式		一九、五〇〇.〇〇	
計			四〇、一八〇.〇〇	材料費 三〇、九八〇.〇〇円 労力費 九、二〇〇.〇〇
合計			七七三、四七一.〇〇	材料費 一八二、七七二.〇〇 労力費 五九〇、六九九.〇〇

塩田建造物工事の種類、設計内容

名称	寸法容量	数量	単価	金額	摘要
外堤沿、建造物					
海水取入水閘	水門巾一、八米もの八連	二ケ所	二一、七〇〇円	四三、四〇〇円	
第一号排水伏樋	断面二、〇二平米、長八、一米	一、		三、六〇〇	丙種堤防
第二号排水伏樋	断面二、〇二平米、長八、一米	一、		三、四四〇	丙種堤防
第三号〃	断面一、八平米、長一〇米	一、		五、四〇〇	甲種堤防
第四号〃	〃 〃	一、		五、六六〇	〃
第五号〃	〃 〃	一、		五、四七〇	〃
第六号〃	〃 〃	一、		五、五〇〇	〃
第一号木橋	巾六、三米長	一、		八、一一〇	第三区、四区間
第二号木橋	巾三、六米長	一、		二二、二〇〇	〃
計				一〇二、七八〇	
塩田内部構造物	鉄筋コンクリート				
第一号潜管	内径、七五糎、長三〇米	一ケ所		二、二二〇	第三、五号間
第二号潜管	〃 長六〇米	一、		四、四九〇	第三、四、五、六号間
鉄筋、分水樋	内径、五五糎、長、五、四米	二本		九九一	
〃 分水潜管	〃 七五、 長八、米	一		一六七〇	

名称	寸法	数量	単価	金額	摘要
鉄筋、開渠	径間三、四米 巾二米	一ケ所		九二〇円	外堤沿、送水路
〃 開渠	内法一、五米 高〇、六 長、二、三米	四、	四五〇円	一、八〇〇	揚水場、送水路
〃 A型、送水伏樋	内径、二、六米 長、五、五米	一、		二八五	
木造A型小橋	巾、一米 長、三、四米	一一七ケ所	二〇	二、三四〇	各号、号界架設
〃 B型小橋	巾、一米 長、六、七米	二三四	四〇	九、三六〇	〃
鉄筋B型給水樋	内径、四五糎、長、四、三八米	四一	五二	二、一三二	〃
〃 U字、給水管	〃 二四、長六、四五米	一〇六	一五	一、五九〇	〃 給水用
木造、D小橋	松丸太二本 長五、三米	六	一六五	九九〇	〃
〃 カケ樋	二五×四〇 長、二米	八	一四	一一二	二八号、甲、乙二ケ所
〃 木橋	巾、二米 長四〇、五米	一、		八七〇	第二貯水池
〃 D小橋	巾一米 長、七、二八米	二一二	五六	一一、八七二	軌条送路側
〃 F木橋	巾、四米 長九、〇九米	二	三八〇	七六〇	
計				四〇、五一一	
合計				一四三、二九一	

一五、昭和十三年より敗戦に至る迄の塩田築造状況

貴城第四区塩田の仕上工事は、昭和十二年十月下旬、無事完了する事が出来た。私は同年十一月三十日附にて広梁湾出張所へ再び轉勤した。この間、總督府の塩田拡張計画は意外の速度にて進みつゝあった。即ち、昭和十三年には南市塩田、二六六町歩、が完成、越えて十四年には、蘇莱塩田、五四九町歩、及び貴城第一区、三四七町歩、更に黄海道の海南に、一、二五〇町歩の塩田築造工事が夫々着手され、塩田職員の異動が激しさを増していた。私は昭和十四年十二月、徳洞派出所、更に十六年十月には南洞派出所へと轉勤、そして十二月八日、大東亜戦争を迎えた。

昭和十七年頃に於ける日本内地の塩需給状況は欧州戦乱の拡大、及大東亜戦争の勃発により、第三国塩の輸入、杜絶、未曾有の窮迫状態に直面しつゝあった。これが為、朝鮮に於ける塩業対策は急変し、鮮内の食糧塩、自給のみならず、内地に対する塩の補給を行わ立場となり、官営塩田の拡張と共に民間企業による天日塩田の築造が各地に行われるようになった。

~~尚昭和十九年には忠清南道瑞山に官営瑞山塩田、五三〇町歩が築造着手となったが、~~敗戦の結果、未完成となった。

左に、昭和十七年度、現在に於ける、官営、及び民営による塩田築造の現況を示す。

官営塩田

塩田別	面積	天日塩生産見込	一町歩当
朱安出張所	一、六六一町歩	一四九、九九六トン	九〇トン
広梁湾出張所	九九三	九〇、三〇八	九一
貴城出張所	一、五三五	九四、五八七	六二
南市出張所	四八三	三〇、四八二	六三
海南出張所	四七〇	五、二三二	一一
計	五、一四二	三七〇、四〇二	七二

民営塩田

工事中	平安北道清川江、	大日本塩業株式会社、	一、二五〇町歩、	工業用塩
計画中	平安南道龍岡郡、	鐘淵海水利用工業	六〇〇町歩	同
	黄海道、甕津	東洋拓殖株式会社	三〇〇町歩	同
計画中	京畿道富川郡	製塩工業株式会社 同社は官営蘇莱塩田、五四九町歩の天日鹹水により並煎製塩を行ふ	一	同
	全羅北道、茁浦	南鮮化学工業株式会社	三〇〇町歩	食糧塩

(1) 大日本塩業株式會社

当社は関東州、及び台湾等に、天日塩田を築造、製塩事業を経営する會社であるが、朝鮮に進出、平安北道、清川江、沿岸に天日塩田一、二〇〇町歩を築造、工業塩を主として生産する豫定である、この計画は朝鮮に於ける工業塩生産の先駆者となる為、専賣局より山岸技師が入社、塩田築造に当られた。部下として広梁湾塩田より三輪重秀、東山義一の両氏が入社した、その結果、昭和十九年には塩田完成、製塩に着手した

(2) 鐘淵海水利用株式會社

当社は、資本金、二十萬円、社長、津田信吾氏、事業計画は軍需用の金属マグネシュームを、生産することの事であった、専賣局より元、広梁湾出張所長の鈴木球雄氏が入社した、工場予定地は、広梁湾塩田の西部原料は、天日塩田産苦汁及び、海水の直接利用との事であったが、工場の完成、操業に関する情報はつかめなかった。

(3) 製塩工業株式會社

当社は資本金五百萬圓、社長、元専賣局長、高橋敏氏、本局より佐藤與市氏が入社した、事業計画は、専賣局の蘇萊塩田、五四九町歩を借り受、同所に製塩工場を建設、天日鹹水を原料として、食糧塩を生産すると共に、生産苦汁より化学薬品を生産する予定であった工場建設は昭和十八年頃着手したが、その完成と操業については昭和十九年現在、不祥である

南鮮化学工業株式會社

当社は、南鮮合同電気會社、社長、小倉武之助氏が、設立した會社にて事業計画は、全羅北道、茁浦に、天日塩田三〇〇町歩を築造、食糧塩及び、生産苦汁より金属マグネシュウムを生産する予定であった、専賣局より筆者が派遣され、昭和十九年七月頃迄に塩田設計を終り塩田築造の段取となったが、折柄、戦局悪化、締切迄に二ケ年以上を要する工事に対し、築造資材の割当不可能となり、止むなく本工事は中止となった。

昭和十八年度以降に於ける官営塩田の築造状況

当年度以降は、専ら、海南塩田、一、二五〇町歩の完成に全力を注ぐと共に、忠清南道、瑞山に、五三〇町歩の塩田築造計画が樹立され、十九年には着工の運びになった。（工事担当者は富山篤次、土木技手） 然し同塩田は工事中に敗戦となり残、念なら未完成に終った。

尚、私は、日増、戦局拡大する戦時下にあって、昭和十七年、君子塩田、六〇三町歩に転勤、玉均島の孤島に住む塩田従業員六五〇人と共に製塩報国に励み、折柄、不足する食糧確保の為、塩田協会より資金を借り受、塩田農場開設の仕事にも従事した。そして、十八年には、再び、貴城塩田に転勤した。

五年振りに見る、貴城塩田は、三区、四区、塩田に加えて第一区塩田三四七町歩が完成、合計一、三五〇町歩の大塩田に成長していた。また、五年前、計画中の、天日塩輸送用の平南鉄道が、既でに開通、第三区塩田に面する元邑里には貴城駅塩庫が立並び、天日塩を満載する貨車の輻輳する有様は景観であった。

斯くて、私は一年間、同所の事業主任をつとめ、昭和十九年三月、二十二年間の塩田生活に別れを告げ事となった。

追記

以上を以て一応、天日製塩に関する資料の説明を終了する事にしたが、その詳細については、今後、引続き、資料を整理し追加して行きたいと考えている。尚、資料の裏付となる、塩務行政用の文書、或は、塩田図面、歴史的写真等は、各、製塩出張所別に大分類、添付する事にした。

昭和四十六年　十一月二十八日

一石川武吉

（別冊）朝鮮の天日製塩に関する資料

目次

一、朝鮮総督府、専売局塩務関係
1、朝鮮塩業史
2、3、奥健蔵氏及、田中新吾氏の朝鮮天日塩田視察復命書
4、昭和六年頃、本局が計画していた天日塩田二、二〇〇町歩築造予算書
5、昭和十六年度製塩所長会議録
6、7、昭和十七、十八年度、管内塩田、製塩予定数量、通牒
8、昭和十七年度、官塩生産費調
9、蘇萊塩田に機械製塩併用計画案
10、本局分析室、調査、塩の見本に関する資料（別冊）
11、本局が編纂した、朝鮮天日塩田操業（別冊）
12、天日製塩法と、天日鹹水煎熬製塩法との優劣に関する意見書
13、朝鮮天日塩の生産費、関東州塩に比し高き理由

二、専売局朱安出張所関係
1、管内塩田面積、築造年代、天日塩生産額
2、明治四十四年竣功の朱安塩田九十八町歩の図面
3、昭和三年発行 朱安塩田概要
4、昭和十七年七月一日現在 塩田職員配置表
5、大正十二年撮影の庁舎、天日塩粉砕工場、食卓塩工場写真
6、大正十二年六月、朱安塩田視察した、青木専売局長
7、昭和十七年度、管内塩田採塩予定高、塩夫給配付予算
8、昭和十四年度、製塩加給金支払調書
9、昭和二年度、塩田所長会議録
10、大正十三年、朱安塩田、塩減収、推向答申
11、塩田苦汁利用、薬品製造の収支調査
12、昭和四年度、製塩試験報告書
13、大正十三年頃の塩田従業員養成所教科書
14、塩田現業員必携書（塩夫長用）

南洞派出所関係
1、昭和三年、南洞塩田視察の松本専売局長、記念写真、
2、昭和三年、製塩成績優良塩田表彰記念写真、
3、同 南洞塩田事業年報
4、同 仁川廻送塩ノ減耗調査復命書
5、南洞、第一区、二区、三区塩田平面図

君子派出所関係
1、昭和十四年竣功の君子塩田に関する記録文
2、君子塩田、国民学校、及農場設置等の請願書
3、昭和十七年度、製塩加給金支払調書
4、君子塩田平面図

蘇莱派出所関係
1、鈴木琉雄氏の塩田の紋について、
2、蘇莱塩田、平面図
3、仁川沿岸、五万分地図

三、専売局、広梁湾出張所関係
1. 管内塩田面積、築造年代、天日塩生産額
2、広梁湾塩田、平面図
3. 昭和八年発行、広梁湾塩田概要
4. 昭和十七年七月一日現在、塩田職員配置
5. 昭和八年、十二年、十五年度、製塩優良塩田表彰記念写真
6. 徳洞派出所 事務室、写真
7. 昭和十四年度、採塩検定高、及、塩夫給配付豫算
8. 昭和十四年十月十日の採塩日報
9. 昭和九年、十四年度、製塩加給金支拂調書
10 昭和十四年、優良塩田、表彰式、式辞
11. 昭和七年より九年迄三年間、第四、五区塩田、塩田修理工事 設計書
12. 昭和六年度 広梁湾塩田、事務監査報告
13. 昭和八年以降の気象、潮夕、製塩作業調査書
14. 田中亀次氏の「塩夫舍の窓より」
15. 16. 17. 昭和八年以降 製塩試験報告
18. 昭和十四年、硫酸石灰採集調査
19. 塩田従業員宿舍、塩庫、排水伏樋 設計図
20. 広梁湾塩田、五万分地図

四、専売局、貴城出張所関係
1. 貴城塩田、面積、築造年代、築造費
2. 同　上、縮尺、壱万五千分地図
3. 同　上、第二区、三区、四区 平面図
4. 第三区塩田、海水取入水閘、内部土工事写真
5. 第三区塩田、仕上工事の記録
6. 貴城第四区塩田、築造工事 設計書、別冊
7. 同　上 仕上工事 作業書類
8. 昭和十一年、貴城塩夫村指導書
9. 昭和十二年、貴城第五区塩田予定地調査写真

五、専売局、南市 海南出張所関係
1. 南市塩田五万分地図 及、大正十三年、市川信次氏の「南市の発動機塩田」と題する投稿文
2、海南塩田、五万分、及二万分平面図

六、民間企業による天日塩田築造関係
1 昭和十九年、南鮮化学工業會社の塩田築造計画書

昭和十七年七月一日現在、専売局出張所、職員配置

一、朱安出張所

所長 技師 羽島久雄
庶務 属五級 浅野久
〃 属 呉子宣五郎
〃 属、九 鶴卿尚
製塩 〃 九 遠藤哲市
〃 月七〇 福森謙次郎
〃 技、五 阿川伊之助

○南洞派出所

所長 技、五 石川武吉
製塩 技、夲 陳原清蔵

○君子派出所

所長 技、三 溝口東次
製塩 技 森田寿一

○蘇萊派出所

所長 技、四、松下大四郎
製塩 技、七、遠藤理助
医務 属、四、橋秋義

二、広梁湾出張所

所長 技四、國見正隆
庶務 属七〇 宮崎定尾
〃 〃 夲 黒岩力
〃 〃 七 結城剛一
土木、技 三 草野弘
製塩、技、大 渡辺讓
〃 技、七、小川永助
〃 技、夲 京塘慶次郎

○徳洞派出所

所長、技七〇川池國嘉

三、貴城出張所

所長 技師 鈴木珠雄
庶務 属 松村寿男
〃 〃 夲 城山遣人
〃 〃 鬼塚長市
土木、技、大 木吉一郎
製塩、技、大、笠田哲
〃 技、七 佐々木三五郎
〃 技、九 吉浦実人
〃 技、一〇 清水盛義

四、南市出張所

所長 技、三、山田章治九
庶務 属大〇、吉岡微
製塩、技、七〇 薮崎總一
〃 技、九 大野好平

五、海南出張所

所長 技師 横田萬吉
庶 属、五、宮井二郎
土木 技、三、富山篤志
製塩 技、五、田中亀治
土木、技、六、小野巳次郎
製 技、七 堀江清髙
土木、技 夲 竹内大正
〃 技、夲 筒井大久郎

六、専売局研究所朱安支部

支所長 技師 堀恭三

合計 四十五名

天日塩田の築造は明治四十年が創業である。

⑩明治四十三年八月二十九日韓国併合 朝鮮総督府設置さる。

大正十二年 関東大震災起る

⑩朝鮮に於ける天日塩田の築造資金は日本政府発行の事業公債によるものである。

昭和元年以降一〇年間は築造が行われなかった。

朝鮮天日塩田、築造年表

	塩田築造年代	塩田名	面積	面積累計	塩生産高	全一町歩当 キロ
	明治四十年九月	朱安一区	一、一 町歩	一、一 町歩	四二 瓩	四〇〇キロ
1	仝 四十一年	ー	ー	一、一	七九、	七八、七三一 キロ
2	〃 四十二年十一月	朱安二、卅区 6.6（広、七区 36	四二、六	四三、六七	一二一、	一七、二三
3	〃 四十三年五月	（朱安、卅四五区 23. 広、五区 52	七五、五	一一九、二	五九八、	五〇一七〇
4	〃 四十四年七月	朱安 五区 57.3	五七、三	一七六、四五	二、七〇八	一二、一三
5	大正 元年九月	（広梁湾 一区 46. 大区 160 七 三区 142	三四八、〇	五二四、四五	八八九九	一六八〇
6	〃 二年三月	広梁湾 二区	一七三、〇	六九七、四五	二四九四八 トン	三二七五
7	〃 三年三月	（広 四区 93 甲井、木、大 八区 68.	一六一、〇	八五八、四五	二〇七六九	三三、五二〇
8	〃 四年	ー	ー	八五八、四五	三〇、四二一	三五、四四〇
9	〃 五年	ー	ー	八五八、四五	四二、五九三	四九、六四〇
10	〃 六年	ー	ー	八五八、四五	五三、一四八	六一、九二〇
11	〃 七年	ー	ー	八五八、四五		
	塩田築造年代	塩田名	面積	面積累計	塩生産高	全一町歩当 キロ
12	大正 八年三月	（朱安、六、七、八区 一二三九 佐羽 一区 一〇五）	二二八、九 町歩	一、〇八七、五四 町歩		
13	〃 九年九月	徳綱 六、三区	一一八、〇	一、〇二五、五四		
14	〃 一〇年五月	南洞 六、三区（三〇〇町） 貴城 二区（一四九町）	四四九、〇	一、六五四、五四		
15	〃 十一年	ー	ー	一、六五四、五四	四五、四四〇	二七、四一二
16	〃 十二年	ー	ー	一、六五四、五四	四〇、二八二	二四、二九六
17	〃 十三年九月	南市 一区	二一七、〇	一、八七一、五四	六六、〇四六	三六、五八〇
18	〃 十四年三月	君子 一、二、三四区	五七五、〇	二、四四六、五四 第2次	五〇、九九六	二〇、八四九
19	昭和 元年	ー	ー	二、四四六、五四	九六、〇五七	三八、〇四四
20	〃 二年	ー	ー	二、四四六、五四	一〇九、七七〇	四四、八七七
21	〃 三年	ー	ー	二、四四六、五四	一五六、二四九	六二、二四五
22	〃 四年	ー	ー	二、四四六、五四	一八五、七八三	七五、九五三
23	〃 五年	（宮地整理 君子	一三、〇）	二、〇五九、四 二、四四六、三四	一四五、三〇〇	五九、四〇二
24	〃 六年	（〃 君子	一五、〇）	二、〇七四四 二、四四六、五四	一四六、三三二	五九、八二一
25	〃 七年	ー	ー	二、四七四四 二、四四六、三四	二一一、〇二九	八六、二七五

（統計表 採用）

11年 三一、三九
10年 四一、一九七
九年 広梁湾 四五、三三〇

昭和五年頃、計画の植田拡張が実現した年

松山塩田築造計画が変更したと思われる

昭和二十年八月
敗戦、乙
朝鮮総督府
解体する

66

26	昭和八年	—	—	三、四七四四 二六、四四六、三	一九九、六四〇	八一、六一九
27	〃九年	—	—	二四七四四 二六、四四六、三	一三一、三三六	五三、六九四
28	〃十年	—	—	三、四七四四 二六、四四六、三	二四三、〇六九	九九、三七四
29	〃十一年	—	—	二、四七四四 二六、四四六、三		
30	〃十二年	豊城三区 五〇七町 南市二区 二六六	七七三、〇	三、二四七四 二七、一九、三		
31	〃十三年	貴城四区	五三二、〇	三、七七九四 二七、五一、三		
32	〃十四年	蘇来一、二、三区	五四九、〇	四三二八、四 四三、〇〇、三		
33	〃十五年	貴城一区	三四七、〇	四六七五四 四六、四七、三		
34	〃十六年	君子 十五町 海南 三〇三	三二八、〇	四、九七八、四		
35	〃十七年	海南	一六九、〇	五、一四四七、三四	二六四三八〇	五一、三八〇
36年目	〃十八年	海南	二七六、〇	五、四一九、四		
37	〃十九年	海南	四八一、〇	五、九〇〇、四		
38	二十年		—	五、九〇〇、四		

第三次

朝鮮總督府專賣局、天日塩田勤務履歴。

專賣局技手　石川武吉

明治二十八年七月十八日生。

現住所　千葉県船橋市海神四丁目二十番十三号

大正六年一月	東京府立園藝学校二学年中退		
大正九年四月	東京市、私立明治薬学校卒業		
大正九年十月	沖縄県　台南製糖會社分析室勤務		
大正十一年四月	仝　社　退職、		
大正十一年五月	朝鮮總督府專賣局、朱安出張所就職		
自大正十一年 至昭和二年	朱安塩田製塩監督	六年間	二十七才〜三十三才
昭和三年	南洞塩田〃　〃	一年間	三十四才
自昭和四年 至仝六年	專賣局塩務課分析室勤務	三年内	三十五才〜三十七才
自昭和七年 至仝九年	廣梁湾塩田製塩監督	三年内	三十八才〜四十才
自昭和十年 至仝十一年	貴城塩田築造工事仕上監督	二年間	四十一才〜四十二才
自昭和十二年 至仝十四年	廣梁塩田製塩事業主任	三年内	四十三才〜四十五才
昭和十五年	徳洞塩田派出所長	一年内	四十六才
昭和十六年	南洞塩田派出所長	一年	四十七才
昭和十七年	君子塩田派出所長	一年	四十八才
昭和十八年	貴城塩田事業主任	一年	四十九才
昭和十九年三月	退官		五十才
昭和十九年三月 仝年十月	京城府鐘路区公平町 南鮮化学工業株式会社 技師、	八ヶ月	五十才
昭和十九年十月 昭和四十二年十一月	東京市牛込区 塩業組合中央会	二十二年内	七十一才

一、朝鮮總督府、専賣局、塩務関係資料

大川武吉

M4-159-2

669
76 Is.1

（一）

昭和四拾六年拾月壱日

朝鮮總督府、專賣局、塩務関係資料

計460P
計~~[illegible]~~P

千葉県船橋市海神四丁目二〇番一二号

石川武吉

669
76 Is.1

一、朝鮮総督府専売局塩務係関係文書資料

目次

1. 朝鮮塩業史要（天日塩田築造の沿革） 22p
2. 奥健蔵氏の朝鮮天日塩田視察復命書（大正九年六月二十二日） 30p
3. 田中新吾氏の朝鮮天日塩田視察復命書（大正十五年七月二十日） 44p
4 昭和六年頃、本局が計画していた、貴城及び松山塩田二,二〇〇町歩の築造計画案関係予算書 10p
5. 昭和十六年度 製塩官署（専売局全管内製塩）所長会議録 8p
6 昭和十七年度 ~~撒塩設定数量決定の件~~ 専売局全管内塩田製塩指定数量通達文書 16p
7 昭和十八年度 ~~撒塩指定数量~~ 並びに之が確保に関する件 10p
8 昭和十七年度、官製天日塩生産費調（百斤当） 6p
9. 蘇業塩田に機械製塩を併用する計画案 10
10 本局分析室にて調査した塩の見本に関する資料（別冊）
（本局が編纂した朝鮮天日塩田操業）（別冊） 960p
~~10~~ 11 昭和八年 天日製塩法と、天日鹹水煎熬法との優劣に関する~~意見書~~（朝鮮専売局の意見書） 84p
~~11~~ 12 昭和五年 朝鮮天日塩の生産費が関東州天日塩に比し高き理由について。 58p
13 塩に関する諸統計表 12p

合計 460p

（1）

朝鮮總督府専賣局の

朝鮮塩業史（天日塩田築造之沿革）

(1)

第三章　天日製鹽

第一節　官營製鹽開始

朝鮮ニ於ケル鹽ノ消費數量ハ朝鮮ニ於ケル生産數量ヲ遙ニ超過スルヲ以テ年々內地、臺灣、山東省及關東州ヨリ輸移入スルモノ尠カラズ就中山東省關東州ノ天日製鹽ハ價格頗ル低廉ナルヨリ其ノ輸入年ヲ逐テ增加シ朝鮮在來ノ鹽業日ニ月ニ衰廢シ遂ニ朝鮮全土ヲ擧テ支那鹽ノ輸入ニ待ツノ趨勢ヲ馴致セントスル傾向アリ是實ニ朝鮮ノ經濟財政上重大問題ナリト謂ハザルヲ得ズ外鹽ノ勢力ハ年々增大シテ殆ド底止スル所ヲ知ラザラントス爲ニ朝鮮沿岸到ル所ニ棊布羅列セル幾多ノ鹽田ハ之ガ壓迫ニ堪フル能ハズシテ自ラ荒廢衰滅ニ歸セザルヲ得ザルノ運命ニ瀕セリ是ヲ以テ在來鹽業ノ救濟保護ヲ叫ブノ聲ハ年ヲ逐テ益々大ナラントス朝鮮古來ノ一大産業タル在來鹽田ノ荒廢ハ實ニ經濟上輕視スベカラザル事ナリト雖而モ在來鹽業ヲ救濟保護シ之ヲ永遠ニ存續セシメンコトハ甚ダ困難ナル事ニ屬ス今其ノ理由ヲ述ブレバ

朝鮮鹽業ガ支那鹽ノ壓迫ヲ受ケテ漸次衰廢ニ歸シ去ラントスルハ主トシテ生産費ノ不廉ナルニ由ル然ラバ之ヲ救濟シ之ヲ保護セントセバ生産費ヲ低減スルノ方法ヲ講セザルベカラズ生産費節減ノ方法トシテハ從來ノ鹽竈ヲ改造セシメ燃料ハ粗朶枯草ニ代フルニ石炭ヲ以テセシムルモ一策タルベク鹽田ヲ改造シ、內地式ニ則ラシメ以テ生産數量ノ增加ヲ圖ルモ一策タルベシ然レドモ是等

ノ方法ヲ以テスルモ到底天日製鹽ノ低廉ニ若カザルハ龍湖ニ於ケル試驗田ニ於テ既ニ實驗セシ所ニシテ煎熬式製鹽法ノ存續ヲ確保スルコトノ困難ナルヲ知ルニ足ラン

煎熬式製鹽法ハ天日製鹽法ヨリモ生産費ヲ節減シ品質ヲシテ良好ナラシムルコト困難ナリトセバ金融ノ便ヲ開キ低利ノ資金ヲ鹽業者ニ供給スルガ如キ燃料ノ購買製鹽ノ販賣ヲ共同セシメ以テ其ノ利益ヲ增加スルガ如キ如何ナル改善ノ方策ヲ講ズルモ以テ一時ヲ彌縫スルニ止マリテ永遠ニ在來鹽業者ヲ保護スルニ足ラザルハ多言ヲ俟タザルナリ然ルニ恰モ好シ生産費ノ低廉ナル天日製鹽ハ次節ニ述ブルガ如ク其ノ試驗ニ徴シ確實ニ其ノ成功ヲ認メタルニ依リ果シテ此ノ方法ニ依ル製鹽業ヲ以テ全鮮ノ需要ヲ充スヲ得ルニ於テハ外國輸入鹽ヲ驅逐シ日ニ月ニ衰頽スル朝鮮鹽業ノ衰退ヲ挽回スルト同時ニ消費者ニ低廉ナル鹽ヲ供給スルコトヲ得テ經濟上裨益スル所尠カラザルベシ

天日製鹽ノ生産費ノ低廉ナルハ燃料ヲ要セズ勞力ヲ節シ得ルニ因ル故ニ朝鮮ニ於テモ天日製鹽ヲ民業トシテ許可スルニ至ラバ以テ外鹽ノ侵入ヲ防遏シ在來ノ鹽業者ヲ保護シ得ベキノ理ナルガ如シ然レドモ在來ノ鹽業者ヲ保護センガ爲ニ天日製鹽ノ民營ヲ許可スルニ付テハ大ニ考慮ヲ要スルモノアリ民間ニ天日製鹽ヲ許可スルモ在來ノ鹽業者ハ果シテ古來ノ鹽田ヲ改築シ慣行ノ操業ヲ變更シ天日式製鹽ヲ實行スルモノト想像シ得ベキカ彼等ノ多クハ農家漁戸ニシテ副業トシテ製鹽ヲ營ム者ナリ假令天日製鹽ノ有利ナルヲ認ムルモ自ラ之ヲ經營スルニ堪ヘザルベシ況ンヤ朝鮮ニ於テ天日製鹽ヲ經營セントセバ天候及勞銀等ノ事情ガ山東省又ハ關東州ニ於ケルヨリモ不利ナルヲ以テ之ニ代フルニ其ノ規模ヲ大ニシ以テ更ニ生産費ノ節減ヲ計ラザルベカラザルニ於テオヤ然ラバ則チ天日製鹽ヲ民業トシテ許可スルモ啻ニ在來鹽業者ヲ保護スルコト能ハザルノミナラズ反テ在來鹽業ノ衰滅ヲ早ムルノ結果ヲ見ルニ至ラントス

朝鮮ニ於ケル鹽務行政ノ當面ノ緊要問題ハ年々增加スル外鹽ヲ如何ニスベキカニ在リ豈啻ニ當面ノ緊要問題タルノミナラズ亦實ニ其ノ根本問題タリ現時ノ趨勢ヲ以テスレバ在來鹽ヲ以テ之ニ對抗センコトハ到底不可能事ニ屬ス故ニ本問題ヲ解決スルニハ政府自ラ生産費ノ低廉ナル天日鹽ヲ製造シ以テ外鹽ノ侵入ヲ防遏スルノ外策ナシト思惟ス尚天日製鹽ハ之ヲ煎熬式製鹽ニ比スレバ生産費ヲ節減スルコト少カラズト謂フト雖朝鮮ト山東省關東州若ハ臺灣トハ氣候風土及勞銀ニ懸隔アリテ其ノ生産費ハ同日ニ論スベカラズ隨テ彼ノ生産品ト市場ニ其ノ輸贏ヲ爭フハ射利ノ唯一ノ目的トスル民業ノ能ク堪フル所ニ非ズ然ルニ之ヲ政府事業ト爲サンカ國家永遠ノ大計ノ爲メニハ一時ノ利害得失ハ姑ク措テ論ゼズ外鹽驅逐ノ爲ニ勇往邁進目的ヲ達セズンバ止マザルノ果斷ヲ敢行スルコトヲ得ベシ之天日製鹽ハ民業トシテ許可セズ官營ニテ開始シタル所以ナリ

第二節 製鹽試驗

天日製鹽ノ增進ハ鹽業界ノ一大革命ニシテ日本内地ノ如キモ之ガ爲鹽專賣ヲ速進セシムルノ一因ト爲リタルガ如キ有樣ナリ故ニ朝鮮鹽務行政ノ方針ヲ樹立セントセバ先ヅ朝鮮ニ於テ天日製鹽ノ成立スルヤ否ヤヲ試驗セザルベカラズ如何トナレバ朝鮮ニ於ケル從來ノ煎熬製鹽業ハ其ノ組織

極メテ幼稚ニシテ殊ニ燃料ノ不足ニシテ高價ナルト運搬ノ不便ナルトハ著シク生産費ヲ高カラシメ爲ニ鹽價ハ支那及臺灣等ヨリ輸入スル天日製鹽ニ比シ二倍若ハ其以上ニ上レリ而シテ外國天日製鹽ノ輸入ハ年々著シク增加シ來ルヲ以テ此ノ勢ヲ以テ進マバ遠カラズシテ朝鮮ノ鹽業ハ自然衰頽スルニ至ルハ明ナリ故ニ現狀ヲ以テ強イテ朝鮮ノ鹽業ヲ保持セントスレバ勢日本內地ノ現時施行ノ人爲的政策タル專賣制ヲ執ラザルベカラザルモ若朝鮮ニ於テ天日製鹽ヲ成シ得バ自ラ其ノ生産費ヲ低廉ナラシメ強イテ人爲的政策タル專賣制ヲ執ルノ要ナキニ依リ朝鮮ニ於テ天日製鹽ヲ成シ得ルヤ否ヤヲ決スルニ非ザレバ朝鮮ノ鹽務行政ノ方針ヲ確立スルヲ得ズ元來朝鮮ノ地形地質氣候等ノ關係ヲ觀ルニ支那臺灣等ニ於ケル天日製鹽田所在地方ニ酷似セルモノアルヲ以テ天日製鹽等ノ試驗ヲ爲ス爲明治三十九年（光武十年）中奧大藏技師ノ出張ヲ求メ實地調査ノ上同技師ノ意見ニ基キ天日製鹽及煎熬製鹽ノ試驗鹽田ヲ左ノ如ク設置シ明治四十年（光武十一年）九月竣成セリ

天日製鹽田	仁川府朱安	面積　一町步
內地人濱風煎熬鹽田	東萊府龍湖	面積　二町三反七畝十三步

右試驗鹽田ニテ試驗ノ結果ハ天日製鹽ハ好成績ヲ收メ朝鮮ニ於テ確實ニ成立スベキコトヲ確メタリ其ノ成績ハ左表ノ如クニシテ面積一町步ノ鹽田ニ對シ一箇年十二萬斤內外ノ鹽ヲ採收シ得ベク其ノ品質ハ內地專賣鹽ノ一等乃至二等鹽ニ相當シ採收量、品質、色澤共ニ清國、臺灣等ノ天日製鹽ニ比シ決シテ遜色ヲ認メザルノ好果ヲ收メ得タリ然ルニ煎熬鹽ハ生産費ノ節約困難ニシテ到底天日鹽ニ對抗スルコト困難ナルヲ確メ得タリ

明治四十一年（隆熙二年）朱安天日製鹽試驗成績

日順＼月別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
一日	一五七斤	二、八五五斤	一、八〇七斤	―斤	―斤	一、五五六斤	一、四八四斤
二日	―	―	一、七五八	―	―	一、一〇三	[illegible]
三日	―	―	一、九〇五	―	―	一、四八六	七九九
四日	―	―	二、三五一	―	―	一、〇一八	[illegible]
五日	四〇	八七四	―	一、三八一	八五六	九七八	六六七
六日	二三二	一、八一七	―	一、六七〇	六〇〇	一九八	―
七日	六三五	一、六〇五	二、八六二	二、〇一八	一、八〇〇	一、七九九	四一七
八日	五一〇	一、七五二	二、五〇一	八九六	一、四六三	―	一、八三二
九日	一、一三二	一、四四六	二、二七一	―	―	―	―
十日	九二七	一、七〇九	一、七〇〇	―	―	―	[illegible]
十一日	三〇二	六七三	一、〇七四	―	―	五一六	[illegible]
十二日	―	二、四〇五	―	―	―	―	一、〇〇一
十三日	四三四	一、五七〇	―	八三一	―	―	三六四
十四日	二、〇五五	二、四〇八		一、四七六	―		[illegible]
十五日	一、〇九三	二、〇三五	一、七五三	一、〇〇二	―		[illegible]
十六日	[illegible]		[illegible]	[illegible]			
十七日	[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]
十八日	[illegible]			[illegible]	[illegible]	[illegible]	

	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日	月計	累計
4	一、七八〇	一、四五八	—	—	—	—	六五六	一、九八一	二、一三八	二、〇二一	一、八四七	一、五七四	—	二五、三五二	二五、三五二
5	一、八二九	—	二、二二九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六四三	二五、八五〇	五一、二〇二
6	—	—	—	—	一、八九一	二六四	—	—	—	—	—	—	—	二五、一四一	七六、三四三
7	六一一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五、六三四	九一、九七七
8	一、三五五	一、〇四〇	三三七	—	—	八七一	—	—	—	—	—	—	一、〇八九	一一、四一七	一〇三、三九四
9	—	—	—	—	六一一	六九九	六八一	六〇一	九三六	五三六	一、三三三	四一六	—	一四、八八三	一一八、二七七
10	五七四	—	五七四	—	五四〇	七[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	（二十五日迄）一三、七四一	一三二、〇一八

前述ノ如ク試驗ノ結果朝鮮ニ於テモ天日製鹽ノ成立確實ナルコトヲ確メ得タルヲ以テ第一節ニ述ブルガ如ク官營ニテ天日製鹽ヲ開始スルニ至リタリ而シテ其ノ後豫算關係等ニ鑑ミ漸次鹽田ノ擴張シ鹽田ノ面積モ千數百町歩ト爲リタルヲ以テ一面ニ於テ鹽ノ製造ニ關シ試驗ヲ行ヒ生産數量ノ増加、品質ノ改善、生産費ノ節約等ヲ圖ルノ必要アルガ故ニ大正十一年二月局訓令第二號ヲ以テ鹽製造試驗規程ヲ制定シ爾來該規程ニ依リ所轄出張所ヲシテ是等ノ事項ニ關シ常ニ試驗セシメ該試驗ノ結果ニ依リ或ハ鹽田ノ構造ヲ改良シ或ハ製鹽方法ヲ改善スル等夫々製鹽上ニ寄與スル所少カラズ

今鹽製造試驗規程ヲ掲グレバ左ノ如シ

鹽製造試驗規程（大正十一年二月局訓令第二號）

第一條　鹽ノ製造ニ關スル試驗ハ廣梁灣及朱安出張所ニ於テ施行スルモノトス

第二條　出張所長ハ試驗係主任ヲ選任シ報告スヘシ

第三條　鹽ノ製造試驗ハ左記ノ各項ニ就キ之ヲ行フモノトス

一　鹽ノ生産量增進ニ關スル試驗及調査
二　鹽ノ品質改善ニ關スル試驗及調査
三　生産費ニ關スル調査
四　副産物ノ利用ニ關スル試驗及調査
五　氣象、潮位其ノ他鹽製造ニ關スル基本調査
六　鹽ノ分析及鑑定

第四條　出張所長ハ毎年施行セムトスル試驗計劃書ヲ作製シ一月末日限リ認可ヲ受クヘシ

第五條　試驗鹽田ハ中庸鹽田ヲ擇ヒ其ノ面積ハ五町歩以上トス

前項ノ鹽田ハ本局ノ認可ヲ得テ決定スルモノトス

第六條　試驗施行中已ムヲ得サル事由ニ由リ計劃事項中ニ變更ヲ見タルトキハ其ノ事由ヲ具シ本局ニ報告スヘシ

第七條　試驗ノ成績ハ月報及年報ヲ作製シ月報ニ在リテハ翌月二十日迄ニ年報ニ在リテハ採鹽終了後三十日迄ニ本局ニ報告スヘシ一試驗結了シタル場合ハ其ノ都度直ニ報告スヘシ

第八條　試驗ニ依リ產出スル鹽及其ノ副產物ハ試驗終了後直ニ物品會計官吏ニ引繼ノ手續ヲ爲スヘシ

大正十二年平壤支局南市出張所ヲ設置シタルガ大正十四年度ヨリ同出張所ニ於テモ鹽ノ製造試驗ヲ行フコトト爲リタルニ付テハ鹽製造試驗規程中改正ヲ要スル點生ジタルヲ以テ大正十四年四月局訓令第五號ヲ以テ該規程中左ノ通改正セリ

鹽製造試驗規程中改正（大正十四年四月局訓令第五號）

大正十一年二月局訓令第二號鹽製造試驗規程中左ノ通改正ス

第一條中「廣梁灣及朱安」ヲ「廣梁灣、朱安及南市」ニ改ム

第三節　鹽田ノ築造

第一節ニ述ブルガ如ク天日製鹽ヲ官業トシテ經營スルコトト爲リタル結果天日製鹽田ヲ築造スルノ必要アリ而シテ在來鹽ノ生產數量ノ消費量ニ對スル不足ヲ天日製鹽ヲ以テ充當スルコトトセバ巨大ノ天日製鹽田ヲ築造セザルベカラザルモ一時ニ之ヲ築造スルコトハ豫算等ノ關係ニテ實行困難ナルヲ以テ漸次之ヲ築造スルノ方針ヲ採リ明治四十二年（隆熙三年）第一期ノ天日製鹽田ノ築造計畫ヲ樹立シ同年ヨリ大正三年三月迄ニ左ノ如ク天日製鹽田ヲ築造シタリ

第一期天日製鹽田築造

所在地	鹽田區分	鹽田面積	工事竣功年月
	第一區	五二・〇〇町	大正元年三月

所在地	鹽田區分	鹽田面積	工事竣功年月
平安南道廣梁灣	第二區	二一九・〇〇町	大正二年三月
	第三區	一五七・〇〇	大正元年九月
	第四區	一三九・〇〇	大正三年三月
	第五區	五七・〇〇	明治四十三年五月
	第六區	二〇二・〇〇	大正元年三月
	第七區	四〇・〇〇	明治四十二年十一月
	第八區	七八・〇〇	大正三年三月
	計	九三四・〇〇	
京畿道朱安	第一區	一・〇〇	明治四十年八月
	第二區	五・五〇	明治四十二年五月
	第三區	一〇・八〇	明治四十二年六月
	第四區	一六・三〇	明治四十三年五月
	第五區	六五・四〇	明治四十四年七月
	計	九九・〇〇	
合計		一、〇三三・〇〇	

大正七年第二期ノ天日製鹽田築造計畫ヲ樹立シ大正八年三月ヨリ大正九年十二月迄ニ左ノ如ク築造シタリ

第二期天日製鹽田築造

所在地	鹽田區分	鹽田面積	工事竣功年月
平安南道德洞	第一區	一〇六・〇〇町	大正八年九月
	第二區	八〇・〇〇	大正九年十二月
	第三區	四〇・〇〇	同
	計	二二六・〇〇	
京畿道朱安	第六區	三六・〇〇	大正八年三月
	第七區	五五・〇〇	同
	第八區	四八・〇〇	同
	計	一三九・〇〇	
合計		三六五・〇〇	

前記兩期ニ於ケル築造鹽田ガ全部熟田ト爲リタル曉ニ於ケル其ノ一箇年ノ生産數量ハ一億斤餘ナリ一方在來煎熬鹽ノ一箇年ノ生産見込數量ハ略七千五百萬斤ナルヲ以テ兩者ヲ合シタル朝鮮ニ於ケル鹽ノ生産數量ハ一億七千五百萬斤ナリ然ルニ其ノ後ニ於ケル見込需要數量ハ約四億斤ニ上ルヲ以テ生産數量ハ消費數量ニ對比シ約二億三千萬斤不足ヲ告グ此ノ不足額ハ輸移入鹽ヲ以テ充當セザルベカラズ斯テハ日常ノ必需品ヲ鮮外ノ供給ニ仰ガザルベカラザルコト爲リ國策上看過シ得ベカラザルノミナラズ朝鮮西海岸ニ於ケル氣象等ハ臺灣、關東州、青島等ノ天日製鹽地ニ酷似シ

居リ殊ニ土質ニ在リテハ深層ニ至ル迄緻密ナル粘土ナルヲ以テ天日製鹽ニ適セルハ言ヲ俟タザル所ナリ而シテ事業ノ有望ナルハ從來ノ實驗ニ徴シテ明ナリ依テ第三期ノ天日製鹽田築造計畫ヲ樹テ大正九年以降七箇年繼續事業ヲ以テ天日製鹽田二千六百町歩ヲ築造スルコトトセリ之ガ計畫完成ノ曉ニ於テハ既成ノ分ト合シ天日製鹽田ノ總面積ハ四千町歩ト爲リ其ノ生産數量ト在來煎熬鹽ノ生産數量トヲ合シ略朝鮮ニ於ケル食料鹽ノ需要ヲ充スコトヲ得ル見込ナリ

右計畫ニ基キ毎年天日製鹽田ノ築造ヲ爲シツツアリタル所大正十二年ノ關東震災ノ結果中央政府ハ財政緊縮公債事業打切ノ方針ヲ採ルニ至リタルヲ以テ義ノ計畫中大正十三年中ノ計畫ノ一部分ヲ施行シ其ノ殘額及大正十四年以降四箇年度ノ築造ハ遂ニ之ヲ中止スルニ至リタリ

今第三期天日鹽田築造計畫樹立以來之ガ計畫ニ基キ築造シタル鹽田ノ面積等ヲ示セバ左ノ如シ

第三期鹽田築造計畫ニ基ク築造鹽田

所在地	鹽田面積	竣功ノ年度
京畿道南村	一九五・〇〇町	大正十年度
平安南道貴城面	一四九・〇〇	同
計	三四四・〇〇	
京畿道南村	一〇五・〇〇	大正十一年度
平安北道南市	八〇・〇〇	同
計	一八五・〇〇	

平安北道 南市	一三七・〇	〃至十一年度
京畿道 君子	五七五・〇	同
計	七一二・〇〇	
合計	一、二四一・〇〇	

朝鮮ニ於ケル鹽ノ見込需要數量ハ昭和三年四億三千萬斤（二五八千トン）餘ナルモ其ノ後モ漸次增加スル見込ナリ然ルニ之ガ供給ハ政府既成鹽田二千四百四十六町歩ノ全部熟田トナリタルトキノ生產高二億斤（一二〇千トン）在來煎熬鹽六千萬斤（三六千トン）ニシテ將來巨額ノ不足ヲ來スコトトナリ結局此ノ大量ノ鹽ハ不安定ナル外鹽ノ輸入ニ俟タザルベカラザル事情ニ逢着スベシ國民生活上ノ必要品タル鹽ハ事情ノ許ス限リ自作自給ノ方策ヲ講ズベキハ勿論ニシテ殊ニ朝鮮ニ於ケル天日製鹽ノ生產費ハ一時ハ生產費ノ比較的低廉ナル關東州ニ比シ不廉ナリシモ最近ニ至リテハ却テ朝鮮ノ方低廉トナリ之ヲ凌駕スルニ至リタリ而シテ鹽田官營ニ依ル自作自給策ハ供給ノ確保ヲ期シ鹽價暴騰暴落ノ脅威ヲ根絶シ需給ノ平調ヲ得セシムルニ多大ノ效果アルノミナラズ他面國內產業ノ興隆ハ人民ニ對シ直接間接ニ生業ヲ與フル利益アルハ言ヲ俟タザル所ナリ依テ增產計畫トシテハ既設鹽田ノ結晶池ノ改良甃破片其ノ他數瓦ニ依リ二千七百萬斤ノ增產ヲ圖リ既設鹽田ノ內部整理（鹽田六十町歩築造）ニ依リ五百五十萬斤ヲ生產シ尙昭和七年以降昭和十一年度迄五ケ年間ニ鹽田二千二百町歩ヲ築造シ數量二億八百二十萬斤（一二五千トン）ヲ增產シ以テ自作自給ヲ圖ルノ計畫ヲ樹立セリ

鹽田築造及既設鹽田改良工事ハ主トシテ土工工事ニシテ此ノ工事費ノ大部分ハ勞銀トシテ直接

間接ニ散布セラレ又鹽田ノ築造ガ窮民救濟トシテ最モ得策トスル所ハ工事期間中莫大ノ勞銀ヲ散布シ當面ノ失業救濟ニ著シキ效果アル外鹽田完成後ニ於テモ製鹽事業ニ依リ勞働者ヲ永久的ニ直接間接ニ使役シ得ルニ在リ

右ノ如ク朝鮮ニ於ケル鹽ノ自作自給ト窮民救濟ノ目的ヲ以テ昭和七年度ヨリ昭和十一年度迄ノ五箇年度間ニ天日製鹽田二千二百町歩ヲ擴張スル計畫ヲ樹立シ之ニ對スル豫算ヲ他ノ本府豫算ト共ニ中央政府ニ提出シタルニ中央政府ニ於テハ財政其ノ他ノ關係ニテ不幸ニシテ昭和七年度豫算ハ成立スルニ至ラザリキ

昭和七年度ニ於テ君子鹽田ノ內部整理ニ因リ鹽田二十八町歩ヲ增加セリ

前述ノ如ク昭和七年度ニ於テハ鹽田擴張ノ豫算ハ成立セザリシガ本件ハ國民ノ必需品タル鹽ノ巨額ヲ不安定ナル輸入ニ仰グガ如キ不利ヲ芟除シ朝鮮ニ於ケル鹽ノ自作自給ト窮民救濟ノ爲速ニ實現セシムルノ緊要ナルヲ認メ昭和八年度以降七箇年度間ニ鹽田二千二百餘町歩ヲ擴張スル計畫ヲ樹立シ之ガ築造ニ要スル豫算ヲ要求シタルモ本府財政ノ都合上之ヲ半減シテ千百町歩ノ擴張トシ右變更ト同時ニ之ヲ昭和十二年度迄ノ五箇年度間ニ築造スルコトトシ又昭和九年度以降九箇年度間ニ每年二百町歩宛結晶池ノ改良ヲ爲シ尙昭和九年ニ於テ昭和十年度豫算編成ノ際昭和十年度ヨリ三箇年度間ニ更ニ昭和八年度ニ於ケル擴張ト同一理由ニテ鹽田千百町歩ヲ擴張シ生產額二億四千五百二十萬餘斤ヲ增加シ以テ略朝鮮ニ於ケル食糧用鹽ノ自作自給ヲ圖ル方針ヲ採レリ右方針ニ基キ昭和九年度ニ於テ鹽田南市ニ二百六十六町歩貴城ニ三百五十町歩ヲ竣功シ又結晶池百九十

六町歩ヲ改良シタリ其ノ結果昭和九年度末現在鹽田總面積（昭和十年度ニ於テ製鹽ヲ爲シ得ルモノ）三千九十町歩ニ上リ其ノ所在地別鹽田ノ面積ヲ示セバ左ノ如シ

所在地別鹽田面積

所在地	鹽田區分	面積
京畿道朱安	朱安	二一二町
	南洞	三〇〇
	君子	六〇三
	計	一、一一五
平安南道廣梁灣	廣梁灣	七七〇
	德洞	二二三
	貴城	四九九
	計	一、四九二
平安北道南市	南市	四八三
合計		三、〇九〇

備考

一　本表ノ面積ハ昭和九年度末現在ヲ揭上セリ而シテ新規築造鹽田ニシテ昭和九年度中ニ竣功シ昭和十年度ヨリ製鹽ヲ爲シ得ル鹽田（南市二六六町歩、貴城三五〇町歩）ヲ包含ス

二　本表ノ朱安及廣梁灣鹽田ノ面積ガ前ニ揭ゲタル第一期鹽田築造ノ分ト相違セルハ大正十二年海嘯被害後

朝鮮總督府、専賣局の概要

本局が管理する、製塩官署の所在地及び塩田面積と天日塩の生産額（昭和十七年度現在）

製塩官署	所在地	塩田面積 町歩	塩生産額 瓩	所長
朱安出張所	京畿道富川郡朱安	一、六六四	一二七、七五〇	羽島久雄
廣梁湾出張所	平安南道龍岡郡金谷	九九三	五九、四一八	國見正隆
貴城出張所	平安南道龍岡郡貴城	一、五三五	五九、六六一	鈴木球雄
南市出張所	平安北道龍川郡南市	四八三	一六八一七	山田壹拾九
海南出張所	黄海道延白郡海南	四七〇	七三四	棟田萬吉
計		五一四五	二一六、三八〇	

朝鮮總督府專賣局製塩官署関係職員録

（昭和十七年七月一日現在）

一、本局関係

塩参課長 事務官 岩城彌太郎

製塩技術関係職員

技師 三等 福永範一
仝 六等 福島正男
技手 四級 味園義丸
仝 五級 豊富礼三
仝 月七〇 渡辺正彰
仝 月七〇 前島稍

二、朱安出張所管内

所長技師（五等七級） 羽島久雄
庶務 属 五級 浅野久
仝 眞子重五郎
製塩技 五級 阿川伊之助
土木 月七〇 楢森譲次郎
~~庶務~~ 九級 遠藤哲市
庶務 属 九級 鶴御尚

南洞塩田派出所

所長技 五級 石川武吉
監督 技 月六〇 陳原清蔵

君子塩田派出所

所長技 三級 溝口東次
監督 森田壽一

蘇萊塩田派出所

所長 技 四級 松下大四郎
監督 技 七級 遠藤理助
醫師 四級 橘秋義

三、廣梁灣出張所管内

所長技 四級 國見正隆
庶務 属 月七〇 宮崎定雄
仝 属 月六〇 星岩力
仝 仝 七級 結城剛一
土木技 三級 草野弘
製塩技 六級 渡辺讓
仝 技 七級 小川永助
仝 技 月六〇 京增慶次郎

徳洞塩田派出所

所長技 七〇 川池國嘉

四、豊城出張所管内

所長技師（五等六級） 鈴木球雄
属 松村壽男
仝 月六〇 城山道人
鬼塚長市
土木・技手六級 木吉一郎
製塩 技手 六級 笠田誓
仝 仝 七級 佐々木三五郎
仝 仝 九級 吉浦兵人
仝 仝 十級 清水盛義

五、南市出張所管内

所長 技手 三級 山田豊治丸
属 月六〇 吉岡徹
製塩 技手 月七〇 萩崎總一

製塩 技手 九級 大野好平

六、海南出張所管内

所長技師（七等七級） 柳田萬吉
属 五級 宮井二郎
土木 技手 三級 富山篤志
製塩技 五級 田中亀治
仝 技 六級 吉田郁太
仝 技 六級 小野包江郎
仝 技 七級 堀江清高
土木技 月六〇 竹内大正
土木技 月六〇 筒井大久郎

朝鮮總督府、專賣局、製塩官署関係、職員録

（昭和十七年七月一日現在）

一、本局関係

塩務課長 事務官 岩城彌太郎
副事務官 七等八級 石橋雅威
技師 三等 稲永範一
仝 六等 福島正男
技手 四級 味園義先
仝 五級 豐富札三
仝 月七〇 渡辺正彰
仝 月七〇 前島精

属 四等 本多力之助
仝 三級 神立隆三郎
仝 三級 糸満朝昭
仝 五級 長崎辰之助
仝 六級 井上千勝
仝 五級 棚田治平
仝 五級 大塚長吉
仝 六級 伊東圭一
仝 六級 斉藤亀吉
仝 月七〇 菊地淳五
仝 月七〇 田淵眞一

昭和十七年度

專賣局、全管内塩田、天日塩生産費調

秘

昭和十七年度官製天日塩生産費調（百斤當）

單位厘

費目		製塩費	塩夫給	担當員給料	製塩加給金	塩田修繕並塩田附属布物損耗費	器具機械補修並損耗費	雜費	管理費	俸給	旅費	雜給及雜費	諸施設物補修並損耗費
熟成塩田	朱安	六六四	四二六	七三	一七	九二	四七	九	二七六	三〇	一一	二〇六	一九
	廣梁灣	七五五	四五九	一〇〇	二四	九〇	六二	二〇	三五一	四五	一二	二八一	一三
	貴城	一、三〇二	七七〇	一六七	二五	二六二	六一	一七	四四三	五二	一三	三六九	九
	南市	一、四四七	八五六	一六七	一六	二四〇	一五〇	一八	五八五	七七	二七	四二〇	六一
	平均	八五七	五二七	一〇三	二〇	一三三	六〇	一四	三四五	四一	一三	二六八	一八
未熟成塩田	貴城	一、二一八	七九七	一四一	二七	一七一	六四	一八	五一八	五五	一四	三八七	六二
	海南	三七、五二八	二五、四一三	三、八三七	、 、	三、三三五	四、四八一	四六二	一九、五五五	二、八七四	一、〇四〇	一四、一五五	一、四八三
	平均	三、一六〇	二、一一四	三三九	二六	三四〇	三〇〇	四一	一、五三六	二〇六	六九	一、一一三	一三八
總平均		九七七	六〇九	一一六	二〇	一四四	七三	一五	四〇七	四九	一五	三一三	二五

費目		分析及試験費	小計	資本利子	合計
熟成塩田	朱安	一〇	九四〇	一八七	一、一二七
	廣梁灣	、	一、一〇六	三九〇	一、四九六
	貴城	、	一、七四五	四〇六	二、一五一
	東部	、	二、〇三二	三〇五	二、三三七
	平均	五	一、二〇二	二八四	一、四八六
未熟成塩田	貴埠	丨	一、七三六	四二六	二、一六二
	海帮	三	五七〇七三	二、三二八	五九、四〇一
	平均	・	四六九六	五二八	五、二二四
	總平均	五	一、三八四	二九七	一、六八一

参照

	塩田面積	塩實收高	資本額
	一、六六四町歩	一三七、七四九、六二七斤	四、七八七、九一〇、三〇〇圓
	九九三町歩	五九、四一八、四一〇斤	四、六三二、三七四、二八〇圓
	一、一八八町歩	四六、六七〇、四八〇斤	三、七九三、三五四、三九〇圓
	四八三町歩	一六、八一六、八九四斤	一、〇二四、三一九、七七〇圓
計	四、三二八町歩	二六〇、六五五、四一一斤	一四、二三七、九五八、七四〇圓
	三四七町歩	二、九九一、〇四〇斤	一、一〇七、九九八、五六〇圓
	四七〇町歩	七三四〇〇〇斤	三四一、七六六、六二〇圓
計	八一七町歩	三、七二五、〇四〇斤	一、四四九、七五八、八〇圓
合計	五、一四五町歩	二六四、三八〇、四五一斤	一五、六八七、七一六、九五〇圓

昭和十七年度官製天日塩生産費算出調書

(一) 總括

費目	熟成塩田						未熟成田				總計	百斤當
	朱安	濱梁濱	貫城	南市	計	百斤當	貫城	海南	計	百斤當		
製塩費	八四八、四〇三、〇四	四四八、六七四、二二	六〇七、六〇一、九二	二四三、三六二、二八	二、一四八、〇四一、四六	八五七	一五八、二七四、一〇	二七五、三八四、一四	四三三、六五八、二四	三、一六〇	二、五八一、六九九、七〇	九七七
塩夫給	五四三、八九三、一六	二七二、五一四、六九	三五九、三一四、九四	一四三、九五二、〇六	一、三一九、七七四、八五	五二七	一〇三、五六二、六三	一八六、五三一、八九	二九〇、〇九四、五二	二、一一四	一、六〇九、八六九、三七	六〇九
理當員給料	九二、九四五、九一	五九、六三五、六〇	六八、一三二、二二	三八、二〇〇、〇八	二五八、八三一、八一	一〇三	一八、三六〇、八六	二八、一六一、五一	四六、五二二、三七	三三九	三〇五、三三五、一八	一一六
製塩加給金	二二、〇一〇、〇四	一四、〇二八、四五	一、五〇〇、一一	一二、六六六、八〇	五〇、二〇五、四〇	二〇	三、五六九、一一		三、五六九、一一	二六	五三、七七四、五一	二〇
塩田修繕並塩田附屬工作物損耗費	一一八、一一四、九一	五三、八〇二、四二	一二三、三九九、九一	四〇、三三五、〇五	三三四、六五二、二九	一三三	二二、一八七、一二	二四、四〇七、八七	四六、五九五、九九	三四〇	三八一、二四八、八八	一四四
器具機械補修並損耗費	六〇、一四九、五五	三六、四五一、一七	二八、四二三、七五	二五、二三四、七一	一五〇、二四九、一六	六〇	八、三〇二、二三	三二、八九〇、八〇	四一、一九三、〇三	三〇〇	一九一、四四二、一八	七三
雜費	一一、二八九、四七	一二、二四一、八九	七、八四二、〇一	二、九七三、五八	三四、三四六、九五	一四	二、三九〇、五六	三、三九二、〇七	五、七八二、六三	四二	四〇、一二九、五八	一五
管理費	三五二、〇八七、五六	二〇八、三九三、三〇	二〇六、八三七、八五	九八、四五六、九九	八六五、七七五、七〇	三四五	六七、二九九、三三	一四三、五三〇、六〇	二一〇、八二九、九三	一、五三六	一、〇七六、六〇五、六三	四〇七
俸給	三七、六八八、二四	二六、五五五、三六	二四、四四八、二五	一二、八八七、二二	一〇一、五七九、〇七	四一	七、四四〇、九七	二一、〇九二、四一	二八、五三三、三八	二〇六	一二九、八一二、四五	四九
廳費	一三、九三八、二〇	六、九四五、二三	六、二二四、一三	四、五一九、八八	三一、九三七、四四	一三	一、七九五、四六	七、六三三、八九	九、四二九、三五	六九	四〇、九五六、七九	一五
雜給及營繕費	二六二、八一八、八〇	一六六、七五七、九三	一七二、一〇三、八〇	七〇、六九〇、六三	六七二、三六四、一六	二六八	五〇、二六九、二九	一〇三、八九六、五四	一五四、一六五、八三	一、一一三	八二六、五三〇、〇九	三一三
諸施設物補修及損耗費	二四、三〇四、一三	八、〇八八、四六	四、一〇三、六九	一〇、三三九、八二	四六、八三六、一〇	一八	八、〇七七、三九	一〇、八八五、九三	一八、九六三、三二	一三八	六五、七九九、四二	二五
試驗費	一三、三四四、一九	四六、一二	五五、一八	二三、四四	一三、四六八、九三	五	一六、一二	二一、八三	三七、九五		一三、五〇六、八八	五
小計	一、二〇〇、四九〇、六〇	六五七、〇六七、五二	八一四、四三九、七七	三四一、八一九、二七	三、〇一三、八一七、一六	一、二〇二	二二五、五七三、四三	四一八、九一四、七四	六四四、四八八、一七	四、六九六	三、六五八、三〇五、三三	一、三八四
資本利子	二三九、三九五、五〇	二三一、六一八、七一	一八九、六六四、七二	五一、二一八、九九	七一一、八九七、九二	二八四	五五、三九九、五八	一七、〇八八、三三	七二、四八七、九一	五二八	七八四、三八五、八三	二九七
合計	一、四三九、八八六、一〇	八八八、六八六、二三	一、〇〇四、一〇四、四九	三九三、〇三八、二六	三、七二五、七一五、〇八	一、四八六	二八〇、九七三、〇一	四三六、〇〇三、〇七	七一六、九七六、〇八	五、二二四	四、四四二、六九一、一六	一、六八一

參照	朱安	濱梁濱	貫城	南市	計		貫城	海南	計		總計
塩田面積	一、六六四町歩	九九三町歩	一、一八八町歩	四八三町歩	四、三二八町歩		三四七町歩	四七〇町歩	八一七町歩		五、一四五町歩
塩實收量	一〇七七四九六二七斤	五、九四八、四一〇斤	四六六七〇〇八〇斤	二六八一六八九四斤	二五〇六五五四一斤		一二九九一〇四〇斤	七二〇〇〇〇斤	一三七二五〇四〇斤		二六四三八〇四五一斤
資本額	四、七八七、九一〇、〇〇圓	四、六三二、三七四、二〇圓	三、七九三、二九四、四〇圓	一、〇二四、三七九、八〇圓	一四、二三七、九五八、四〇圓		一、一〇七、九九一、六〇圓	三四一、七六六、六〇圓	一、四四九、七五八、二〇圓		一五、六八七、七一六、六〇圓

(2) 奥健蔵氏、及び田中新吾氏の

(3) 朝鮮天日塩田視察復命書

復命書

小官儀、今般京畿道、平安南道に出張を命ぜられ去、五月三十一日、東京を出発し京畿道、朱安出張所、及、平安南道、廣梁湾出張に就き塩田の状況、及、塩田豫定の実際を視察し六月二十一日歸京致候に付、視察の概要、左記に及、復命候也

大正九年六月二十二日

囑託專賣局技師

農学博士　奥健藏

朝鮮総督　男爵、斎藤實殿

調査項目

一、塩田の状況に関する事

二、製塩の状況に関する事

三、生産費に関する事

四、塩質に関する事

五、塩田見込地に関する事

六、技術員養成に関する事

七、塩田、及、製塩上発明考案に関する事

八、輸入塩に関する事

九、出張所長、打合会に関する事

一〇、木板製塩に関する事

呉健藏氏の朝鮮天日塩田調査、復命書か、

一、塩田の状況に関する事

廣梁湾に於て天日塩田の築造を開始したるは明治四十二年にして、然も其、面積は一千町歩に垂んとする廣大なるものにして朝鮮に於ける天日塩田の築造は未だ経験なき事業なりしも之に関係する当局者の努力を以て之れに従事したる結果として年々擴工して塩田は今日に於ては堅實となり、内部の蓄発池、結晶地、其他、水路畦畔等に至る迄能く整頓し純然たる老熟塩田となりたるが如き状態なり、然れども、仔細に研究を遂げたるに於ては、幾多の改良を要すべき事項無之にあらざれば当該、従事者は常に大なる注意を拂ひて之れが完成を期するに勉むるを要す

塩田の状態、今日に於ては如何と雖も、数里に亘る堤防は塩田の生命を維持するものにして一朝、波浪の為、之が破潰を見るに於ては老熟せる塩田も忽ちにして再び海面

となり多年の辛苦も一朝にして水泡に帰するものなれば特に堤防の維持保存に注意するを要す、現に堤防中には多少の修繕を要すべき箇所あるを認むるを以て是等の部分に対しては相当の経費を投して速に修繕せされば前述せる損失を招くに至るべし。

是等、修繕を要する箇所は数里の堤防中、諸所に存するを以て一年にして一時に之が修繕を為すは経費を要する事、少からされば、或は年度を分ちて相当時期に完全なる修續を為すべき事、最緊急の事項と思考す。又、塩田内部の蒸発池、結晶池の高低、凹凸を整理して完全なる生産能率を発揮せしむる事、又、緊急の事と思考す、又、塩田土壌中に淡水湧出の箇所あり、雑草繁茂せる箇所等ありて塩の生産宜しからざる箇所あり、是等は改良を加ふるが或は廃棄して他に利用する方、却つて有利とする所あれば、是等は実地操作を為して相当の処置を講せられん事を希望す。又、堤防の維持を図

らんが為、堤防の海面に接する部分に芦草等を試植し以て海水の直接、堤防に衝当するを避くるが如きは堤防の保護手段として研究を要すべき事項と信ず、又、今後、未安に新設せんとする塩田に就ては多少、一時的、工費を要すべきも、常時労銀を節約し得べき紙鉱たる流下式を採用して之が築造を為すを適当なることと信ず。

二、製塩の状況に関する事

塩の生産は塩田の老熟と共に其量を増加するものにして塩田開始以来、既に十数年を経過し老熟せる塩田あり。然れ共、また塩田、未熟なるもあり、其の老熟せる塩田中には既に豫定生産量に達せる塩田あり、即ち最近の統計を見るに大正六年に於ては塩田一町歩に対し一〇五、〇〇〇斤及一〇六、〇〇〇斤を生産したるものあり、其他一〇〇、〇〇〇斤に垂んとするもの諸所に有之を見る。若し以外の塩田にして之等塩田と同一の状態を有せしめ製塩従事員も同一程度の技能を有すべき

ものあるに於ては等しく一〇〇、〇〇〇斤以上の生産を得る事難事に非ざるべしと信ず。況や、朱安に於ける大正八年の実績を見るに平均、一〇〇、〇〇〇斤以上に達せる事実あるに於てをや、又、本年に於ては生産頗る良好にして既に小官、出張の当時迄、一町歩に対する生産量平均、廣梁灣に於ては三七、〇〇〇斤　朱安に於ては四六、〇〇〇斤　に達したれば製塩終了期に至れば廣梁灣に於ても豫定の数量を超過するが、然らずんば之に接近する数量を得られべき事と信ず。又、一町歩当に対する塩の生産を確むる事は、必するに塩田面積、未だ確定せざるが如く思はるが故に実地、測量して各区の面積を確め置く必要あるべし、而して其の面積の区分等は総督府に於て一定義定めて両所をして同一順序に依り之を測量する事必要なるべし。

三、生産費に関する事

天日塩田の計画当時に於ける豫定生産費は塩百斤当、十七銭三毛にして並煎熬塩に比

較せば頗る低廉なり。

塩田開始以来、年々生産を増加すると同時に之れに要する労銀、其他の節約を計りつゝありて、昨、大正八年に於ける生産を見るに百斤当、直接生産費、廣梁湾に於ては二十二銭、米安に於ては二十銭、之に管理費、国定資本利子を加ふる時は広梁湾に於ては四十一銭二厘、米安に於ては三十三銭三厘にして塩田計画当時の物価と今日の物價とは甚しく相違あり之の騰貴割合を以て計算するときは決して高價のものとは思はれず、廣梁湾、米安、両出張所に於ては生産費の節約につき大に努力しつゝあるを以て本年に於ては一層、生産費は低廉なるを得べしと信す。

生産費節約の方法としては、風車を利用して労力を節約するか如きは最も有効の事項にして生産力を増加する事と相俟つて、大に努力を要すへきものなり。

四、塩質に関する事

塩に対する嗜好、漸次向上することは近時、朝鮮に於て著しき現象と云ふべし。従て塩を生産するにも上級塩の生産を増加する事、亦、急要の事たるを以て当時者は之れに当らざるべからず。朱安に於ける上級塩は相当、多額の生産を見ると雖も、広梁湾に於ては之に反する状況なり。従って上級塩の生産を奨励すること、亦、必要なる事理に属す。

其の根本的方法は塩田の改造を要すべしと雖も、之が実行に伴ひ多大の経費を要するを以て先づ小額の費用と手段とを以て、之が実行を期する為、差当、毎日生産する塩の一部を洗滌して之を採取するを良法とす、然れども永遠の方法としては塩田の改造を為さざるべからざれば、或る一部の塩田を割きて、朱安に於ける結晶池の如く甕破片、或は玉石等のを敷設し其の効果を試験して其の可否を決定するを得策とす。

五、塩田見込地に関する事

龍岡部に於ける塩田見込地を踏査せるに今所は、広梁湾の如く湾入せる処にあらずして外海に瀕せる沿岸なり。

今所は頗る廣漠たる平地にして干潮時、至れば沖手数十町に亘り地盤露出する高地にして、海、又、穏なり。広梁湾出張所にて假堤防を築造し波浪の被害程度を試験せしに其の被害状況頗る僅少なれば、如何に海の平穏なるかを察知する事を得べし、

但し粘土質の土壌、非常に深からざる事は、塩田の増築上、好まざる処なれども、斯の如き深さに於ては張て差支なきものと認む。又、附近に山岳、又は河川も無く、通風頗る良好なれば天日塩田の築造箇所としては差支なきものと思はれる。

然れども高地式の製塩法は朝鮮に於ける初めての方法なれば、理論と実際と果して、一致するや否は明ならざれば、差当り、豫定地の第一区、又は第二区に於て実際の試験を為し、其、成績に依って、高地式の実行を

決定するを適当と信す、若し之の地方に於て高地式の塩田を開築するに於ては、其の面積、数十町歩の広さを得ること難事に結るへしと信ず。又、之の見込地は道路より遠隔にして附近には村落なきを以て、往来・物品運搬等にも不便なるを以て可成、道路の改修を為して便利を得せしめ且つ、担当者の居住する家屋は相当便利に設備し、担当者をして倦怠の意を生せざらへ事に勉むるを必要と認む。

又、南村、其他南陽方面に於ては従来分塩田の築造地としては適当なるへしと信す

六、技術員の養成に関する事

塩田を築造するにも、又、製塩を行うにも夫々之に関する技術を要するものにして即ち、塩田に対しては塩田土木の智識を有するものを要し、製塩に対しては製塩技術を有するものを要す。目下の学生に於ては何れも専問学識技、又は高等学部に於ては之等の学芸技術を教養するものを見ず、故に

総督府に於ても今日の広梁濱、若くは米安に於ける製塩事業に関しては勿論、将来、拡張せられんとする塩田築造に対しても、叙上の学識を有する技術者を要する事、最も急要なるべきを信す。故に総督府に於て之等の技術員、養成を遂けられん事を目下の急務と思考す。

七、塩田、及、製塩上発明考案に関する事

塩田の築造、塩池の構造、製塩方法、副産物利用等には製塩利益増進の上に就き、最も重要なる関係を有するものにして、堤防の築造、維持、塩池の構造改善、塩質の上進、生産の増加、副産物の収得等は大に考案を要するものにして多数、技術者中には、往々、是等の考案を有するものなきにしも非す、若し之を有するものなしとするも之が考案を工夫すること敢て難事に非るべし。之等の考案を誘出せしむるは、又、事業発達の上に必要な事なれば是等に対する発明工夫の奨励方法の設定あらん事を希

望す。

八、輸入塩に関する事

海外より輸入する塩は未だ減せさる状況にあり、朝鮮天日塩の増加するに至れば、自然に外塩の輸入は杜絶するに至るへきこと自明の理にして、目的を遂行せられん事、一日も早きを希望す。

九、出張所長打合會に関する事

~~毎年~~、広梁湾、及、米安の所長を本府に召集（毎年一回位）諸般の打合を為し塩務に関する本府の~~参考資料を~~方針を了解せしめる事、更に両出張所は互に製塩事業の状~~態~~況を交換し事業の進渉を図らん事を希望す。

一〇、木板製塩に関する事

近時、海外輸出を目的とする塩蔵魚類に関しては、之に使用すへき塩の品質は最優良塩~~甚~~にして海外需要者の嗜好に適すへきものを使用~~せさる~~する事が肝要なり。然るに従来使用する塩の品質は之に反する状況にあり、この為塩蔵用の米国塩の輸入増加し最近

に於ては一年間に約、一千万斤に達する状況にあり、而して輸入價格も百斤当、五円弱の高價に及ぶ有様である

若し朝鮮に於て之が代用塩を生産し得るとせば最、有利の事と信ずるを以て、兼ねてこれが設備として木板結晶槽の施設を望みしに、幸ひ朱安に於て一両年来、之が試製を行ひ、漸次、順況に向ひつゝあり、之、大に喜ぶ所なり、故に之れに対しては、相当の注意を拂ひて製造に努め前記の目的を達成せられん事を希望す。

完

大正十五年七月.

田中技師、朝鮮塩業視察復命書。

49p

一、内地、専売局の塩業部門、技師、田中さんは、大正十五年七月頃、朝鮮塩田を視察されました。創業以内（来）約十九年目の、朝鮮塩田躍近の状況を傳えて居ります

大正十五年七月卅日

田中技師朝鮮塩業視察復命書

左表　56,400トン
今年　100トン
両笑 46,000トン
計 240,500
約150萬トン

33,340　34
27,600　28
60
150
149,

朝鮮塩業ニ對スル私見

（今回ハ時間ノ許サザリシ関係ヨリ天日塩田就中広梁湾、貴城、朱安、南洞、君子ノ塩田視察ニ止メ他ハ總テ之ヲ他日ニ譲レリ。殊ニ其間全部雨天ニシテ天日塩田視察ニ適セザリシ関係ヨリ意ノ如ク視察ヲ為シ能ハザリシハ甚ダ遺憾トスル所ナリ。）

朝鮮ニ於ケル塩ノ製産ハ天日製塩一億四千六百萬斤（八七、六〇〇トン）、在来煎熬塩五千六百四十萬斤（三十四万トン）、再製塩四千六百萬斤（二七、六〇〇トン）、食卓塩十萬斤（六〇トン）ヨリ成ル。之ノ集計約二億五千萬斤（十五万トン）ナリ。而シテ在来煎熬塩ハ勿論再製塩ノ如キハ天日塩田ニ依ル製塩法ノ発達ニヨリ自然淘汰ノ原則ニ基キテ早晩消滅スベキ運命ヲ有スルモノタリヤ明カナリ。

元来朝鮮ハ氣候其他天然自然ノ條件ヨリ考案スル時ハ天日製塩地トシテハ他ニ比較シテ甚シク劣レルモノト云ハザルベカラズ。然ルニ今ヤ塩田面積二千四百五十町歩、總産額一億四千万斤、有効面積一町歩当八萬斤以上ニ達シ其ノ生産費ノ如キモ約三十錢ニシテ管理費並ニ金利ヲ加フルモ六十八錢餘ニ相当シ朝鮮塩業モ亦能ク成立シ得ベキモノタル事ヲ確証スルニ至リタルハ眞ニ一大成功ニシテ邦家ノ為メニ慶スベク從来斯業ノ為メ奉公ノ誠意ヲ致サレタル各位ニ対シ深甚ナル敬意ヲ表セザルベカラザルナリ。

然リト雖モ其ノ品質並ニ製塩地ノ實況ヲ視ルニ之ヲ他ノ天日製塩地ト比較研究スル時ハ幾多改善ヲ要スベキ事項少カラザルナリ。

朝鮮ハ製塩上ヨリ視ル時ハ多雨多濕ナル内地ニ比シテハ有利ナル地位ニアリト雖モ氣候其他ノ関係ニ於テ歟

米ニ於ケル製塩地方ハ勿論近ク支那直隷、山東、関東州ニ比較シテ甚シク遜色アリト云フベキナリ。サレバ朝鮮天日製塩ヲシテ彼等ト比肩対立セシメントト欲セバ其ハ製塩法ハ勿論経営法ノ如キモ出来得ル限リ合理的ナラシメザルベカラザルナリ。茲ニ朝鮮塩業ニ対スル私見ノ一端ヲ記述シ復命ニ代ヘントス。

第一

朝鮮ノ塩業政策ハ天日製塩ニヨル自給自足ヲ主眼トシ之ヲ達成スル為メ塩田ノ開設ヲ開放シ民間企業家ヲシテ是ヒ当ラシムルコト。

朝鮮ハ其ノ塩消費高四億（二十四万トン）万斤ニ対シ鮮内生産僅カニ二億（十二万トン）斤ナリ。即ケ約五十％ヲ輸入塩ニ俟タザルベカラズ、而シテ其ノ官塩時價ノ如キモ輸入塩ニ支配セラレ塩價変動甚シ。

然レ共已往ノ實績ニ徴シ天日製塩ノ實行困難ナラザルヲ確証セラレタル今日ニ於テハ速カニ天日塩田ヲ開設シ少ク共所謂自給自足ヲ期スルノ要アリ。然リ而シテ最初朝鮮ニ於テ天日製塩ノ遂行不明ナル当時ニ於テハ官營ノ要アリシト雖モ既ニ二千四百五十町歩ノ塩田ヲ築造シ之ガ経營可能ナルヲ確証セラレ又国家ノ財政上塩田開設ノ實行困難ナル状況ニアル今日政府自ラ之ヲ築造スルノ要ナシト信ズ。宜シク塩田豫定地ヲ開放シ民間企業家ヲシテ之ニ当ラシムルヲ以テ最モ適策ナリト信ズ、但シ関東州並ニ青嶋ノ實例ニ徴シ多数ノ小資本家ニ許可スルガ如キハ將来塩業ノ円満ナル発達並ニ塩價ノ低減、塩質ノ統一其他各種ノ点ニ於テ不利アルヲ免レザルニヨリ一ニ大資本家ヲシテ是ニ当ラシムルノ必要アリト信ズ。

尚成熟ニ達セザル期間即チ最初三年間ノ生産減ニ相当スル金額ノ補助金ヲ支給スル要アル事勿論トス。

第二、專賣法若クハ輸入塩管理制度ヲ設ケ塩供給、塩價ノ安定塩業ノ改善発達ヲ期スルコト。

朝鮮モ亦製塩上不利ノ地位ニ在ルハ已ニ記述セル如シ之ヲ円満ニ発達セシメントセバ相当ノ保護奨励ノ要アリ今日ノ如キ塩價ノ不統一、不安定ナルモノアルニ於テハ企業家ト虽モ恐ラク之ニ投資スルモノナケンサレバ朝鮮ニ於テ塩ノ自給自足ヲ速カナラシムル為メ一日モ早ク專賣法（輸入塩、將来起業サル、民間天日製塩ニ対シ）ヲ實施スルカ或ハ管理制度ヲ設ケ政府自ラ塩ノ輸入ヲ行ヒ指定價格ヲ以テ各塩商ニ拂下ゲルコト、尤モ是ハ現在塩ノ輸入ヲ為シツ、アルモノヲ以テ組織セル組合若クハ会社ヲシテ塩輸入ヲ取扱ハシムルコトニセバ何等支障ナク實行シ得ベク一面極メテ円満ニ企業家ノ危惧ノ念ヲ去リ安ジテ塩田ノ開設ヲ實行シ從テ塩田ノ充實需給ノ調節、塩價ノ安定其他ノ實行ヲ期スルコトヲ得ベキナリ。

第三、朝鮮ニ於テハ当分收入主義ヲ採リ其ノ得ル所ノ資ヲ既設塩田ノ改良新規塩田開設奨励ノ資源タラシムルコト。

既設塩田ノ改良ニハ不少資本ヲ要スルノミナラズ塩田ノ開設ニモ亦相当ノ補助資金ヲ要スルハ明カナリ、然リ而シテ現時ニ於テハ支那内地、関東州、内地等相当高率ノ課税アルニ拘ラズ朝鮮ニ於テハ鮮内生産塩ニ対シテハ課税ナク僅ニ輸入塩ニ対シ拾銭

ヲ課スルノミ曳テ塩價ノ如キモ支那内地並ニ内地ニ比較シテ甚ダシク低廉ナリ、故ニ今日輸入塩税ヲ引上ゲ尚鮮内生産塩ニ相当課税スルモ消費者ニトリ大ナル苦痛ヲ感ゼシムルコトナシト信ズ、依テ專賣法其他ノ實行困難ナル事情アリトセバ輸入税率ヲ引上ゲ以テ既設塩田ノ完成並ニ自給自足ノ達成ヲ速カナラシムルヲ可トセズヤ。

但シ在来煎熬塩ニ課税セバ取締上非常ナル支障アルベキヲ以テ之ハ惣テ自由放任トスル方可ナルベシ。

第四、製塩改良ニ就テハ左ノ方針ヲ採ルヲ要ス。

(一) 塩田構造上ノ改良ニ關スル事項。

(イ) 塩田外部並ニ塩田内雨水ノ排出ニ周到ナル注意ヲ拂フコト。

朝鮮ハ他ノ天日製塩所在地ニ対比シ降雨度数多ク又比較的山岳ニ接シ収水面積大ナルガ為メ雨水ノ影響スル結果潮水ノ稀薄塩田地盤ノ軟弱ナルハ真ニ一大欠点ト云ハザルヲ得ズ。将来築造ノ際ハ一層此ノ点ニ留意スルノ要アルモノト思考ス。

(ロ) 塩田構造ヲ改修シ海水ノ供給ヲ豊富ナラシムルコト。

天日製塩法ニ於テ海水ノ供給潤澤ナルコトハ最モ必要ナル事ニ屬ス。然ルニ各所ノ塩田構造上其ノ供給ノ不充分ナル所未ダ少カラズ速ニ

改修ヲ加ヘ海水ノ供給ヲ充分ナラシムルコトヲ要ス。

（ハ）苦汁溜ヲ設クルコト。

朝鮮天日製塩法ニ於テ鹹水溜ヲ設ケ鹹水ノ運用宜シキヲ得ツ、アルハ最ニ進歩セル方法ト謂フベキモ一層合理的ニ（所謂科學的ニ）製塩ヲ行ハント欲セバ苦汁ノ應用ヲ適当ナラシメザル可ラズ。苦汁溜ヲ結晶池下段ニ新設シ塩田生産苦汁若クハ貯塩庫排出ハ苦汁ヲ貯蔵利用スルヲ要ス。

（ニ）塩田ノ硬化ヲ圖ルコト。

既述セル如ク塩田地盤ノ軟弱ナルコトハ塩田生産力ヲ減殺スルノミナラズ遂ニ塩田落差ノ適順ヲ欠クニ至ルノ惧ナキニ非ズ。故ニ塩田ノ相当砂其他ノ混合物ヲ混加シ加工的ニ塩田ノ硬化ヲ圖ルコト必要ナリ。

（ホ）第一蒸発池ニモ給水路ヲ附設シ塩田ノ硬化並ニ害虫ヲ駆除シ以テ塩田生産力ノ増加ニ努ムルコト。

広梁湾塩田ノ如キゴカイ蟹其他ノ害虫ニ依ル被害大ナルト塩田地盤就中塩田蒸発池ノ地盤軟弱ニシテ海水ノ漏失大ナルノミナラズ蒸発率極メテ不良ニシテ之ガ為メ生産力ヲ減退セシメツ、アリ。

尤モ粉煙草或ハ佐藤技手ノ考案ニ係ル蟹株取器ノ如キ好結果ヲ収メツ、アリテ是ガ徹底的

實行ヲ期スルコト急務ナリト思ヒ更ニ塩田蒸発池ノ構造ニ改善ヲ加ヘ各結晶池ノ如ク是ニ配海水若クハ鹹水路ヲ附設シ各蒸発池ヲ独立ニ使用シ得ベクナシ以テ随時之ヲ日干シ手入シ得ルト同時ニ前項ノ方法ニ依リテ得タル苦汁ヲ適宜ニ区劃ニ注入シ之ヲ数日放置シ得ベク構造シ以テ鹹水苦汁ヨリ虫害ヲ除クト同時ニ塩田ヲ硬化シ且ツ蒸発池ノ水準ヲ得セシメ依テ蒸発率ヲ高メ生産ヲ増加セシムルヲ要ス。

（ヘ）塩田ノ落差適順ナラザルモノアリ之ヲ修復スルコト。

塩田ノ落差ヲ適順ナラシムル為メ中間ニ中仕切ヲ設ケ且ツ蒸発池ノ整地ヲ完全ニシ薄層流下法ニヨリ蒸発力ヲ旺盛ナラシメバ濃厚鹹水ノ生産ヲ多量ナラシムルコトヲ得ベシ。

（ト）結晶池ニ適当ナル凹所ヲ設ケ洗滌採収及雨水溶失ノ豫防ニ便ナラシムルコト。

朝鮮ニ於ケル結晶池ハ天候ノ関係上台湾流ニ敷瓦其他ヲ設備スルヲ可トス。サレバ平釜煎熬法ニ於ケルS T式製塩法ト同一原理ニ基ク製塩法ヲ天日製塩ニ行ヒ結晶池ノ一方若クハ両側ニ凹所ヲ設ケ必要ニ應ジ結晶塩ヲ之ヲ収容シ適宜洗滌採塩セバ是ニヨリ製塩ヲ多産セシムルト同時ニ品質ヲ向上シ相当効果アルモノト信ズ（既ニ大山技師ハ之ガ試験ヲ計畫シ、アリト云フ速ニ其ノ實行ヲ望ム）

（チ）結晶池ト蒸発池トノ間ニライムポンドヲ設クルコト。

欧米ニ於ケル天日製塩法ニ於テハ結晶池ノ上段ニ深キ石灰分離池ヲ設ケテ石灰ノ分離ニ完全ニシツヽアリ。朝鮮ニ於テモ亦之ヲ試ミルコト蓋シ合理的ナルベシ。

（リ）結晶池ハ塩ノ搬出ニ至便ナル位置ニ蒐集セシムルコト。

鹹水ノ輸送ハ塩ノ輸送ニ比シ便ナルヲ以テ結晶池ヲ搬出ニ便ナル地点ニ集築シ之ニ鹹水ヲ蒐集シテ製塩スル事ハ経済上有利ナルベシ。

（ヌ）結晶池ノ周囲ヲ相当深カラシメ鹹水ノ廻リ若クハ苦汁ノ排出ニ便ナラシムルト同時ニ其ノ採塩ニ際シ洗取リヲ容易ナラシムルコト。

（ル）外堤ノ構造ニ関シ周到ナル研究ヲ為シ理想的構造ヲ明カニスベキコト。

朝鮮ニ於テハ満干ノ差大ナルト降雨ニ因リ外堤ノ裏面ヲ洗フ事甚シ、速ニ之ガ防止策ハ勿論外堤構造ノ研究ヲ為スニ非レバ年々不少修理費ヲ要シ不利大ナリ。

（ヲ）朝鮮ハ高地式塩田ヲ有利トス。

満干ノ差大ナルト降雨ノ被害大ナルヲ以テ朝鮮ニ於テハ高地塩田ヲ有利トス。低地式塩田ニ於テハ常ニ外堤ノ修理ニ多額ノ経費ヲ要シ塩田ノ経営困難ト云フベシ。

サレバ山岸技師ノ意見ノ如ク将来朝鮮ニ於テ塩

開設セントスル場合ニハ高地式塩田ヲ主眼トスルヲ可トス。

（二）製塩法ノ改良スベキ事項。

（1）苦汁應用製塩法ヲ採用シ苦汁利用結晶促進法ヲ合理的ナラシムルコト。

従来ノ製塩法ヲ精査スルニ晴天連續スル場合ニ於テモ苦汁ノ廃出ヲ爲サズ更テ結晶池及鹹水ノ濃度ハ多クハ三十度以上甚シキニ至リテハ三十二、三度ニ達スルモノアリ、又濃度稀薄ナルモノモ苦汁分多量ニシテ製塩能力ヲ減少スルノミナラズ水分ノ蒸発ヲ減殺スルコト多大ナリ、又蒸発池ヨリ廃液ヲ注ギ以テ鹹水ノ組成ヲ悪変ス之レ實ニ製塩上極メテ不利ナル方法ト謂ハザルヲ得ズ。故ニ將来ハ結晶池ノ母液三十一度内外ニ達セバ其ノ幾分ヲ排除シ苦汁溜ニ貯藏シ而シテ新鮮ナル鹹水ヲ、結晶塩ヲ溶失セザル程度ニ於テ結晶池ニ注入シ普通ノ如ク採塩シ製塩ヲ継續スヘシ従来ノ如ク結晶池ノ母液ノ濃度如何ニ拘ラズ追次鹹水ヲ補給シ注加製塩スル事ハ甚ダ不合理ナリ。

而シテ若シ天候不良降雨ノ虞レアルガ如キ場合若クハ雨後ノ整地ヲ終リタル際或ハ春秋採塩開始ノ時ニ当リテハ苦汁溜ニ貯藏セル苦汁ヲ稀薄鹹水ニ混加シ之ヲ結晶池ニ注ギ結晶ヲ促進セシメ以テ生産増加ヲ計リ然シテ苦汁注

加ニヨリ母液ノ濃度上進セバ又是ヲ苦汁溜ニ排除貯蔵スルモノトス。

本方法ニ依レバ従来ノ如ク結晶池若クハ第二蒸発池ニ於ケル鹹水ノ蒸発ヲ低減スルコトナク又整地後其他ノ場合ニ於ケル採塩ヲ促進スル事ヲ得テ結局従来ヨリハ良塩ヲ多量ニ生産シ得ベキナリ。

本方法ハ鹹水組成ト蒸発率トノ関係及ビ各組成ノ溶解度ヲ利用シテ朝鮮ノ如キ比較的多雨ナル地方ニ適合セル合理的ノ製塩法ナリト信ズ。関東州地方ニ於テモ之ヲ力説シ既ニ其ノ試験的實行ニ着手セルモノアリ。

(ロ) 鹹水分割製塩法ヲ試ミルコト。

欧米ニ於ケル天日製塩法ニ於テハライムポンドニテ石灰ヲ分離シ母液濃厚トナレバ之ヲ結晶池ヨリ排出シ母液池ニテ劣等塩ヲ採収シツヽアリ。然ルニ朝鮮其他ニ於テハ斯クセザル為実テ製塩全部ノ品質ハ劣等ニシテ欧米塩ニ及バサルコト遠シ。

四段(假定)ハ結晶池ニ於テ第一結晶池(最上段)ニ石灰塩類ヲ沈澱分離シ其ノ精良鹹水ヲ第二第三ノ結晶池ニ移シ食塩ヲ分離シ其濃度上昇シテ三十度内外(地方的ニ適度ノ研究ヲ要ス)トナラバ之ヲ第四ニ移シ比較的劣等塩ヲ採収シ更ニ其ノ濃度上昇シテ食塩ノ分離少キニ至レバ苦汁溜ニ移ス。而後ノ場合ニ之ヲ利用スルコト

前項ノ苦汁應用製塩法ニ記載セル如クスルモノトス。

（ハ）本法ニ依レバ製塩ヲ品質ニ依リ分割採収シ用途ニ應ジテ適宜ノ食塩ヲ供給シ得ベキナリ。

塩田ノ電化ヲ圖ルコト。

近来内地製塩業ニ於テモ塩田ニ於ケル雨水ノ排出若クハ濃厚鹹水ノ汲揚ニ電力ヲ使用シ何レモ相当ノ効果ヲ収メツヽアリ、関東州ニ於テモ既ニ之ヲ試ミ甚ダシク労銀ヲ節シツヽアル所アリ（ヤンマー式ポンプヲ使用ス）サレバ朝鮮塩田ニ於テモ各塩田ニ出来得ル限リ之ヲ應用シタランニハ少ズ労銀ヲ節約シ然カモ生産ヲ増加シ依テ以テ生産費ヲ節約シ得ベシ。

（ニ）自己発電ヲ従行スルコト。

大規模塩田ニシテ然カモ其邊鄙ナルガ為電力ノ供給ヲ得ルコト困難ナル地方アリ。斯ル塩田ニ於テハ米国ニ於ケルガ如ク塩田内ニ自己発電所ヲ設ケ電力ニ依リ海水ノ汲揚雨水其他ノ排除、鹹水海水ノ切リ廻シヲ為サシムルト同時ニ其ノ廃気ニヨリ真空罐製塩若クハ結晶槽製塩ヲ為シ煎熬塩ヲ生産スルコトハ朝鮮ニ於ケル塩ノ需給其他ノ関係ヨリ視テ有利適切ナル事ト信ズ（内地ニ於テモ目下工事中）

（ホ）秋期若クハ春期ニ塩田手入（地固）ヲ完全ニスルコト。

既述セルガ如ク朝鮮ノ塩田地盤ハ軟弱ナル故

之ヲ春季又ハ秋季ニ於テ完全ニ手入スルト否トハ生産力ニ非常ナル差異ヲ生ズルガ如シ故ニ

ニ之ニ対シ相当ノ経費ヲ要スルモノトスルモ
将来ハ完全ニ施行シ鹹水漏失ノ嫌アル所ニ於
テ所謂「練リ固メ」ヲ行ヒ生産ノ増加並ニ品質ノ
向上ヲ圖ルコト。

(ヘ) 製塩品質ヲ向上スル為メ結晶池内ニ洗取設備
又ハ簡易洗滌法ヲ行フコト。

(ト) 塩田ニ於テ洗滌法ヲ従行スルコト。
欧米ニ於テハ天日塩田ニ於テ簡易ナル粉砕洗
滌法ヲ従行セザルモノナシ朝鮮ニ於テモ将来
適当ナル時機ニ之ヲ試ミルヲ至当ト思考ス。

(チ) 蒸発力促進方法ヲ従行シ鹹水ノ製成ヲ助成ス
ルコト。

a. 既述セルガ如ク蒸発池モ出来得ル限リ手入
シテ水平ニ而シテ完全ニ硬ムルト同時ニ水深
ヲ浅クスルコト。

b. 蒸発池ニ石ヲ入ルヽコト。

c. 縄ヲ張ル等吸水性ノ物質ヲ吊シ水分ノ蒸発
ヲ促進スルコト。

d. 敷石ハ可成黒色ナルモノヲ選定スルコト。

e. 黒柱式蒸発法ヲ試ムルコト。
黒色ノコンクリート製柱ヲ造リ水ヲ上ヨリ
流下濃縮スル法。

(リ) 秋及冬期ニ於テモ出来得ル限リ鹹水ノ生成ニ
努メ春期製塩開始ニ際シテ鹹水ノ供給ヲ円満
ニナスコト。

春季製塩開始期ニ於テ海水鹹水供給ノ多少ハ

生産ニ至大ナル関係ヲ有スルハ既往ノ實績ニヨリ明白ナリ、故ニ秋冬期ニ於ケル貯水ノ漏失ヲ豫防スルト同時ニ更ニ進ンデハ鹹水ノ生成ニ努メ生産ノ増加ヲ圖ルコト。

（ヌ）苦汁製藥事業ヲ併行シ製塩家ノ利益ヲ増進シ間接ニ塩ノ生産費ヲ低減スルコト。

従来苦汁ヲ採收シ之ヲ原料トシテ製藥工業ヲ併行セルモノナシ、是ニ対シ速ニ充分ナル試験研究ヲ爲シ製塩業ノ利益ヲ増進スル必要アリ、朝鮮ニ於テハ結晶池ニ敷瓦ヲナセル関係上芒硝製造ノ如キハ最モ好都合アリ、今ヤ硝子製造家ノ塩田芒硝ニ対シ需要ノ大ナルモノアル如シ、之ガ製出ヲ實行スルハ相当有利ナルモノト思考ス、更ニ進ンデ炭酸マグネシユム、塩化加里、硫酸マグネシア、塩化マグネシア、臭素、金屬マグネシユム及ビ之ガ合金等ノ製造ハ将来大ニ研究實行スベキ事項ナリト信ズ。

（ル）濃厚苦汁（三十四、五度）ノ生産サレタル場合ニハ之ニ飽和鹹水ヲ混合シ微粒塩ノ採收ヲナスコト。

苦汁ト鹹水トノ混加法ニヨリテ全部微粒塩トシテ製塩採收セントスルハ不利ナリト虽モ塩田芒硝ヲ採收スル如ク副業的ニ微粒塩ヲ採收スルコトハ有利ナルベシ、本方法ハ遠キ以前ヨリ既ニ朝鮮ニ於テ田邊技手ノ試験セラレタル所ナレバ相当広ク實行シ再製塩其他ノ代用品

トシテ低廉ニ供給セバ可ナルベシ、但シ本方法ニ多少ノ改良ヲ加ヘタルモノニ対シ芝工學士（大日本塩業会社善蘭店：出張所長）ガ專賣特許ヲ得タル様記憶ス、之ニ関係ナキヤ一應調査シ置クヲ要アリ。

（オ）天日塩田ヨリ濃厚鹹水ヲ採収シ煎熬製塩ヲ行ヒ白塩ヲ比較的低廉ニ生産供給スルコト。

天日塩田ニ於テ生産スル鹹水ヲ原料トシテ煎熬製塩シ所謂白塩ヲ生産スル事ハ白塩ノ需要アル地方ニ於テセバ必ズ有利ノ事ナルベシ、関東州旅順塩田ニ於テ之ヲ實行シ之ヲ内地ニ輸入スル額約三百万斤ナリ（時ニ天日塩ヲ混合シ、鹹水濃度ヲ高ムル場合アリ）

朝鮮ニ於テハ嘗テ朱安ニ於テ之ガ試験ヲ試ミタル事アリシト雖モ遂ニ中絶スルニ至リタリ。然レ共両製塩及ビ在来式煎熬塩ノ存在スル現在ニ於テハ朝鮮ニ於ケル是レヲ實行シテ相当ノ利益ヲ擧ゲ得ベキハ明白ナリ、之レ蓋シ山口重道氏ガ仁川港外ニ於テ製塩起業計畫ヲ立テツヽアル所以ナルベシ。然シテ之ガ實行方法トシテハ平釜法ナレバＳＴ式製塩法ヲ利用スベク更ニ一歩ヲ進メテ蒸気利用ＳＴ式又ハ大規模トシテハ結晶槽式眞空式若クハ加壓式製塩法ノ如キモノ適当ナラン。

（ワ）濃厚鹹水ヲ採収シ之ニ「アセトン」ヲ混加シ微粒塩ヲ採収スルコト。

前項記述山口氏ノ起業計畫ノ如ク濃厚鹹水ヲ採取シ之ヲ煎熬製塩シテ漁業用塩其他一般用途塩ニ供給スル事ハ在来式並ニ再製塩ニ対比シ有利ナルハ明白ナリト虽モ所要燃料ハ尚塩百斤ニ対シ少クモ五、六十斤乃至七、八十斤ヲ要スベシ、サレバ内地専賣局ニ於テ鈴木農學士（専賣局技師）ガ最近研究発明セル「アセトン」食塩分離法ヲ應用スルガ如キ相当効果アルベシ、尤モ現今ニ於テハ「アセトン」ハ高價ナル関係ヨリ工業的實行上ニ於テハ使用「アセトン」ノ回収利用法ニ就テ研究ヲ要ス、之レ又朝鮮ニ於テモ研究スヘキ事項ナリトス。

(カ) 本盤結晶法ノ研究利用ヲナスコト。

濃厚鹹水ヲ採収シ之ヲ本盤結晶池ニ移シ良質ク食塩ヲ採収スルコトハ関東州ニ於テモ既ニ営業的ニ實行シツヽアルモノアリ朝鮮ノ如キ比較的天日製塩ニ不充分ナル地盤並ニ気象状態ニ於テハ之ヲ併行セシメ純白ノ良塩ヲ採収シ之ニ相当加工販賣スルコト有利タルベシ、其ノ實行方法ニ就テハ階段式ニシテ降雨ノ際ニハ之ヲ其ノ下ノ「タンク」内ニ貯蔵スルガ如キ方法ニヨルヲ可トスベシ、其ノ枕料ニ「ポプラ」ヲ使用スルコト可ナルベシ。

(ヨ) 加熱粉砕洗滌法ヲ實行スルコト。

従来天日製塩ヲ一般用途ニ適セシメル為ノ之ヲ粉砕洗滌スル事ニ就キ研究努力セラレタリ

ト是モ本来原料塩ノ色澤品質ノ不良ナル関係上従テ製品ノ品質亦不良ニシテ普通ノ煎熬塩ニ及ハサルコト遠ク又貯藏中ニ塩ノ固結甚ダシク未ダ充分ニ目的ヲ達成スルニ至ラザルナリ、近来関東州ニ於テ芝工學士ハ加熱加工洗滌法即チ粉砕洗滌塩ヲ煎熬釜ニ投入シ加熱スル法ヲ試ミ相当好果ヲ収メツヽアリ、朝鮮ニ於テモ亦之ヲ試行セバ可ナラン。

純白純良ノ天日塩ヲ採収シ之ヲ乾燥シタル上粉砕篩別シテ一般用塩ヲ採収スルコト。

天日塩ノ加工法種々アリト雖モ各生産費ノ関係並ニ欧米ニ於ケル塩ノ生産状況ノ推移ヨリ考察シ将来工業用其他各原料塩以外ハ天日塩

田ニ於テ純白純良ノ食塩ヲ製造シ是ヲ充分ニ乾燥シテ粉砕篩別シ以テ一般用途塩ヲ製出スル事ハ最モ経済的ニシテ且ツ合理ナル方法ト信ズ、朝鮮ニ於テハ気象上、地勢上等ノ関係ヨリ結晶池ニ数丸ヲ為シ、又塩田ニ塩庫ヲ有スルガ故之ガ實行ニ便利ナルヘシ、故ニ之ヲ應用シテ再製塩其他ニ代ラシメ以テ結晶池並ニ塩庫ニ要スル資金経費ノ活用ヲ圖ルハ必要ノ事項ナリト信ズ。

天日製塩ヨリ直接食卓塩ヲ製造スルコト。

食塩ノ吸濕性ハ結晶状態ニ甚大ノ関係アリ、然シテ天日製塩ノ結晶ハ食卓塩ノ原料タルニ好適セリ、故ニ純良ナル鹹水ヲ原料トシテ木盤結

晶池ニテ極メテ純良ナル天日塩ヲ採収シ之ヲ乾燥粉砕シテ食卓塩ヲ製造スル事ハ甚ダ策ヲ得タルモノナリト信ズ。余ガ朱安出張所ニ出張ノ際田辺技手ノ試製ニ係ル食卓塩ヲ視テモ亦之ガ實行ノ可能ナルヲ知ルヲ得ベキナリ。

第五、製塩ノ運輸方法ニ関スル事項。

元来普通天日製塩ハ直接生産費極メテ廉價ナルモ之ガ搬出輸送ニハ不勘経費ヲ要スルヲ例トス、然ルニ朝鮮ニ於テハ生産費割合ニ高價ナル関係上搬出運賃ノ生産費ニ対スル割合比較的小ナリト雖モ其ノ運賃必ズシモ低廉ナリト謂ヒ難キガ如シ、之レ蓋シ塩田面積ノ少キニヨルナラン。故ニ朝鮮ノ官営塩ヲ輸入塩ト対抗セシメ更ニ塩業ノ利益ヲ増加セシメント欲セバ運輸方法ニ於テモ亦周到ナル注意ヲ拂ヒ以テ其ノ所要費ヲ低減セシメザルベカラズ。

朝鮮ノ天日製塩ト其ノ輸出港トノ関係ヲ視ルニ広梁湾地方ノ塩田ニハ鎮南浦アリ、朱安地方塩田ニハ仁川アリテ朝鮮塩田トシテ甚ダ有利ナル状勢ニアリト謂フヲ得ベシ。

然レ共元来朝鮮ノ生産塩ハ他ニ輸出スルニアラズ全然鮮内ニ於テ消費スルモノナレバ是等鎮南浦、仁川等モ汽船積輸出ノ場合ナク従テ折角ノ港湾モ其ノ効用ヲ認ムルニ難ク然モ塩田ヨリ是等埠頭乃至

汽車迄ノ搬出ニ要スル経費ハ関東州地方ニ比シ割合ニ高價ナル如シ之レ輸送上ニ研究ヲ要スル点ナリトス、依テ塩田ノ適所ニ貯塩場ヲ設ケ是ニ積込ニ便利ナル設備ヲ構作シ可成塩田ヨリ直接積（塩田直接賣）ヲ為スノ方針ニ出ヅルノ必要アルベシ（但シ現状ニ於テモ可成直接賣トナス方針ヲ採ルヲ要ス）

即チ既述セル如ク鮮内消費ニシテ然モ多クハ汽車輸送ニ依ルモノナレバ塩田附近ニシテ且ツ機械的設備ヲ有スル大塩庫ニ引込線ヲ引キ塩田直接積ヲ為スノ方針ヲ以テ塩田ノ築造ニ際シ豫メ此ノ設備ノ設計ヲ為スコト必要ナルベシ、故ニ将来是等ノ点ニツキ研究ノ要アルベシ而シテ塩田内軌道ニヨル輸送モ亦可成小型汽関車若クハ「ロープ」式ニヨリテ輸送スルコト可ナラン、又上述ノ目的ヲ達スル為已述セル如ク結晶池ヲ蒐集スルコトモ一方策ナルベキナリ。

第六、

試験部ヲ設ケ製塩改良、苦汁ノ利用、外堤築造法、運輸設備ノ改良ニ対スル根本的研究ヲ為シ朝鮮塩業ノ基礎ヲ確立スルコト。

朝鮮天日製塩ハ幸ニ其ノ成立ノ可能ナルコトヲ立証セラルヽニ至リタルモ元来天日製塩地トシテハ甚ダ不利ノ地ニアルコト所要直接生産費ガ関東州ニ比シ倍増セルニ見テモ明白ナリ、故ニ朝鮮ノ塩業ハ直接製塩法ノ改良合理化ハ勿論苦汁利用ニ依ル利益ノ増進等ヲ企圖スルノ要特ニ切實ナレ共是等

ハ決シテ容易ノ業ニアラズ、依テ試驗部ヲ特設シ基礎的研究ヲ爲スコト緊要ノコトナラン。

天日製塩法ニ関スル研究、発明ハ天日製塩地トシテ最モ不利ノ状態ニアル朝鮮ニ於テ特ニ必要ナルモノニシテ又此ノ地ニ於テ初メテ出現スベキモノナリト信ズルモノナリ。

第七、欧米ニ於ケル塩業ノ視察調査ヲ爲サシムルコト。

米國、佛國、伊太利、西班牙等ニ於ケル天日製塩ノ状況ハ學ブヘキ点不尠故ニ速ニ之ヲ見學セシメ朝鮮塩業ノ改善ニ資セラレン事ヲ切望シテ止マサルナリ。

第八、経營法ニ対シテ研究ヲ要ス。

短時間ノ視察ニテ軽々シク断定スベキモノニアラザルモ朝鮮天日製塩ノ経営方法ヲ窺ヒ関東州ニ於ケルモノト対比セバ朝鮮ノモノガ優リテ理想的ナリト云ヒ難キ感アリ、出来得ベクバ塩夫長ニ委任ノ形式等ニヨリ小作的経営ヲ爲サシムル事トセバ相当ノ効果ヲ収メ得ベク思考セラル、会計法其他ニ関シ支障ナキヤ否ヤ、又果シテ如何ノ効果アルベキヤ研究セラレン事ヲ切望ス、其ノ方法トシテハ善良ナル一、二塩夫長ニ対シテ之レヲ試ミレバ可ナルベシ。

第九、従事塩夫数ヲ増加スルコト。

朝鮮塩田ハ他ノ地方ニ比シ採塩ニ多クノ人力ヲ要スルト同時ニ猶塩田ノ整地外堤、道路其他ノ手入手

ニ多クノ労力ヲ要スルモ現在ノ配置人員ハ餘リ過少ナル為メ充分ニ塩田ノ能力ヲ発揮セシメ難キガ如シ、故ニ少クモ十町歩当リ九人位ノ塩夫配置ヲ為ス必要ナルベシ。

第十　塩田所在地ニ相当ノ醫師ヲ配置スルコト。

各塩田ニシテ相当多数ノ職員並ニ従業者アルニモ拘ラズ醫者ノ配置ナキ所アリ、例ヘバ君子、南村等ノ如シ是レ地方ニ於ケル各員ハ非常ニ困難ヲ感ジツヽアル如シ、是ニ対シ相当ノ醫者ヲ配置スル事ハ必要欠クベカラザル事ナルベシ。

要之朝鮮ハ天日製塩ヲ基礎トシテ塩ノ自給自足ヲ圖ルコトノ緊要ナルハ論ヲ俟タザル所ナリ、然レ共天日製塩地トシテハ比較的不利ノ地位ニアルヲ以テ此ノ目的ノ達成ニ対シテハ相当ノ保護ヲ加フルノ必要アルト同時ニ其ノ製塩方法及ビ経営法ヲ合理的ナラシメザルベカラズ、依テ速ニ專賣法若クハ輸入塩ノ管理制度ヲ設ケ且ツ塩田開設ニ対シ保護助勢スルト同時ニ製塩法ノ改良、苦汁利用工業等技術的研究ヲ行ヒ以テ塩業ノ発達塩價ノ安定生産費ノ低減ヲ圖ル事ハ現下ノ状勢上最モ急務ナリト云ハザルベカラズ。

天日製塩法ノ改良策トシテハ第一ニ塩田ノ硬化、害虫ノ駆除、苦汁ノ採収、苦汁ノ合理的應用、及苦汁ノ利用法トシテ先ヅ芒硝、硫麻、炭酸マグノ製造等ニ対シ研究シ實行スル事ヲ必要ナリトス。

又再製塩及在来煎熬塩ニ対シテハ天日塩田ニヨル生産鹹水ヲ煎熬製塩シ若クハ天日原塩ノ加工等ニ依リテ漸次是等ニ代ラシムル様誘導スルハ最モ経済的良方法ナリト確信ス。

以上

（4）

昭和六年頃、本局が計画していた、貴城及び松山塩田、二、二〇〇町歩の築造計画案

70p

天日塩田築造計画資料目次

記

一、昭和六年頃專賣局が計画していた、貴城、及び松山、塩田二、二〇〇町歩の塩田築造計画の内容。

⑴ 塩田築造完成後の塩業歳入、歳出調

⑵ 公債事業に依る収支計算

⑶ 開設塩田、塩生産高調

⑷ 塩田築造費単位額内訳及塩生産費調

⑸ 塩田築造後の俸給及び塩業費所要額。

⑹ 塩田築造後の年度別歳入、歳出増減調

⑺ 各年度別塩販売収入調

⑻ 塩回送、及保管費、所要額。

⑼ 塩輸入中止に依る歳出減の内訳

⑽ 結晶池改良及塩田内部整理に因る収支計算

⑾ 製塩官署別、塩田築造費調

⑿ 大正十二年以降に発生した、暴風雨・海嘯等に依る堤防決壊災害復旧費調

⒀ 天日塩田の経過年数に依る塩の生産高調

①

塩田築造 結晶池改良 塩田整理 完成後塩業歳入歳出調

（金利を除去した収支計算）

歳入

昭和七年度豫算　七年目　十四年度以降	四一九三、五〇〇円
塩田築造ニヨル増	一、六九七、六〇〇
結晶池改良ニヨル増	二四三二〇五
塩田整理ニヨル増	三四六五一
輸入中止ニヨル減	△一、八五九、一五〇
計	四三〇八八〇六

1,974,456
1,859,150
差引 115,306
〃 4,193,500
収入計 4,308,806

歳出

七年度豫算	三五八一、五九三円
塩田築造ニヨル増	九六四一一三円
結晶池改良ニヨル増	―
塩田整理ニヨル増	一四二六六
輸入中止ニヨル減	△一、四〇六、五九四
計	三、一五三、三七八

差益

七年度豫算	六一一、九〇七円
塩田築造ニヨル増	七三三、四八七
結晶池改良ニヨル増	二四三、二〇五
塩田整理ニヨル増	二〇、三八五
輸入中止ニヨル減	△四五二、五五六
計	一、一五五、四二八

②

公債事業ニ依ル收支計算總括表

年次	收入	工事費			支出			差益	輸入塩ニ依ル差益減	改差益
		築造工事費	結晶池改良費 塩田整理費	計	金利	經常費	計			
第一年（昭和七年度）	天日塩販賣収入 円	一三三三、九〇二 円	一八〇、〇〇〇 円 五七、〇〇〇	一五七〇、九〇二 円	三九、三七三 円	円	三九、三七三 円	△三九、三七三 円	円	△三九、三七三 円
二年（〃八年度）	八六、〇〇〇	一七〇七、〇六〇	一八〇、〇〇〇	一八八七、〇六〇	一三五、七二二	一四、二六六	一四九、九八八	△六三、九八八	一八、二六九	△八二、二五七
三年（〃九年度）	二八一、〇三一	二五九、四五〇	一八〇、〇〇〇 一八、〇〇〇	四五七、四五〇	一八四、三三四	三九、五六三	五〇三、八九七	△二二二、八六六	六三、二五四	△二八六、一二〇
四年（〃十年度）	六六六、六四一	三三〇、〇〇〇		三三〇、〇〇〇	二〇四、〇二一	六八六、四八一	八九〇、五〇二	△二二三、八六一	一五四、八二三	△三七八、六八四
五年（〃十一年度）	一〇九四、六九二	三三〇、〇〇〇		三三〇、〇〇〇	二二〇、五二一	七八二、三六三	一〇〇二、八八四	九一、八〇八	二五二、七四七	△一六〇、九三九
六年（〃十二年度）	一五三〇、〇四一				三二八、七七一	八七七、三五五	一二〇六、一二六	三二三、九一五	二四九、五五七	七四、三五八
七年（〃十三年度）	一八四七、〇二六				三二八、七七一	九四九、五三〇	一二七八、三〇一	五六八、七二五	四二三、〇八五	一四五、六四〇
八年（〃十四年度以降）	一九七四、四五六 （合計	工事費 三九六〇、四一二	六一五、〇〇〇）		三二八、七七一	九七八、三七九	一三〇七、一五〇	六六七、三〇六	四五二、五五六	二一四、七五〇

備考

築造工事費總計	三、九六〇、四一二円
結晶池改良費	五四〇、〇〇〇円
塩田整理費	七五、〇〇〇円
計	四、五七五、四一二円

収支計算（金利ヲ除ク）

年次	収入				支出			損益	摘要
	塩田築造	結晶池改良	塩田整理	計	塩田築造	塩田整理	計		
第一年（昭和七年度）	天日塩 販賣 円	天日塩 〃 円	〃 〃 円	円	経常ヒ 準備ヒ 円	経常ヒ 円	円	円	
〃 二年（〃 八年度）		八〇、七三五	五、三六五	八六、〇〇〇		一四、三六六	一四、三六六	七一、七三四	
〃 三年（〃 九年度）	一〇九、〇三〇	一六一、四七〇	一〇、五三一	二八一、〇三一	三〇五、一九七	一四、三六六	三一九、五六三	△三八、五三二	
〃 四年（〃 十年度）	四〇三、六四六	二四二、二〇五	二〇、七九〇	六六六、六四一	六七二、一一五	一四、三六六	六八六、四八一	△一九、八四〇	
〃 五年（〃 十一年度）	八二六、〇二六	二四二、二〇五	二六、四六一	一、〇九四、六九二	六六八、〇九七	一四、三六六	六八二、三六三	三一二、三二九	
〃 六年（〃 十二年度）	一、二五六、八四〇	二四二、二〇五	三〇、九九六	一、五三〇、〇四一	八六三、〇八九	一四、三六六	八七七、三五五	六五二、六八六	
〃 七年（〃 十三年度）	一、五七〇、一六〇	二四二、二〇五	三四、六五一	一、八四七、〇一六	九三五、一六四	一四、三六六	九四九、五三〇	八九七、四八六	
〃 八年（〃 十四年度）以降	一、六九七、六〇〇	二四二、二〇五	三四、六五一	一、九七四、四五六	九六四、〇一三	一四、三六六	九七八、三七九	九九六、〇七七	

四五〇八〇〇

輸入中止ニ依ル減収額調

区分		昭和八年度	〃九年度	〃十年度	〃十一年度	〃十二年度	〃十三年度	〃十四年度以降
塩田築造	輸入中止ニ依ル減収	円	一〇九、七五二円	四〇六、三一九円	八〇一、七六二円	一、二九三、九九八円	一、四九一、六五二円	一、六一二、七二〇円
	輸入中止ニ依ル歳出減額		八三、〇三六	三〇七、四一二	六〇六、五九六	九〇三、三五四	一、一二八、五五三	一、二二〇、一五〇
	差引減収額		二六、七一六	九八、九〇七	一九五、一六六	三九〇、六四四	三六三、〇九九	三九二、五七〇
結晶池改良		一六、六〇四	三三、三〇八	四九、八一一	四九、八一一	四九、八一一	四九、八一一	四九、八一一
塩田整理		一、六六五	三、三三〇	六、一〇五	七、七七〇	九、一〇二	一〇、一七五	一〇、一七五
計		一八、二六九	六三、三五四	一五四、八二三	二五二、七四七	三四九、五五七	四二三、〇八五	四五二、五五六

貴城 一、〇〇〇町 ③ 開設塩田生産高調
南洞松山 一、二〇〇町
計 二、二〇〇町步

年別	昭和八年度竣功 (貴城) 四五八町步	昭和八年度竣功 (南洞松山) 六〇町步	昭和九年度竣功 (貴城) 五四二町步	昭和九年度竣功 (南洞松山) 六〇町步	計
昭和九年度	2391トン 一四、五〇〇斤(一丁步) 六、六四一、〇〇〇斤	一三、〇〇〇斤 七八〇、〇〇〇斤	斤	斤	一四、四四一、〇〇〇斤
十年度	三八、〇〇〇斤 一七、四〇四、〇〇〇	三四、〇〇〇斤 二、〇四〇、〇〇〇	一四、五〇〇斤 七、八五九、〇〇〇	一三、〇〇〇斤 七八〇、〇〇〇	五三、四六三、〇〇〇
十一年度	六五、五〇〇斤 二九、九九九、〇〇〇	五七、五〇〇斤 三、四五〇、〇〇〇	三八、〇〇〇斤 二〇、五九六、〇〇〇	三四、〇〇〇斤 二、〇四〇、〇〇〇	一〇五、四九五、〇〇〇
十二年度	八八、〇〇〇斤 四〇、三〇四、〇〇〇	七八、〇〇〇斤 四、六八〇、〇〇〇	六五、五〇〇斤 三五、五〇一、〇〇〇	五七、五〇〇斤 三、四五〇、〇〇〇	一五七、一〇五、〇〇〇
十三年度	一〇三、〇〇〇斤 四七、一七四、〇〇〇	九一、〇〇〇斤 五、四六〇、〇〇〇	八八、〇〇〇斤 四七、六九六、〇〇〇	七八、〇〇〇斤 四、六八〇、〇〇〇	一九六、二七〇、〇〇〇
十四年度以降	一〇三、〇〇〇斤(一町步当) 四七、一七四、〇〇〇	九一、〇〇〇斤(一町步) 五、四六〇、〇〇〇	一〇三、〇〇〇斤 五五、八二六、〇〇〇	九一、〇〇〇斤 五、四六〇、〇〇〇	二一三、二〇〇、〇〇〇

貴城第三区 五〇七町 昭和十年六月十四日 竣功
貴城第四区 五三二町 昭和十二年十二月三十一日 竣功

貴城第三区
一町步当生産高見込 103.000斤
キロ (61,800kg)

南洞塩田
松山塩田

昭和八年竣功
貴城 四五八町步
南洞松山 六〇〇
計 一、〇五八

昭和九年竣功
貴城 五四二町步
南洞松山 六〇〇
計 一、一四二

計
一、〇〇〇町步
一、二〇〇
合計 二、二〇〇

④ 築造費単位費額内訳

名称	金額	摘要
一、堤防	七六二二四七円	
外廓堤防	六八五、〇〇〇円	延長一九、五七〇間 間口平均三五円 （土積間口平均七立坪 一立坪当三円 張石間口平均一面坪 一面坪当一四円）
貯水池堤防	六五、〇〇〇	延長三、二五〇間 間口平均二〇円 （土積間口平均二立坪 一立坪当三円 張石間口平均一面坪 一面坪当一四円）
接續堤防其他	一二、二四七	延長八一七間 間口平均一五円 土積間口平均五立坪 一立坪当三円
二、内部	一、九六六、五〇〇円	
内部整地	九六七、六〇〇円	内部切盛土積六四五、〇六七立坪 一立坪当平均一円五〇銭
内部仕上	二八四、〇〇〇	内部仕上面積六六〇、〇〇〇面坪 一面坪当平均四銭三厘強
内部排水路	五四、九〇〇	排水路浚渫土積二七、四五〇立坪 一立坪当平均二円
結晶池改良	六六〇、〇〇〇	結晶池改良面積三三〇、〇〇〇面坪 一面坪当工費二円
三、建造物	四四三、四〇〇円（一〇〇ヶ所分）	
海水取入水閘	九六、〇〇〇円	鉄筋混凝土造十二ヶ所分 一ヶ所當八、〇〇〇円 （黄城四ヶ所 南洞五ヶ所 松山三ヶ所）
排水伏樋	二九二、五〇〇円	鉄筋混凝土造四五ヶ所分 一ヶ所當六、五〇〇円 （黄城二〇ヶ所 南洞一五ヶ所 松山一〇ヶ所）
給水伏樋	三六、〇〇〇	混凝土造三〇ヶ所分 一ヶ所平均一、二〇〇円 （黄城一三ヶ所 南洞一〇ヶ所 松山七ヶ所）
橋梁	一八、九〇〇	木造一三ヶ所分 一ヶ所當平均一、四五四円弱 （黄城五ヶ所 南洞五ヶ所 松山三ヶ所）
四、揚水設備	三四四、一〇〇円（一二ヶ所分）	
揚水機械	一八〇、〇〇〇円	揚水機関及附属機械一式一ヶ所當一五、〇〇〇円 一二ヶ所分計上
喞筒	二四、〇〇〇	喞筒一ヶ所當二台 一台附属品共一、〇〇〇円 一二ヶ所分計上
揚水機械場家屋及倉庫	一二〇、〇〇〇	揚水機械場家屋、事務室及重油其他貯蔵倉庫一ヶ所當一〇、〇〇〇円 一二ヶ所分計上
附属品其他	二〇、一〇〇	修繕用機械類及備品等一切一ヶ所當一、六七五円 十二ヶ所分計上
五、器具機械	五九、〇〇〇円（一式）	
(1) 測量用器具機械	二二、〇〇〇円	
水準測量機	一〇、〇〇〇	一個附属品共二五〇円 四〇個分計上
高低測量機	六、〇〇〇	一個附属品共六〇〇円 一〇個分計上
平板測量機	七〇〇	一個附属品共三五円 二〇個分計上

製図器	七五〇	一組二五円 三〇組分計上
プラニメーター	五〇〇	一個二五円 二〇個分計上
ポール	四〇〇	一本二円 二〇〇本分計上
箱尺	一二〇〇	一個一二円 一〇〇個分計上
測鎖	二〇〇	一個一〇円 二〇個分計上
巻尺	六〇〇	一個五円 一二〇個分計上
間縄	三〇〇	一個一〇円 三〇個分計上
竹縄	一五〇	一個五円 三〇個分計上
計算尺	一二〇	一個八円 一五個分計上
木製折尺	一〇〇	一個五〇銭 二〇〇個分計上
鋼製折尺	一二〇	一個四円 三〇個分計上
竹製縮尺	一〇〇	一組五円 二〇組分計上
竹尺	一一〇	一個二五銭 四四〇個分計上
（三角其他）定規	二〇〇円	一組二円 一〇〇組分計上
測量用杭	二五〇	一本平均一〇銭 二五〇〇本分計上
測量用旗	二〇〇	一個平均竹竿共一〇銭 二〇〇〇個分計上
(ヌ)築造材料及土積輸送器具	三七、〇〇〇円	
軌条	二二、〇〇〇	十二封度軌条及枕木ペーシ、モール、スパイキ等消耗品一切一哩二二〇〇円 十哩分計上
台車	一五、〇〇〇	台車及箱共一台當三〇〇円 五〇〇台分計上

特別廳費

品名	員数	単価		金額	摘要
ケント	二二〇〇枚	一枚	円 二五	八二五円	十町歩十枚 二二〇〇枚豫備五割ヲ見込
方眼紙	一三二〇〃	〃	〇五	六六〇	十町歩四十枚 八八〇枚豫備五割ヲ見込
トリーシングペーパー	三三〇本	一本	二〇〇	六六〇	十町歩一本 二二〇本豫備五割ヲ見込ム
オイルペーパー	一六五〇〃	〃	三五〇	五七七五	十町歩五本 一一〇〇本豫備五割ヲ見込
鉛筆	二二〇打	一打	二〇〇	四四〇	十町歩一打 二二〇打
ゴム	二二〇個	一個	一五	三三	十町歩一個
墨	二二〇〃	一個	八五	一八七	十町歩一個
設計書用紙	六六〇〇枚	百枚	四〇	二六四	十町歩二百枚 四四〇〇枚豫備五割ヲ見込
罫紙	五二〇〇〃	百枚	三〇	一五六	仕様書用十町歩二百枚四四〇〇枚 其他八〇〇枚
計				九、〇〇〇	

採塩高標準（一町歩當）

製塩年次	貴城塩田 採塩高	貴城塩田 実收高	南洞及松山塩田 採塩高	南洞及松山塩田 実收高	備　要
第一年	一七、〇〇〇斤	一四、五〇〇斤	一六、〇〇〇斤	一三、〇〇〇斤	
二年	四五、〇〇〇	三八、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	
三年	七七、〇〇〇	六五、五〇〇	七〇、〇〇〇	五七、五〇〇	
四年	一〇三、五〇〇	八八、〇〇〇	九五、〇〇〇	七八、〇〇〇	
昭和十四年以前 五年	一二〇、八〇〇	（一〇三、〇〇〇）	一一一、〇〇〇	（九一、〇〇〇）	

備考

一、實收高ハ貯藏減耗並回送減耗ヲ控除シタルモノトス

二、貴城塩田ハ直接鉄道積込賣渡ヲ為スヲ以テ減耗一割五分ヲ控除シ南洞及松山塩田ハ艀船搬出ヲ要スルニ付減耗一割八分ヲ控除セリ

三、築造竣功翌年ヨリ起算シ第二年目ニ結晶池改良ヲ為シ第三年目ヨリ生産歩合増加スル計算トス

昭和十四年度以降生産費調

費目	金額	百斤當生産費	摘要
労銀	四〇四、五〇〇円	一九一銭	五千二〇　五三〇
塩田修理費	三三、〇〇〇	一六	〇四二　〇四三 備品費 一九、〇〇〇 消耗 [illegible]
器具機械費	一七、六〇〇	八	〇二二　〇二二 消耗品 [illegible] 消耗 [illegible]
事務監督費	八二、三四三	三九	一〇七　一一〇 事務監督費 俸給 二〇、一三〇 旅料 九、六〇〇
揚水費	二六、四〇〇	一二	〇三四　〇三五 雑費 八、八〇〇 生産 〇〇〇 一三、一四〇 税費 理事手当 [illegible] 十一月 二、〇〇〇
雑費	八、八〇〇	四	修繕 七、〇〇〇
直接生産費計	五七二、六六三	二七〇	七四三 手[illegible]　七四〇
固定資本利子	一九八、〇二一	九三	二九七　二九〇
合計	七七〇、六八四	三六三	六、八〇〇トン
塩生産高	二一二、二〇〇、〇〇〇斤		貴城塩田 一、〇〇〇町歩 一〇三、〇〇〇、〇〇〇斤 南洞、松山 一、二〇〇町歩 一〇九、二〇〇、〇〇〇斤

城塩田 一、〇〇〇町歩合計 二、二〇〇町歩ノ昭和十四年度以降の計算
洞・松山塩田 一、二〇〇町歩

⑤塩田築造後俸給及塩業費（經常費）所要額調

築造後の
[illegible]
給 五、一三六円
費 四七、五二七円
七二、六六三

款	項	目	算出内譯	總額	昭和九年度	昭和十年度増加額	昭和十一年度以降
専賣局				◎五七二、六六三円	三七八、六六〇円	一九四、〇〇三円	五七二、六六三円
	俸給			二五、一三六	一三、七一二	一一、四二四	二五、一三六
		奏任俸給		三、九二〇	三、九二〇	、	三、九二〇
			技師一人 年三、九二〇円	三、九二〇	三、九二〇	、	三、九二〇
		判任俸給		二一、二一六	九、七九二	一一、四二四	二一、二一六
			属内地人三人 年一、六三二円	四、八九六	三、二六四	一、六三二	四、八九六
			技手内地人一〇人 年一、六三二円	一六、三二〇	六、五二八	九、七九二	一六、三二〇
	事業費			五四七、五二七	三六四、九四八	一八二、五七九	五四七、五二七
		塩業費		五四七、五二七	三六四、九四八	一八二、五七九	五四七、五二七
			廳費	四、七〇四	二、三〇四	二、四〇〇	四、七〇四
			(一)普通廳費 一人年額 九六円 一四人分 一、三四四円 一人年額 二四円 一五人分 三六〇円	一、七〇四	八六四	八四〇	一、七〇四

款項目	算出内譯	總額	昭和九年度	昭和十年度増加額	昭和十一年度以降
	(二)特別廳費 別紙内譯ノ通リ 4704	三、〇〇〇円	一、四四〇円	一、五六〇円	三、〇〇〇円
	修繕費 〃	二、〇〇〇	五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
	旅費 奏任一人 五〇〇円 五〇〇円 判任一三人 三五〇円 四、五五〇円 雇員一五人 二五〇円 三、七五〇円	八、八〇〇	四、六〇〇	四、二〇〇	八、八〇〇
	現業手当 判任一三人 二五八、七〇〇円 三、三六三円 雇員一五人 一五〇、〇〇〇 二、二五〇円	38552 五、六一三	二、七五二	二、八六一	五、六一三
	雇員給 事務三人 七八〇円 二、三四〇円 技術 一〇 九六〇円 九、六〇〇円 六〇〇円 一、二〇〇	一三、一四〇	七、三二〇	五、八二〇	一三、一四〇
	傭人料 9.160	9.160 九、一六〇	四、六五八	四、五〇二	九、一六〇
	監視 内 五人 六〇〇円 三、〇〇〇円 鮮 四 三六〇円 一、四四〇円	四、四四〇	一、九二〇	二、五二〇	四、四四〇
	巡視 内 三人 四八〇円	一、四四〇	九六〇	四八〇	一、四四〇
	小使 内 三人 三六〇円	一、〇八〇	七二〇	三六〇	一、〇八〇
	雑役人夫 延二、二〇〇人 日額一、〇〇〇	二、二〇〇	一、〇五八	一、一四二	二、二〇〇
	塩夫及雑工給	四〇四、五二〇	一九四、一〇〇	二一〇、四二〇	四〇四、五二〇
	工夫 五人 六〇〇円	三、〇〇〇	一、二〇〇	一、八〇〇	三、〇〇〇

職工 三人 七二〇円	二一、六〇〇	七、二〇〇	一四、四〇〇	二一、六〇〇
事務手 塩夫長 八人 六〇〇円	五二、八〇〇	三五、二〇〇	一七、六〇〇	五二、八〇〇
塩夫 延四〇〇〇〇人 一日額七五錢	三〇、〇〇〇	二一一六〇人 一五、八七〇	一八八四〇人 一四、一三〇	三〇、〇〇〇
機関手 六人 九六〇円	五七、六〇〇	二八、八〇〇	二八、八〇〇	五七、六〇〇
火夫 油差 一八人 六〇〇円	一〇、八〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	一〇、八〇〇
被服費 監視巡視 一六人 二一円 三三六円 小使 三 一八 五四	4290 三九〇	二〇六	一八四	三九〇
職工慰安費 延二二〇〇人 一人一円	二、二〇〇	一〇五八人 一、〇五八	一一四二人 一、一四二	二、二〇〇
雑費 判任以上 一四人 一二円 一六八円 雇傭 一五人 六円 九〇円	二、二〇〇	一、〇六二	一、一三八	二、二〇〇
事務用備品費 内訳別紙一通	17,600 一五、四〇〇	七、五〇〇	七、九〇〇	一五、四〇〇
事業用消耗品費 〃	二、二〇〇	一、〇五八	一、一四二	二、二〇〇
揚水費 〃	二六、四〇〇	一三、七〇〇	一二、七〇〇	二六、四〇〇
塩田修繕費 〃	三三、〇〇〇	一五、九〇〇	一七、一〇〇	三三、〇〇〇
塩田雑費 〃	八、八〇〇	四、三二〇	四、四八〇	八、八〇〇

440

⑥ 塩田築造後塩業歳入歳出各年別増減調

塩業歳入

區分	昭和九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度以降
築造塩田ノ收入（1）	一〇九、〇三〇円	四〇三、六四六円	八三六、〇二六円	一、三五六、八四〇円	一、五七〇、一六〇円	一、六九七、六〇〇円
輸入中止ニ依ル減收（2）	一〇九、七五二	四〇六、三一九	八〇一、七六二	一、二九二、九九八	一、四九一、六五二	一、六一二、七二〇
差引増△減	△七二二	△二、六七三	三四、二六四	六三、八四二	七八、五〇八	八四、八八〇

塩業歳出

區分	昭和九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度以降
築造塩田ノ歳出	三〇五、二九七円	六七二、二一五円	七六八、〇九七円	八六三、〇八九円	九三五、二六四円	九六四、一一三円
輸入中止ニ依ル歳出減額（3）	八三、〇三六	三〇七、四一二	六〇六、五九六	九〇三、三五四	一、一二八、五五三	一、二二〇、一五〇
差引増△減	二二二、二六一	三六四、八〇三	一六一、五〇一	△四〇、二六五	△一九三、二八九	△二五六、〇三七

差益

區分	昭和九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度以降
塩業差益	△二二二、九八三円	△三六七、四七六円	△一二七、二三七円	一〇四、一〇七円	二七一、七九七円	三四〇、九一七円

(ク) 各年度塩販賣收入調 (1)

年度別	数量	百斤當單價	金額	摘要
昭和九年度	一四、四四一、〇〇〇斤	七五五厘	一〇九、〇三〇円	一等塩（三割五分） 五、〇五四、三五〇斤 二等塩（六割五分） 九、三八六、六五〇斤
十年度	五三、四六三、〇〇〇	七五五	四〇三、六四六	一等塩（三割五分） 一八、七一二、〇五〇斤 二等塩（六割五分） 三[redacted]五〇斤
十一年度	一〇五、四九五、〇〇〇	七八三	八二六、〇二六	一等塩（六割二分五厘） [redacted] 結晶池改良ノモノ 二等塩（三割七分五厘） [redacted] 未改良ノモノ混合
十二年度	一五七、一〇五、〇〇〇	八〇〇	一、二五六、八四〇	一等塩（八割） 一二五、六八四、〇〇〇斤 二等塩（二割） 三一、四二一、〇〇〇斤
十三年度	一九六、二七〇、〇〇〇	八〇〇	一、五七〇、一六〇	一等塩（八割） 一五七、〇一六、〇〇〇斤 二等塩（二割） 三九、二五四、〇〇〇斤
十四年度	二一二、二〇〇、〇〇〇	八〇〇	一、六九七、六〇〇	一等塩（八割） 一六九、七六〇、〇〇〇斤 二等塩（二割） 四二、四四〇、〇〇〇斤

備考

百斤當單價八〇〇厘ハ一等塩八割二等塩二割ノ生産割合ニシテ一等塩八二〇厘二等塩七二〇厘ノ平均トス

塩販賣收入額調

港別	数量	價格（百斤當）	金額	摘要
新義州	二〇、二〇〇、〇〇〇斤	六八〇厘	一三七、三六〇円	一等塩 七〇〇厘 二等塩 六〇〇厘 ノ平均
仁川	七七、〇〇〇、〇〇〇	七三〇	五六二、一〇〇	一等塩 七五〇厘 二等塩 六五〇厘 〃
群山	三〇、〇〇〇、〇〇〇	八八〇	二六四、〇〇〇	一等塩 九〇〇厘 二等塩 八〇〇厘 〃
木浦	四〇、〇〇〇、〇〇〇	八九〇	三五六、〇〇〇	一等塩 九一〇厘 二等塩 八一〇厘 〃
釜山	五四、〇〇〇、〇〇〇	八三〇	四四八、二〇〇	一等塩 八五〇厘 二等塩 七五〇厘 〃
元山	一五、〇〇〇、〇〇〇	八八〇	一三二、〇〇〇	一等塩 九〇〇厘 二等塩 八〇〇厘 〃
清津	一二、〇〇〇、〇〇〇	九三〇	一一一、六〇〇	一等塩 九五〇厘 二等塩 八五〇厘 〃
計	二二三、二〇〇、〇〇〇	八〇〇	一、六九〇、八六〇	

塩輸入中止ニ依ル歳入ノ減額調（二）

科目	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	摘要
（目）塩業収入	円	円	円	円	円	円	
輸入天日塩	一〇九、七五二	四〇六三一九	八〇一、七六二	一、一九三、九九八	一、四九一、七五二	一、六一三、七二〇	

備考ノ

各年度輸入中止数量左ノ如シ

昭和九年度	一四、四四一、〇〇〇斤	百斤当七六〇厘	一〇九、七五二円
〃 十年度	五三、四六三、〇〇〇	〃	四〇六、三一九
〃 十一年度	一〇五四九五〇〇〇	〃	八〇一、七六二
〃 十二年度	一五七、一〇五、〇〇〇	〃	一、一九三、九九八
〃 十三年度	一九六、三〇〇、〇〇〇	〃	一、四九一、七五二
〃 十四年度	二一二、三〇〇、〇〇〇	〃	一、六一三、七二〇

⑻ 塩田築造後塩回送及保管費所要額調

科目	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	摘要
（目）塩購買回送及保管費	円	円	円	円	円	円	
（内訳）塩回送及保管費	三七、一三七	九九、五五二	一九五、四三四	二九〇、四二六	三六二、六〇一	三九一、四五〇	
（細別）塩田搬出費	二六、六〇七	六一、四八二	一二一、三一九	一八〇、六七一	二二五、七一一	二四四、〇三〇	
水路輸送費	一〇、五三〇	三八、〇七〇	七四、一一五	一〇九、七五五	一三六、八九〇	一四七、四二〇	

備考

一、内譯左ノ如シ

	・塩田搬出費			水路輸送費		
昭和九年度	二三、一三七、〇〇〇斤	一一五厘	二六、六〇七円	七、八〇〇、〇〇〇斤	一三五厘	一〇、五三〇円
〃 十年度	五三、四六三、〇〇〇	〃	六一、四八二	二八、二〇〇、〇〇〇	〃	三八、〇七〇
〃 十一年度	一〇五、四九五、〇〇〇	〃	一二一、三一九	五四、九〇〇、〇〇〇	〃	七四、一一五
〃 十二年度	一五七、一〇五、〇〇〇	〃	一八〇、六七一	八一、三〇〇、〇〇〇	〃	一〇九、七五五
〃 十三年度	一九六、二七〇、〇〇〇	〃	二二五、七一一	一〇一、四〇〇、〇〇〇	〃	一三六、八九〇
〃 十四年度以降	二一二、二〇〇、〇〇〇	一一五	二四四、〇三〇	一〇九、二〇〇、〇〇〇	一三五	一四七、四二〇

17

二、塩田搬出費百斤当一一五厘ノ内譯

貴城塩田	一〇三、〇〇〇、〇〇〇斤	積込賃 三〇厘 運賃 一一三厘 計 一四三厘	一四七、二九〇円
南洞 松山 塩田	一〇九、二〇〇、〇〇〇斤	積込賃 二〇厘 艀船賃 七〇厘 計 九〇厘	九八、二八〇
計	二一二、二〇〇、〇〇〇斤	一一五厘	二四五、五七〇

三、水路輸送費百斤当一三五厘ノ内訳

		運賃		陸揚費	計	
		里	百斤当	百斤当		
群山	二九、二〇〇、〇〇〇斤	一三〇	七七	六〇	一三七	四〇、〇〇四円
木浦	四、〇〇〇、〇〇〇	〃 一〇〇	〃 七七	〃 六〇	一三七	五、四八〇
釜山	五四、〇〇〇、〇〇〇	〃 一四〇	〃 八三	〃 四五	一二八	六九、一二〇
元山	一二、〇〇〇、〇〇〇	〃 一六〇	〃 九一	〃 四五	一三六	一六、三二〇
清津	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〃 一八〇	〃 一〇七	〃 六〇	一六七	一六、七〇〇
計	一〇九、二〇〇、〇〇〇				一三五	一四七、六二四

⑨ 塩輸入中止ニ依ル歳出減額内譯

費目	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	摘要
（目）塩購買回送及保管費	円	円	円	円	円	円	
塩購買費	八三、〇三六	三〇七、四一二	六〇六、五九六	九〇三、三五四	一、一二八、五五三	一、二三〇、一五〇	、

備考

各年度輸入中止数量左ノ如シ

昭和九年度	四、四四一、〇〇〇斤	百斤当 五十五厘	八三、〇三六円
〃 十年度	五三、四六三、〇〇〇	〃	三〇七、四一二
〃 十一年度	一〇五、四九五、〇〇〇	〃	六〇六、五九六
〃 十二年度	一五七、一〇五、〇〇〇	〃	九〇三、三五四
〃 十三年度	一九六、二七〇、〇〇〇	〃	一、一二八、五五三
〃 十四年度	二一三、二〇〇、〇〇〇	〃	一、二三〇、一五〇

(10) 結晶池改良ニ因ル収支計算　其ノ一（経常費ノ場合）

年次	改良工事施行面積	仝上結晶池面積	所要経費	塩増収高	収入増加額 増収ニヨルモノ	 品質上騰ニヨルモノ	 計	差引損益
第一年	六〇〇町歩	九〇、〇〇〇坪	一八〇、〇〇〇円	―千斤	―円	―円	―円	△一八〇、〇〇〇円
第二年	六〇〇	九〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	八、九七五	五六、五四三	二四、一九二	八〇、七三五	△九九、二六五
第三年	六〇〇	九〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一七、九五〇	一一三、〇八六	四八、三八四	一六一、四七〇	△一八、五三〇
第四年	―	―	―	二六、九二五	一六九、六二九	七二、五七六	二四二、二〇五	二四二、二〇五

備考

一　結晶池既改良塩田　六四六町歩ノ内訳
朱安二一二町歩南洞三〇〇町歩君子五〇町歩廣梁灣七二町歩
貴城一二町歩

二　結晶池未改良塩田　一八〇〇町歩　内訳
君子五二五町歩廣梁灣六九八町歩徳洞二二三町歩貴城一三七町歩
南市二一七町歩

三　毎年六〇〇町歩宛三ヶ年間ニ施行ス

四　結晶池ノ下ニ段ノ改良ヲ行フモノニシテ塩田一町歩ニ付一五〇坪

五　結晶池一坪當改良費
材料費　一三〇錢（甕破片又ハ其他材料及土止横板竹杭釘）
人夫賃　七〇錢
計　二〇〇錢

六　塩増収高ハ一町歩當採塩實績君子七二五〇〇斤南市七六四〇〇斤ノ二割廣梁灣一〇〇八〇〇斤ノ一割五分トス

七　六百町歩ノ改良ニヨル収入増加額ハ左ノ通リ

（イ）塩増収ニヨルモノ

	増収高（一等八割 二等二割）	増収金額（一等 二等 百斤當 六五錢 五五錢（塩田ニ於ケル價格））
一等塩	七、一八〇千斤	四六、六七〇円
二等塩	一、七九五	九、八七三

19

計　八、九七五　五六、五四三

(12)

品質上騰ニヨルモノ

從來一、二等ノ採塩割合ハ一等塩三割五分二等塩六割五分ナルヲ結晶池改良ニ依リ一等塩八割ヲ採塩スルコトヲ得ルヲ以テ一町歩當君子三、六二五斤南市三四、三八〇斤 廣梁灣 四五、三六〇斤ノ一等塩増加トナル依テ塩價百斤當十錢ノ増額ト見テ六〇〇町歩當二四、一九二円ノ收入増加トナル

八　年度別收入増加額

	收量増加	品質上騰	計
第二年（昭和八年度）	五六、五四三	二四、一九二	八〇、七三五
第三年（〃　九年度）	一一三、〇八六	四八、三八四	一六一、四七〇
第四年（〃　十年度以降）	一六九、六二九	七二、五七六	二四二、二〇五

結晶池改良ニ因ル収支計算　其ノ二（公債事業ニ依ル場合）

年次	改良工事施行面積	仝上結晶池面積	所要経費	金利年五分	塩増収高	収入増加額			差益	輸入中止ニヨル差益減	純差益
						増収ニヨルモノ	品質上騰ニ依ルモノ	計			
	町歩	坪	円	円	千斤	円	円	円	円	円	円
第一年	六〇	九〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	四、五〇〇	―	―	―	―	△四、五〇〇	―	△四、五〇〇
第二年	六〇	九〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一三、五〇〇	八、九七五	五六、五四三	二四、一九二	八〇、七三五	六七、二三五	一六、六〇四	五〇、六三一
第三年	六〇	九〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二二、五〇〇	一七、九五〇	一一三、〇八六	四八、三八四	一六一、四七〇	一三八、九七〇	三三、二〇八	一〇五、七六二
第四年	―	―	―	二七、〇〇〇	二六、九二五	一六九、六二九	七二、五七六	二四二、二〇五	二一五、二〇五	四九、八一一	一六五、三九四
計	一八〇	二七〇、〇〇〇	五四〇、〇〇〇								

備考

一　収入ハ塩田渡塩價（一等塩六五〇厘二等塩五五〇厘）ト改良翌年ヨリ一等塩八割二等塩二割ノ生産割合ニ依ル

二　輸入中止ニ依ル差益減ノ算出根基

輸入塩購入價格百斤當　五七五厘

仝　販賣價格〃　七六〇厘

差引利益　一八五厘

輸入中止数量

第二年　八、九七五、〇〇〇斤

第三年　一七、九五〇、〇〇〇斤

第四年　二六、九二五、〇〇〇斤

改良對未改良塩田採塩高実績比較表(一)（廣梁湾管内）

結晶池種類	塩田別	面積	一町歩当採塩高	一町歩当比較増△減	改良塩田ノ未改良ニ対スル増収歩合
改良塩田	廣梁湾五区一号三号	二六町歩	一二〇、〇七〇斤		
未改良塩田	廣梁湾五区二号四号	二六	一〇〇、三〇〇	△一九、七七〇斤	一割九七
	廣梁湾五区一、二号ヲ除ク他塩田	七四四	一〇一、六一〇	△一八、四六〇	一、八二
	徳洞塩田	二二三	一〇五、九〇〇	△一四、一七〇	一、三三
	貴城塩田	一四九	九五、〇六〇	△二五、〇一〇	二、六三
	計	一一四二	一〇一、一三〇	△一八、八四〇	一、八六

改良対未改良塩田採塩高実績比較表(二)（朱安管内）

改良塩田	朱安	二一二町歩	八七、五六一斤		
未改良塩田	君子	五七五	七一、六七一	△一五、八九〇斤	二割二二

改良対未改良塩田採塩高比較試験表(一)（朱安管内）

結晶池種類	試験塩田 施行場所	試験塩田 面積	一町歩当採塩高 二ヶ年平均試験成績	一町歩当比較 増△減	改良塩田ノ未改良ニ対スル増収歩合
改良塩田（甕片）	君子六区一号	二町五	一一〇、〇六五斤		二割六三
未改良塩田（土堤）	〃	〃	八七、一七三	△二二、八九二斤	

備考

本試験ハ昭和四、五両年ニ亘リ施行セシモノナリ

改良対未改良塩田採塩高比較試験表(二)（廣梁湾管内）

結晶池種類	試験塩田 施行場所	試験塩田 面積	一町歩当採塩高 二ヶ年平均試験成績	一町歩当比較 増△減	改良塩田ノ未改良ニ対スル増収歩合
改良塩田（甕片）	廣梁湾五区二号	三町、二	一六三、四九九斤		二割四三
未改良塩田（土堤）	〃	〃	一三一、四九七	△三二、〇〇〇斤	

備考

本試験ハ昭和四年施行ス

改良塩田ハ未改良塩田ニ比シ採塩高實績ハ前表ノ如ク朱安管内ニ於テ二割二分二厘廣梁灣管内ニ於テ一割八分六厘ノ増收ニシテ試驗結果ニ於テハ朱安管内ニ割六分三厘廣梁灣管内ニ割四分三厘ノ増收ヲ示セルモ其ノ年ノ氣象状態塩田内容ノ充實等ニ依リ前記増收歩合ハ年ニ依リ差異ヲ來スヲ以テ之等ノ要素ヲ考慮シ改良塩田ハ未改良塩田ニ対シ大体朱安及南市管内ニ割廣梁灣管内一割五分ノ増收トシテ算定セリ

一等塩及二等塩採塩歩合實績表

等級別	塩田面積	生産量				三ヶ年平均生産量	一、二等生産歩合
		昭和二年	仝三年	仝五年	計		
一等	一、九三四町	四九、七四五、三四〇斤	六九、〇七六、八〇〇斤	六四、一七四、〇〇〇斤	一八三、九九六、一四〇斤	六〇、九九八、七一三斤	、三五
二等	仝	八八、八〇三、二六〇	一二〇、六九二、七〇〇	一二七、八〇八、〇〇〇	三三七、三〇三、九六〇	一一二、四三四、六五三	、六五
計	一、九三四	一三八、五四八、六〇〇	一八九、七六九、五〇〇	一九一、九八二、〇〇〇	五二〇、三〇〇、一〇〇	一七三、四三三、三六七	一、〇〇

備考　本表ハ最近三ヶ年ニ於ケル未改良塩田ノ一、二等採塩歩合ナリ

塩田内部整理計画

既設塩田ノ空地ヲ整理シ六十町歩ノ塩田ヲ一ヶ年間ニ築造スルモノニシテ築造費ヲ要セザル為築造工事庸ニシテ且ツ既設塩田内ニ介在スルガ故特ニ管理費ヲ要セザル関係上採算有利ナリ

一、築造工事費

場所	面積	工事費	工事費内訳		一町歩當工費	摘要
			塩田築造費	蓄鹹池貯改築費		
廣梁湾	三〇町歩	三九、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一、三〇〇円	
南洞	一五	一八、〇〇〇	一三、五〇〇	四、五〇〇	一、二〇〇	
君子	一五	一八、〇〇〇	一三、五〇〇	四、五〇〇	一、二〇〇	
計	六〇	七五、〇〇〇	五七、〇〇〇	一八、〇〇〇	一、二五〇	

二、採塩高

製塩年次	採塩実収高	仝上一町歩當	採塩実収高内訳		
			廣梁湾	南洞	君子
第一年	九〇〇、〇〇〇斤	一五、〇〇〇	四六五、〇〇〇	二二七、〇〇〇	二〇八、〇〇〇
第二年	一、八〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	九三〇、〇〇〇	四五四、〇〇〇	四一六、〇〇〇
第三年	三、三〇〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	一、六七二、〇〇〇	八一九、〇〇〇	八〇九、〇〇〇
第四年	四、二〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二、一三九、〇〇〇	一、〇四六、九五〇	一、〇一四、〇五〇
第五年	四、九二〇、〇〇〇	八二、〇〇〇	二、五一一、〇〇〇	一、二二八、五〇〇	一、一八〇、五〇〇
第六年以降	五、五〇〇、〇〇〇	九一、六六七	二、六九〇、〇〇〇	一、三六五、〇〇〇	一、三四五、〇〇〇

三、塩田整理ニ依ル収支計算

年次	収入	工事費	支出 金利	支出 経常費	支出 計	差益	輸入中止ニ依ル差益減	改差益
第一年	円		一、四二五円	円	一、四二五円	△一、四二五円	円	△一、四二五円
〃二年	五、二六五		二、八五〇	一四、二六六	一七、一一六	△一一、八五一	一、六六五	△一三、五一六
〃三年	一〇、五三一		三、三〇〇	一四、二六六	一七、五六六	△七、〇三五	三、三三〇	△一〇、三六五
〃四年	二〇、七九〇		三、七五〇	一四、二六六	一八、〇一六	二、七七四	六、一〇五	三、三三一
〃五年	二六、四六一		三、七五〇	一四、二六六	一八、〇一六	八、四四五	七、七七〇	六七五
〃六年	三〇、九九六		三、七五〇	一四、二六六	一八、〇一六	一二、九八〇	九、一〇二	三、八七八
〃七年次以降	三四、六五一		三、七五〇	一四、二六六	一八、〇一六	一六、六三五	一〇、一七五	六、四六〇

備考

一、収入ハ塩田渡塩價（一等塩六五。二等塩五五。）トシ第三年迄ハ一等塩三割五分二等塩六割五分ノ生産割合第四年以降ハ結晶池改良ニ依リ一等塩八割二等塩二割ノ生産割合トス（別紙内訳ノ通）

二、輸入中止ニ依ル差益減算出根據

輸入塩購入價格（百斤當平均）五七五厘

販賣價格（百斤當平均）七六〇厘

差引利益 一八五厘

此ノ利益ノ内事務費保管費等アルモ朝鮮塩ニモ必要ニ付除外セズ

輸入中止ノ数量

第二年 九〇〇、〇〇〇斤
第三年 一、八〇〇、〇〇〇斤
第四年 三、三〇〇、〇〇〇
第五年 四、二〇〇、〇〇〇
第六年 四、九二〇、〇〇〇
第七年次以降 五、五〇〇、〇〇〇

塩田整理ニ依ル収入内訳

年次	塩田別	瓦片敷設セザルモノ 数量	瓦片敷設セザルモノ 単価	瓦片敷設セザルモノ 価格	瓦片敷設ノモノ 数量	瓦片敷設ノモノ 単価	瓦片敷設ノモノ 価額	計 数量	計 価額
第二年	廣梁湾	四六五、〇〇〇斤	五八五厘	二、七二〇円				四六五、〇〇〇斤	二、七二〇円
	南洞	二二七、〇〇〇	五八五	一、三三八				二二七、〇〇〇	一、三三八
	君子	二〇八、〇〇〇	五八五	一、二一七				二〇八、〇〇〇	一、二一七
	計	九〇〇、〇〇〇	五八五	五、二六五				九〇〇、〇〇〇	五、二六五
第三年	廣梁湾	九三〇、〇〇〇	五八五	五、四四一				九三〇、〇〇〇	五、四四一
	南洞	四五四、〇〇〇	五八五	二、六五六				四五四、〇〇〇	二、六五六
	君子	四一六、〇〇〇	五八五	二、四三四				四一六、〇〇〇	二、四三四
	計	一、八〇〇、〇〇〇	五八五	一〇、五三一				一、八〇〇、〇〇〇	一〇、五三一
第四年	廣梁湾				一、六七二、〇〇〇	六三〇	一〇、五三四	一、六七二、〇〇〇	一〇、五三四
	南洞				八一九、〇〇〇	六三〇	五、一六〇	八一九、〇〇〇	五、一六〇
	君子				八〇九、〇〇〇	六三〇	五、〇九七	八〇九、〇〇〇	五、〇九七
	計				三、三〇〇、〇〇〇	六三〇	二〇、七九〇	三、三〇〇、〇〇〇	二〇、七九〇
第五年	廣梁湾				二、一三九、〇〇〇斤	六三〇厘	一三、四七六円	二、一三九、〇〇〇斤	一三、四七六円
	南洞				一、〇四六、九五〇	六三〇	六、五九六	一、〇四六、九五〇	六、五九六
	君子				一、〇一四、〇五〇	六三〇	六、三八九	一、〇一四、〇五〇	六、三八九
	計				四、二〇〇、〇〇〇	六三〇	二六、四六一	四、二〇〇、〇〇〇	二六、四六一
第六年	廣梁湾				二、五一一、〇〇〇	六三〇	一五、八一九	二、五一一、〇〇〇	一五、八一九
	南洞				一、二二八、五〇〇	六三〇	七、七四〇	一、二二八、五〇〇	七、七四〇
	君子				一、一八〇、五〇〇	六三〇	七、四三七	一、一八〇、五〇〇	七、四三七
	計				四、九二〇、〇〇〇	六三〇	三〇、九九六	四、九二〇、〇〇〇	三〇、九九六
第七年	廣梁湾				二、七九〇、〇〇〇	六三〇	一七、五七七	二、七九〇、〇〇〇	一七、五七七
	南洞				一、三六五、〇〇〇	六三〇	八、六〇〇	一、三六五、〇〇〇	八、六〇〇
	君子				一、三四五、〇〇〇	六三〇	八、四七四	一、三四五、〇〇〇	八、四七四
	計				五、五〇〇、〇〇〇	六三〇	三四、六五一	五、五〇〇、〇〇〇	三四、六五一

既設塩田内部整理経常塩業費

款	項	目	内訳明細	第二年度予算 昭和八年度	摘要
専売局				一四二六六円	
	俸給				
	事業費			一四二六六	
		塩業費		一四二六六	
			庁費		
			修繕費		
			旅費		
			現業手当		
			雇員給		
			傭人料	一二三六〇	
			監視		

款	項	目	内訳明細	第二年度予算	摘要
			巡視	円	
			小使		
			工夫		
			職工		
			雑役夫	六〇	十町歩当一〇人
			事業手当 塩夫長	二、四〇〇	十五町歩当 一人
			塩夫	九、九〇〇	十町歩当二、二〇〇人一人ニ付七五才 既設塩田ニ比シ不良ニ付一割高
			機関手		
			火夫 油差		
			被服費		
			慰安費	六〇	十町歩当一〇円
			雑費	六〇	〃

事業用備品費	四六二	十町歩當 七七円	一割高
事業消耗品費	六六	十町歩當 一一円	仝
揚水費			
塩田修繕費	九九〇	十町歩當 一六五円	仝
塩田雑費	二六八	十町歩當 四四円强	仝

(a)

塩田築造費調

費目＼塩田別	朱安	南洞	君子	廣梁灣	德洞	貴城	南市
堤防及附属構造物	二三〇、五二四、〇三〇円	三八〇四、四一六〇円	八四、三七四、二〇〇円	五五五九八四、〇八〇円	四九二、二七〇、〇五〇円	一四二、五五〇、四四二円	二四、二八六〇円
内部	一八〇、五二四、〇九〇	二四四、五〇四、〇〇	四〇五、七四、八〇〇	四六九、〇六六、八三	一四一、三九八、三二一	八一、四九二、三四八	一五五、〇〇〇
仕上工事	三一、三〇三、六四〇	三〇、〇〇〇、〇〇	四一、三五八、三四〇	ー	三六、五三八、四八〇	二〇、五三七、六〇	二〇、九七一、二〇
器具機械	三五、七三四、四二〇	四〇、八〇一、〇〇〇	四〇、九四六、五二〇	ー	八、二八九、二八〇	二、七五五、〇〇〇	一六、二五二、九二〇
敷地買収費	七六八、五九〇	四、三〇六、四〇〇	三、二三七、九二〇	二、八八四、四〇〇	一、五三四、六〇〇	九四二、六〇〇	一、三九八、三一〇
建物新営費	六三〇、四二八〇	六四、八〇〇、〇〇〇	一三六二一、〇五〇	二一六七三九三七六	六〇、三四五、三二〇	三四、九四二、三三一	九八、四〇七、八九〇
電話架設費	一二、〇〇〇〇〇	二、九四一、〇七〇	六、七三三、三七〇	四、〇三〇、〇〇〇	五、五〇八、八一〇	二、九三七、三七〇	二、七三七、〇〇〇
輸送設備費	二二八、三四〇〇	一二、一三六、九〇〇	六、九三〇、四八〇	ー	ー	ー	九、六三三、三一〇
監督費	三四、六一九、四〇〇	一〇、〇一八、七七〇	六三、八九七、九二〇	ー	二八、三五八、九一〇	一七、七〇九、〇九〇	一七、二二四、七六〇
測量及設計費	三、一三四、三〇〇	三、二七四、三六〇	五、五六七、八六〇	ー	三、八七〇、九七〇	六、七四一、〇四〇	二、九八八、六四〇
雑費	一、五五七、八五〇	三、三三七、〇二〇	六、五三六、二八〇	ー	ー		一、四三六、二五〇

費目＼塩田別	朱安	南洞	君子	廣梁灣	德洞	貴城	南市
計	六五六、七八一、九〇〇	八〇〇、三四七、五二〇	一、五二七、八九八、七三〇	一、二四八、七四〇、六八七	七七八、二四〇、七二〇	三一〇、五六二、四三一	五五三、三七八、三七〇
一町歩當	二、九〇九円	二、六六八円	二、六四〇	一、六六二円	三、四八九円	二、〇八五円	二、五五〇円

各塩田災害復旧費調

塩田別	大正十二年 海嘯災害復旧	大正十四年 水害復旧	昭和五年 水害復旧	計	摘要
朱安	三七、一〇三、〇〇〇円	一四、七九七、〇〇〇円	一〇、四八五、〇〇〇円	六二、三八五、〇〇〇円	
南洞	四〇、二八三、〇〇〇	二四、七三六、〇〇〇	一八、九二七、〇〇〇	八三、九四六、〇〇〇	
君子	四八、五〇八、〇〇〇	一五、三〇〇、〇〇〇	一八、九七七、〇〇〇	八二、七八五、〇〇〇	
廣梁灣	五五一、九〇八、〇〇〇	一〇八、七九九、〇〇〇	-	六六〇、七〇七、〇〇〇	
德洞	-	五、六二五、〇〇〇	-	五、六二五、〇〇〇	
貴城	二五、八一八、〇〇〇	一〇、七四三、〇〇〇	-	三六、五六一、〇〇〇	
南市	二一四、三四〇、〇〇〇	-	-	二一四、三四〇、〇〇〇	

廣梁湾塩田熟成経過年数調

年別	面積	採塩高			一町歩當	摘要
		一等	二等	計		
一年	五二町	五八、四五五斤	一九九、五八八斤	二五八、〇四三斤	四、九六二斤	明治四十三年製塩開始
二年	三九三、〇	五〇五、七二一	二、四八二、六五七	二、九八八、三六八	七、六〇四	
三年	七〇六、〇	六七七、八八三	一〇、二八〇、五七三	一〇、九五八、四五六	一五、五二二	
四年	七七四、〇	三、三六六七四三	三二、九七二、一七九	三六、三三八、九二二	四六、九四九	
五年	七七四、〇	一〇、四八三、九五〇	三一、六一二、四七〇	四二、〇九六、四二〇	五四、三八八	
六年	七七四〇	二三、二八九、五五〇	二二八六三、四〇〇	四六一五二、九五〇	五九、六二九	
七年	七七四、〇	二六、五七七、六八〇	四一、八三〇、二〇〇	六八、四〇七、八八〇	八八、三八二	
八年	七七四、〇	一七九三七、六六九	六一、五九四、〇二四	七九、五三一、六九三	一〇二、七五三	
九年	七七四、〇	一〇、九九九、九〇〇	五八、七四一、五〇〇	六九、七四一、四〇〇	九〇、一〇五	
十年	七七四、〇	八、五五三、〇〇〇	六三、五九一、〇〇〇	七二、一四四、〇〇〇	九三、二〇九	

徳祠塩田熟成経過年数調

年別	面積	採塩高			一町歩当	摘要
		一等	二等	計		
一年	一〇五町	六三七,〇〇〇斤	一,四八八,〇〇〇斤	二,一二五,〇〇〇斤	二〇,一四五斤	大正十年製塩開始
二年	二二三	二,〇五四,〇〇〇	四,八一八,〇〇〇	六,八七二,〇〇〇	三〇,八一六	
三年	二二三	三,三八〇,〇〇〇	五,二一三,〇〇〇	八,五九三,〇〇〇	三八,五三四	
四年	二二三	二,二八〇,〇〇〇	九,一九三,〇〇〇	一一,四七三,〇〇〇	五一,四四八	
五年	二二三	四,三一九,〇〇〇	一五,七四八,〇〇〇	二〇,〇六七,〇〇〇	八九,九八七	
六年	二二三	三,六三三,〇〇〇	九,一三九,〇〇〇	一二,七七二,〇〇〇	六七,二七四	
七年	二二三	五,〇二四,〇〇〇	一五,九〇一,〇〇〇	二〇,九二五,〇〇〇	九三,八三四	
八年	二二三	七,三二七,四四〇	一四,三六九,五六〇	二一,六九七,〇〇〇	九七,二九六	
九年	二二三	八,〇一二,〇〇〇	一八,五三三,〇〇〇	二六,五四五,〇〇〇	一一九,〇三六	
十年	二二三	八,四五一,三九〇	二三,六七〇,六七〇	三二,一二二,〇六〇	一四四,〇四五	

貴城塩田成熟経過年数調

年別	面積	採塩高			一町歩当	摘要
		一等	二等	計		
一年	一四九町	六七三、〇〇〇斤	八一八、〇〇〇斤	一、四九一、〇〇〇斤	一〇、〇〇七斤	大正十一年ヨリ製塩開始
二年	一四九	一、〇一五、〇〇〇	一、一七〇、九三六	二、一八五、九三六	一四、六七一	
三年	一四九	三、五二七、〇〇〇	五、九八七、〇〇〇	九、五一四、〇〇〇	六三、八五二	
四年	一四九	三、一八三、〇〇〇	四、一八三、〇〇〇	七、三六六、〇〇〇	四九、四三六	
五年	一四九	三、四七三、〇〇〇	八、八二二、〇〇〇	一二、二九五、〇〇〇	八二、五一七	
六年	一四九	六、五三五、〇〇〇	七、一七六、〇〇〇	一三、七一一、〇〇〇	九二、〇二〇	
七年	一四九	七、七三〇、〇〇〇	九、三九五、〇〇〇	一七、一二五、〇〇〇	一一四、九三三	
八年	一四九	五、九九一、〇〇〇	一二、三六一、〇〇〇	一八、三五二、〇〇〇	一二三、一六八	
九年	一四九	五、一七九、〇〇〇	一一、〇八五、〇〇〇	一六、二六四、〇〇〇	一〇九、一五四	

昭和十八年

蘇萊塩田に機械製塩を併用する計画案

（本書は昭和十八年四月本局に於て実施された、塩田技術者打合会の議案である）尚、本計画は昭和十九年資本金、五百万円製塩工業KKが設立し実行に移された。）

昭和十八年四月 朝鮮天日塩田技術者打合事項

機械製鹽ノ併用ヲ必要トスル理由

天日鹽田ニ機械製鹽ヲ併用スレバ

一、急速ニ増産シ得ルコト

天日鹽田ノ擴張増産ハ測量設計期間ヲ除キ築造ニ四－五年更ニ熟成ニ四－五年ヲ要シ全鹽田ガ完全ニ機能ヲ發揮スル迄ニハ七－八年乃至十年ノ歳月ヲ要スレドモ機械製鹽工場ノ建設ハ現下非常時ニアリテモ二年内外ニテ全機能ヲ發揮シ得ルコト

二、苦汁ノ收量増加スルコト

資源ノ開發利用上近時特ニ重要視サルヽニ至リタル苦汁工業ノ擡頭ニ備フル爲苦汁ノ増量ハ急務中ノ急務ナルガ天日鹽田ニ於ケル結晶後ノ廢棄苦汁ノ採量ハ理論數ヨリ遙カニ減收ノ已ムナキ作業ノ現狀ナルニ反シ機械製鹽ハ鹹水中ニ含有スル全量ヲ採收利用シ得ルコト

三、苦汁工業ノ利益ヲ以テ鹽ノ生産費ヲ合理化シ得ルコト

機械製鹽ヲ併用シ製鹽ヨリ苦汁工業ニ至ル一貫作業ノ經營下ニ於テハ苦汁處理ノ利潤ヲ以テ鹽ノ生産費ヲ合理化シ得ルガ故ニ製鹽事業ハ著シク有利ノ狀態ヲ現出シツヽアリ

四、鹽ノ自産自給ヲ促進シ得ルコト

眞空製鹽ノ發達ト苦汁工業ノ利潤ニ依ル鹽生産費ノ合理化トニ依リ機械製鹽ハ工業鹽ノ製造ニモ適用シ得ベク從ッテ一般ニ要望セラレツヽアル鮮内食料鹽及工業鹽ノ自産自給ヲ急速ニ實現シ得ルコト

五、品質優良ナルコト

六、勞力節減ノ利點アルコト

機械製鹽ハ勞力ヲ節減シ得ルニ反シ將來ノ天日鹽田勞働力ニ付現在ノ拂底狀況ヲ以テ推斷スレバ現時勃興シツヽアル凡百ノ事業ニ押サレテ勞働力ノ不安ニ拍車ヲ加ヘルコト

七、生産力ニ彈力性アルコト

一朝非常時或ハ凶作ノ場合ニ於テ天日結晶鹽ハ其ノ年ノ天候ニ支配セラレ人力ヲ以テハ如何トモ爲シ難キニ反シ機械製鹽併用ノ場合ハ石炭ノ消費量ヲ増シ増産ヲ圖ラムトスレバ其ノ必要量ニ即應スル彈力性アルコト

八、朝鮮ノ氣象ハ機械製鹽ノ併用ニ適當ナルコト

朝鮮ノ氣象狀態ハ關東州、滿洲、北支等ノ天日鹽地ヨリモ機械製鹽併

用カ生産増加率有利ニシテ最モ適當ナリ

九、土地ノ利用上有利ナルコト

天日鹽田ノ平面的擴大増産ニハ廣大ナル土地ヲ要スレドモ機械製鹽ノ併用増産ハ用地ノ使用少ナキガ故ニ國土ノ利用上有利ナリ

一〇、内地食料鹽ノ不足補充ニ協力シ得ルコト

純良ナル天日鹹水眞空式鹽ヲ安價ニテ内地ニ供給シ得ルコト

一一、白鹽ノ安價供給

現時朝鮮ニ於テ消費サレツヽアル民製ノ煎熬鹽及再製鹽ハ年額七万噸ナルガ其ノ製法幼稚ニシテ生産費高カク品質モ亦粗惡ナルガ故ニ該鹽ハ合理的機械製鹽法ヲ採用シテ安價ニ供給スル要アリ

參考　眞空製鹽ニ關スル概算見込ミ數量

區分	單位	數量	摘要
眞空煎熬鹽生產費	百瓩	一、六七五厘	第一生產費　工場能力五[illegible]ノ他時價ニ比シ高二割五分ヲ見込ミタルモノ
仝	仝	一、一七〇厘	第二生產費　可能見込ミノ想定生產費
天日鹽生產費 仝	仝 仝	七五七厘 一、〇三一厘	昭和十二年度實蹟 第四次増田ノ見込生產費
在來煎熬鹽生產費	仝	二、五七八厘	仝
再製鹽生產費	仝	三、七三〇厘	仝
眞空煎熬鹽ノ益金	五四九町	七六三、七四四圓	第一生產費ニ依ルモノ 販賣價格百瓩　五圓五三〇
仝	仝	一、〇八三、〇八五圓	第二生產費ニ依ルモノ
天日鹽ノ益金	仝	五九五、六一〇圓	販賣價格　一等鹽二、〇五五厘 二等鹽一、七八五厘
眞空式鹽ヲ純分比ノ價格ニ販賣シタル場合ノ益金		四一七、七〇二圓	苦汁代八六、四六六圓ヲ含ム 鹽純分比價格百瓩當三、二二四厘
天日鹽		四五三、〇五〇圓	苦汁代二七、四二〇圓ヲ含ム

區分	單位	數量	摘要
眞空煎熬鹽ノ生產供給量	五四九町	六〇、一一五、五〇〇瓩	
仝	一町	一〇九、五〇〇瓩	天日鹽ニ對スル增產步合　〇、八二五
天日鹽ノ生產供給量	五四九町	三二、九四〇、〇〇〇瓩	
仝	一町	六〇、〇〇〇瓩	
眞空煎熬鹽ノ苦汁收量	五四九町	二八、八二二瓩	煎熬鹹水比重一七度一瓩當苦汁量〇、〇〇七瓩 比重三三度
天日鹽ノ苦汁收量	仝	九、一四〇瓩	鹽田一町當一六、六瓩　比重三三度
含有鹽化曹達　眞空煎熬鹽	%	九五	
仝　天日鹽	仝	八五	
仝　在來煎熬鹽	仝	八五	昭和十二年　水原市場
含有鹽化曹達再製鹽	仝	八八	昭和十二年　京城市場
苦汁代價眞空煎熬鹽	二八、八二二瓩	八六、四六六	一瓩　三圓

仝　天日鹽	九一四〇	[illegible]圓	仝　[illegible]
眞空工場建設費	一式	[illegible]三八〇〇〇圓	輕十四呎四重效用罐八基、自家發電設備、十萬瓩[illegible]
鹽田一町[illegible]量	瓩	七[illegible]〇瓩	比重　十七度
一ケ年[illegible]蒸鹹水量	仝	[illegible]二、七[illegible]〇瓩	仝　十七度
販賣價格 天日鹽　一等	百瓩	二〇、三三圓	昭和十四年一月
仝　　二等	仝	一、[illegible]八[illegible]圓	仝
眞空式鹽	仝	[illegible]圓	仝
再製鹽	仝	[illegible]六七八圓	昭和十三年十一月
在來煎熬鹽	仝	[illegible]三六圓	仝
鹽化曹達一%當生産費			
天　仝　日　鹽	仝毛	一二一　八九	第四次鹽田[illegible]　鹽化曹達　八五%　仝　百瓩當生産費　一、三[illegible]　一、七五七厘
在來煎熬鹽	仝	[illegible]八六	仝　八三　仝　二、三七八厘

區分	單位	數量	摘要
再製鹽	毛	[illegible]	鹽化曹達　八八%　百瓩當生産費　三、七二〇厘
眞空鹽	仝	一七九	仝　九三　仝　一、六七五厘
眞空鹽第二生産費	仝	一[illegible]	仝　九三　仝　一、一七〇厘

11―1
~~（12）~~

昭和八年

天日製塩法と、天日鹹水直熬法との優劣に関する

朝鮮專賣局の意見書

14p

伊勢村風次氏計、画の朝鮮指導要領草案

昭和八年九月頃、内地より来鮮した、華道家伊勢村風次氏は、朝鮮総督府へ対し現在の朝鮮指導書（天日製塩）を批判して下記の意見書を提出した事がある。

其の要旨は天日~~塩田より生産~~製塩は屢々天候に左右せられ生産量確保が不安全であることと、更に結晶池が土床又は粘~~土床天日結晶池に採塩する事となる為~~土床である為塩の品質が不良である。從って、天日塩田より採鹹した鹹水を~~以て~~煎熬製塩法に改むれば現在の天日塩田の生産額に比し三倍額の生産を挙げる事が可能となるとの意見であると当局に提出したのである~~との事実の意見を提出した~~

専売局に於ては、右の意見書に対し~~其れに対し専売局は意外の専売局~~半島に派遣所属技師、鳥田吉之助氏に~~本件~~本件の意見書を検討した。~~天日に対しての~~煎熬製塩法の技術者は、~~天日製塩法~~とも各々現存して居るのである。

甲　意見の要旨

本意見書の主旨は天日塩田（産塩）に於て鹹水を製造し之を塩生散地（鎮南浦）へ輸送して煎熬法、又は不板槽により製塩せんとするものにして、其の結晶品質を好なる食塩として天日塩田~~より~~に於ける生産額に比し三倍の額を生産し

得るのみならず塩田より塩集散地迄の回送費を節約し得るの利益ありと謂にあり。

乙　本意件に対する批判

1　採塩高

本意見書の計画は天日塩田よりも三倍額の生産ある事を標榜し居るも現在の天日製塩と本方法との生産量の差異は天日塩田結晶日数、二、三日間に於ける鹹水の地中滲透に対する失量及降雨被害に防禦の及はさる部分に対する損失量等の差に過すして提案者の称ふるが如き

莫大の増収を見込み得さるは、関東州、台湾に於ける当業者、並に仁川に於ける朝鮮塩業株式会社の実績に鑑み明にして本計画案は採鹹及採塩の起算点に於て大なる見込違ありと謂わべし又天日塩田にて製造せる鹹水を遠距離に輸送することは種々の障害あり、台湾に於ける此種製塩の二ヶ年間の実験に徴するも送鹹意の如くならず鹹水の温度並に比重低下により却て天日塩田よりも減収したる実例さえあり以上の諸点より考察するに設計及操作

1000斤＝60グラム＝1,000円
1,000グラム＝1.6667円

に過誤なしとするも本法に依る採塩増収量は天日製塩に比し恐らく二、三割を出でざるべし

2. 設備費、及生産費

天日蒸発又は木枝條架製塩の為鎮南浦及広梁湾両地に於ける送鹹設備、蒸発工場又は木枝條架の特別設備に要する諸設費は約百六拾万円にして略、現在広梁湾の採鹹塩田（七百七十町歩）の築造費に相当す、尚其の生産費に於ても１キロ瓦当約１円６、７銭にして天日製

塩費の略、二倍額に当る。従て塩田より塩集散地迄の回送費の節約の如き採算上、詳かに足らざるべし（広梁湾塩田より鎮南浦迄は敷塩にて舟便を以て廻送するものにして１キロ米当回送費は十四銭七厘に過ぎず）

(3) 製塩の品質

製塩の品質改良に就ては尚攻究の余地あるも現在、当局所管塩田に於て継續施工しつゝある陶破片又は煉瓦、其他の材料にて結晶池改良を施行すれば、一面坪当二円〜四円の工費

No.4

にて煎熬、塩又は木板槽の製塩に於けるを相及成分の製品を得るが故に敢て一面時当拾数円の木板設備（木板は内寺材及木(国)ニテキエ又等に依る改良施設を為すに及はするへく又煎熬製塩の如く小規模の需要に対しては優良天日塩を粉砕洗滌する等経済的の加工法を利用するを可とすべし。

(4) 結論

本計画事業の要旨とする処は良塩増産によるも良塩の生産については前項に述べし如く良

No.9

に有利なる良法あるのみならず煎熬塩等の小規模の優級な需要なる限り製品に於ては当分、天日塩の消費は衰へざるものと見るを得べく

増産に対する論点は

(イ) 現在の天日塩田を二倍に拡張して倍額の生産量を得るを可とするか。

(ロ) 右拡張費に相当する工費を投じて特別設備をなし煎熬法、又木板槽製塩法に依り生産量不変なる製品を現在の天日塩田に比し二、三割方増産するを有利とするか。

等の二点に帰着す。而して前者の有利なる事は今更多言を要せざる所なり。

　之を要するに天日塩田に於て一週間以上の日子を費して濃縮せる鹹水を以て後二日～三日にてして完全に製塩し得るものを、殊更莫大の設備費と燃料費とを投して天日塩に比し倍額以上の生産費を要する煎熬塩を製造せんとするが如きは未だ天日製塩の事情を克く究めざる結果によるものなるべし。

No5

製塩條件比較　附表（１）

区　分	伊勢村氏計画 煎熬法	木板法	当局計算	天日製塩の実績
塩田一町歩当鹹水生産量	4.367石	4.367石	2,000石	
鹹水一石当製塩量	70斤	60斤	60斤	
塩田一町歩当塩生産高	305.690斤	262.020	120,000斤	95.000斤
塩田一町歩当工費	—		3,965円	1,844円
鎮南浦に於ける塩百斤当原価	1,100銭	600銭	1,058銭	423銭

備考

(1)当局計算の塩田一町歩当鹹水生産量及鹹水一石当製塩量は朱安塩田に於ける試験成績に依る

(2)広梁湾に於ける天日製塩百斤当生産費は二十三銭五厘なるも鎮南浦迄の廻送費を加え

一斤 = 60キロ　（金額は 560倍として計算）
一石 = 5石5斗

No 6

は四十二銭三厘となる

附表（2）

廣梁湾塩田（770町歩）より採取せる鹹水を四里を距てる鎮南浦へ埋設管にて輸送し、煎熬又は木板製塩する場合の生産費調

区分	伊勢村氏計画 煎熬法	伊勢村氏計画 木板法	當局計算	摘要
採鹹量	1.540,000石	1.540,000石		
製塩高	92.400.000斤	88.000,000斤	73.150.000斤	
現在迄の設備費	1.419,880円	1.419.800円	1.419.800円	
増加設備費	1.632,950円	3.002.150円	—	
内訳 送鹹設備費	351,550円	351.550円	—	
内訳 煎熬設備費	1.281.400	2.650.600	—	

No 6

区分	伊勢村氏計画 煎熬法	伊勢村氏計画 木板法	當局計算
生産費	977.296円	575.135円	245.053円
内訳 固定資本利子及消却費	261.486円	404.100円	85.193円
内訳 経常費	715.810	171.035円	159.860円
広梁湾より鎮南浦への塩廻送費	—	—	64.591
鎮南浦に於ける塩百斤当原価	1.058厘	673厘	